

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【事業年度】 第20期（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

【会社名】 ドイツポスト・アーゲー
(Deutsche Post AG)

【代表者の役職氏名】 マルティン・ツィーゲンバルク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(IR担当)
(Martin Ziegenbalg EVP Investor Relations)
カトリン・アッシャー ヴァイス・プレジデント(法務担当 - ドイツ)
(Katrin Asher, SVP - Legal Services, Germany)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国、53113 ボン、
シャルル・ド・ゴール・シュトラッセ20
(Charles-de-Gaulle-Straße 20, 53113 Bonn, Deutschland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 白井勝己

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 尾藤正憲
同 高木瑛子

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【企業情報】

(注)

- 1 本書において、文脈上別異に解される場合又は別段の記載がある場合を除き、以下の語は、以下の意味を有するものとする。本書において別段の記載がある場合を除き、会社名が使用されるときは、その連結子会社及び関連会社を含むものとする。

「当社」、「ドイツポスト」又は「ドイツポスト・アーゲー」	: 子会社及び関連会社を含まない株式会社としてのドイツポスト・アーゲー。ドイツ・ブンデスポスト・ポストディーンスト (Deutsche Bundespost Postdienst) を指すこともある。
「当グループ」、「グループ」又は「ドイツポストDHLグループ」	: ドイツポスト・アーゲー並びにその連結子会社及び関連会社。
「AEI」又は「AEI Group」	: エアー・エクスプレス・インターナショナル・インク (Air Express International, Inc.) 並びにその連結子会社及び関連会社。
「アフターマーケット・ロジスティクス」	: 製造業者間のやり取り、返品及び修理のための流通サービス。
「ASG AB」、「ASG」又は「ASGグループ」	: アルメナ・スフェンカ・ゴッデスセントラー・エービー (Allmenna Svenka Godscentraler AB) 並びにその連結子会社及び関連会社。
「B2C」	: 製品、サービス及び情報の企業及び消費者間のやり取り。
「ブロック・スペース契約」	: フレート・フォワーダー又は荷送人は、航空会社とブロック・スペース契約を締結する。当該契約により、手数料を支払うことで、定期的な航空便による確定した輸送容量を確保することができる。
「ビジネス・プロセス外部委託」	: 第三者のサービス・プロバイダーに対し、特定の事業機能を外部委託すること。
「集荷及び返却」	: 異なる場所で製品がエンドユーザーから集荷され、事前に決定されている修理会社へ輸送され、修理後集荷の上、エンドユーザーに返却される。
「契約ロジスティクス」	: 契約ロジスティクス・サービス・プロバイダーによるバリュー・チェーンに沿った複雑なロジスティクス及びロジスティクス関連サービス。そのサービスは特定の産業及び顧客ごとにカスタマイズされ、一般的に複数年契約に基づき提供される。
「国際郵便(国外行)」	: 全ての国外行き国際郵便。
「ダンツァス」又は「ダンツァス・グループ」	: ダンツァスホールディングAG (Danzas Holding AG) 並びにその連結子会社及び関連会社 (ネドロイド、ASGグループ及びAEIグループを含む。)。
「期日指定」	: 期日を指定した配送。
「ドイツポスト・ワールドネット (DPWN)」	: ドイツポスト・ワールドネットとは、2009年にドイツポストDHLに変更になるまで、広告等公的な場で使用される当グループの名称であった。2015年3月に、ドイツポストDHLからドイツポストDHLグループに名称変更された。ドイツポスト・アーゲーとは、その株式が2000年11月20日以降ドイツの全証券取引所に上場されている、当グループ親会社の法的名称である。
「ポストバンク」	: ドイツ・ポストバンク・アーゲー。ブンデスポスト・ポストバンクを指すこともある。
「ドイツテレコム」	: ドイツテレコム・アーゲー (Deutsche Telekom AG)。ブンデスポスト・テレコム (Deutsche Bundespost Telekom) を指すこともある。
「DHLカスタマー・ソリューション & イノベーション (DSI)」	: 顧客への約束を果たすため、全ての事業部門を超えたDHL活動をまとめるため、当グループの重要な経理管理であるグローバル・カスタマー・ソリューション (GCS) と当グループの戦略的業務部であるDHLソリューションズ & イノベーション (DSI) と当グループの戦略的分野管理を統合して作られた業務部。
「DHL」	: DHLインターナショナル・リミテッド。
「ダイアログ・マーケティング」	: 個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。
「下方向アクセス」	: ドイツポストは郵便市場の独占的企業として、顧客ごとに個別に、また一定の条件下で他の郵便事業者に対し、自社の郵便バリュー・チェーンの一部の使用を許可することが義務付けられている。

「DSLバンク」	: ドイツ・ジードルングス・ウント・ランデスレンテンバンク (Deutsche Siedlungs und Landesrentenbank)。
「DSLホールディング」	: DSLホールディング・アーゲー。
「EBIT」	: 少数株主損益及び利息を含まない税引き前営業利益。

「イー・フルフィルメント」	: イー・コマース市場向けのフルフィルメント・サービス。
「イー・ポストブリーフ」	: 電子的に及び通常の郵便にて配達可能な保護された信頼できるオンラインのコミュニケーション方法。
「連邦ネットワーク庁」 (Bundesnetzagentur)	: 電気、ガス、通信、郵便及び鉄道に関するドイツの国家規制当局。
「ファースト・チョイス」	: サービス水準の向上と顧客重視の拡充を目指した全グループ的プログラム。
「フォーカス・コネクト・グロ」	: 2014年4月に導入された全グループ的プログラムであり、ドイツの郵便及び世界の物流プロバイダーとして、当社をさらに位置付けることを目的としている。
「フルトラック貨物」	: 差出人から受取人まで、満載のトラックを使用した貨物輸送。
「ゲートウェイ」	: 輸入向けの製品及び輸出後販売される製品の集荷拠点、通関拠点。
「グローバル・カスタマー・ソリューションズ」	: 当グループの世界的な最大規模の顧客を管理する組織。
「ハブ」	: 積み替え及び貨物の流通をまとめるための集荷センター。
「IATA」	: 国際航空運送協会。
「国内向けロジスティクス」	: 製造及び組立拠点の提供。
「国内向けから製造まで」	: 製品の調達及び原産地・製造地から製造ラインへの積み替え。
「複合輸送」	: 異なる輸送方法を合わせた輸送チェーン。多くの場合、車両と電車による輸送の組み合わせ。
「KfW」、「KfWグループ」又は「復興金融公庫」	: 以前のドイツ復興金融公庫。
「主幹ロジスティック・プロバイダー」	: 顧客のため、全て又は重要な流通プロセスを組織する義務を負うロジスティック・サービス・プロバイダー。
「コンテナ混載貨物(LCL)」	: 海上貨物輸送において、コンテナ満載に至らないためまとめられる混載貨物。
「トラック混載輸送」	: 約3トンの輸送貨物で、トラック満載には至らないため、その他発送人及び受取人の貨物と1つの輸送にまとめられる混載貨物。
「ルフトハンザ」	: ルフトハンザ・カーゴ・アーゲー(Lufthansa Cargo AG)。
「メンテナンス、リペア&オペレーション」	: 最終製品にはならないものの、メンテナンス、修理及び全般的なオペレーションのプロセスにおいて消費される製品の供給に関連する商品
「マキシブリーフ」 (Maxibrief)	: 353×250×50mmを最大サイズとし、1,000gを最大重量とする手紙。
「メディカル・エクスプレス」 (Medical Express)	: 医療機関、病院、研究所又は研究機関等への血液や組織サンプル等緊急又は温度に敏感な医療貨物の輸送。通常は、新薬の臨床試験に関連している。
「複合輸送」	: 例えば、航空、海上、車両及び電車等、2つ以上の輸送方法の使用。
「外部委託」	: 外部サービス業者への業務委託契約。
「パックステーション」 (Packstation)	: 小包及び小型郵便物を1日中投函及び受取り可能な小包用機器。
「パケットボックス」 (Paketbox)	: 料金別納小包及び小型郵便物(最大容積: 50x40x30cm)用の郵便ポスト。
「郵便法」 (Postgesetz)	: 1998年1月1日に発効したドイツ郵便法の目的は、規制を通して郵便業界における競争を促進し、ドイツ全体における適切かつ十分な郵便サービスの提供を確保することである。これには、ライセンス、価格統制及びユニバーサル・サービスに関する規制が含まれている。
「優先定期刊行物」	: 内容の30パーセント以上を報道記事が占める出版物。
「料金の上限定額設定手続」	: ドイツ連邦ネットワーク庁が一定の郵便商品の価格を承認する手続。同庁は、これが決定する一定種類のサービスにおける平均料金変更幅を規定する事前に定められた標準料金に基づき、郵便商品の料金を承認する。
「報告日」	: 直近の事業年度の末日
「即日配達」	: 注文されてから24時間以内に配達されるサービス。
「標準書簡」	: 235×125×5mmを最大サイズとし、20gを最大重量とする書簡。
「標準定期刊行物」	: 内容の30パーセント未満を報道記事が占める出版物。
「サプライ・チェーン」	: 原材料の調達から製品の消費者への提供まで、一連の繋がったリソース及びプロセス。

「ターゲティング」	: 最大の広告効果を目的とした、特定のターゲットに対するウェブサイト上の広告。
「時間指定」	: 配達日又は配達時間が指定又は保証された緊急の宅配サービス。
「輸送資産保全協会」(TAPA)	: 国際的なサプライ・チェーンにおける紛失を低減することを共通の目標とした製造業者、流通業者、貨物運搬業者、法執行機関及びその他利害関係者をまとめるフォーラム。
「20フィートコンテナ単位」 (TEU)	: 長さ20フィート、幅8フィート(6×2.4m)の標準コンテナ単位。
「アメリカ」、「合衆国」又は 「米国」	: アメリカ合衆国。

- 2 「€」はユーロを指し、「¥」は日本円を指す。
- 3 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 134.55円(2015年5月20日現在の東京における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)の換算率により換算されている。
- 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 5 発行者の事業年度は暦年である。
- 6 本書は将来的な記述を含んでいる。「予想する」、「信じる」、「見込む」、「予測する」、「意図する」、「計画する」又は「確信する」などの用語及び類似の表現は、それらが当社又は当グループに関係する場合、将来的な記述を意図している。当社又は当グループはこれらの将来的な記述を更新する意図はない。かかる将来的な記述は、将来の出来事に対する本書提出日現在における当社又は当グループの見解を反映しており、将来の業績の反映とはならない。かかる記述には、必然的に一定のリスク及び不確実性が含まれており、また、実際の業績は、多くの要因の結果、将来的な記述に含まれる情報とは重要な点において異なる可能性がある。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(イ) 一般

ドイツ法は、各種の企業形態について規定しており、その中でも以下の企業形態が頻繁に採用される。

- ・ 合名会社(Offene Handelsgesellschaft - 「oHG」)
商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。
- ・ 合資会社(Kommanditgesellschaft - 「KG」)
商法第161乃至第177条aの適用を受け、最低1人の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の社員(有限責任社員)は一般的にその出資額を限度とする責任を負う。
- ・ GmbH&Co.KG(合資会社の特殊形態)
有限会社が唯一の無限責任社員となる。
この種の会社は、一般的に合資会社に適用される規定の適用を受ける。
- ・ 有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)
有限会社法の適用を受け、法人格を有する。
有限会社は、原則として、最低25,000ユーロの確定資本金を有する。但し、2008年の有限会社法改正後、有限会社はより低額の資本金で設立することができる。当該有限会社は、「Unternehmergesellschaft haftungsbeschränkt」又は「UG haftungsbeschränkt」を社名に追加することにより、資本金が減額されたことを表示しなければならない。各有限会社の資本金は持分に分割される。但し、持分は、公正証書によってのみ譲渡が可能である。
- ・ 株式会社(Aktiengesellschaft - 「AG」)
株式会社法の適用を受け、有限会社と同様に法人格を有する。株主は、会社の債務について責任を負わない。株式会社は、最低50,000ユーロの確定資本金を有する。かかる資本金は、額面株式又は無額面株式に分割され、無記名式又は記名式のいずれでも発行することができる。株式は、公証人の認証がなくても譲渡が可能である。一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べ、柔軟性に乏しい。
株式会社の特徴を以下に敷衍する。
- ・ 欧州会社(Europäische Gesellschaft - Societas Europaea - 「SE」)
欧州共同体の欧州会社規則及び欧州会社設置法の適用を受ける。欧州会社は、株式会社であり、欧州連合のいずれの加盟国においても登記が可能である。欧州連合規則の適用に加え、欧州会社には、登記事業所が設置されている加盟国における株式会社に適用される法令も適用される。

(ロ) 設立

株式会社は、1人以上の発起人によって設立される。発起人は、現金による出資又は現物出資と引換えに全株式を引き受ける義務を有する。設立時における株式会社の最低資本金額は、50,000ユーロである。定款は、公正証書によって作成され、会社の法律上の所在地を管轄する地方裁判所が保管する商業登記簿に登録されなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- ・ 会社の名称及び本店所在地
- ・ 会社の目的

- ・資本金の額・株式の額面株式・無額面の別、額面株式の額面金額及び額面金額ごとの株式数又は無額面株式の株式数
 - ・株式の記名式・無記名式の別
 - ・取締役数又は取締役数決定の根拠となる規則
 - ・会社の公告の方法に関する事項
- 株式会社は、商業登記簿に登録されたときに法人格を付与される。

(八) 会社と株主との関係

株主は、等しい状況下では平等の取扱いを受けることができる。株主は、配当可能利益を受領することができるが、資本準備金に組み入れることなどを理由として、法律、定款若しくは株主の決議又は（所定の金額を限度として）取締役会及び監査役会の共同決議により配当から除外されるものについてはこの限りでない。

株式会社は、株式会社法第71条に定める非常に限られた場合にのみ自己株式を取得することができる。

無記名式株式は、売主と買主の合意及び株券の交付により譲渡される。記名式株式は、売主と買主の合意及び裏書された株券の引渡しにより譲渡される。記名式株式については、会社の株主名簿に登録されている株主のみが会社に対する関係で株主とみなされる。上場会社の場合、株式は一般に1枚又は数枚の包括株券により表章され、クリアストリーム・バンキング・アーゲー等の証券保険機関に預託される。株主は個別の株券を受領せず、株式の譲渡は、売主が買主に株券を交付する代わりに、保管機関の口座振替により行われる。

議決権が直接的であるか間接的であるか（つまり、第三者が保有する議決権が株主に帰属する場合を指す。）を問わず、上場会社の議決権の合計が3パーセント、5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントに達する場合、それを超える場合、若しくはそれを下回る場合においては、株主は、その事実を知った後又はその状況において知り得た後遅延なく、いかなる場合であっても4営業日（土曜日、日曜日又はドイツの最低1つの連邦州（Bundesland）における州の祝日を除く各暦日）以内に、当該上場会社及び連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（「FFSA」））に通知しなければならない。株主は、株式保有基準値に到達した2営業日後にはその事実を認識していると仮定される。株主が第三者と協力している場合は、当該第三者の議決権も株主に帰すものとされる場合がある。株式発行会社が通知を受けていない場合、当該株式に基づく権利を行使することができない。但し、貸借対照表上の利益の分配（但し、分配される範囲に限る）及び清算による収益の分配についてはその限りではないが、発行体に対する通知が、意図的に又は重過失により未実施という状況になっていないことを条件とする。意図的に又は重過失により通知がなされておらず、前述の株式保有基準値の到達、超過又は割込みが通知されていない上、通知されている議決権数と実際の議決権数の間の誤差が少なくとも10パーセントとなる場合、当該株式に係る遅延通知がなされた日から6ヶ月間行使することができない。実質株主の指図を受けない代理人による株式保有の効果は、かかる代理人に帰属する。各暦月末日に、当該月に現存する議決権数に変更があった場合、会社は、株主による株式保有基準値の計算を可能にするため、またFFSAに対する通知を円滑に行うため、現存議決権総数に関する要旨を公表しなければならない。また、株式の交付を要求する権利が付随したデリバティブ商品の保有者（直接間接を問わない。）も、会社に対し上記と同様の通知を行わなければならないが、デリバティブ商品の場合は3パーセントの株式保有基準値については適用されない。かかる金融商品に関連する議決権と株式保有による議決権は、通知義務が発生するか否かを決定する際に合算される。投資家の直接的又は間接的な（つまり議決権が当該投資家に帰す場合。）株式保有基準値が10パーセント以上となる場合、当該投資家は議決権の取得の目的及び議決権取得のため利用された資金源を、当該株式保有基準値が達成されてから20営業日以内に株式の発行体に通知する義務を負う。発行

体は、受取った情報と通知義務が遵守された旨を公開する。同様の通知義務は、上場会社の総議決権数の5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントを取得するオプションを有する者、又は他の機関を通じて取得する権限を有する者についても適用される。

(二) 会社の組織

(a) 取締役会

取締役会の数は1人でも数人でもよく、自己の責任において会社の業務を執行するものとする。取締役の数は、登録上の資本金が3,000,000ユーロを超える場合は、定款に1人とする旨が明記されていない限り、2人以上でなければならない。取締役は、自然人であり、かつ、完全な行為能力を有する者に限られる。

取締役会は業務規程を制定することができる。但し、定款により監査役会が業務規程の制定権を与えられている場合又は既に監査役会が取締役会のために業務規程を作成している場合はこの限りでない。

取締役会は、裁判上及び裁判外において会社を代表する。取締役会が数人から成る場合、全取締役が共同してのみ会社を代表する。但し、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない(かかる規定を設けるのが普通である。)。定款において、取締役が単独で又は委任状を有する者と共同で代表権限を有する旨定めることができる(かかる委任は商法の適用を受ける法定の標準的な委任状によりなされ、商業登記簿に登記される。)。共同代表権を有する取締役は、各自の間における職務分担を定めることができる。取締役の代理人を定めることができ、これら代理人の代表権限は第三者に対する関係においては、正規の取締役のそれと同じである。

取締役会又は代表権限の変更は、その都度、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役は、任期を最長5年として監査役会により任命される。再任又は任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とする。

2015年4月24日の両性が民間及び公共部門において指導的地位に平等に参画するための法律(Gesetz für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst)の規定によれば、上場会社であり、かつ、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社(co-determined company)は、常務取締役会における女性の代表に係る目標割合を決定しなければならない(株式会社法第111条第5項第1文)。女性の代表者が、常務取締役会で30パーセント未満である場合、目標割合は現在の割合に満たないものであってはならない(株式会社法第111条第5項第2文)。その他の点では、会社は、目標割合を自由に決定する。監査役会も、目標割合を実現するための期限を決定しなければならないが、当該期限は5年を超えてはならない。目標割合の初回決定は、2015年9月30日までに行わなければならない。初回決定に係る目標割合を実現するための最初の期間は、2017年6月30日より長期であってはならない(株式会社法施行法第25条第1項第2文)。さらに、常務取締役会は、常務取締役会より下位の二つの管理者レベルで女性の代表に関する目標割合を決定しなければならない(株式会社法第76条第4項)。したがって、上記原則(期限等)が適用される。会社が当該目標を実現できなくても、制裁がないことは、言及に値する。しかしながら、会社は、(イ)コーポレート・ガバナンスに関する宣言の一部として(ドイツ商法第289条a第2項第4号)(ロ)(コーポレート・ガバナンスに関する宣言を発していない場合)年次財務書類の一部を構成するマネジメント・レポート(Lagebericht)に、又は、(ハ)(コーポレート・ガバナンスに関する宣言を発しておらず、かつ、マネジメント・レポートも作成していない場合)ウェブサイト上に、女性の管理者の代表に関する目標割合を公表する義務がある。

取締役会は、重要な事由のほか、営業方針、会社の収益性及び事業の現況について、定期的に監査役会に対して報告しなければならない。

(b) 監査役会

株式会社法第95条に従い、監査役会は資本金の額により3人以上21人以下の監査役（その数は常に3の整数倍でなければならない。）から構成される。

1976年5月4日付産業共同決定法（Mitbestimmungsgesetz - 以下「共同決定法」という。）は、異なる構成について規定しており、株式会社法第95条に規定の構成に優先し、同法は、一般に雇用者数が2,000人を超える全ての会社に適用される（以下の記載は共同決定法に従う会社についてのものである。）。

共同決定法に従い、監査役会は、以下に従って構成されなければならない。

- ・一般に従業員数が10,000人以下の会社の場合、12人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表6人及び従業員の代表6人（そのうち4人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を16人又は20人（株主の代表と従業員の代表を同数とする。）と定めることができる。
- ・一般に従業員数が10,000人超20,000人以下の会社の場合、16人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表8人及び従業員の代表8人（そのうち6人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を20人と規定することができる。
- ・一般に従業員数が20,000人を超える会社の場合、20人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表10人及び従業員の代表10人（そのうち7人は会社の従業員とし、3人は労働組合の代表）とする。

監査役会の構成で株主代表に関するものは共同決定法の適用を受けないが、従業員代表に関するものについては、共同決定法に更に詳しく規定されている。

資本市場において活動する会社（組織的な市場において自らの株式を取引する会社又は当該取引許可の申請を行なった会社と定義される。）については、監査役会の管理取締役のうち最低1名は会計の専門知識又は財務諸表の監査の専門知識を有する者（株式会社法第100条第5項）が任命されなければならない。

株主代表は株主総会で選任される。上場会社の取締役は、同時に同じ会社の監査役となってはならない。また、取締役の任命期間終了後2年間は、25パーセント超の議決権を保有する株主による提案に基づき選任された場合を除き（株式会社法第100条第2項第1文第4号）、同じ会社の監査役となってはならない。従業員代表の選任については共同決定法第9条乃至第24条が適用され、共同決定法の授權に基づき、1977年6月23日に公布され、2005年10月に改訂された3つの規則に更に詳しい規定がある。選任手続は複雑で、異なる組織を有する大グループの場合は最低25週間の日数を要する。

2015年4月24日の両性が民間及び公共部門において指導的地位に平等に参画するための法律（Gesetz für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst）は、上場会社で、LoC（原則として2000人以上の従業員で、監査役会の共同決定が50 / 50であることを条件とする）に該当する会社に対し、監査役会に関し30パーセントの性別割合を義務付けるものである（株式会社法第96条第2項）。かかる定数は、両性に適用される。原則として、かかる定数は、監査役会全般適用される。したがって、従業員代表者50パーセントにまで達する可能性がある。しかしながら、従業員代表者及び株主選任の監査役の両者は、関係の側の多数決により監査役会の各半数は、両性から少なくとも30パーセントを構成するように求める権利がある（株式会社法第96条第2項第3文）。かかる定数は、2016年1月1日から遵守する義務がある。同日以後、新たに監査役を選任する際には、上記定数規定を順守する義務がある。新たに監査役を選任する際に、欠員の欠如のため定数を完全に満たすことができない場合は、当該欠員について、30パーセントの法定閾値に達するまで、必要な数に満たない方の性の人員を配置しなければならない（株式会社法施行法第25条）。性別定数要件が監査役会の選任過程で遵守されない場合、当該選任は無効である。すなわち、30パーセントの定数を実現する必要があった、監査役会における役職が、欠員のままとなる（いわゆる「空席」）（株式会社法第96条第2項第6文）。しかし、監査役会の選任が新法違反以外の理由で裁判所により無効とされた場合は、無効とされた選任により達していた性別定数に依拠したその後の選任の有効性に影響を与えない。2016年1月1日以前に選任された監査役は、定期満了までその任務を果たすことができる。

監査役の任期は、当該監査役の就任後4会計年度中（なお、当該監査役が監査役に就任した当該会計年度は含まれない。）の同監査役の免責につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることはできない。

株主代表であると従業員代表であるとを問わず、個々の監査役については、かかる正規の監査役とともに補欠を選任することができる。かかる補欠は、正規の監査役が任期満了前に退任した場合に監査役になる。

() 監査役会の権限及び義務

監査役会は、取締役の任命、取締役会の監督、及び取締役会に対する助言を行う。監査役会は、会社の財産のほか会社の帳簿及び記録を閲覧・監査することができる。また、会社の利益のために必要な場合は、株主総会を招集しなければならない。

業務執行の機能を監査役に委譲することはできないが、定款又は監査役会において、一定の取引をするには監査役会の同意を要する旨定めなければならない。

監査役報酬は、定款又は株主総会決議により決定されなければならない。

取締役の報酬総額及び取締役会の報酬体制は、監査役会の満場一致により決定される必要があり、委員会に対し委任することはできない(株式会社法第107条第3項第3文)。報酬総額は、各取締役の職務及び能力並びに会社の財務状況の観点から適切なものでなければならず、正当な理由なく通例の報酬レベルを超えてはならない(株式会社法第87条第1項第1文)。上場会社においては、報酬体制が企業の持続可能な発展に重点を置くもの(株式会社法第87条第1項第2文)でなければならない。会社の状況が悪化した場合で、現行の報酬の支払いの継続が会社にとって不適切となる場合(株式会社法第87条第2項第1文)、監査役会は速やかに取締役の報酬を適当な金額に減額する。会社が取締役及び役員の損害賠償保険を取得する場合、最低でも損害の10パーセントから取締役の固定年収の1.5倍の金額を控除免責金額として合意しなければならない(株式会社法第93条第2項第3文)。

() 会長、決議、委員会

監査役会は、監査役の中から監査役会会長1人及び1人以上の副会長を選任しなければならない。

法律に別段の定めがない限り、決議の定足数は、全監査役の半数以上である(共同決定法第28条)。他の監査役が代理して投票することも当該決議への参加とみなされる。別段の定めがない限り、決議には投票数の過半数が必要である。可否同数の場合は再度の投票を行うことができるが、この場合も可否同数であれば、監査役会会長が決定権を有する。監査役会副会長には、かかる決定権はない(共同決定法第29条)。

監査役会は、委員会を設置することができ、かかる委員会に対し、株式会社法第107条第3項が規定する一定の事項以外の事項につき、監査役会に代わって決定することを委任することができる。ドイツ企業統治法は、監査役会が監査委員会を組織することを推奨している。

監査委員会は、通常、会計過程並びに内部統制システム、リスクマネジメントシステム、内部修正及び内部監査システムの効率性、特に監査役の独立性及び監査役が追加で提供するサービスにつき監督する。資本市場において活動する会社においては、株式会社法第100条第5項に従い、監査役のうち最低1名は会計又は財務諸表の監査の専門知識を有する社外監査役でなければならない。さらに、ドイツ企業統治法に従い、監査役会の監査委員会の会長は会計原則及び内部統制の適用に関する専門知識及び経験を有する、過去2年間に会社の取締役ではなかった外部監査役でなければならない。通常、第100条第5項に基づく監査役及び監査委員会の会長は同じ人物である。資本市場において活動する会社の監査委員会は、監査役会に対し年次連結財務諸表の会計監査人を選出する提案を行うものとし、監査役会は当該提案に基づき株主総会において自らの提案を行う。監査役会は、例外的に監査委員会の推薦に反対することができるが、理由を株主総会において説明しなければならない。

() 取締役の任命

共同決定法第31条に従い、取締役選任のための監査役会決議には3分の2の多数を必要とする。かかる多数が得られない場合、監査役4人から成る専門委員会は、1ヶ月以内にかかる選任の提案をしなければならない。その後は、かかる提案が受諾されるか否かにかかわらず、監査役会決議を過半数で採択することが

できる。過半数が得られない場合、3回目の採決（当該採決においても単純多数が必要となる。）を行うことができ、その場合、会長が2議決権を有する。

（ ）企業統治

上場会社は、毎年1回、株式会社法第161条第1項第1文に基づき、ドイツ企業統治法上の勧告事項が遵守されており、今後も遵守されること、又は勧告事項が遵守されていない場合には遵守されていない勧告事項及び不遵守の理由が記載された、取締役会及び監査役会作成に係る宣言書を自社のウェブサイト公表しなければならない（「遵守又は説明」）。宣言内容がコンプライアンス実務の変更によって不正確となる場合、変更後の宣言を速やかに会社のウェブサイトにおいて公表しなければならない。年次コンプライアンス報告書は、会社のウェブサイトにおいて、恒常的に開示する必要があり、商法第289条aに従い、会社の経営に関する宣言書を構成するものでなければならない。

ドイツ企業統治法については、以下第一部第5の5「コーポレート・ガバナンスの状況」も参照のこと。

(c) 株主総会

株主は、株主総会でその権利を行使し、株式会社法又は定款に定められた事項について当該総会で決議する。その主な決議事項は以下のとおりである。

- ・ 監査役会における株主代表の選任
- ・ 利益処分案
- ・ 取締役及び監査役の免責
- ・ 会計監査人の選任
- ・ 定款変更
- ・ 増資及び減資
- ・ 特別監査人の選任
- ・ 会社の解散
- ・ 組織変更、合併及び会社分割

株主総会は、取締役会からその旨請求された場合に限り、営業上の問題につき決議することができる。

定時株主総会は、営業年度終了後8ヶ月以内に開催されなければならない。当該総会は、利益処分案並びに取締役及び監査役の免責について決議する。また当該総会は会計監査人を選任する。株主総会は、会社の利益のために要求される場合にも招集されなければならない。取締役会（並びに、会社の利益のために必要である場合においては、監査役会）は株主総会を招集することができる。資本金の5パーセント以上を有する株主については、株主総会招集の目的及び理由を記載した書面を取締役に提出し、株主総会の招集を要求することができる。

株主総会の招集通知は、株主総会開催日の30日以上前に連邦官報（Bundesanzeiger）に公告されなければならない。定款において出席の前提条件が定められている場合には、この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。招集公告には、例えば、株主総会の開催日、場所、株式総数及び現存議決権総数並びに議案等を記載しなければならない。上場会社は、とりわけ出席のための前提条件、議決権行使、又は代理人、郵送若しくは電子通信による投票手続、又はその他株主総会に関連する株主の権利に関する追加情報を提供しなければならない。記名式株式だけではない株式を発行し、株式会社法第121条第4項第2文及び第3文に従い招集通知を直接株主に郵送しない上場会社は、株主総会の招集通知を、会社が指定する定期刊行物（例えば連邦官報）（株式会社法第121条第4項）及びメディアを通じて公告しなければならない（株式会社法第121条第4項a）。この公告により、会社は欧州連合全体において情報を公告したとみなされる。連邦官報における公告の直後に、上場会社は、株主総会の招集通知、決議が予定されていない議案事項の説明、総会において提供される予定の書類並びに召集通知日における株式総数及び議決権総数を

会社のウェブサイトにおいて公表することが要請される。また、ウェブサイトにおいて、異なる種類株式の総数を、それぞれ公表されるものとし、最後に、株主に対し直接代理投票書式又は欠席投票書式が郵送されていない場合は（該当する場合）、当該書式を公表する。定款の変更により、株式会社は株式会社法第125条第1項の書類（株主総会の招集、議題変更、及び代理人又は株主組合がどの様に議決権を行使することができるかについての情報に関する通知）の送付を電子通信による送付に限定することができる（株式会社法第125条第2項第2文）。

株主の株主総会への参加を円滑にするため、株主又はその代理人が出席しない場合でも株主が株主総会に参加し、電子通信を介し、株主がその権利の全部又は一部を完全に又は部分的に行使することが可能であることを会社の定款において規定することができ、また、定款をもって、取締役会にかかる措置を規定する権限を付与することが可能となった。さらに、定款をもって、取締役会に対し、株主又はその代理人が出席しない場合でも、株主が書面又は電子通信により議決権を行使すること（不在投票）を認める旨規定する権限を付与することが可能となった。

取締役会及び（又は）監査役会は、決議を要する各議案を提出しなければならない（監査役及び会計監査人の選任決議案は、監査役会のみが提出する。）。

株主は、株主総会において議事の各議案につき反対議案を提出することができる。株主が、総会前14日以内に、株主総会招集通知に記載された住所に、取締役会及び（又は）監査役会の提案に対する反対提案をその理由とともに通知した場合には、会社は、全株主がかかる反対議案及びそれに対する会社の意見（もしあれば）についてアクセス可能なようにしなければならない。上場会社の場合には、会社のインターネットページを通じてアクセスが提供されなければならない。各株主は、請求に係る情報が関連する議案の正当な評価に必要な場合に限り、株主総会において、取締役会から会社の業務に関する情報の提供を求めることができる。株式会社法第131条第3項に定める一定の事由（例えば、回答することが会社に不相当ではない不利益を与える事由。）がある場合、取締役会は、情報の提供を拒否することができる。株式会社法第131条第2項に従い、株式会社の定款において、総会の会長が株主による質疑応答のための時間を、適切な範囲に制限する権限を有する旨を規定することができる。ドイツポストの定款には当該権限の付与が含まれている。

株式に伴う議決権は、株主が自ら行使することも又は代理人（委任状の様式は会社により提供される）を通じて行使することも可能である。株主が1名以上の代理人に対して授権した場合、会社は、1名又は複数の代理人を拒否することができる。委任状は、書面において発行される必要はなく、電子署名を含まない電子メールなどテキスト形式によることが可能である。また、上場会社の場合には、定款の規定により、委任状の形式を簡素化する旨を定めることができる。授権及び照合の取消についても同様である。上場会社は、株主が授権を希望している場合には、第三者が株主を代理し株主の議決権を株主総会において行使する権利が与えられていることに関する証明を株主が提供するための電子通信方法を提供しなければならない（株式会社法第134条第3項第4文）。

一方、会社は、株主からの指示によって議決権を行使する会社指定の代理人を設置することができる。会社がかかる委員会を設置した場合、株主は、会社指定の代理人に対して指示することにより又はインターネットを通じて議決権を行使することができる。

貸付機関、議決権行使専門業者及び株主組合に関する詳細な手続要件及び制限が規定された。貸付機関、議決権行使専門業者及び株主組合は、議案に対する議決権の行使に関する株主の明示的な指示が必要ではなくなった。代わりに、代理人は、授権により、(i)代理人自らの議決権の行使に関する提案又は(ii)取締役会若しくは監査役会の提案、又は異議がある場合においては監査役会の提案に従い、広い範囲で議決権を行使することができることとなった（株式会社法第135条第1項第4文）。

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、行使された議決権の過半数で行うことができる。定款は、額面金額いくらに対し1個の議決権を付与するかを規定する。総会決議は、一定の場合（例えば定款変更、増資、減資、解散等の場合）、決議における株式資本の4分の3の多数でなされることが法律上要求される。但し、いくつかの例外（例えば、会社の目的の変更、増資の際の新株引受権の排除、合併の承認等）を除き、定款をもってかかる4分の3の多数要件を過半数に軽減することができる。

上場会社における株主総会については、公証人により議事録が作成されなければならない、かかる議事録には投票の結果が記載されなければならない。議事録は、商業登記所に提出される。

上場会社は、株主総会の後7日以内に、各決議ごとに、有効投票議決権数、これらの議決権と株式資本との対応関係、賛成議決権数、反対議決権数、及び棄権議決権数（もしあれば）を含む、決議の結果を自社のウェブサイトで公表する（株式会社法第130条第6項）。但し、定時株主総会において会長が結果を公表することにより、株主の反対がなければ、簡易方法により公表がなされたとみなすことができる（株式会社法第130条第2項第3文）。

不適切な訴訟を防ぐため、法は、裁判所において株主決議を争う場合について、いくつかの手続的要件を規定している。とりわけ、会社が株式会社法第246条a第2項第2号に従い手続を開始する場合、会社の免除申立てが原告に送達された後一週間以内に、原告が、招集通知の公告から最低でも1,000ユーロ相当の価値の株式を所有していることの証明が原告に義務付けられている。

（ ）計算、利益処分

取締役会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、年次貸借対照表及び損益計算書（年次財務書類）並びに前会計年度についての取締役会報告書を作成し、これを監査役に提出しなければならない。年次財務書類は、適正会計原則に従わなければならない、簡潔かつ記載漏れがなく、また会社の財務状態及び営業成績を偽りなく公正に表示するものでなければならない。株式会社は、商法第272条第2項に基づき、法定準備金及び資本準備金を積み立てなくてはならず、その積立は下記のものなどから成る。

- ・前期繰越損失額を減じた当期純利益の5パーセント(当該準備金の総額が定款記載の資本の10パーセント以上に達するまで。)
- ・新株発行の際の額面超過額(いわゆる「打歩」)。
- ・転換社債又は新株引受権付社債の発行価額が当該社債の償還額を上回る部分に相当する金額。
- ・新株引受権付与の対価として株主が支払ったプレミアム額。
- ・その他、株主により支払われ、資本の基礎となる金額。

法定準備金の使用は制限されており、基本的には欠損填補の場合に限られる。

会社は、自己株式を保有している限り、当該株式の簿価に等しい自己株式準備金を設定しなければならない。

前述の法定準備金及び資本準備金のほか、他の既開示準備金を設定することができ、株式会社法及び定款の規定の範囲内で、会社の純利益の一部又は全部をかかると既開示準備金に組入れることができる。

営業報告書には、営業状況及び会社の状態を記載するとともに、会計年度終了後に生じた事象で特に重要なものを報告することを要し、さらに年次財務書類について説明しなければならない。

営業報告書における報告義務は、特に、会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムの説明に関連し認められる。商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社は、営業報告書において、会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムの重要な機能につき説明しなければならない（法第289条第5項）。会社に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムがない場合、その旨が記載されなければならない。

上場会社は、営業報告書の独立した章において、会社の経営に関する宣言を含めなければならない(商法第289条a)。会社の経営に関する情報には、適用されている経営慣習、会社全体に有効で会社全体に係る倫理、作業及び社会性基準等の法的要請、ドイツ企業統治法の遵守に関する宣言、取締役会及び監査役会の業務手法の説明並びに取締役会及び監査役会に帰属する委員会の構成及び業務手法が含まれる(前出(b)監査役会(iv)企業統治を参照のこと。)

財務書類又は半期財務書類に関し、取締役会のメンバーは、これらが知りうる限りにおいて、商法第264条第2項第3文の意義の範囲内で、かかる財務書類が真実かつ公正であると考えられる旨を書面にて承認しなくてはならない(Bilanzzeit)。

貸借対照表及び損益計算書を含む年次財務書類並びに営業報告書は、監査役会の提案に基づき株主総会で選任された会計監査人の監査を受けなければならない。当該会計監査人は、監査の結果を、監査役会に対して、直接、書面で報告しなければならない。会計監査人は、特に会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムにおける重要な脆弱性につき、監査役会に報告を行わなければならない。また、会計監査人は、不公平な状態になり得る状況及び監査人が監査役務に加え提供した役務につき報告しなければならない(株式会社法第171条第1項第2文及び第3文)。かかる監査の最終結果に対して異議のない場合、当該会計監査人は、当該年次財務書類に承認の付記をすることにより、その旨確認する。承認の付記については、その文言が法律に規定されている。

監査役会は、年次財務書類、営業報告書、取締役会の利益処分案及び会計監査人の監査報告書を監査する。監査役会は、監査の結果を書面で株主総会に報告しなければならない。さらに、監査役会は、会計監査人による年次財務書類の監査結果について意見を述べなければならない。監査役会は、上記報告書の末尾に、その監査の最終結果に対して異議を申し立てるべきか否か、取締役会の作成した年次財務書類を承認するか否かを記載することを要する。監査役会が年次財務書類を承認すれば、当該年次財務書類は確定する。但し、取締役会及び監査役会が、かかる確定を株主総会に委ねる旨決定した場合はこの限りでない。通常は、取締役会及び監査役会は、かかる確定を株主総会に対し委ねない。

会社が他の会社に対し支配的な影響を及ぼす場合に作成を義務付けられる可能性がある連結財務諸表についても、類似の規定が適用される。

() 利益処分案

株主総会は、利益処分案について決議しなければならないが、この場合、確定された年次(非連結)財務書類に拘束される。

() 公告

年次財務書類、連結財務書類、会社及びグループに関する営業報告書、監査役会の報告書、取締役会の利益処分案並びに上場会社の場合は商法第289条第4項、第5項及び第315条第4項に基づく情報説明報告書は、株主総会招集日以降、会社の本店内で株主の閲覧に供せられる。株主の要求に応じて、かかる書類の写しが株主に送付される。上記規定の義務は、当該書類が会社のウェブサイトを通じて提供される場合には適用されないものとする。通常は、これらの書類は会社の年次報告書に含まれ、かかる報告書は株主その他の利害関係者に会社のウェブサイトから提供される。

取締役会は、定時株主総会后、不当に遅滞することなく、会計監査人の監査証明書が付された年次財務書類を、営業報告書及び監査役会の報告書とともに、ドイツ連邦官報において公表し、かつこれらを、そのインターネットサイト(www.bundesanzeiger.de)において関連書類の閲覧を可能にするドイツ連邦官報出版局(Bundesanzeiger Verlagsgesellschaft mbH)に届出なければならない。ドイツ連邦官報出版局は、当該年次財務書類が明らかに無効でないか否かを審査する。この点を除けば、一定の形

式上の要件を除き、当該年次財務書類及び営業報告書が、適用のある強行規定に従っているか否かを審査する義務はない。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第37条以下に基づき、ドイツ証券取引法第2条第7項に含まれる内国発行者である会社は、証券、債券又は株式を発行する場合、「年次財務報告書（Jahresfinanzbericht）」、「半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）」及び「中間財務報告書（Zwischenmitteilung der Geschäftsführung）」の公表を義務付けられた。主要銘柄部門に上場されている株式会社は、貸借対照表、損益計算書を含む年次財務書類、営業報告書並びに四半期報告書の公表の免除に加え、年次財務報告書及び中間財務報告書の公表義務を免除されている。しかしながら、株式又はその他の有価証券が証券取引所に上場されている株式会社は、半期財務報告書（少なくとも取締役会による要約された年次財務書類及び中間報告書並びに取締役会メンバーによる確認書を含むものとする。）を会計年度上半期終了後2ヶ月以内に公表しなくてはならない（フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第51条参照のこと。）。

ドイツの立法者は、2004/109/EC 指令（いわゆる「透明性指令」）を改正する2013年10月22日の2013/50/EU 指令を施行する草案を提出したところである。とりわけ、ドイツ施行法は、半期財務報告書を公表する義務を廃止することを予定している。施行法は、まだ施行されていない。しかしながら、2013/50/EU 指令は2015年11月27日までに国内法として施行されなければならないので、ドイツ施行法は、同日までに効力を生じるはずである。

取引所にその有価証券が上場されている株式会社はまた、（転換社債が株式に転換された場合等により）議決権の数に変更が生じた場合、当該各月末までに現存する議決権総数を公表しなければならない。

取締役による取引に関する詳細情報は、会社が当該取締役より当該会社の株式又は株式関連のデリバティブを対象とした取引に関する通知を受けた直後に、取締役による取引に関する情報を記録するドイツの電子会社登記簿（Unternehmensregister）に通知されなければならない。

ドイツ連邦法務省は、明確な不正があった場合に連邦金融監督庁の要請に基づき、抜打ち検査により、ドイツ国内の証券取引所上場企業の年次決算を調査する権利を民間組織である財務報告執行委員会（Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung DRP e.V.）（以下「財務報告執行委員会」という。）に授権した。一切の調査結果は財務報告執行委員会により連邦金融監督庁に開示され、同庁によりさらなる処置がとられることがある。

ドイツの電子会社登記簿は、インターネット（www.unternehmensregister.de）により閲覧が可能であり、とりわけ、(イ)登記書類を含む商業登記簿登記事項、(ロ)開示済み会計書類及び報告書、(ハ)連邦官報に掲載された公告、(ニ)連邦金融監督庁に対する通知、並びに(二)株主への情報提供事項として入力された事項に関する情報を提供する。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、2014年12月11日付の当社の定款に記載された制度に関する一部の規定の要約である。

(イ) 株主

(a) 株主總會

株主總會招集日の株主名簿に記載されており、期限内に株主總會への参加の登録を行なった株主は、株主總會に出席することができ、株主總會は、取締役会又は監査役会が招集する。招集公告は、議事日程を付して、株主總會の開催日の30日以上前に行われなければならない。この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。

株主總會は、当社の本店若しくはドイツの証券取引所の所在地又は人口20万人超のドイツ国内の都市で開催される。

総会の議長は、監査役会会長、又は株主代表の監査役でかつ監査役会会長により指名された他の監査役が務める。いずれの者も議長を務めない場合は、議長は株主総会において選任される。

(b) 議決権

株主総会において、議決権は、株式1株につき1個の割合で行使される。

株主は総会開催日において当社株主名簿に登録されていなくてはならず、かつ総会の6日前までに、当社に対し総会への出席に関する登録をなさなければならない。取締役は、定款が定める6日間より短期間の登録期間を定めることができる。

定款により、取締役会は、株主が株主総会に出席しない場合でも、書面による投票又は電子的な投票（郵送による投票）を株主に許可する権限を付与されている。

議決権は代理人により行使することができる。定款の定めにより、委任は、テキスト形式で、授権、取消し、及び会社に対する証明がなされなければならない。すなわち、書面による署名は不要であり、電子メール等の形式によればよいこととなる。株主総会の招集通知は、委任の授権、取消し及び証明の簡易な手続を規定することができる。なお、これらは、貸付機関、株主組合又は法で定めるこれらに類する者若しくは機関に対する授権について定める株式会社法第135条に影響を及ぼすものではない。

(c) 決議

法令の強行規定に別段の定めのない限り、総会の決議は、議決権の過半数、及び法令において株式資本の過半数によることが必要とされる場合には、議決権の対象となる株式資本の過半数で採択される。

(口) 機関

(a) 取締役会

取締役会は、2人以上の取締役から成り、その数は監査役会が定める。

取締役会は、法律及び定款に従って当社の業務を執行する。

当社は、定款に従い、取締役2人又は署名権者（商法に基づき、当社のために署名する権限が当社の法律上の所在地にある地方裁判所が保持する商業登記簿に登録された従業員である授権代理人。）と共同して行為する取締役1人により適法に代表されることができる。ドイツポスト・アーゲーは、署名権者2人により共同して適法に代表されることもできる。署名権者全員の名簿は、変更が生じる度にいつも更新されるものであるが、ドイツポストの商業登記事項において閲覧可能である。

(b) 監査役会

監査役会は、20人の監査役から成り、その義務及び機能については株式会社法及び共同決定法に定められている。

2 【外国為替管理制度】

ドイツの外国為替管理制度は、随時改正される1961年外国貿易法（Aussenwirtschaftsgesetz）（以下「貿易法」という。）、及び貿易法の下で公布された現行の外国貿易省令（Aussenwirtschaftsverordnung）（以下「貿易省令」という。）に基づいている。

貿易省令は、ドイツ連邦共和国に所在する会社に対し、特定の事例において、ドイツ非居住者による対内投資について報告を要求している。これに関し、特定の基準値を条件とし、貿易省令第65条は、長期にわたる経営参加、支店の設立又は企業の持分の取得を意図してなされた投資及びかかる投資の処分について、報告義務を定めている。これに対し、ドイツ企業の株式の単なる購入又は売却について、外国人株主の持分が資本金又は議決権の10パーセントにとどまる限り、かかる報告義務は課されない。

ドイツ非居住者である株主への配当の支払いについても、何ら制限は実施されていない。

3 【課税上の取扱い】

以下の説明は、(イ)日本国とドイツとの間の租税条約(以下「租税条約」という。)に定義する税法上の日本国居住者である場合、(ロ)租税条約の利益を享受する権利を有し、とりわけドイツの条約の適用を回避することを防止するための規定により租税条約上の税額控除請求権を排除されていない者であって、個人に当たらない場合、及び(ハ)株式がドイツ国内の恒久的施設(ドイツの常任代理人を含む。)又は確立された事業基盤の営業財産の一部を構成しない場合における、株式の実質的所有者のためのドイツの一定の重要な税額控除の要約である。本項においてかかる実質的所有者を「日本の株主」という。

かかる要約は、本書の日付現在において効力を有し、ドイツ税務当局及び租税裁判所により適用されているドイツ租税法及び租税条約に基づくものであり、遡及的効果を有すると考えられるドイツ租税法又は租税条約の改正に従う。

以下の説明は、日本の株主に関連するあらゆるドイツの租税に関する要点及び検討事項の包括的な説明を企図するものではない。株式の購入、所有及び処分並びにドイツにおける配当金の源泉徴収税の還付手続に係るドイツの連邦税、州税及び地方税に関しては、自身の税務顧問に相談されたい。

(1) 【ドイツの課税上の取扱い】

ドイツでは、全般的に2008年施行の事業税改革(Unternehmenssteuerreform)が制定された。これにより、ドイツの法人は、原則として、以前より低い15パーセント(以前は25パーセント)の法人所得税を負担する。さらに、査定された法人所得税額に対して、5.5パーセントの統一割増税が課される。法人所得税及び統一割増税は、合計で15.825パーセントになる。

しかしながら、事業税改革には、個々の事案によっては実効税率の引上げにつながる一定の所得引上げ要因が含まれている。特に、利払いに係る税額控除の対象が通常限定される利息除外規則(Zinsschranke)は、会社の税負担全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法人は、法人所得税及び統一割増税のみならず営業税も負担する。営業税の税率は、法人が営業施設を維持している自治体によって異なる。営業税率の計算基準は、特定の加算及び控除を除き法人所得税の計算と同じである。事業税改革の不可欠な要素として、営業税の課税標準調整規定が2008年以降厳格化された。

(イ) 日本の株主に課される所得税

現行のドイツ国税法では、2008年12月31日後に受領するドイツの法人による配当金の分配に対しては、一般的に25パーセントの源泉徴収税及びこれに対する5.5パーセントの統一割増税が課される。そのため、配当金に対する源泉徴収税の合計は、現在は26.375パーセントとなっている。

日本の株主の場合租税条約に基づき、源泉徴収税率は配当金総額の15パーセントに引き下げられる。日本の株主は、ドイツ中央税務局(ドイツ、53225 ボン、アン・ダー・クッペ1 ブンデスアムト・フューア・フィナンツェン)に対して、15パーセントの租税条約適用税率を超過して課せられた部分の源泉徴収税を還付するよう申請することができる。代わりに、他の要件を充足している限り、配当支払いの時点における一定の法人株主に支払われた配当金について、請求に応じて、減額された源泉課税率が適用され得る。申請用紙は、ドイツ中央税務局、東京のドイツ大使館、日本国内のドイツ領事館又はウェブサイト(www.bzst.de)から入手することができる。日本の株主は本国の税法に従いドイツの源泉徴収税に対する税金還付金(又はその一部)を受領することができる(後記(2)も参照のこと。)

日本の株主は、当社株式の処分によるキャピタル・ゲインにつきドイツの税金が課されることはない。

(ロ) 2014年において支払われたドイツポスト・アーゲーによる2013年度配当の取扱い

ドイツ法人所得税法（Körperschaftsteuergesetz）第27条において定義された租税特定資本拠出口座（steuerliches Einlagekonto）から配当が満額支払われているため（名目費本へと支払われていない拠出）、当該支払は、源泉徴収税及び連帯責任に関する課徴金（solidarity surcharge）が控除されることなく行われている。その結果、控除されるドイツの税金がないため、配当の受領者は、ドイツ税務当局から税金還付を受ける権利を有しない。

(ハ) 相続税及び贈与税

現行のドイツ税法上、ドイツの贈与税又は相続税は、一般的に、以下いずれかの場合において、日本の株主が死亡又は贈与により株式を譲渡した場合に課される。

- ・ 被相続人若しくは贈与者又は相続人、受贈者若しくはその他の譲受人が、譲渡時において、ドイツ国内に住所若しくは生活拠点又は実質的な経営拠点を有する場合又はドイツ国内に住所を有さずにドイツ国外にて連続5年以上居住したことの無いドイツ市民である場合。
- ・ 当該株式が、恒久的施設を伴うか、又はドイツにおいて常任代理人が置かれた事業資産として、被相続人又は贈与者により保有されていた場合。又は、
- ・ 相続開始時における被相続人又は贈与時における贈与人が、単独で又は関係当事者と共同で、直接的又は間接的に、会社の記名式株式資本の最低10パーセントを保有していた場合。

(二) その他の租税

ドイツの有価証券取引税、印紙税又は類似の租税は、日本の株主による株式の購入、売却又はその他の処分には適用されない。現在、ドイツでは純資産税及び金融取引税は課されない。

(2) 【日本の課税上の取扱い】

所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令に従い、かつ、その制限の下、日本国の居住者又は法人は、適用租税条約に従い、上記で述べたところに従って、個人又は法人の各所得について（また、個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき、日本の税務当局に対して税額控除を請求することができる。

4 【法律意見】

ドイツにおける当社の法律顧問であるヘンゲラー・ミュラー・パルトナーシャフト・フォン・レクツァンフォルテン法律事務所は、本書の「第一部 第1 本国における法制等の概要」のうち、「1 - (3) 課税上の取扱い」を除く部分の英語訳（以下「精査済有価証券報告書」という。）を精査し、次の趣旨の法律意見書を提出している。

(イ) ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ法に基づく法人として、適法に設立され、有効に存続しており、本書に記載されている事業を営み、財産を所有し管理する完全な権能及び権限を有する。

(ロ) 当職らの知る限り、精査済有価証券報告書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述及び情報は、全ての重要な点において、真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、2014年12月31日までの5会計年度分の各会計年度末日における当グループ（非継続事業を除く。）の主要な実績連結財務データを表示している。

	2010年 (修正再表示)	2011年 (修正再表示)	2012年 (修正再表示)	2013年 (修正再表示)	2014年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	51,388	52,829	55,512	54,912	56,630
	69,143(億円)	71,081(億円)	74,691(億円)	73,884(億円)	76,196(億円)
営業損益(EBIT)	1,835	2,436	2,665	2,865	2,965
	2,469(億円)	3,278(億円)	3,586(億円)	3,855(億円)	3,989(億円)
連結当期純損益	2,630	1,266	1,762	2,211	2,177
	3,539(億円)	1,703(億円)	2,371(億円)	2,975(億円)	2,929(億円)
営業活動において使用した・営業活動より生じたキャッシュ・フロー	1,927	2,371	-203	2,989	3,040
	2,593(億円)	3,190(億円)	-273(億円)	4,022(億円)	4,090(億円)
投資活動において使用した・投資活動より生じたキャッシュ・フロー	8	-1,129	-1,697	-1,765	-1,087
	11(億円)	-1,519(億円)	-2,283(億円)	-2,375(億円)	1,463(億円)
財務活動において使用した・財務活動より生じたキャッシュ・フロー	-1,651	-1,547	1,199	-110	-2,348
	-2,221(億円)	-2,081(億円)	1,613(億円)	-148(億円)	-3,159(億円)
資本 (非支配株主持分を除く。)	10,511	11,009	9,019	9,844	9,376
	14,143(億円)	14,813(億円)	12,135(億円)	13,245(億円)	12,615(億円)
資産合計	37,763	38,408	33,857	35,461	36,979
	50,810(億円)	51,678(億円)	45,555(億円)	47,713(億円)	49,755(億円)
(希薄化後)1株当たり利益 ⁽¹⁾	2.10ユーロ	0.96ユーロ	1.30ユーロ	1.66ユーロ	1.64ユーロ
	282.55(円)	129.16(円)	174.91(円)	223.35(円)	220.66(円)
平均従業員数(人数)	464,471人	467,188人	472,321人	478,903人	484,025人

(1) 該当年度の加重平均株式数が計算に使用されている（非継続事業を含む。）。

以下の表は、2014年12月31日までの5会計年度分の各会計年度末日におけるドイツポスト・アーゲーの主要な実績個別財務データを表示している。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	12,607	12,669	12,608	13,006	13,308
	16,963(億円)	17,046(億円)	16,964(億円)	17,500(億円)	17,906(億円)
経常利益	1,449	965	724	1,205	959
	1,950(億円)	1,298(億円)	974(億円)	1,621(億円)	1,290(億円)
当期純利益	1,346	804	640	1,258	887
	1,811(億円)	1,082(億円)	861(億円)	1,693(億円)	1,193(億円)
営業活動において使用した・営業活動より生じたキャッシュ・フロー	657	225	-2,356	274	381
	884(億円)	303(億円)	-3,170(億円)	369(億円)	513(億円)
投資活動において使用した・営業活動より生じたキャッシュ・フロー	3,842	1,094	606	-31	321
	5,169(億円)	1,472(億円)	815(億円)	-42(億円)	-432(億円)
財務活動より生じたキャッシュ・フロー	-4,256	-1,754	835	974	-1,212
	-5,726(億円)	-2,360(億円)	1,123(億円)	1,311(億円)	1,631(億円)
資本	11,304	11,328	11,207	11,618	11,558
	15,210(億円)	15,242(億円)	15,079(億円)	1,5632(億円)	15,551(億円)
資産合計	33,622	32,857	27,652	29,527	29,104
	45,238(億円)	44,209(億円)	37,206(億円)	39,729(億円)	39,159(億円)
現金及び現金等価物	2,438	2,003	1,088	2,305	1,795
	3,280(億円)	2,695(億円)	1,464(億円)	3,101(億円)	2,415(億円)

2 【沿革】

(1) 【当社の沿革】

当グループは、当初、連邦特別資産である Bundespost（ドイツ連邦郵便局）の一部であった。Bundespostは、1989年、Bundespost・Postdienst（Deutsche Bundespost POSTDIENST）、Bundespost・Postbank（Deutsche Bundespost POSTBANK）及び Bundespost・Telekom（Deutsche Bundespost TELEKOM）の3社に分割された。1994年9月14日の Bundespostの株式会社への転換に関する法律（Gesetz zur Umwandlung der Unternehmen der Deutsche Bundespost in die Rechtsform der Aktiengesellschaft）に基づき、Bundespost・Postdienstは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名し、1995年1月2日に登録番号HRB6792に基づき、ボン地方裁判所にて商業登記を行った。当グループの国際化は、Dantzas・ホールディングAG（スイス）の買収（1999年）及びDHL（パミュダ）の段階的株式取得（1998年開始）とともに明らかに進展した。

当グループの経営成績及び財政状態は、1999年及び2000年に行われた買収による強い影響を受けている。これらの買収により、当グループの売上高が著しく増加し、かつ、銀行業務による収益がもたらされた。そのうち最も重要な買収は、それぞれ Postbank 及び Dantzas の買収（1999年1月1日）、DSL Bank の買収（2000年1月1日）並びに AEI の買収（2000年3月1日）である。これらの買収は、当グループの

貸借対照表に報告される有利子資産及び有利子負債の水準を顕著に増大させることになった。ポストバンク及びDSLバンクは、現在、当グループには属しない。

(2) 【当グループの沿革】

年月	出来事
1989年	ブンデスポスト・ポストディーンスト、ブンデスポスト・ポストバンク及びブンデスポスト・テレコム の3社に分割された。
1994年	12月20日 ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・ アーゲーと社名変更した。
1998年	1月 マク・ペーパー AG(McPaper AG)を買収した。 7月 DHL株式の25.002パーセント(対価総額425百万ユーロ)を段階的に取得した。 かかる投資額は持分法に基づき計算されている。 10月 グローバル・メール Ltd(Global Mail Ltd.米国)を買収した。
1999年	1月 デュクロ(Ducros)(フランス)を買収した。 MITサン・ジュリアーノ・ミラネーゼ(MIT, San Giuliano Milanese)(イタリア)を買収した。 ダンツァスを買収した。 ITG GmbHインターナショナル・スペディション(ITG GmbH International Spedition) (ドイツ)の80.2 パーセント及びITG GmbHロギスティック・ウント・ディストリブーション(ITG GmbH Logistik und Distribution)(ドイツ)の82.0パーセントを取得した。 当社が保有していないドイツ・ポストバンクAGの株式82.5パーセントを対価総額2,211百万ユーロで取 得した。 4月 セキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.(Securicol Omega Holdings, Ltd.)(英国)の株式25 パーセントを対価総額303百万ユーロで取得した。かかる投資額は当グループの利益参加49.99パーセン トを基準に比例配分による連結法に基づき計算されている。当グループは同社の議決権付株式の50パー セントを保有している。 7月 ファンゲント&ロース(Van Gent & Loos)(オランダ)を買収した。 セレクトブラハト(Selektvacht)(オランダ)を買収した。 ネドロイド(Nedlloyd)を買収(この中には、エクスプレス事業部に移されたファンゲント&ロースと セレクトブラハトの事業持分の割合が含まれている。)(オランダ及び世界規模)した。 9月 ASGを買収(スウェーデン及び世界規模)した。 10月 ギプズコアナ(Guipuzcoana)を買収した(ナールンド・デサローロSL(Narrondo Desarrollo S.L.)(スペ イン及びポルトガル)の株式49パーセントを取得した。かかる投資額は比例配分による連結法に基づき 計算されている。) 12月 DSLホールディングAGの株式81.2パーセントを対価総額272百万ユーロで取得した。そのうち30百万ユー ロを、ポストバンクが1998年に支払済である。DSLホールディングAGは以前には旧DSLバンクの匿名組合 出資持分48パーセントを保有していた。旧DSLバンクは現在ポストバンクと合併済みである。旧DSLバン クの既存の持分がポストバンクの匿名組合出資持分に転換される額は未定である。DSLホールディング AGの経営取締役会及び監査役会は、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングAGを解散 し、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
2000年	1月 トランス・オ・フレックス(trans-o-flex)の子会社数社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハン ガリー及びオランダの事業を含む。)を買収した。

	DSLバンクを買収した。DSLホールディングは、以前からDSLバンクの匿名組合出資持分を旧DSLバンクとポストバンクの合併後も継続して保有している。匿名組合出資持分をポストバンクに転換する額は未定である。経営取締役会及び監査役会は、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
3月	エア・エクスプレス・インターナショナルLtd.(Air Express International Ltd.)を買収(米国及び世界規模)した。
7月	インターナショナル・ポスタル・コンサルタンツ(米国)を買収した。
11月	当社株式319.9百万株の世界規模での募集を行った。
2001年	
1月	イタリアにおけるユーロエクスプレスのネットワークを完成させるため、SAV S.p.A.(イタリア)を100パーセント買収した。
	DHL(バミューダ)株式の21.383パーセントを追加取得(総保有割合46.386パーセント)した。
3月	ルフトハンザAGとのジョイント・ベンチャーによるエアロロジックGmbH(Aerologic GmbH)(ドイツ)を設立(当グループ50.1パーセント、ルフトハンザ49.9パーセント)した。
6月	株式会社日本航空からDHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得するオプションを取得した。
	BHF(USA)ホールディングInc.(米国の信用機関)を買収(100パーセント)した。
11月	キャンドゥ/カーゴライン・グループ(Candoo/Cargoline Group)(オーストリア及び東欧諸国)のオプションを100パーセント取得した。
2002年	
3月	DHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得した。取得の効力は2002年1月1日に遡及する(取得後保有割合50.642パーセント)。
	ダンツァスが、オーストリアの主要なロジスティクスサービス提供者となり、また、東欧・中欧における存在を強化するために、ウィーンに本部を置くカーゴプラン/カーゴライン・グループ(Cargoplan/Cargoline group)を買収した。
4月	セルヴィスコSP zoo(Servisco Sp zoo)(ポーランド)の株式の40パーセントを追加取得(取得後保有割合100パーセント)した。
12月	ポストバンクがクレディスイスAGの子会社2社を買収した。ポストバンク・フェルメゲンズベラツンAG(Postbank Vermögensberatung AG)を新たに設立し、ポストバンクは、サービスのモバイル端末での販売により、店舗及びオンラインでの販売活動を補完する。
	ドイツポスト・ワールドネットが残り24.4パーセントのDHLインターナショナルLtd.(バミューダ)に対する持分を取得した。これにより、当グループは、当該会社を完全に所有することになった。
2003年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、イタリアの小包会社カサ・ディ・スペディツィオーニ・アスコリS.p.A(Casa di Spedizioni Ascoli S.p.A.)を買収し、DHLブランド傘下のヨーロッパ小包ネットワークに統合した。
2月	カナダの反トラスト当局がDHLによるルーミス(Loomis)の買収を承認した。これにより、カナダ市場における陸上輸送ベースのエクスプレス輸送に関するDHLの地位が強化された。
	ドイツポスト・ワールドネットは、中国の輸送・ロジスティクス最大手シノトランス(Sinotrans Ltd.)の国際株式公開に際し、その持分の4.75パーセントを取得することにより、主要な中国成長市場における地位を強化した。シノトランスは、中国におけるDHLの折半出資のジョイント・ベンチャーの相手方である。
6月	欧州委員会は、ドイツポスト・ワールドネットに対し、1999年に英国に設立したジョイント・ベンチャーであるセキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.の100パーセント持分取得を承認した。これにより、同社をDHLのヨーロッパにおけるネットワークに完全に統合することができるようになった。

7月	DHLエアウェイズは、運送会社の社長兼最高経営責任者である、ジョン・ダズバーグ(John Dasburg)氏率いる米国投資家グループに売却され、その後、当該運送会社はアスター・エア・カーゴ(ASTAR Air Cargo)に社名変更した。
7月	DHLダンツァス・エア・アンド・オーシャン(DHL Danzas Air & Ocean)は、地域を越えた事業展開を行いDHLグループのシナジー効果を達成するため、コーポレーション・コーマーS.A.(Corporation Cormar Sociedad Anonima)(中米)に対する100パーセントの持分を取得した。
8月	DHLによる、アメリカのエクスプレス・サービス業者エアボーンInc.(Airborne, Inc.)(米国)の買収が完了した。米国反トラスト当局及びエアボーンInc.の株主はともに買収を承認しており、これによりドイツポスト・ワールドネットは米国第3位の規模のエクスプレス・サービス業者となり、米国内のネットワークの最後の隙間を埋めることとなった。
10月	ポストバンクは、ドイツ・バンクAG(ドイツ)及びドレスナーバンクAG(Dresdner Bank AG)(ドイツ)に対し、支払決済業務を代行することを企図し、当時銀行らは、提携に関する適法な趣意書に署名した。
12月	復興金融公庫(KfW Bankengruppe(旧Kreditanstalt für Wiederaufbau))は、ドイツポストに対する持分の一部を売却し、同時にドイツポスト株式への転換社債を発行した。浮動株は、5.7パーセント増加し37.4パーセントとなった。
2004年	
1月	ドイツポスト・グローバル・メールは、英国企業スピードメール・インターナショナル(Speedmail International)を買収した。同社は、英国国内郵便市場で活躍し、英国向け及び同国発の国際事業用郵便の輸送を行う、数少ない認可を受けた郵便事業会社である。
4月	オランダにおいて、ドイツポスト・グローバル・メールは、ジョイント・ベンチャーであり、以前ウェゲナー(Wegener)・グループが保有していたインターランデンB.V.(Interlanden B.V.)の30パーセントの持分を取得し、現在オランダにおける主要な宛先無指定広告郵便サービス業者として、その100パーセントを保有している。
5月	ドイツポスト・グローバル・メールは、米国の郵便サービス業者2社、スマートメール(SmartMail)及びクイックパック(QuikPak)の買収を発表した。米国の顧客は、これ以後、ワンストップの国内及びクロスボーダー郵便サービスの提供を受ける予定である。
6月	ポストバンクの新規株式公開が成功裡に完了した。1株当たり発行価格は28.50ユーロであった。ドイツポストは、困難な市況下において、その子会社の新規株式公開に対処するため、株式公募とポストバンク株対象交換社債を組み合わせた革新的な取引手段を採用し、合計約26億ユーロの収益を上げた。新規株式公開後、ドイツポストによるドイツ・ポストバンクAG株式保有比率は66.67パーセントであった。
10月	ドイツポスト・ワールドネットグループは、グループの国際郵便サービスを新しいブランドの下に統合し、ドイツポスト・グローバル・メールは、DHLグローバル・メールになった。
11月	ドイツポスト・グローバル・メールは、スペイン企業ユニポスト(Unipost)の約38パーセントの株式を取得することにより、海外の国内郵便市場に参入する戦略を続けている。同社は、スペインにおいて最大の民間郵便サービス業者であり、自社拠点及び提携者の拠点を通じ、同国の人口の少なくとも70パーセントに対し営業活動を行っている。 DHLは、インドのエクスプレス会社ブルー・ダート(Blue Dart)の68パーセントの株式を初めて取得した。DHLは、中国及びインドにおいて顧客に自社の国内及び国際サービスを提供する初めての国際エクスプレス・ロジスティックス業者となった。
	2004年11月29日、復興金融公庫(KfW Bankengruppe)は、約12億ユーロ相当のドイツポスト株を売却した。その結果、超過引受オプション行使後のドイツポストの浮動株は37.4パーセントから44パーセントに増加した。
12月	DHLグローバル・メールは、フランスの郵便サービス業者KOBAsの過半数の株式を取得した。同社は、フランスにおけるダイレクト・マーケティング及び郵便通信の専門業者の一つであり、国内配達に関してフランス郵政公社と業務協力している。ドイツポスト・ワールドネットグループは、現在フランスにおいて高水準の郵便サービスを顧客に提供することができる。
2005年	
3月	インドのエクスプレス会社ブルー・ダートの合計81パーセントの株式取得が法的に有効となった。当グループは、中国及びインドといったアジアの主要市場において顧客に自社の国内及び国際エクスプレス・サービスを提供する最初の国際事業者となった。

7月	DHLは、カールシュタットクヴェレAG(KarstadtQuelle AG)の大型商品及び混載貨物の配送ロジスティックス事業を承継した。その主たる事業内容は、クヴェレ・アンド・ネッケルマン(Qelle and Neckermann)のメール・オーダー事業における大型商品及び混載貨物の倉庫保管並びに配送の運営・実施である。DHLは4月にロジスティックス事業部全体を承継していた。
10月	ドイツポストはオランダの郵便会社メールマージ(MailMerge)の過半数持分を取得する。これにより、既に当グループに属するセレクト・メール・ネーデルランド(Selekt Mail Nederland)、インターランドン、セレクトブラハト及びDHLグローバル・メールと合わせ、当グループはオランダにおける最大の民間郵便事業会社となった。 ドイツ・ポストバンクAGは、財務・退職制度企画の専門会社であるBHWホールディングAGの76.4パーセントの株式を取得し、これによりBHW株式に対する支配が90パーセントを超えたことを発表した。両社とも、住宅貸付、貯蓄、住宅貯蓄及び普通預金の分野におけるマーケット・リーダーとなる予定である。
12月	ドイツポストは英国企業エクセル(Exel)を買収した。契約ロジスティックスの世界的マーケット・リーダーは、ヨーロッパにおけるDHLの勢力を理想的に補完し、当該買収により当グループは世界的ロジスティックス企業となった。
2006年	
1月	ポストバンクは、住宅ローン専門会社のBHWを買収し、ドイツにおいて主力的な個人顧客向け金融サービス事業者となった。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、クーリエ会社のマルケン(Marken)を金融投資家3iに売却した。ドイツポストは、企業情報ソリューション事業世界最大手の英国企業ウィリアムズ・リー(Williams Lea)の過半数持分を取得した。
8月	DHLは、インドのエキスプレス・サービス事業者ブルー・ダート・エキスプレスの株式を完全取得するため、残り19パーセントの株式に係る公開買付を実施した。
10月	DHLは、ポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド(Polar Air Cargo Worldwide)の49パーセントの株式を取得した。締結された契約の期間は20年であり、これによりDHLは長期的な大西洋ルートの航空貨物輸送力を確保した。
11月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションナリー・オフィス(The Stationery Office)の支配権を得た。
2007年	
1月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションナリー・オフィス(The Stationery Office)を買収した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国空輸会社アスター・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。 ドイツポスト・ワールドネットは、米国会社ポーラー・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。
9月	ポストバンクは、BHWレーベンスフェーズィッヒェルングAG(BHW Lebensversicherung AG)、P.B.フェルズィッヒェルング(PB Versicherung AG)及びPBレーベンスフェルズィッヒェルングAG(PB Lebensversicherung AG)の持株をタランクスAG(Talanx AG)に売却した。
2007年	
5月	DHLは、インドのレミュイール・グループ(Lemuir Group)とのジョイント・ベンチャーを拡充し、インドのロジスティックス市場における主導的地位を強化した。
9月	DHLエキスプレス及びルフトハンザ・カーゴは、航空貨物会社であるエアロロジック(AeroLogic)を共同設立し、2009年4月より就航を始める予定である。
12月	DHLエクセル・サプライ・チェーンは、英国の家具及び調度品の小売業者であるMFIと200百万ユーロ超の5年契約を締結した。
2008年	
1~3月	FC(フライング・カーゴ)・インターナショナルLtd.の買収に伴い、イスラエル・ドイツポスト・ワールドネットは、従前の株主に対し、購入価額総額85百万ユーロのうち65百万ユーロを支払った。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、企業情報ソリューション事業の世界最大手であるウィリアムズ・リーの株式持分を66パーセントから96パーセントに増加させた。

4月	ドイツポスト・ワールドネットは、主にドイツに所在する約1,300物件からなる不動産ポートフォリオを、米国投資家であるローン・スター(Lone Star)に10億ユーロ相当の現金にて売却することで合意に達したと発表した。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジョイント・ベンチャーであるエクセル-シノトランス・フレート・フォワーディングCo.Ltd.(Exel-Sinotrans Freight Forwarding Co.,Ltd)の残りの50パーセントの株式を取得し、完全子会社化した。
9月	ドイツポスト・ワールドネット及びドイツ・バンクは、ポストバンクに対する少数持分29.75パーセントを、総額27.9億ユーロ又は一株当たり57.25ユーロで売却し、ポストバンクに対するドイツポストDHLの残りの株式持分については、追加オプションを付与して売却することで合意した。
10月	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式54.8百万株を引き受け、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの増資に参加した。増資後において、ドイツポスト・アーゲーのドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する株式持分は62.35パーセントへと増加した。
2008年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国最大の薬局チェーンであるウォルグリーンズ(Walgreens)との戦略的な合意を行う旨発表した。
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、全世界においてIMGのファッション・ウィークの公式エクスプレス及びロジスティクスパートナーとなった。
2~7月	ドイツポスト・ワールドネットは、ニュージーランドのニュージーランド・ポストとジョイント・ベンチャーを立ち上げた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジャガー(Jaguar)及びランド・ローバー(Land Rover)との間で、1年あたり100百万ポンド超(130百万ユーロ超)に相当する3年契約を締結した。
7月	ドイツポスト・ワールドネットは、世界的航空機メーカーの一つであるエアバス(Airbus)との間で新たに5年契約を締結したと発表した。
12月	ドイツポスト・ワールドネットは、サンドヴィック・マイニング&コンストラクション(Sandvik Mining & Construction)との間で300百万ユーロ相当の世界的な合意を締結したと発表した。
2009年	
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、国内の米国事業から撤退した。
2月	ポストバンク株式のドイツ・バンクへの売却は計画通り終了し、ドイツ・バンクは、増資を行い、ドイツ・バンク株式50百万株(約8パーセントの保有持分)をドイツポスト・ワールドネットに譲渡する代わりに、同グループからポストバンク株式22.9パーセントを取得した(第1段階)。
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルランドC.V.の持分を51パーセントから100パーセントに増加させた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、グループ名をドイツポストDHLに変更した。
5月	ドイツポストDHLは、計画どおり、ドイツ・バンク・アーゲー株式の半分を売却した。その結果、ドイツポストDHLの保有株式は、4パーセントに減少した。
6月	ドイツポストDHLは、フランス企業であるDHLグローバル・メール・サービスSASを売却した。
7月	ドイツポストDHLは、計画どおり、残りのドイツ・バンク・アーゲー株式を売却した。その結果、ドイツポストDHLは、ドイツ・バンク・アーゲーの保有株式はなくなった。
7月	ドイツポストDHLが株式の51パーセントを保有するDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエLtd.は、上海・チュアンイー(Quayni)エクスプレスCo. Ltd.の株式を取得し、同社を完全子会社化した。
12月	ドイツポストDHLは、DHLコンテナ・ロジスティクスUK Ltd.(DHL Container Logistics UK Ltd.)を売却した。
2010年	
3月	DHLエクスプレス(UK) Ltd.は、国内期日指定事業を売却した。
4月	DHLサプライ・チェーン・オーストリアは、契約ロジスティック事業の一部(冷凍及びチルド食品)を売却した。

6月	DHLエクスプレス(フランス)SASの国内期日指定事業及びDHLフレート・フランスのシャンパン事業の売却が完了した。
8月	ドイツポストは、オンライン広告市場への関与を集約し、nugg.ad AGを買収し、同社はドイツポスト・アーゲーの子会社となった。なお、同社は、独立したターゲット・サービス・プロバイダーとして業務を継続する。
2011年	
4月	当グループは、アメリカとカナダにおいて積荷仲介及び共同一貫輸送業務を行う、エクセル・トランスポートーション・サービスズを売却した。
4月	当グループは、ドイツのケルンにある、アドクラウド・GmbHの全株式を買収することにより、郵便事業部にインターネット広告サービスの専門的なプロバイダーを組み込んだ。
5月	イタリアのロディにある、ユーロディファームsrl.の全株式買収が完了した。
6月	当グループは、アメリカの東モリーンにある、スタンダード・フォワードリングLLCの全株式を買収した。
7月	当グループは、ケイマン諸島にあるタグエクイティーCo.Limited及びその子会社を買収した。
7月~9月	中国の法的枠組みの改正により、当グループは、当グループの国内運送業を中国のユニトップインダストリーシュンゼンに売却した。
2012年	
2月	ドイツ・ポストバンク株式の売却の一環として、強制転換社債が満期になる2012年2月の下旬に、ドイツ・ポストバンク株式27.4パーセントがドイツ・バンク・アーゲーへ移転された。なお、ドイツポストは、残りのポストバンク株式12.1パーセントのプットオプションを行使した。
2月	コミュニケーションズ部門において活躍し、プリントメディアのデザイン、制作及び現地化を専門としているタグ・ベルギーの全株式を買収した。
2月	2012年の第1四半期、連結の関係が解消されたため、DHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)、オマンは、非連結化された。2012年2月より持分法を利用して会計された。
6月	2012年の下旬において、エクスプレス・クリアーズ・リミテド(ECL)、ニュージーランド、及びパーセル・ダイレクト・グループPtyリミテド(PDG)、オーストラリアのジョイント・ベンチャーの売却は完了した。買主は元ジョイント・ベンチャー・パートナーのニュージーランド・ポストである。
7月	検索エンジン広告の分野において活動している入札管理技術提供者のintelliAd Mediaの全株式を買収した。航空ケイタリングの分野において活動している2 Sisters Food Group(2SFG)の全株式を買収した。
8月	ドイツポストDHLは、LuftfrachtsicherheitサービスGmbHの株式50パーセントを買収した。同社は、契約内容に従い、完全連結化されている。
10月	ドイツポストDHLは、モバイル商取引のスーパーマーケットのAll you need GmbHの持分を33パーセントから82パーセントに増加させた。不均衡な増資によって、持分は、さらに90.25パーセントまで引き上げられた。ドイツポストDHLは、物流インフラを取得及び強化するために、リセールを視野に入れて株式が取得された。
2013年	
1月	ドイツポストDHLは、コンパドール・テクノロジーズGmbH (Compador Technologies GmbH)(ベルリン)の株式49パーセントを買収した。同社は、郵便サービスの提供者及び企業が処理する郵便物に網羅的に対応する仕分け機器及びソフトウェア・ソリューションの開発及び製造を専門としている。同社は、既存の潜在的議決権を理由に連結化された。
3月	ルーマニアで国内エクスプレス事業を行うカルガス・インターナショナルS.R.L. (Cargus International S.R.L.)の売却が完了した。
4月	ドイツポストDHLは、DHLファッション(フランス)SAS(フランス)のファッション流通事業の売却を完了した。
5月	米国企業であるエクセル・ディレクトInc. (Exel Direct Inc.)のカナダ支店を含めた売却が完了した。
6月	オプティヴォGmbH (Optivo GmbH) (ベルリン)を買収した。同社は、ドイツ語圏の国において、技術的な電子メールによるマーケティング・サービスを提供している。

6月	ITG GmbHインターナショナル・スペディション・ウント・ロギスティック(ITG GmbH Internationale Spedition und Logistik)(ドイツ)は、その子会社と共に売却された。
7月	ライザーIDサービスGmbH (RISER ID Services GmbH)(ベルリン)の全株式は、ドイツポストDHLが51パーセントの株式を有する子会社を通して買収された。同社は、公共の住民登録から電子的な住所情報を提供するサービス提供者である。
10月	DHLエクスプレスUKリミテッドのドメスティック・セイム・デイ事業の売却がクローズした。
2014年	
5月	貨物運送業者、輸送及び物流サービス業者であるDHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)、オマンは、従前持分法を利用して会計されていたが、契約内容の変更に伴い2014年5月以降連結化された。
7月	ハル・ブライス(アンゴラ)Ltd.(アンゴラ)の本業に関連しない活動(関連する非流動資産を含む。)及びハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンス・エ・トゥーリスモLda.(Hull Blyth Angola Viagens e Turismo Lda.)(アンゴラ)を売却した。
12月	ドイツポストDHLは、ストリートスクーターGmbHを買収した。電気自動車を開発している企業である。買収の結果、ドイツポストDHLは、自動車の開発権及び製造権を取得した。
12月	コンパドル・テクノロジーズ(ベルリン)を売却し、連結の関係が解消された。
12月	DHLサプライ・チェーン・リミテッド(UK)は、デジタル・ソリューションズ・ビジネスを資産取引により売却した。

3 【事業の内容】

(1) 【当社の事業】

ドイツポストは、ヨーロッパにおける最大の郵便サービス運営者であり、ドイツの郵便及び小包市場のリーダーである。ドイツポストのポートフォリオは、個人顧客及び事業顧客を対象とした郵便及び小包事業から、安全な電子通信やダイアログ・マーケティングまで、幅広いものとなっている。

ドイツでの郵便サービス ポスト e-コマース-パーセル

事業部門及び商品	
郵便	顧客
郵便商品	40.6百万世帯
広告郵便	3.7百万の事業顧客
プレス商品	2.0百万の1日当たりの小売店舗の顧客
輸入/輸出	
切手	
郵便バス	
e-コマース-パーセル	
国内小包サービス	
越境国際商品出荷	
フルフィルメントサービス	
特別サービス	

<p>ドイツのネットワーク</p> <p>82箇所の郵便センター</p> <p>33箇所の小包センター</p> <p>2,750箇所のボックスステーション</p> <p>約29,000箇所超の小売店舗 / ポイント・オブ・セール</p> <p>約64百万通の1営業日当たりの手紙</p> <p>3.4百万個超の1営業日当たりの小包</p>
<p>当社のアプリ</p> <p>当社がドイツ国内で提供するサービスの大部分及びその他の国内市場のサービスの一部は、携帯機器からのアクセスも可能である。</p> <p>Post Mobil</p> <p>E-POST</p> <p>SIMSme</p> <p>DHL Paket</p> <p>Mein Paket</p> <p>Allyouneed</p>
<p>ドイツでの大型バスサービス</p> <p>営業初年度において、約60台の大型ポストバスは、12.4百万キロ以上も移動した。ドイツ国内の60箇所以上を繋いでいる。当グループは、主に品質、利便性、安全、そして魅力的なライン・ネットワークに信頼を寄せている。</p>
<p>E-POSTの新キャンペーン</p> <p>E-POSTにより、個人的及び職業的にも、通信処理は、デジタル化し、より簡単になり、より早くなり、より経済的になった。E-POSTBRIEFと共に、デジタル化による解決、徹底した暗号化、ハイブリッド配達及び付加価値サービスにより全顧客グループの要求に適切に対応している。</p>

DHLは、流通業界の国際的一流ブランドである。DHLの各種部門は、他に類を見ない多様な流通サービスを提供している。これには、国内・国際小包配達から、国際エクスプレス、陸路・空路・海上輸送、産業サプライ・チェーンの管理までが広く含まれる。

**世界的な物流会社
エクスプレス事業部**

商品	地域	ネットワーク
----	----	--------

時間指定便	ヨーロッパ	220以上の国と地域
即日便	アメリカ大陸	500以上の空港
期日指定便	アジア・太平洋 MEA(中東及びアフリカ)	3箇所の主要国際ハブ 45,000箇所以上のサービス拠点 250機以上の専用機 32,800台の配送車 2.5百万人の顧客

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

事業部門及び商品	地域	拠点
グローバル・フォワーディング	グローバル・フォワーディング	グローバル・フォワーディング
航空貨物輸送 海上貨物輸送 産業プロジェクト	150以上の国と地域	850箇所以上の支店
フレート	フレート	フレート
トラック満載 トラック一部積載 トラック積荷以下 複合輸送	ヨーロッパ、独立国家共同体(CIS)、中東、北アメリカ、米国等の50以上の国	180箇所以上の支店

サプライ・チェーン事業部
事業部門及び商品

サプライ・チェーン
倉庫保管 流通 管理輸送サービス 付加価値サービス サプライ・チェーン管理、コンサルティング

ウィリアムズ・リー	地域	物流ニュースルーム www.logistics-newsroom.com
マーケティング・ソリューション オフィス文書ソリューション 顧客対応管理	北米 中南米 アジア太平洋 UK及びアイルランド 欧州本土、中東、アフリカ	DHL ブログ www.deliveringtomorrow.com

(2) 【一般情報】

ドイツポストDHLグループは、世界をリードする郵便及び物流サービス業者である。ドイツポスト及びDHL企業ブランドは、比類のない物流（DHL）及びコミュニケーション（ドイツポスト）業務を示す。当グループは、顧客にとり利便性の高い規格品に加えて、ダイアログ・マーケティングからサプライ・チェーンまでの範囲の革新的及びカスタマイズされたソリューションを提供している。220以上の国と地域における480,000人以上の従業員が、サービス、品質及び持続可能性にフォーカスしたグローバルネットワークを構成している。当グループは、環境保護、災害管理及び教育を通じて、社会的責任に取り組んでいる。

事業活動及び組織

4つの事業部門

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツのボンに所在する上場企業である。当グループは、4つの事業部門により構成されており、各事業部門はそれぞれの部門の本部の統制の下におかれ、また、各事業部門は、報告の効率化の観点から、各業務部へとさらに細分化されている。

当グループは、ドイツにおいては唯一の世界的な郵便サービスを提供する事業者である。当グループのポスト・e-コマース・パーセル事業部は、国内及び海外の郵便を取り扱うとともに、ダイアログ・マーケティング、全国的なプレス流通サービス及び郵便配達に関連する全ての電子サービスにおけるスペシャリストである。ドイツ国外でも、他の市場で国内小包事業を展開しており、当社は越境小包及び商品出荷の当社ポートフォリオを常に拡大している。

当グループのエクспレス事業部は、世界で最も包括的なネットワークを有し、220以上の国及び地域における事業顧客及び個人顧客に対し、時間指定クーリエ及びエクспレス・サービスを提供している。

当グループのグローバル・フォワーディング/フレート事業部は、鉄道や陸海空路による物品の運送業務を取り扱っており、当グループのサービスは、標準的なコンテナ輸送から、産業プロジェクト向けの高度に特化したエンド・ツー・エンドのソリューションや特定の業界のためカスタマイズしたソリューションまで多岐に渡る。

当グループのサプライ・チェーン事業部は、倉庫保管サービス、運送サービス及び付加価値サービス等のカスタマイズされた物流サービスを、世界標準のモジュール・コンポーネントに基づき顧客に提供している。加えて、当グループは、ウィリアムズ・リーを通して特別な事業プロセスの外注（BPO）及び顧客のニーズに合わせたマーケティング通信ソリューションも提供している。

当グループは、国際事業サービス（GBS）において、金融、IT、調達及び法務等の当グループ全体をサポートする内部サービスの統合を行った。これにより、急速に変化する当グループの事業に対する需要及び顧客に柔軟に対応しつつ、当グループの資産をより一層効率的に使用することが可能となっている。

当グループの経営は、コーポレート・センターが集中して行っている。

ドイツポストDHL			
コーポレート・センター			
CEO	財務、国際事業サービス		人事
取締役 ・ フランク・アペル	取締役 ・ ローレンス・ロゼン		取締役 ・ メラニー・クライス
役割 ・ 取締役会サービス ・ コーポレート・ファースト・チョイス ・ コーポレート・法務 ・ 顧客ソリューションズ・イノベーション ・ コーポレート・オフィス ・ コーポレート・開発 ・ コーポレート・エグゼクティブ ・ コーポレート・ヘリテジ及び企業団体 ・ コーポレート・コミュニケーションズ及び責任 ・ コーポレート・公共政策及び規則管理	役割 ・ 会社会計及び統制 ・ コーポレート・ファイナンス ・ 国際事業サービス：調達、不動産、財務運用、法務サービス等 ・ インベスター・リレーションズ ・ コーポレート経理・報告業務 ・ コーポレート監査及びセキュリティ ・ 租税		役割 ・ コーポレートHRドイツ ・ コーポレートHR基準及びプログラム ・ コーポレートHRインターナショナル ・ HR郵便・e-コマース・パーセル ・ HRエクспレス ・ HRグローバル・フォワーディング/フレート ・ HRサプライ・チェーン ・ HRファイナンス、GBS、CSI、CC
事業部			
ポスト・e-コマース・パーセル	エクспレス	グローバル・フォワーディング/フレート	サプライ・チェーン
取締役 ・ ジャーゲン・ゲルデス	取締役 ・ ケン・アレン	取締役 ・ ロジャー・クルーク	取締役 ・ ブルース・エドワーズ

業務部	地域	業務部	業務部
郵便 e-コマース-パーセル	ヨーロッパ アメリカ大陸 アジア太平洋 MEA (中東・アフリカ)	グローバル・フォー ディング フレート	サプライ・チェーン ウィリアムズ・リー

取締役会への変更

2014年3月11日付で監査役会は、ジョン・ギルバート氏をサプライ・チェーン部門担当の取締役に任命した。ギルバート氏はブルース・エドワーズ氏の後任である（エドワーズ氏は、2014年3月10日付で取締役を辞任したが、定年を迎える2014年9月30日までの間、当社の顧問であった）。アンジェラ・チツラス氏は、取締役を2014年7月2日付で辞任した。その後、2014年10月31日付でメラニー・クライス氏が、人事担当の取締役及び労務担当取締役（Labour Director）に任命された。なお、クライス氏が任命されるまでの間は、CEOのフランク・アペル博士がかかる役割を担い、兼務した。

2015年4月27日、ロジャー・クルークは、取締役を辞任した。グローバル・フォーディング/フレート事業部の新任取締役の選任まで、ドイツポストDHLグループのCEOであるフランク・アペル博士がこれに相当する任務を引き継ぎ、兼務している。

ポスト- e-コマース-パーセル事業部及び人事担当の取締役会部会の組織調整

2014年の初めに、当グループの戦略的開発の一環として、ドイツ国外の国内小包事業の一部が郵便部門に統合され、名称がポスト- e-コマース-パーセル事業部（PeP）に変更された。かかる事業は、従前はエクスプレス事業部及びグローバル・フォーディング/フレート事業部の一部であった。

人事担当の取締役会部会は、2020年度戦略（3.「事業内容」の（3）「戦略上の注力領域」を参照）に従い、2014年10月1日付で再編された。現在、当該部会は以下のコーポレート部署から構成される。すなわち、コーポレートHRドイツ、コーポレートHRスタンダード及びプログラム並びにコーポレートHRインターナショナルである。部門ごとのHR機能及びHRファイナンス、GBS、CSI及びCC機能は、人事担当の取締役に引き続き報告されることとなる。コーポレート執行業務のコーポレート部門は、CEOの所属する取締役会部会に再編された。

世界を結ぶ存在

ドイツポストDHLグループは、世界企業である。下記表は、当グループの最も重要な拠点を示している。下記表は、主要地域における市場ボリュームの概要を示している。当グループの市場シェアは、「各業務部と市場における地位」章で詳述される。

市場ボリューム⁽¹⁾

グローバル	ドイツ	アメリカ大陸
航空貨物輸送（2013）：25百万トン ⁽²⁾	メール・コミュニケーション （2014）：46億ユーロ ⁽⁶⁾	航空貨物輸送（2013）：6.4 百万トン ⁽²⁾
海上貨物輸送（2013）：34百万TEUS （3）	ダイアログ・マーケティング （2014）：170億ユーロ ⁽⁶⁾	海上貨物輸送（2013）：6.2百 万TEUS ⁽³⁾
契約ロジスティックス（2013）： 1680億ユーロ ⁽⁴⁾	小包（2014）：88億ユーロ ⁽⁶⁾	契約ロジスティックス （2013）： 497億ユーロ ⁽⁴⁾
国際エクスプレス市場（2013）： 200億ユーロ ⁽⁵⁾		国際エクスプレス市場 （2013）：72億ユーロ ⁽⁵⁾
欧州	中東・アフリカ	アジア・太平洋

航空貨物輸送(2013):4.5百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2013):5.1百万TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2013):617億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2013):60億ユーロ ⁽⁵⁾ 道路運送(2013):1650億ユーロ ⁽⁷⁾	航空貨物輸送(2013):1.4百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2013):2.7百万TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2013):48億ユーロ ⁽⁴⁾	航空貨物輸送(2013):12.4百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2013):19.9百万TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2013):519億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2013):65億ユーロ ⁽⁵⁾
---	--	---

- (1) 地域ごとのボリュームは、四捨五入されているため、合計してもグローバルボリュームにならない。
(2) 輸出運賃(トン)のみに基づいたデータ。参考文献:Copyright © HIS, 2014. All rights reserved.
(3) 20フィートコンテナ換算、市場全体の推計は、運送業者により管理されている。
(4) 輸出運賃(トン)のみに基づいたデータ。
(5) 参考文献:Copyright © HIS, 2014. All rights reserved.
(6) 参考文献:Transport Intelligence
(7) 国際時間指定エクスプレス商品を含む。基準国:米国、欧州、アジア・太平洋、AE、SA、ZA(グローバル); BR、CA、CL、CO、CR、GT、MX、PA、PE、US(アメリカ大陸); AT、DE、DK、ES、FR、IT、NL、RU、TR、UK(欧州); CN、HK、IN、JP、KR、SG(アジア・太平洋)。参考資料:マーケット・インテリジェンスの2014年度年次報告書及びデスクリサーチ
(8) 当社推定
(9) 基準国:AT、BE、CZ、DE、DK、ES、FI、FR、HU、IT、NL、NO、PL、PT、SE、SI、SK、UK。
(10) 参考文献:MI Study DHL 2014(ユーロスタット、財務発表、HISグローバル・インサイトに基づく)

各業務部と市場における地位

(イ)ポスト-e-コマース-パーセル事業部

ドイツにおける郵便サービス

ヨーロッパ最大の郵便会社として、当グループは、ドイツで1営業日当たり約64百万の郵便物を配達している。当グループは、物的、ハイブリッド、電子的書簡及び商品から、料金の着払い、書留郵便及び商品補償等の特別サービスに至るまで、あらゆる種類の商品及びサービスを個人顧客及び事業顧客に対し提供している。E-ポスト製品は、安全かつ機密性及び信頼性のある電子通信形態を提供する。同製品は、個々の消費者のコミュニケーションから、大量のメール等まで、あらゆるものに利用することができる。E-ポストは、プロセス・コストを削減しつつ、企業、公的機関及び個人が安全なコミュニケーションを送信することを可能としている。

報告対象年度において、事業顧客向けメール・コミュニケーション国内市場の規模は、約46億ユーロ(前年度、45億ユーロ)となった。実際の市況をより正確に反映するために、当グループは、競争に関連する事業顧客向け市場をも考慮に入れ、事業顧客向けサービス提供企業を競合他社に含めている(なお、エンド顧客向けサービス提供企業、及び部分的なサービス提供者である混載業者(コンソリデーター)の双方を含めている)。当グループの64.5パーセントのシェアは、前年度(64.7パーセント)より僅かに減少した。2014年1月1日付で、当グループは、標準書簡の料金を0.58ユーロから0.60ユーロに引き上げた。書留郵便及び転送郵便の料金も同時に引き上げられた。

事業顧客向けメール・コミュニケーションの国内市場(2014年)

市場規模:46億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
64.5%	35.5%

参考文献:当社推定

ターゲットを絞ったクロスメディア広告

当グループのダイアログ・マーケティング製品を利用することにより、広告主は、特定の顧客対象グループに広告を行うことができる。当グループは、住所管理から構想、創作、印刷、発送、返答管理、業績評価まで、エンド・トゥ・エンドのサービスを提供している。ダイアログ・マーケティングは、クロスメディアであり、個人向け及び自動化されている。ダイアログ・キャンペーンは、完全に自動的に管理することができ、同期間中に受領者にデジタル品及び物理的な物が届くようにできる。当グループのデジタ

ルサービスを利用することにより、企業は、自社のウェブサイト又はオンラインショップへのアクセス者を分析することができ、対象グループの特定が可能となる。

ドイツのダイアログ・マーケティング市場は、広告郵便、並びに電話及び電子メール・マーケティングにより構成されている。2014年には、かかる市場は、前年比で1.0パーセント縮小して170億ユーロとなった。小売業界に関して、広告主が減少し、又は広告費が見直された。これには、出版社Weltbild及びドゥー・イット・ユアセルフチェーンのMax Bahrの倒産が影響している。かかる極めて細分化された市場における、当グループのシェアは、13.0パーセント（前年度、12.8パーセント）であり、僅かに増加した。当グループは報告対象年度においてInfopost製品の料金を引き上げたものであるが、これは、18年間で初めてのことである。

ダイアログ・マーケティングの国内市場(2014年)

市場規模：170億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
13.0%	87.0%

参考文献：当社推定

郵便及び小包の国際輸送

当グループは、国境を越えた郵便物の配達及び軽量製品の出荷を行うほか、国際間のダイアログ・マーケティング・サービスも提供している。当グループは、主要な欧州郵便市場において、事業顧客に対し国際配送サービスを提供しており、革新的な製品を提供することにより、競合他社との差別化を図っている。例えば、当グループは、成長著しい電子商取引業界において個人顧客(B2C)向けの国際輸送ソリューションを開発している。当グループのポートフォリオには、物理的及びデジタルのダイアログ・マーケティングのニーズに関するコンサルティングやサービスも含まれている。さらに、当グループは、国際事業を展開する顧客に対し、物理的、ハイブリッド及び電子書面の通信を提供している。ドイツ外の顧客は、ドイツ市場において事業を成功させるために、当グループの専門知識及び経験から恩恵を受けている。外国向けの国際郵便の世界的な市場規模は、2014年度においては約64億ユーロであった（前年度は、67億ユーロ）。軽量郵便及びプレス商品の減少は重量のある郵便物の増加のみによって一部補うことができた。当グループの市場シェアは、前年度より減少し、15.1パーセントになった。

国際郵便(外国向け)市場(2014年)

市場規模：64億ユーロ	
DHL	競合他社
15.1%	84.9%

参考文献：当社推定

小包及びe-コマースサービスの世界的ポートフォリオ

当グループはドイツ内において約29,000箇所の小包集荷所を有し、13,000箇所を超える小売店舗、12,000箇所のパケットショップ、2,750箇所のパックステーション、及び約1,000箇所のパケットボックスを通して、幾つもの革新的小包サービスを提供している。当グループの顧客は、小包の夕方配達、即日配達又はできるだけ早く受け取るという選択を行うことができる。また、小包の箱の見直しにより、24時間体制で小包の安全な配達及び集荷が可能となった。当グループは、事業顧客のオンライン小売事業の成長を支援している。当グループのショッピング・ポータルであるMeinPaket.delは、小規模及び中規模の小売事業に対し新たな販路を提供している。要求に応じて、当グループは返品管理までのロジスティック・チェーン全体について対応することができる。当グループは、当グループのオンライン・スーパーマーケットであるAllyouneed.comにおいて、オンライン食品小売り事業を発展させており、また、当グループの2-Man-Handlingは、オンライン上で注文された家具の配達ソリューションを提供している。

2014年、ドイツの小包市場の規模は、約88億ユーロ（前年度：82億ユーロ）となった。当グループの市場シェアは、43.0パーセント（前年度：約42.3パーセント）に拡大した。

将来的には、当グループは、ドイツのe-コマースで培った経験を世界中の様々な重要な市場に提供する予定である。この目的を達成するために、当グループは、欧州では、既に1,000箇所以上のパケットショップを結び、パックステーションを計画し、オランダにて6日間配達（six-day delivery）を導入した。欧州以外では、インドにおいて堅調なブルー・ダート・エクスプレスがアジア内での更なるe-コマースサービスの基盤を提供してくれるであろう。米国においては、当グループは、e-コマース業界のサービス提供者へと更に発展している。当グループは、重要な国際市場にアクセスする既存の航路を拡大した。例えば、ドイツ、英国、米国から中国への航路を拡大した。

国内小包市場(2014年)

市場規模：88億ユーロ	
DHL	競合他社
43.0%	57.0%

参考文献：当社推定

(ロ) エクスプレス事業部**国際的なエクスプレス・サービスにおける主導的な提供者**

エクスプレス事業部では、緊急性の高い文書及び物品を、各宛先に確実に、時間どおりに配送する。当グループのネットワークは、220以上の国及び地域から成り立ち、2.5百万人を超える顧客に、約80,000名の従業員がサービスを提供している。

標準化された手順を有する世界規模のネットワーク事業者として、当グループは、顧客への献身的姿勢を維持し、顧客の要望に具体的に応じるため、常に当グループのサービスを最適化している。これら全てにより、当グループは国際的なエクスプレス・サービスにおいて主導的な提供者となっている。

時間指定国際便が当グループの中核事業である

当グループの主力商品である時間指定国際便 (Time Definite International) は、時間指定配達サービスを提供する。当グループは、当該サービスの補完として特定の業界向けのサービスも提供している。当グループのメディカル・エクスプレス輸送サービスは、ライフサイエンス・ヘルスケア分野における顧客のための特別仕様になっており、例えば、温度制御、冷却及び冷凍品のための様々な温度管理包装を提供している。当該サービス、繊細な性質を持つため、特別にモニターされている。また、集荷返送サービスは、主に、ハイテク産業の顧客により利用されている。技術製品は、ユーザーから集荷され、修理に持ち込まれ、そして返送される。

当グループの実質的な航空路線

エクスプレス・サービスの提供者として、当グループは、複数の航空路線で構成される航空ネットワークを運営しており、航空路線の中には当社が100パーセント保有するものも含まれる。年間平均3.4百万トンを輸送する当グループの実質的な航空路線は、航空輸送業者の国際的なリーダーの1社である。

様々な契約条件が含まれる当グループの所有及び購入する積載量を合わせることで、当グループは変動する需要に柔軟に対応することができる。当グループは、既存の積載量を超えた貨物容量の需要がない限り、長期的な積載量の債務を負う契約を締結しない。当グループは、長期貨物運送契約(ブロック・スペース契約)に関し、当グループの主要製品であるTDIのために使用可能な貨物の積載量を使用している。さらに、当グループは一時的な余剰積載量を航空輸送市場において販売している。この最大の購入者は、DHLのグローバル・フォワーディング事業部門である。

報告対象年度において、当グループの航空機を更新するために更なる構想に着手した。特に欧州及び米国において、当グループはライフサイクルの終わりに到達した航空機をさらに効率の良く、高性能の航空機に置き換えた。

国際エクスプレス事業の市場リーダーシップの拡大

当グループは、国際エクスプレス事業における市場での主導的地位の拡大を再度達成した。すなわち、2013年は34パーセント(前年度：33パーセント)であり、競合他社を圧倒していた。2014年度においては、国際エクスプレス事業は、引き続きe-コマース及び国際取引における中小企業の増大する重要性の恩恵を受けた。

ヨーロッパ地域におけるネットワークの拡大

当グループは、2013年には41パーセント(前年度：40パーセント)の市場シェアを誇る、ヨーロッパ地域の国際的なエクスプレス配送における主導的なプロバイダーであった。報告対象年度において、当グループは、ライブツィヒのハブ拡大建設工事の第一ステージを完了した。当グループはまた、英国においてネットワーク投資も行っており、とりわけ、2016年までには、マンチェスター及びヒースローとともに、イースト・ミッドランドにおけるハブ拡大を予定している。

ヨーロッパ国際エクスプレス市場(2013年)⁽¹⁾ ⁽²⁾ トップ4

市場規模：60億ユーロ			
DHL	UPS	TNT	FedEx
41%	25%	12%	10%

(1) エクスプレス商品TDIを含む。

(2) 基準国：AT、DE、DK、ES、FR、IT、NL、RU、TR及びUK

参考文献：マーケット・インテリジェンスの2014年度年次報告書及びデスクリサーチ

アメリカ大陸地域でのマーケットにおける存在感の強化

アメリカ大陸地域では、当グループのマーケットにおける存在感を強化すること成功した。2013年には当グループの市場シェアは、1パーセント上昇し18パーセントとなった。このプラス成長は、シンシナティ・ハブの拡大化及び自動化を内容とする当グループの投資継続決定が正当であったことを裏付けるものである。当グループはまた、メキシコでの事業を拡大し、その地域における主導的物流サービス業者としての地位を主要ハブ・地域への追加投資によって強化した。

アメリカ大陸の国際エクスプレス市場(2013年)⁽¹⁾ ⁽²⁾ トップ4

市場規模：72億ユーロ			
FedEx	UPS	DHL	TNT
46%	32%	18%	1%

(1) エクスプレス商品TDIを含む。

(2) 基準国：BR、CA、CL、CO、CR、GT、MX、PA、PE 及びUS

参考文献：マーケット・インテリジェンスの2014年度年次報告書及びデスクリサーチ

アジアでの成長を支援

当グループのアジア地域でのマーケットシェアは44パーセント（前年度：42パーセント）であり、2013年には当グループは国際エクスプレス市場における主導的地位をさらに拡大することができた。高まる需要に応え、2014年下半年には当グループの4番目の玄関口を東京で起工した。これによって、当グループの業務処理能力が増大し、サービスの基準が改善されることが予想される。それに加えて、2014年11月からは、当グループはタイ、ベトナム、マレーシア、香港を結ぶアジア間の航路を就航させた。これらの戦略によって当グループはこれらの地域における、顧客の拡大しつつあるビジネスニーズに応えて、配送時間を縮小することに成功している。

アジア太平洋の国際エクスプレス市場(2013年)⁽¹⁾ ⁽²⁾ トップ4

市場規模：65億ユーロ			
DHL	FedEx	UPS	TNT
44%	20%	11%	4%

(1) エクスプレス商品TDIを含む。

(2) 基準国：CN、HK、IN、JP、KR及びSG

参考文献：マーケティング・インテリジェンスの2014年度年次報告書及びデスクリサーチ

中東、アフリカにおける信頼できるパートナー

報告対象年度における中東、アフリカ地域での事業は確実に発展した。中東、中央・東アフリカでの政情不安、エボラ出血熱の大流行は現在進行中の問題である。当グループの従業員の安全を確保し、また、法的義務を遵守しつつ、当グループは事業を継続し、顧客の信頼できるパートナーであることを証明した。

業務量が増加していることから、ネットワークへの投資の継続が必要である。サウジアラビアの新しい施設のおかげで、その地域での業務処理能力は2倍となった。ドバイでは当該地域で最大のエクスプレス・サービスセンターが完成した。当該施設は、サウジアラビア・アラブ首長国連邦と、中国・日本・アメリカといったこれらの国の最重要パートナーとの間の貿易関係の拡大に寄与している。エジプトにおいては、当グループは初めて通関手続きサービスを提供する予定である。サハラ砂漠以南のアフリカ地域では、報告対象年度において、当グループは3,500を超えるサービス拠点を持つまでに至った。確立された物流サービス業者としての当グループの地位は、慈善援助組織が危機的地域への輸送のためのパートナーとして、当グループを繰り返し利用していることから明らかである。

(ハ) グローバル・フォワーディング/フレート事業部

航空、海上及び地上フレート・フォワーディング

グローバル・フォワーディング及びフレート業務部は、当グループの航空、海上及び地上フレートを担当している。当グループのフレート・フォワーディング・サービスには、標準化されたコンテナ輸送のみ

ならず、複合輸送及び特定分野に合わせたソリューション並びに産業化された産業プロジェクトも含まれる。

当グループのビジネスモデルは資産を持たないものであり、顧客と運送業者の間で輸送サービスの取次ぎを行うことに基づいている。当グループの世界的な存在は、ネットワークの最適化を確保し、効率的な輸送経路及び複合輸送により増加する需要への対応を可能にしている。

再興する航空貨物輸送市場のリーダー

国際航空貨物輸送市場は、2014年において成長を見せ、取扱量は業務処理能力を上回る勢いで増加した。国際航空運送協会(IATA)によると、報告対象年度における航空貨物輸送重量は、4.5パーセント増加した。航空会社が貨物飛行機を幅広の旅客機にしたことから、2014年上半期には航空運賃は減少した。それに対して、主要貨物運送業者がより慎重に貨物飛行機を使用したため、貨物機の積載量は全体の積載量の割合からすると、報告対象年において37.6パーセント(前年度:38.5パーセント)に減少した。需要の著しい増加とも相まって、この状況により、2014年下半期において、貨物スペース料金が増加した。前年には2.2百万トンの輸出貨物を輸送し、2014年においても航空輸送市場の主導的地位を維持した。

航空貨物輸送市場シェア上位4社(2013年)

単位: 1,000トン ⁽¹⁾			
DHL	Kuehne+Nagel	DB Schenker	Panalpina
2,215	1,134	1,092	825

(1) データは、輸出荷物の重量のみに基づく。

参考文献: 有価証券報告書、出版物及び当グループ推定

海上貨物輸送市場の積載量過多、不安定な輸送料金

国際海上貨物輸送では、近時、海上貨物輸送業者が多くの新しい、従来のものよりも大型の船舶を稼働させている。それにもかかわらず、運送業者は輸送速度の調整、ブランク・セーリング、また、容量再割り当ての手段によって、供給の増加を効果的に抑制している。海上貨物輸送業者は、運賃の値上げを実施したが、利益を改善することはできなかった。その結果、海上輸送運賃はとりわけアジア・ヨーロッパ間の重要貨物ルートで非常に不安定であった。前年度において、2.8百万の20フィートコンテナに相当する単位の輸送を行い、報告対象年度においては、当グループは引き続き海上貨物輸送サービス分野において第2位の地位となった。

海上貨物輸送市場シェア上位4位(2013年)

単位: 1,000TEU ⁽¹⁾			
Kuehne + Nagel	DHL	DB Schenker	Panalpina
3,578	2,807	1,891	1,495

(1) 20フィートコンテナに相当する単位。

参考文献: 有価証券報告書、出版物及び当社推定

地上ヨーロッパの輸送市場の僅かな成長

ヨーロッパの地上輸送市場は2014年に推定約0.5パーセントから2.5パーセント(前年度:1パーセントから2パーセント)の僅かな成長を見せた。この成長は主に、上半期のヨーロッパの安定したマクロ経済環境によるものである。それにもかかわらず、市場での競争は激しいものとなった。当グループの競争力あるサービス・ポートフォリオにより、DHLのフレート事業部門は、僅かに市場成長率を上回る成長を見せた。

ヨーロッパ地上輸送市場シェア上位5位(2013年)

市場規模: 1,650億ユーロ ⁽¹⁾⁽²⁾				
DB Schenker	DHL	DSV	Dachser	Kuehne+Nagel
3.6%	2.6%	1.9%	1.8%	1.2%

(1) 国単位: バルク輸送及び特殊物輸送を除くヨーロッパ18ヶ国における合計

(2) 2013年MI調査について、現在の価格情報を使用して、2012年及び2013年の数値が調整された。

参考文献: 2014年DHL MI調査(ユーロスタット、金融刊行物、IHSグローバル・インサイトに基づく)

(二) サプライ・チェーン事業部

2つの業務部における顧客中心の外部委託ソリューション

サプライ・チェーン事業部は、サプライ・チェーン業務部及びウィリアムズ・リー業務部の2つを有する。世界の主導的な契約ロジスティクス・プロバイダーとして、DHLは、倉庫保管、輸送及び付加価値サービスなど、国際的に標準化されたモジュラー・コンポーネントに基づき、顧客の需要に応じたロジスティクス・ソリューションを提供することによって、サプライ・チェーン事業における顧客のための競争上の優位性を生み出している。ウィリアムズ・リー業務部では、デジタル、そして、文書ワークフロー、事業サポート・サービス、コミュニケーション及び出版、ブランド及びマーケティング・サービス、また、最適化された情報フローのためのソリューションを提供している。

複雑な国際市場に向けた契約ロジスティクス

高度に複雑で、相互に関連しあい、変化の速い国際市場は、サプライ・チェーン業界とその顧客に、かつてない変化を求めている。単独でしか機能しない倉庫保管や輸送事業では、国際通商がもたらす、ビジネス変革の速度や拡大しつつある相互関連性には十分に対応できない。サプライ・チェーンにおける当グループの主要事業は、付加価値及び管理サービスと従来のフルフィルメント及び配送サービスを組み合わせた、高度に統合されたロジスティクス・ソリューションから成っている。プランニング、調達、業者管理、生産、梱包、修繕、返送及びリサイクリングは、契約ロジスティクス・ソリューションの新しい基準である。グローバル・スタンダード化とサービス・ロジスティクスをはじめとするサービスの革新を通じて、DHLのサプライ・チェーン事業は、グローバル契約ロジスティクスにおける強力な主導的地位をさらに強固なものとするであろう。

契約物流市場シェア上位10社(2013年)

市場規模：1,680億ユーロ									
DHL	Kuehne+NageI	CEVA	Hitachi	SNCF Geodis	Rhenus AG	Norbet Dentressangle	UPS	DB Schenker Logistics	Sankyu Inc
8%	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%

参考文献：トランスポート・インテリジェンス。数字は、Rhenus AG及びUPSに関しては推計。為替は2014年7月現在で計算。

市場シェア拡大に向けた市場拡大戦略

DHLは、8パーセントの市場シェア(2013年)を有し、50か国以上で事業を営んでおり、契約物流の世界市場リーダーの地位を保持する。この市場は細分化されており、上位10社は、推定1,680億ユーロの市場の約21パーセントを占めるに過ぎない。当グループは、当グループの主要地域である北米、ヨーロッパ及びアジア・太平洋において市場の先頭に立ち、また、急速に成長しているブラジル、インド、中国及びメキシコといった市場において非常に強力な地位を有している。当グループは、これら4地域の市場において、インフラ面及び人材に多額の投資を継続し、成長に向けた地域における機能の強化をしている。

新興成長市場では、成長しつつある消費主義や、とりわけ国際電子商取引などの複雑なロジスティクス・ソリューションの需要の増大の結果、より高度に統合されたロジスティクス・ソリューションに向けた成長の機会が多くなっている。当グループの地球規模で標準化された付加価値のあるサービスと地域に関する知識によって、新興成長市場における強力な地位が確立される。ウィリアムズ・リーは、文書管理及び製作マーケティングの外部委託において市場のリーダーである。この市場も非常に細分化されており、極めて限定されたサービスを提供するか又は独占的な隙間市場を占める専門企業によって、その大部分が構成されている。当グループは、報告対象年度において、幅広い国際サービス及び長期にわたる顧客との関係により、再度、主導的な地位を築くことに成功した。DHLの優れた顧客関係の結果、ウィリアムズ・リーはさらに新規事業を獲得することができた。

主要部門における業界専門知識

当グループの自動車、生命科学・ヘルスケア、テクノロジー、消費者、小売、工学・製造、エネルギー、そして、化学産業における経験の幅広さと知識の深さが生み出したイノベーションは、顧客に評価されている。

生命科学・ヘルスケア、テクノロジーそして自動車産業に焦点を合わせた、特化された分野でのソリューションによって、当グループは市場の機会を十分に利用し、成長を加速させることができる。

生命科学・ヘルスケアの分野では、費用や統合の圧力に応じて、サプライ・チェーンの外部委託が増えつつある。当グループの顧客の需要に応えるため、当グループは直接輸送、また、温度制御された輸送をはじめとする成長産業における厳格な規制上の条件に従うためのソリューションを発展させてきた。サービス・ロジスティクス、また、様々な付加価値サービスに対する需要が、テクノロジー分野において増えつつあり、成熟した市場と新興成長市場の両方でビジネス機会を生み出している。当グループの自動車産業に重点を置いた分野において、製造が中国、インド、ブラジルなどの新興成長市場に増々移って

きており、当グループはこれらの地域で既に強力な存在感があり、また、投資計画もある。リード・ロジスティックス・プロバイダー（LLP）などの管理サービスは、大変競争の激しい外部委託分野での持続可能な成長機会を提供している。

(3) 【戦略上の注力領域】

企業戦略

2015年度戦略の順調な実施

2009年以来、2015年度戦略により、当グループ全体の枠組みが形成されてきた。当該戦略において、当グループは、次の3点の目標を掲げている。すなわち、顧客に選ばれる業者となること、スタッフに選ばれる雇用主となること、及び、株主にとって魅力的な投資対象となること、である。さらに、当グループは、社会的責任を負っている。報告対象年度において、当グループは、再度、これらの目標の達成に向けて重要な進歩を遂げた。これは、顧客満足度、年次従業員調査及び重要な財務数値の改善においても反映されている。このことから、当グループは、今こそ今後の成長方針を決定し、さらなる長期的な成功の基盤を作る好機であると感じている。

2020年度戦略：フォーカス・コネクト・グローの導入

2014年4月に発表した「2020年度戦略：フォーカス・コネクト・グロー」は、物流業を定義する企業になるという当グループの目標を明確に示すものである。当グループは、2015年度戦略を加速し、継続させて、今後何年間かの戦略的優先事項の概略を示した。当グループは、これらの成功を積み重ねて、当グループの成長を一層加速させることを目標としている。

市場及び顧客ニーズの変化に対応するための準備に適時に着手した結果、当社には、多数の機会から利益を享受するための態勢が整っている。当グループの今後のビジネスにとって最も重要な要素のいくつかは、デジタル化の拡大、e-コマース・セグメントにおける加速的成長並びに発展途上国及び新興国の勢いである。2020年度戦略は、当グループの投資及び行動の優先事項を次のとおり設定している。

フォーカス：当グループは、当グループの中核である郵便及びロジスティックス事業に集中し、選ばれる業者、雇用主及び投資対象となるという目標を追い続ける。当グループは、それぞれが明確に定義された市場セグメントに集中する部門の一群であるといえる。これらの部門は、常に、顧客ニーズの共通理解を通じて結束し、グループ全体のサービス部門によって結合している。合理的な場合には、複数の部門が協働する。

コネクト：当グループは、一貫した最高のサービスを顧客に提供するために、組織の連結性をさらに高めて行く。この取り組みの中心的要素は、全ての従業員が自らの役割に関する特定の技術と知識を獲得することを可能にするという認証されたグループ全体の構想である。この構想は、当グループのエキスプレス事業部が開発した認定国際スペシャリストプログラムをふまえたものであり、当グループの従業員全てに対して認定を与えることを目標としている。加えて、当グループは、例えば業務手続及び資源、デジタル化の進展、並びにリーダーシップの育成等、グループ全体の連携の基盤及び手続を発展させて行く。

グロー：当グループの成長の柱には、特にe-コマース及び新興市場における当グループの成長計画が含まれる。当グループは、成功している小包事業をドイツ国内で拡大し、国内の小包配達及び他のe-コマース関連サービスのいずれにおいても、その成功モデルを諸外国に輸出することを目標としている。また、新興市場は、優先すべき重点を示している。当グループの全体としての目標は、長期成長の潜在能力が最も大きい分野において、当グループの存在感を高めることである。2020年までに、当グループは、新興市場において、当該経済圏からグループ収益の30パーセントが生み出されるようになることを目標に、著し

く存在感を高めるものとする。当グループは、今後何年間かで、当社の本業の成長を加速させるための更なる構想を開発及び評価するものとする。

当グループの戦略は、地理的な面でも資産運用成績の面でも、2020年までに市場において独自の存在感を確立するために策定されている。当グループの目標は、高度に顧客中心的な企業としてのみならず、品質面のリーダーとしても、国際的に有名になることである。当グループは、人々が物流を考える際には、当グループのことを考えて欲しいと願っている。

事業部の戦略及び目標

事業部の戦略的優先事項

業務部門の優先事項は、事業部門のビジネス戦略により支えられている。ここにおいても、当グループの重点は、収益性の強化である。

各事業部の戦略的優先事項

ポスト・eコマース・パーセル(PeP)	効率化の改善及び成長を続ける小包事業における投資による、適度なEBITの増加	郵便及び小包戦略
エクスプレス	ネットワーク利用の最適化及び利回りの増加をしつつ、TDI商品の継続的な成長及びサービスの改善	フォーカス
グローバル・フォワーディング/フレート	最適化された運用モデルの導入及び困難な市場環境における継続的な成長	グッドからグレートへ
サプライ・チェーン	標準化された費用効率が高く高品質で革新的なソリューションを通じた、世界的な産業の定義	フォーカス・コネクト・グロー

ポスト・eコマース・パーセル(PeP)事業部

2020年度戦略に従い、当グループには、ビジネスを将来的に成功させる4つの主要な原動力がある。

市場本位のコスト構造を構築すること：この目標を達成するために、当グループは当グループのネットワークを、変化する市場条件及び輸送構造に適合させている。当グループは、革新分野及び成長分野に投資をしつつ、可能かつ妥当な場合はコストを削減している。さらに、当グループは、その中で、当グループの製品の高い質を維持するとともに、環境を保護したいと考えている。当グループの小包2012年プロダクション・コンセプトにより、当グループの仕分け及び輸送がより効率化され、これにより費用が削減された。

顧客に最高品質を提供すること：当グループは、常に最高レベルの品質かつ合理的な価格で顧客に最高のサービスを提供したいと考えている。この目標のため、当グループは、仕分け装置や当グループの郵便ネットワークにおけるITアーキテクチャを継続的に近代化している。当グループは、当グループの小包ネットワークに対して投資し、増加する量に継続的にそれを適応させている。当グループの目標は、ドイツで発送される全小包の95パーセントが、翌日、顧客に配達されることである。当グループは、ドイツにおいて圧倒的に大きな小売店舗ネットワークを営むだけでなく、顧客による小包の受発送を大幅に容易化するサービスを提供する。さらに、当グループは、特にパケットショップの方法で、小売店舗との良好な提携を拡大させている。

当グループ従業員の動機づけ及び彼らへの情報提供：高品質と高いパフォーマンスの要となるのは、自ら進んで献身的に働く従業員である。そのため、当グループは、従業員に最先端のツールを配備し、郵便

配達員にeバイク及びeトライクを提供し、健康問題について従業員に対しカウンセリングを提供し、そして、いくつかの地域においては、小児保育が利用できるようにした。それだけではなく、当グループは、競合他社よりも明らかに高い賃金も提供している。さらに、当グループは、雇用拡大にも成功している。経営陣は、当グループのビジネスの現在の優先事項及び原動力について、約18,000名の従業員に直接伝えるべき様々な事象を常に抱えているため、従業員との対話は特に重要である。

新しいオンライン及びオフライン市場の活用：当グループは物理的通信分野における当グループの専門知識を活かして、効果的なデジタル通信手段を提供している。インターネットは当グループのサービスへの顧客のアクセスをますます容易にしており、顧客が郵便料の計算及び購入を行うことや、小売店及びパックステーションの所在地をオンライン及び携帯機器で特定することを可能にしている。また、当グループは、当グループの全ての事業で将来の成長分野に投資している。すなわち、当グループは、E-ポスト製品のみならず、デジタル・メディアにおけるターゲット・グループ・マーケティングの大手プロバイダーであり、広告主に適切なクロス・メディア・ターゲティングを提供し、独自のショッピングポータルを運営するドイツ国内では最初の小包配達サービス業者となっている。Allyouneed.comの買収により、当グループは、オンライン・スーパーマーケットを設立し、小売顧客と共に、現在食品の同日配達を試験的に行っている。MeinPaket.deにおいては、当グループはドイツで最大のオンライン市場を提供している。また、当グループは、輸送及びネットワーク管理の専門知識を、ポストパスと共に、最近規制緩和されたドイツの旅客市場において活用している。2020年度戦略の一環として、当グループは、eコマース - パーセル業務部の国際化に集中的に取り組んでいる。当グループは、多数の新たな市場で、配達サービスの領域を超えて、国内における付加価値のあるeコマースサービスを展開する予定である。

エクスプレス事業部

当グループの戦略的プログラム「フォーカス」に従い、当グループは、近年、事業を拡大し、市場シェアを増加し、利益率を高めた。報告対象年度において、当グループの重点は、顧客の要望により柔軟かつ効果的に対応するために全ての分野を統合すること、及び、将来的に経済パラメーターを変更することにあった。これによってコストが抑制され、成功事例のより迅速な交換が可能となる。

収益及び費用の管理：輸送量の増加によってネットワークにおけるスケールメリットがもたらされ、革新と自動化により生産性が改善し、費用が厳密に管理されている場合に、売上からの利益は増加する。当グループは、プロセスの簡易化及び標準化により間接費用を最小化している。例えば、当グループは、国際標準及び品質要求事項の順守に特に留意しつつ、ITシステムの構造を段階的に合理化している。

売上及び価格の設定：世界的なキャンペーンを展開し、当グループは、増加する輸出から最も恩恵を得ることができる中小規模の事業に特にターゲットを絞っている。当グループは、当グループのネットワークに最も適合するサイズや重さを有する品目に注力し、それによりスケールメリットを生み出している。当グループの価格設定方針については、当グループは、世界的に協調し、統制されることを推奨している。それと同時に、当グループは、顧客へのアプローチを継続的に改善するために活動している。当グループのインセインリー・カスタマー・セントリック・カルチャー・プログラム (Insanely Customer Centric Culture programme) は、より迅速に問題を解決し、より効率的に顧客の期待に応えることを目的としている。

ネットワークの管理：当グループの費用の大部分は、空路及び陸路のネットワークに関連している。当グループは、飛行機をより新しく効率的な、つまり、より費用効率の良い飛行機に交換している。当グループは、販売可能な貨物容量をフレート及びフォワーディング会社に対して、特にDHLグローバル・フォワーディングに対して、販売している。これにより、当グループのネットワークの利用率を改善し、費用を削減している。陸路においては、プロセスの自動化及び標準化を行っている。例えば、車両には既

定の棚が設置されており、コンベヤーベルトから直接積載できるようになっている。また、時間及び費用削減が最大化されるよう、集荷及び配達ルートを計画している。

従業員のモチベーション増加：当グループの実績ある認定国際スペシャリスト（CIS）研修プログラムは、当グループの従業員が、国際エクスプレス業務の必須知識を確実に持つようにするものである。研修は、各職務ごとのみならず職務を超えた範囲において、役員を含む当グループの従業員によって行われる。これは、事業部における職場の雰囲気作りと事業部への忠誠心を補強しつつ、相互理解をもたらすものである。認定国際マネージャー（CIM）の団体におけるモジュールは、管理職向けのものであり、事業部における統合されたリーダーシップ文化を強化することを目的としている。当グループは、世界中において、継続的に従業員のモチベーションを上げたいと考えている。優れた業績の組織的かつ継続的な認定は、この目的に寄与する一つの方法である。

グローバル・フォワーディング、フレート事業部

航空及び海上貨物並びに地上貨物輸送における当グループのグローバル製品の提供により、当グループは、市場平均を上回る成長を遂げること及び当グループの主導的な地位を強固にすることを目標としている。この目標を達成するために、当グループは継続的に製品及びサービスのポートフォリオを拡大し、内部プロセスを改善している。

製品及びサービスのポートフォリオの拡大：グローバル・フォワーディング業務部において、当グループは、複合輸送サービスの地理的範囲を、例えばアジアにおいて拡大している。当グループのサービス提供は、中国北部にある上海及び蘇州の生産及び商業の拠点、並びに、主要な流通拠点の一つでありハイテク業及び自動車産業の拠点でもある成都の西部都市をカバーしている。2014年初頭以来、当グループは、中国とヨーロッパとの間で、最初の温度制御鉄道輸送を提供している。あらゆる規模の企業が、当グループの新しい鉄道関連サービスにより、より小口で貨物を発送することによって在庫フローをより良く管理することができる。地上貨物輸送事業においては、当グループの毎日の確定日付優先混載輸送サービス（Eurapid）が、ヨーロッパの主要市場への迅速で信頼できる日付確定的な配達を提供している。報告対象年度において、これに参加するターミナルの数は25から50へと倍増した。

プロセスの簡略化及び標準化：当グループの戦略的なプロジェクトであるNew Forwarding Environment（NFE）によって、当グループは、当グループの業界リーダーとしての地位を支えるための、効率的なプロセス及び最先端のITシステムを用いた将来を見据えたオペレーションのモデルを徐々に導入している。当グループは、NFEにより、より優れた方法で当グループのプロセスを管理し、製品を標準化し、モジュール式のサービスを提供することができるようになる。当グループは、今後、顧客が短縮された回答時間の恩恵を受けることを可能とする専門の顧客サービスを有する世界的に調整かつ単一化された組織を構築する予定である。また、新たな組織は、当グループの顧客の製品のニーズにより即したものであり、最終的には、ターゲットが絞られた各品目に特有の情報を配信する。当グループは、販売量、顧客数値、積載量、運用及び輸送に関するデータの透明性及び質を高めている。報告対象年度において、NFEは他の国々においても追加的に実施が開始された。当グループは、グローバル・フォワーディング業務部全体でこれを実施する計画である。

サプライ・チェーン事業部

当グループは、標準化された費用効率が高く高品質で革新的なソリューションを通じて、当グループの産業を世界的に定義することを予定している。当グループの収益性を高めつつ、これを達成するため、当グループは、報告対象年度において当グループの事業を再検討し、9つの構想と4つの支援活動により戦略

的枠組みを定義した。当グループのアプローチは、グループ戦略に従って、「フォーカス」、「コネクト」及び「グロー」という3つの柱の上に成り立っている。

当グループのフォーカス指針は、標準化と複雑さの軽減を通じて効率及び品質を向上することを目標としている。当グループは、クラス最高のオペレーション標準を採用し、世界的規模でこれらを展開することを企図している。また、当グループは、革新的で顧客中心的なソリューションを可能とする世界的に調和した手続を構築することを目標としている。当グループは、ファースト・チョイス手法及び当グループのベスト・プラクティス・ソリューションを適用することにより、営業成績を改善する予定である。

柱の一つであるコネクトは、世界規模での効率向上を達成するための当グループの人員及び手続の連携に関するものである。効率的な経営構造及び共同サービスセンターの利用により、当グループのコスト構造は改善され、業界全体におけるクラス最高の機能が構築される。これらの組織改革に付随して、当グループは、エクスプレス事業部が適用して成功した実績あるアプローチに基づく認定サプライ・チェーン・スペシャリスト(CSCS)プログラムを利用し、スタッフの訓練を行っている。

最後に、柱の一つであるグローは、当グループのポートフォリオを、より高い収益性とより力強い成長の可能性を最も多く提供する市場セグメントに向けて変化させることに焦点を当てている。より付加価値の高いサービスを当グループのポートフォリオに組み込むことは、この変化を後押しする。同様に、ライフサイエンス及びヘルスケアのような主要部門について国際的なビジネスモデルへの方向転換を図ることは、今後の成長を加速させる。

4 【関係会社の状況】

(1) 【連邦共和国との関係】

この点に関しては、別途「第6-1-(1)-(ヘ)連結財務書類に対する注記-注記55.1」を参照されたい。

(2) 【親会社、子会社及び関連会社】

ドイツポスト・アーゲーに、親会社は存在しない。

次の表は、報告日におけるドイツポスト・アーゲーの連結子会社及び関連会社の種類及び数を示している。詳細に関しては、別途「第6-1-(2)-(ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記に対する別紙5」も参照されたい。

	2014年12月31日
完全所有連結会社(子会社)数	775
国内	90
海外	685
一部所有連結合弁会社数	0
国内	0
海外	0
共同経営数	2
国内	1
海外	1
持分法が適用される投資数	15
国内	1
海外	14

(3) 【兼任状況】

(イ) 取締役

(2014年12月31日時点)

名前	法に基づく兼任	その他の兼任
ローレンス・ローゼン	ドイツ・ポストバンク・アーゲー	キアゲンN.V.(監査役)
ケン・アレン		DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd. (中国)(取締役) ⁽¹⁾
ロジャー・クルック		DHL・グローバル・フォワーディング・マネージメント(アジア・パシフィック)Pte Ltd. (シンガポール)(取締役) ⁽¹⁾

(1) グループ会社を指す。

(ロ) 監査役

監査役	法に基づく兼任	その他の兼任
株主代表		
ヴルフ・フォン・シンメルマン博士(会長)	アリアンツ・ドイツ・アーゲー (Allianz Deutschland AG) マキシングベスト・アーゲー	アクセンチュア Corp.(アイルランド)(取締役) トーマス・ルーターズCorp.(カナダ)(取締役)

ヴェルナー・ガツェー	ブンデスドルツケライ GmbH フルガフェン・ベルリン-ブラン デンプルグ GmbH Partnerschaften Deutschland OPP Deutschland AG(2014年10月 10日から)	
ヘニング・カゲルマン博士	BMW AG ドイツ・バンク・アーゲー フランツ・ハニエル & シエ GmbH ミュンヘナー・リュックファー ジヘルングス - ゲゼルシャフ ト・アーゲー	
シモーヌ・メンヌ (2014年5月27日から)	デルバグ Luftfahrtversicherungs - AG (ドイツ)(会長) ⁽¹⁾ LSGルフトハンザ・サービス・ ホールディング・アーゲー(ドイ ツ)(会長) ⁽¹⁾ ルフトハンザ・カーゴ・アー ゲー(ドイツ) ⁽¹⁾ ルフトハンザ・システムズ・ アーゲー(ドイツ)(会長) ⁽¹⁾ ルフトハンザ・テクニク・アー ゲー(ドイツ) ⁽¹⁾	フランクフルト証券取引所(取引審議会)(2014年 11月14日から) マイルズ & モア GmbH (諮問委員会会長)(2014 年9月4日から) ⁽¹⁾
ローランド・エトカー		ライニシュ・ベルギシュ・フェアラグスゲゼル シャフト mbH(監査役)
ウルリヒ・シュローダー博士	ドイツ・テレコム・アーゲー	DEG - ドイトシェ・インヴェスティツィオンス - ウント・エントヴィックルングスゲゼルシャ フト mbH (監査役) 「マルグリット2020」エネルギー、気候変動 及びインフラのための欧州基金(ルクセンブル ク)(監査役)
エルマー・トイム		ポスティア Inc. (米国)(非常勤取締役会) ブラックベイ Ltd. (英国)(非常勤取締役)(2014 年3月7日から) カタール・ポストタル・サービスズ・カンパニー (カタール)(非常勤取締役)(2014年11月19日か ら)
イング・カッジャ・ウィンド 博士	フラポート・アーゲー	
従業員代表		
ロルフ・パウアーマイスター	ドイツ・ポストバンク・アーゲー	
アンドレアス・シャードラー	PSD バンク・コーン eG (会長)	
ステファン・トイスチャー	DHLハブ・ライブツィヒ GmbH (監査 役会副会長)	
ヘルガ・チェル	PSD バンク・コーン eG (副会長)	

(1) ドイツのルフトハンザのグループ会社を指す。

5 【従業員の状況】

ドイツポストDHLの従業員

人事による企業戦略の後押し

2020年度戦略に従って、人事活動は、より一層、当グループの中核事業に集中している。当グループは、最高のチームを競争力のあるコストにより確保したいと願っている。このために、当グループは、業務部の具体的な要求に基づいて適切な人材を見つけ、彼らと関係を構築し、その専門能力が開発されるよう調整しなければならない。これらの取り組みにおいては、報告対象年度に人事スタッフをもカバーできるように拡大された当グループ全体の認定戦略が重要な役割を果たす。2014年の終わりには、3,565名の参加者が、当グループのスタッフのみによって指導がなされるコースの受講を終えている。

従業員意識調査における好ましい傾向の継続

当グループ全体の年次従業員意識調査の結果は、社内管理に関連する指標であり、従業員が適切な活動に取り組むことを促進する助けとなる。前年には、当グループの従業員の77パーセントがこれに参加した。調査により評価されたうち大多数の分野において、好ましい傾向が継続していた。従業員の貢献度、及び、経営陣に対する賞与に連動する主要な業績評価指標である積極的なリーダーシップの下で、従業員がどのように経営陣を評価するかについては、常に特別の注意を払っている。当グループのGoGreen環境保護プログラムの精神に従って、調査は主にコンピュータによって行われ、質問項目のうち55パーセントはインターネット上で回答がなされた。

従業員意識調査の部分的な結果

%	2013年	2014年
回答率	77	77
KPI積極的なリーダーシップ	70	71
KPI従業員の貢献度	72	72

従業員数の僅かな増加

2014年12月31日時点において、当グループは、220を超える国及び地域において443,784名の常勤従業員を雇用しており、その数は前年度比で2.0パーセント増となった。

従業員数

	2013年 (調整後)	2014年	増減(%)
年度末現在			
総従業員数 ⁽¹⁾	479,690	488,824	1.9
常勤従業員数⁽²⁾	434,974	443,784	2.0
内、ポスト・eコマース・パーセル(PeP)事業部	163,195	166,342	1.9
内、エクスプレス事業部	71,290	75,185	5.5
内、グローバル・フォワーディング/フレート事業部	42,825	44,059	2.9
内、サプライ・チェーン事業部	145,152	146,220	0.7
内、コーポレート・センター及びその他	12,512	11,978	-4.3
内、ドイツ	168,854	170,596	1.0
内、ヨーロッパ(ドイツを除く)	105,006	108,890	3.7
内、北中南米	76,966	74,573	-3.1
内、アジア・太平洋	66,840	71,216	6.5
内、その他の地域	17,308	18,509	6.9
年平均			
総従業員数	478,903	484,025	1.1

内、時間給従業員及び給料制従業員	433,647	440,973	1.7
内、公務員	40,321	37,963	-5.8
内、研修生	4,935	5,089	3.1
常勤従業員数	435,218	440,809	1.3

- (1) 研修生を含む。
(2) 研修生を除く。

ポスト・eコマース・パーセル (PeP) 事業部において、主に国内パーセル事業における持続的成長に対応するために、当グループは新たに従業員を採用した。エクスプレス事業部の従業員数は、前年度と比較して増加した。これは主に、輸送量の増加によるオペレーションでの必要性によるものである。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部においては、主にアジアで獲得した新たな顧客が原因で従業員数が増加した。サプライ・チェーン事業部においては、カナダの小売部門で契約を失ったことにより、新規及び既存の事業の成長による従業員数の増加は0.7パーセントに抑えられた。この影響を除けば、従業員数は3.4パーセント増加した。

地理的見地からは、サプライ・チェーンでの契約の喪失は、アメリカにおける従業員数の増加を上回るものだった。当グループの従業員のレベルは、その他の全ての地域で向上した。当グループは、引き続き、ドイツにおいて最も多数の従業員を雇用し続ける。当グループの現在の計画は、2015会計年度に従業員数の僅かな増加を見越している。

地域毎の従業員⁽¹⁾

ドイツ	ヨーロッパ (ドイツを除く)	アメリカ大陸	アジア太平洋地域	その他
38%	25%	17%	16%	4%

(1) 2014年12月31日現在。常勤従業員数。

前年度を超過したレベルの人件費

人件費は、18,189百万ユーロで、前年度 (17,776百万ユーロ (調整後)) を超過したレベルであった。

人件費と社会保障給付金

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
賃金、給与及び報酬	14,300	14,583
社会保障積立金	2,110	2,164
退職手当費用	883	965
その他の従業員福利費用	356	344
解雇手当支払	127	133
人件費	17,776	18,189

(1) 過年度額調整後。注記4を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲーの従業員

従業員数の僅かな増加

2014年12月31日、当社は、前年より0.9パーセント多い145,620名の常勤従業員を雇用した。新たな従業員は、成長を続けるドイツの小包事業のために特別に雇用された。

従業員数

	2013年12月31日	2014年12月31日	増減(%)
常勤従業員数(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	144,388	145,620	0.9

事業部別			
ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部	139,393	140,742	1.0
その他	4,995	4,878	-2.3
総従業員数(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	171,569	173,055	0.9
内、給料制従業員及び時間給従業員	132,319	136,268	3.0
内、公務員	39,250	36,787	-6.3
年度平均(研修生を除く)	172,367	171,685	-0.4

前年度を超過したレベルの人件費

人件費は、7,360百万ユーロで、前年度(7,182百万ユーロ(調整後))を超過したレベルであった。

将来を考慮した人事活動によりもたらされている変化

2011年にドイツポスト・アーゲーと労働組合間で締結された「ジェネレーション・パクト(Generation Pact)」は、引き続き従業員に好評である。2014年度末日現在、2,323名の従業員が部分的退職をし、18,788名の従業員が労働時間口座を開設した。また、国会議員は現在、当社が、当社の公務員に対して、年齢制ワーキング・ソリューションを提供できるよう、必要な基盤を構築している。

当社は、戦略的な従業員マネジメントによって、長期的に、正確に従業員の要求に応えることを目標としている。この目標のため、当社は、早くも2011年には分析及び企画ツールを開発し、そのツールは、当社の会社ユニットに対して、ビジネス目標の実施に関する具体的な提言を提供する。この手法は、より柔軟な利用を可能とするために、報告対象年度において一層発展した。このツールの助けを借りて、当社は、例えばラテンアメリカにおけるサプライ・チェーンのためのタレント・ロードマップ(Talent Roadmap)を構築することができた。このロードマップは、ラテンアメリカにおける意欲的な成長目標の達成にとって重要な役割を果たす。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

「第6-1-(1)-(へ)連結財務諸表に対する注記-注記49乃至49.4」を参照されたい。

経済状態

経済状態に関する取締役会の総合評価

当グループは年度目標を達成

ドイツポストDHLグループは、2014会計年度につき設定した目標を達成し、当グループの売上高、EBIT及び営業活動によるキャッシュ・フローは全て増加した。ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部の国内事業及びエクスプレス事業部の国際事業は、引き続きダイナミックな成長を創出した。サプライ・チェーン事業部の収益も高レベルの新規事業及び継続中の再編プログラムの恩恵を受けた反面、利益に対する圧力及び変革に要する費用がグローバル・フォワーディング/フレート事業部に顕著な影響を及ぼした。資本的支出は、計画通り、約19十億ユーロへと増加した。営業活動によるキャッシュ・フローは、ポジティブな傾向を示した。取締役会の意見によると、当グループの財政状態は全体的に引き続き良好である。

重要事象

重要事象なし

当グループの2014会計年度の純資産、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象は、存在しなかった。

経営成績

経営成績を示す特定指標

	単位	2013年 ⁽¹⁾	2014年
売上高	百万ユーロ	54,912	56,630
利息を含まない税引き前利益 (EBIT)	百万ユーロ	2,865	2,965
売上高当期純利益率 ⁽²⁾	%	5.2	5.2
資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC)	百万ユーロ	1,501	1,551
報告対象年度連結純利益 ⁽³⁾	百万ユーロ	2,091	2,071
一株当たり利益 ⁽⁴⁾	ユーロ	1.73	1.71
一株当たり配当	ユーロ	0.80	0.85 ⁽⁵⁾

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) EBIT / 売上高

(3) 非支配株主持分を控除後

(4) 基本的一株当たり利益

(5) 提案

報告体系及びポートフォリオの変更

2014年1月1日以降、IFRS第10号（連結財務諸表）及びIFRS第11号（共同支配の取決め）の改正の適用が求められている。この適用は、貸借対照表及び損益計算書内の事項の多くに、軽微な全体的な影響を及ぼした。詳細は、注記に記載する。

ドイツポストDHLグループが保有する全てのジョイント・ベンチャー、関連会社及びその他株式投資が当グループの中核事業において業務を行うため、利息を含まない税引き前利益（EBIT）においてこれらの投資の収益及び経費を報告する。これらは、従前、金融収益純額／金融費用純額に含まれていた。

当グループのベルギー、チェコ共和国、インド、オランダ及びポーランドにおける国内小包事業は、年度開始時点でポスト・eコマース・パーセル（PeP）事業部に統合された。この事業は、従前、エクスプレス事業部及びグローバル・フォワーディング／フレート事業部の一部であった。

また、米国企業のスカイ・クーリエInc.は、第1四半期にエクスプレス事業部からグローバル・フォワーディング／フレート事業部に組み替えられた。

ベルギー企業であるスピードパックNVは、2014年4月1日付で、グローバル・フォワーディング／フレート事業部からPeP事業部へと移転された。

前年度の数値は、調整済みである。当グループの経営報告書に対する以下の説明においては、これに対して改めて着目しなかった。

DHLグローバル・フォワーディング&Co. LLC（オマーン）は、契約変更により、2014年5月に連結された。同社には、従前、持分法が適用されていた。

グローバル・フォワーディング／フレート事業部では、中核事業に属していないハル・ブライス・アンゴラLtd.の事業及びハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンスeツurisモLda.を7月31日付で売却した。これらの企業の全資産及び全負債は、既に売却目的での保有に組み替えられている。

12月18日付で、ストリート・スクーターGmbH（アーヘン）を買収した。同社は、当社向けのコスト効率が良い電気自動車を開発することにより、当社車両群のCO2効率の更なる改善において当社を支援する。

連結売上が3.1パーセント増加

2014会計年度において、連結売上高は、為替差損が売上高を407百万ユーロ減少させたものの、3.1パーセント増加し、56,630百万ユーロとなった。海外における売上高の割合は、前年度比で横ばいとなり、69.3パーセント（前年度：69.1パーセント）であった。売上高は、ポートフォリオの変化によって152百万ユーロ減少した。2014年度第4四半期の売上高は、15,365百万ユーロとなり、915百万ユーロ増加した。為替差益は、322百万ユーロの増加をもたらした。

その他営業利益は、前年度の1,962百万ユーロから2,016百万ユーロに増加した。米国エクスプレス事業の再編関係で負った和解金義務の評価及びその他要因により、報告年度において101百万ユーロ増加した。

連結売上高

(単位:百万ユーロ)	2013年 調整後	2014年
海外	37,929	39,263
ドイツ	16,983	17,367
合計	54,912	56,630

運送費の増加

材料費は、特に運送費の増加及びサプライ・チェーン事業部のUKナショナル・ヘルス・サービスとの事業に関する売却目的購入及び保有された物品の増加により、1,004百万ユーロ増加し、32,042百万ユーロとなった。

人件費は、2.3パーセント増加し、18,189百万ユーロとなった。これは、サプライ・チェーン事業部の従業員数の増加及びPeP事業部の人件費の増加が主因であった。

減価償却費、償却費及び減損損失は、106百万ユーロとなった航空機及び航空機用部品の減損損失を主因とし、1,337百万ユーロから1,381百万ユーロに増加した。

その他営業費用は、4,074百万ユーロであり、前年度(3,863百万ユーロ)より211百万ユーロ増加した。この増加は、多数の小規模な要因に起因した。

売上高、その他営業利益及びその他営業費用

	百万ユーロ	%	
売上高	56,630	3.1	・ドイツ国内の小包及び国際エクスプレス事業の成長傾向は変わらず。 ・為替による影響により連結売上高が407百万ユーロ減少
その他営業利益	2,016	2.8	・米国エクスプレス事業の再編引当金の戻入れがあった。
材料費	32,042	3.2	・運送費の増加 ・サプライ・チェーン事業部において売却目的で購入及び保有する物品の費用の増加
人件費	18,189	2.3	・主にサプライ・チェーン事業部におけるスタッフ数の増加 ・PeP事業部における労働賃金の増加
減価償却費、償却費及び減損損失	1,381	3.3	・106百万ユーロの航空機に関する減損損失を含む。
その他営業費用	4,074	5.5	・多数の小規模な要因

連結EBITが3.5パーセント増加

利息を含まない税引き前利益(EBIT)は、前年度比で3.5パーセント増加し、報告対象年度においては2,965百万ユーロとなった。2014年度第4四半期においては、1.9パーセント増加し、905百万ユーロとなった。

その反面、金融費用純額は、特に利息収益の減少により、293百万ユーロから388百万ユーロに悪化した。前年度の数値には、租税債務の利息引当金の戻入れによる利息収益が含まれていた。

報告対象年度の税引き前利益は、2,577百万ユーロで、前年度(2,572百万ユーロ)と比較し僅かに増加した。法人所得税も39百万ユーロ増加し、400百万ユーロとなった。実効税率は15.5パーセントであった。

連結EBIT

	百万ユーロ
2013年 (調整後)	2,865
2014年	2,965

純利益及び1株当たり利益の減少

連結当期純利益は、2,211百万ユーロから2,177百万ユーロに減少した。この数値のうち、2,071百万ユーロはドイツポスト・アーゲーの株主に、また、106百万ユーロは非支配株主に帰属するものである。1株当たり利益も減少し、基本的1株当たり利益は1.73ユーロから1.71ユーロに減少し、希薄化後1株当たり利益は1.66ユーロから1.64ユーロに減少した。

1株当たり0.85ユーロの配当の提案

当社の財務戦略として、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。2015年5月27日に開催された定時株主総会は、2014年度については株主に対して1株当たり0.85ユーロの配当を支払うことを決議した（前年度：0.80ユーロ）。ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する本期間の連結純利益に基づく配当比率は、49.7パーセントである。当グループ株式の年度末終値に基づく純配当利回りは、3.1パーセントである。配当は、2015年5月28日に分配され、ドイツに居住する株主については非課税とされた。受領者が税還付又は税額控除を求めることを可能にするものではない。

	配当金総額 (単位：百万ユーロ)	無額面株式1株当たりの配当金 (単位：ユーロ)
2005年	836	0.70
2006年	903	0.75
2007年	1,087	0.90
2008年	725	0.60
2009年	725	0.60
2010年	786	0.65
2011年	846	0.70
2012年	846	0.70
2013年	968	0.80
2014年 ⁽¹⁾	1,030	0.85

(1) 提案

資産に関する費用を計上後のEBITが増加

主にエクスプレス事業部の収益性の改善により、資産に関する費用を計上後のEBIT（EAC）は、2014年に1,501百万ユーロから1,551百万ユーロに増加した。資産に関する費用は、3.7パーセント上昇し、これは、主にDHL事業部の資本的支出の増加並びにポスト・eコマース・パーセル（PeP）事業部及びグローバル・フォワーディング/フレート事業部の運転資本純額の変動に起因するものである。

資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)			
百万ユーロ	2013年 調整後 ⁽¹⁾	2014年	増減率%
EBIT	2,865	2,965	3.5
- 資産に関する費用	-1,364	-1,414	-3.7

=EAC	1,501	1,551	3.3
------	-------	-------	-----

(1) 前年度の数値は、算出基準の変更により調整されている。

純資産ベースは、報告対象年度において1,185百万ユーロ増加し、16,515百万ユーロとなった。ITシステムへの投資、貨物機の購入、並びに、倉庫、仕分け装置及び保有車両の交換及び増設は前年度比で増加し、無形固定資産も同様であった。運転資本純額の変動も、増加傾向に追加で寄与した。

営業引当金の減少は、他にも要因はあるが、エクスプレス事業部の再編引当金の戻入りに起因する。その他非流動資産及び負債の増加も純資産ベース増加の一因となった。

純資産ベース（非連結）			
百万ユーロ	2013年12月31日 調整後 ⁽¹⁾	2014年12月31日	増減率%
無形固定資産及び有形固定資産	18,681	19,540	4.6
+/- 純運転資本	-681	-512	-24.8
- 営業引当金（年金及びその他同様の義務の引当金は除く。）	-2,654	-2,505	-5.6
+/- その他非流動資産及び負債	-16	-8	-50.0
= 純資産ベース	15,330	16,515	7.7

(1) 前年度の数値は、算出基準の変更により調整されている。

財政状態

主要キャッシュ・フロー指標

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
12月31日時点での現金及び現金等価物	3,414	2,978
現金及び現金等価物の変動	1,114	-395
営業活動からの現金純額	2,989	3,040
投資活動において使用された現金純額	-1,765	-1,087
財務活動において使用された現金純額	-110	-2,348

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

当グループにおける財務管理は集中型機能である

当グループの財務管理活動には、現金及び流動性の管理、金利、通貨及び商品価格リスクのヘッジ、当グループの資金繰りの手配、保証状及びコンフォート・レターの発行、並びに、格付機関との連絡が含まれる。当グループは、本部で業務を執行することによって、効率的な業務運営及び効果的なリスク管理を可能としている。

ボンにある当グループ本社のコーポレート・ファイナンス部がこれらの活動に係る責任を負っており、これをボン（ドイツ）、ウエストン（アメリカ合衆国）及びシンガポールの3つの地域財務センターが支えている。これらは、本部と事業会社との中継拠点として機能し、あらゆる財務管理問題について事業会社に助言し、グループ全体の要求の遵守を徹底させている。

コーポレート・ファイナンス部の主たる役割は、財務リスクと資本コストを最小化し、当グループの継続的な財務の安定性と柔軟性を維持することにある。当グループは、資本市場への自由なアクセスを確保するため、該当セクターとして適当な信用格付の維持を目指している。したがって、当グループは、当グループの調整後負債に対する営業活動によるキャッシュ・フローの比率を特に念入りに確認している。調整後負債とは、未積立年金債務及びオペレーティング・リース債務を斟酌した、当グループの純負債を意味する。

財務的弾力性及び低い資本コストの維持

当グループの財務戦略は、財務管理の原則及び目標を基盤としている。株主の利益の他、本戦略では債権者の要求も考慮している。目標は、投資家に対する高い継続性及び予測可能性を確保することにより、当グループが財務的弾力性及び低い資本コストを維持することである。

この戦略の主軸は、償却前修正利益の負債に対する比率（FF0負債比率）として知られるダイナミック・パフォーマンス・メトリックにより管理される、目標格付の「BBB+」である。当グループの戦略には、更に、継続的な配当金政策、並びに、ドイツの年金制度の制度資産を徐々に増加させるため、また、特別配当の支払又は株の買戻しを行うために使われる過剰流動資金の利用に関する明確な優先順位も含まれる。

財務戦略

<p style="text-align: center;">信用格付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「BBB+」及び「Baa1」の格付けをそれぞれ維持する。 ・ダイナミック・パフォーマンス・メトリックとしてFF0負債比率を使用。 	<p style="text-align: center;">投資家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼可能かつ一貫性のある当グループからの情報を発信する。 ・期待収益の予想可能性。
<p style="text-align: center;">配当政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純利益の40%から60%を支払う。 ・キャッシュ・フロー及び継続性を考慮。 	<p style="text-align: center;">当グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務及び戦略の弾力性維持。 ・資本コストを抑える(WACC)⁽¹⁾。
<p style="text-align: center;">過剰流動資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ年金制度の制度資産を増加。 ・特別配当金を支払い、又は、株式買戻し計画を実施する。 	
<p style="text-align: center;">負債ポートフォリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性準備金としてシンジケート・ローンを利用する。 ・社債発行のために負債発行プログラムを立ち上げる。 ・長期必要資本を調達するため、社債を発行する。 	

(1) 資本加重平均コスト

償却前修正利益（FF0）は、下記の計算のとおり、運転資本の変動前の営業活動によるキャッシュ・フローの数値に金利の受取分を加算し、これから支払金利を差し引いた上、オペレーティング・リース、年金及び非経常収益又は非経常経費について修正した金額をいう。金融負債並びに余剰現金及び準現金投資に加え、負債金額には、オペレーティング・リース負債及び未積立年金負債が含まれている。

FF0負債比率

（単位：百万ユーロ）

	2013年 調整後 ⁽¹⁾	2014年
運転資本の変動前の営業活動によるキャッシュ・フロー	3,078	3,061
+ 金利の受取分 ⁽²⁾	55	45
- 支払金利	166	188
+ オペレーティング・リースの調整	1,240	1,283
+ 年金の調整	144	122
+/- 非経常収益又は非経常経費	73	74
= 償却前修正利益(FF0)	4,424	4,397
金融負債計上額	5,954	5,169
- 損益を通じて公正価値で認識される金融負債	40	145
+ オペレーティング・リースの調整	5,099	5,953
+ 年金の調整	4,940	7,174
- 余剰現金及び準現金投資 ⁽³⁾	3,082	2,256
= 負債	12,871	15,895
= FFO負債比率(%)	34.4	27.7

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 本項目において従前に表示されていた配当金の受け取り分は、2014年12月31日時点での運転資本の変動前における営業活動によるキャッシュ・フローに含まれている。比較可能性を改善するために、2013年度に関する数値は、新たな表示を考慮している。

(3) 余剰現金及び準現金投資は、現金、現金等価物及び一覽払いの投資資金の合計から営業に必要な現金を差し引いたものを意味する。

負債の増加を主因として、報告対象年度における「FF0負債比率」ダイナミック・パフォーマンス・メトリックは、前年度と比較して、著しく減少した。

償却前修正利益は、運転資本の変動前の営業活動によるキャッシュ・フローの僅かな減少等により、27百万ユーロ減少し、総額4,397百万ユーロとなった。支払利息額は、主に2013年に発行した社債2種につき初めて利息を支払わなければならなかったため増加した。報告対象年度において、74百万ユーロの営業再編実施支出が非経常収益/経費として認識された。

負債は、前年度比で3,024百万ユーロ増加し、2014会計年度には15,895百万ユーロとなった。この増加は、主に、割引率の低下による年金債務の大幅な増加に特に起因した年金に関する調整における増加に起因する。年金に関する追加情報は、注記に記載する。この増加に寄与したその他の要因は、オペレーティング・リースに関する調整において報告されているリース債権の増加であった。

現金及び流動性の本部管理

全世界において営業している当グループの子会社の現金及び流動性については、コーポレート財務部が本部管理している。当グループの外部売上高の80パーセント以上は、現金プールに連結され、内部の流動性需要の調整に使用される。法律上の理由からこのような方法を採用できない国については、コーポレー

ト財務部が内部借入れ及び外部借入れ並びに投資を本部で管理する。このような事情から、当グループでは、特定の銀行からの独立性を維持するため、バランスのとれた銀行取引方針を遵守している。外部の銀行手数料やマージンを避けるため、子会社の内部売上高も会社間決済を通じてグループ内部の銀行にプールされ管理されている。支払決済は、統一指針に従い、標準化されたプロセス及びITシステムを通じて行われている。多くの当グループ会社は、それぞれの会社名義でドイツポスト・アーゲーの中央銀行口座を経由して支払を実行する、当グループのペイメント・ファクトリー（Payment Factory）に外部支払決済をプールしている。

市場リスクの制限

当グループは、市場リスクを制限するために、基本金融商品及びデリバティブ金融商品の両方を利用している。金利リスクは、スワップのみにより管理されている。通貨リスクは、先渡取引、クロス・カレンシー・スワップ及びオプションによってもヘッジされている。当グループは、商品価格の変動から生じるリスクの大部分を顧客に転嫁しており、残りのリスクの管理については、商品スワップを一定程度用いている。デリバティブ商品の利用に関するパラメータ、責任及びコントロールは、内部指針において定められている。

柔軟かつ安定した資金調達

当グループは、株式資本及び負債により、長期的資金需要をカバーしている。これは、十分な柔軟性をもち、かつ、財務の安定性の確保を可能にする。当グループにとって最も重要な資金源は、営業活動からの現金純額である。

また、当グループは、当グループに対して好ましい市況を保証し、安定した長期流動性準備として機能している20億ユーロの協調与信枠を有している。この与信枠は、2013年に延長され、報告対象年度においては1年更新され、現在は2019年まで有効である。また、さらに1年これを更新するオプションがある。この協調与信枠は、当グループの財務指標について何らの誓約も含んでいない。当グループの堅実な流動性に鑑み、報告対象年度中、これは維持された。

銀行取引方針の一環として、当グループは、取引量を拡大させ、取引先金融機関との長期的な関係を維持している。当グループは、与信枠の他、社債及びオペレーティング・リース等の独自の資金調達源により、当グループの借入必要額を満たしている。大部分の負債は、経済規模及び分業化による利益を活用するため、本部に集約されており、その結果として貸付コストを最小限に抑えている。

報告対象年度において社債は発行されておらず、2014年1月に満期を迎えた社債は返済された。現存の社債に関する追加情報は、注記に記載する。

当グループによる担保、コンフォート・レター及び保証状の発行

ドイツポスト・アーゲーは、グループ会社、関連会社又はジョイント・ベンチャーが締結するローン契約、リース及び供給者契約に関して、必要に応じてコンフォート・レター、保証又は担保に関するレターを発行することにより、担保を提供している。これにより、各地においてより有利な条件の下で交渉を行うことが可能となっている。かかる保証は、本部に集約して行われている。

当グループの信用格付の改善

信用格付は、独立かつ現時点における企業の信用状態の評価を表すものである。格付けは、有価証券報告書及び適切な計画データの定量分析及び測定に基づいて行われている。業界固有の特徴、企業の市場におけるポジション並びに商品及びサービスの幅といった質的要素も考慮に入れられる。

2014年9月、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）は、当グループの信用格付を「Baa1」から「A3」という安定的な見通しに引き上げた。この決定は、当グループの改善された収益性に基づくものであった。2015年に関し、ムーディーズは、引き続き小幅な経済成長を見込んでおり、営業環境の継続的改善及びドイツポストDHLグループの収益性の更なる増加を予測している。フィッチ・レーティングズが格付けする当グループの信用性については、「BBB+」という安定的な見通しからの変更はない。

これらの格付けに関し、ドイツポスト DHLグループは、引き続き、運輸及び物流部門において良好な立場にある。以下の表は、報告日における格付けと評定因子を示したものである。格付機関による最新の分析の全て及び格付分類は、当グループのウェブサイトに掲載されている。

格付機関による格付け

	プラス評定 要因	マイナス評定 要因
フィッチ・レーティングズ 長期：BBB+ 短期：F2 見通し：安定的	<ul style="list-style-type: none"> 十分に統合された会社概要。 国内郵便・小包市場における優位な位置付け。 エクスプレス事業、グローバル・フォワーディング/フレート事業及びサプライ・チェーン事業において世界的に好調な足跡を残していること。 ポストバンク株式売却完了後の財務状況が改善していること。 厳しいマクロ経済環境を相殺するほど、エクスプレス事業の利益及び市場占有率が回復していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制リスク及び訴訟リスク(例：EUの反トラスト及び国庫補助に関する調査)にさらされること。 産業内の長期的な変革(例：電子通信及びデジタル化による競争)により郵便事業部において構造的な取引量が減少していること。 DHL事業部を通じて、グローバルマーケットの変動性にさらされるリスクが高いこと。
ムーディーズ・インベスターズ・サービス 長期：A3 短期：P-2 見通し：安定的	<ul style="list-style-type: none"> 世界最大級の物流企業としての国際的存在感及び規模。 ドイツにおける大規模かつ強固な郵便事業。 物流活動及び郵便事業における利益レベルが回復していること。 抑制が利いた財務測定基準、保守的な財務政策及び健全で流動性のある統計データ。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流事業における世界的なマクロ経済トレンドにさらされること。 従来 of 郵便サービスの構造的減退。

流動性及び資金源

貸借対照表日現在、当グループは、自由に使用できる現金及び現金等価物を30億ユーロ保有していた（前年度：34億ユーロ）。この大部分は、ドイツポスト・アーゲーが直接保有するものである。現金は、

主に金融市場に対して中心的に投資されており、このような中心的な短期金融市場に対する投資額は、貸借対照表日現在において、合計16億ユーロに達する。更に2億ユーロが短期金融市場資金に投資された。

貸借対照表で報告されている金融負債の内訳は、以下のとおりである。

金融負債		
(単位：百万ユーロ)	2013年 調整後 ⁽¹⁾	2014年
社債	5,088	4,290
銀行に対する債務	198	184
ファイナンス・リース債務	213	210
グループ会社に対する債務	90	23
損益を通じて公正価値で測定した金融負債	40	145
その他金融負債	325	317
	5,954	5,169

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

金融負債の減少は、主に2014年1月に返済された9億ユーロの社債に起因する。認識された金融負債に関する詳細は、注記に記載する。

オペレーティング・リースは、引き続き当グループの重要な資金源である。当グループは、航空機、保有車両及びIT機器に対する資金提供も行っているものの、オペレーティング・リースは、主に不動産に対する資金提供のために使用している。

資産別オペレーティング・リース負債		
(単位：百万ユーロ)	2013年	2014年
土地及び建物	4,966	5,375
航空機	524	1,083
輸送設備	512	576
技術設備及び機械	67	67
その他設備、営業機器及びオフィス用機器、輸送機器その他	60	54
	6,129	7,155

オペレーティング・リース債務は、主に、既存契約の残存期間が減少していることを大幅に補う航空機並びに不動産に関する新たな長期契約を受けて、前年度比で大幅に増加し、72億ユーロとなった。

資本的支出は前年度に比べて上昇

当グループの資本的支出（資本支出）は、2014年12月末時点で1,876百万ユーロであり、前年度の1,747百万ユーロを7.4パーセント上回った。かかる支出は、主に以下の資産の交換及び拡大のために行われた

ものである。すなわち、1,576百万ユーロは有形固定資産に、300百万ユーロはのれんを除く無形固定資産に投資された。有形固定資産への投資は、前払金及び開発中の資産（790百万ユーロ）、輸送機器（358百万ユーロ）、土地及び建物（138百万ユーロ）、技術設備及び機械（100百万ユーロ）、IT機器（79百万ユーロ）、営業機器及びオフィス用機器（76百万ユーロ）並びに航空機（35百万ユーロ）に関連するものである。

地域別では、当グループは、主に、欧州、アメリカ大陸及びアジアにおいて投資を行った。

地域別資本支出		
(単位：百万ユーロ)	2013年	2014年
ドイツ	1,128	1,092
欧州(ドイツを除く)	227	300
アメリカ大陸 ⁽¹⁾	172	223
アジア太平洋	165	191
その他地域	55	70

(1) 前年度調整後。

資本支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（通年）

	PeP事業部		エクスプレス事業部		グローバル・フォワーディング/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		コーポレート・センター/その他		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2013年 調整 後	2014年	2013年 調整 後	2014年	2013年 調整 後	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年 調整 後	2014年
資本支出（単位：百万ユーロ）	452	415	484	571	127	207	277	304	407	380	0	-1	1,747	1,876
減価償却費、償却費及び減損損失（単位：百万ユーロ）	384	340	380	462	90	88	270	268	213	224	0	-1	1,337	1,381
資本支出対減価償却費、償却費及び減損損失比率	1.18	1.22	1.27	1.24	1.41	2.35	1.03	1.13	1.91	1.70	-	-	1.31	1.36

(1)四捨五入を含む。

資本支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（第4四半期）

	PeP事業部		エクスプレ ス事業部		グローバル・ フォー ディング/ フレート事 業部		サプライ・ チェーン事 業部		コーポレー ト・セン ター/その 他		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2013 年 調整後	2014 年	2013 年 調整 後	2014 年	2013 年 調整 後	2014 年	2013 年	2014 年	2013 年	2014 年	2013 年	2014 年	2013年 調整後	2014年
資本支出（単位：百万ユーロ）	266	208	223	296	56	79	90	108	217	181	0	-1	852	871
減価償却費、償却費及び減損損失（単位：百万ユーロ）	114	86	88	96	22	23	65	71	58	58	0	-1	347	333
資本支出対減価償却費、償却費及び減損損失比率	2.33	2.42	2.53	3.08	2.55	3.43	1.38	1.52	3.74	3.12	-	-	2.46	2.62

(1) 四捨五入を含む。

セグメント別資本支出

(単位：百万ユーロ)	2013年 調整後	2014年
PeP事業部	452	415
エクスプレス事業部	484	571
グローバル・フォーディング/フレート事業部	127	207
サプライ・チェーン事業部	277	304
コーポレート・センター/その他	407	380

ポスト・eコマース・パーセル (PeP) 事業部による小包ネットワークの拡大

ポスト・eコマース・パーセル (PeP) 事業部における資本的支出は減少し、前年度の452百万ユーロから415百万ユーロになった。資本支出で最大の割合を占めたものは、引き続き、出荷量の増加に対応できるように当グループのネットワーク能力を適応させるために設計された小包生産コンセプト2012に起因した。国際小包ネットワークも拡大された。追加投資は、その他営業及び事務設備並びにIT性能の拡張に集中した。

顧客の要求が高まる市場に動かされたエクスプレス事業部の投資

報告対象年度のエクスプレス事業部における資本的支出は571百万ユーロとなった（前年度484百万ユーロ）。投資は、主に、拡大する顧客の要求に応じるため、レイプチヒ、シンシナティ、シンガポール及びドバイにある当グループの国際ハブ及びリージョナル・ハブに集中した。また、資本的支出のうち相当の割合は、英国、米国及び中国等の特定の市場に起因したものだ。当グループは、前年度は下回ったものの、引き続き、当グループの航空機群に関する投資を行った。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部は引き続きITを拡張

グローバル・フォワーディング/フレート事業部における2014年度の資本的支出は、前年度の127百万ユーロから207百万ユーロに増加した。このうち、182百万ユーロはグローバル・フォワーディング業務部に関するものであり、同業務部において、当グループは、引き続き、特に新規フォワーディング環境プロジェクトの一環として、ITを向上させた。当グループは、全地域の倉庫及びオフィス・ビルの近代化及び整備を行った。フレート業務部では、総額で25百万ユーロが、主に、不動産、営業及び技術設備並びに機械及びソフトウェアについて投資された。

サプライ・チェーン事業部による新規事業に対する投資

サプライ・チェーン事業部における資本的支出は、報告対象年度においては304百万ユーロとなった（前年度：277百万ユーロ）。このうち、263百万ユーロはサプライ・チェーン業務部に、26百万ユーロはウィリアムズ・リーに、また、15百万ユーロは中心となる事業体に関して投資された。また、資金のうち約50パーセントは、世界中の新規事業のために使われた。アメリカ大陸及びアジア・太平洋地域では、主に消費財、小売及び自動車に関する新規事業に対する投資に焦点が置かれた。欧州では、資本的支出の大部分は、英国の消費財分野及びドイツの小売分野における顧客プロジェクトのために用いられた。また、英国及びアフリカにおける車両群の更新を行うための投資も行われた。ウィリアムズ・リー業務部では、主にITインフラに対して投資が行われた。

事業部間の投資の減少

事業部間の資本的支出は、主に不動産に対する支出が減少したことにより、前年度の407百万ユーロから2014年度の380百万ユーロに減少した。その反面、車両及びIT設備に対する投資は前年度比で増加した。

営業活動によるキャッシュ・フローの増加

営業活動からの現金純額は、2014年度には3,040百万ユーロとなり、前年度から51百万ユーロ増加した。EBITの改善は、この増加に100百万ユーロ寄与した。EBITに含まれる減価償却費、償却費用及び減損損失は、現金を伴わない影響であるため、削除されている。これらは、航空機において認識された減損損失を主因とし、44百万ユーロ増加した。引当金の変動は、エクスプレス事業部における再編引当金の戻入れ等により増加し、-500百万ユーロから - 698百万ユーロとなった。運転資本変動前の営業活動による現

金純額は3,061百万ユーロで、前年度から17百万ユーロ減少した。運転資本管理の改善により、運転資本の変動は、前年度の89百万ユーロの現金支出に比べ、21百万ユーロの現金支出の減少をもたらした。

有形固定資産及び無形固定資産に対して支払った現金は、報告対象年度においては、1,381百万ユーロから1,750百万ユーロへと大幅に増加した。その反面、特に短期金融資産の変動は、405百万ユーロの多額の現金収入純額をもたらした。年度初頭における公社債投資信託の売却は、600百万ユーロの現金収入となった。その一方、年度末頃において、当グループは、200百万ユーロの余剰流動資金を短期ベースで資本市場において再投資した。前年度において、短期流動投資は、575百万ユーロの現金支出純額をもたらした。総額で1,087百万ユーロの投資活動で使用された現金純額は、前年度(1,765百万ユーロ)を大幅に下回った。

事業部別営業活動によるキャッシュ・フロー	
(単位：百万ユーロ)	2014年
PeP事業部	1,085
エクスプレス事業部	1,689
グローバル・フォワーディング/フレート事業部	181
サプライ・チェーン事業部	673

フリー・キャッシュ・フローの算定方法				
(単位：百万ユーロ)	2013年 調整後 (1)	2014年	2013年 第4四半期 ⁽¹⁾	2014年 第4四半期
営業活動により生じる現金純額	2,989	3,040	1,562	1,659
有形固定資産及び無形固定資産の売却	177	200	59	84
有形固定資産及び無形固定資産の取得	-1,381	-1,750	-457	-560
有形固定資産及び無形固定資産の変更による現金支出	-1,204	-1,550	-398	-476
子会社及びその他業務部の処分	32	4	1	1
持分法が適用される投資及びその他投資の売却	0	0	0	0
子会社及びその他業務部の取得	-37	-5	0	-6
持分法が適用される投資及びその他投資の取得	0	-1	0	-1
取得/売却による現金支出/収入	-5	-2	1	-6
受取利息	55	45	8	8
支払利息	-166	-188	-45	-71
純支払利息	-111	-143	-37	-63
フリー・キャッシュ・フロー	1,669	1,345	1,128	1,114

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

フリー・キャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産を取得するために支払った現金の増加を主因とし、前年度比で324百万ユーロ減少し、1,345百万ユーロとなった。また、フリー・キャッシュ・フローは、2014年第4四半期においては1,114百万ユーロで、前年度の金額を下回った。

財務活動に使用する現金純額は、2,348百万ユーロで、前年度を2,238百万ユーロ上回った。特に、2014年1月の926百万ユーロの社債の返済は、1,030百万ユーロの長期金融負債の返済に対する大きな影響となった。その反面、前年度においては、5年及び10年で満期となる2種の社債が発行された結果、それぞれ495百万ユーロの現金収入をもたらした。当グループ株主に対して支払われた配当金は、もう一つの多額の支払項目であり、前年度比で122百万ユーロ増加して968百万ユーロとなった。自己株式取得のための支払は、報告対象年度においては85百万ユーロとなり、前年度の23百万ユーロからの大幅な増加であった。

前述の結果、現金及び現金等価物の額は、2013年12月31日時点の3,414百万ユーロから2,978百万ユーロに減少した。

純資産

純資産に関する特定指標

		2013年 12月31日 調整後 ⁽¹⁾	2014年 12月31日
自己資本比率	%	28.3	25.9
純負債	百万ユーロ	1,499	1,499
純インタレスト・カバー		25.8	20.7
純ギアリング	%	13.0	13.5
FFO負債比率 ⁽²⁾	%	34.4	27.7

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 算出方法については、前記「第3-1業務等の概要」内の「財政状態」等を参照。

連結総資産の増加

当グループの総資産は、2014年12月31日時点で36,979百万ユーロであり、2013年12月31日時点（35,461百万ユーロ）より1,518百万ユーロ増加した。

非流動資産は、22,902百万ユーロで、前年度で1,532百万ユーロと大幅に増加した。無形固定資産は、520百万ユーロ増加し、12,352百万ユーロとなった。本項目は、NFEプロジェクトに関する前払に加え、のれんに関する為替による影響を主因として増加した。有形固定資産も、DHL事業部における投資を主因として377百万ユーロ増加し、7,177百万ユーロとなった。長期金融資産は、貸付金及び売掛金の増加を主因とし、1,123百万ユーロから1,363百万ユーロに増加した。

流動資産は、14,077百万ユーロで、前年度（14,091百万ユーロ）と横ばいであった。在庫は70百万ユーロ減少し、332百万ユーロであった。短期金融資産は、470百万ユーロと大幅に減少し、351百万ユーロとなったが、これは主に当グループが公社債投資信託への短期投資を現金化し、その一部を社債を返済するために使用したためである。売掛金は、売上高の増加及び為替の影響を主因として803百万ユーロ増加し、7,825百万ユーロとなった。その他流動資産も192百万ユーロ増加し、2,415百万ユーロとなった。現金及び現金等価物が436百万ユーロ減少して2,978百万ユーロとなったこと理由は、「財政状態」という箇所に記載される。売却目的で保有された資産は、複数のドイツ国内の不動産の売却が完了したことを主因として38百万ユーロ減少し、4百万ユーロとなった。

ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する持分は、2013年12月31日時点（9,844百万ユーロ）より468百万ユーロ減少し、9,376百万ユーロとなった。本期間の連結純利益は積極的に寄与したが、とりわけ、年金債務に関する実際の損失及び当グループ株主に対する配当金の支払等が、持分の減少をもたらした。

流動及び非流動負債は、16,988百万ユーロで、前年度(16,946百万ユーロ)と横ばいであった。金融負債は、主に1月の926百万ユーロの社債の返済の結果、785百万ユーロ減少し、5,169百万ユーロであった。その反面、買掛金は、564百万ユーロと大幅に増加し、6,922百万ユーロとなった。関税等の増加が、その他流動負債を3,978百万ユーロから4,196百万ユーロに増加させた。短期及び長期引当金は、10,411百万ユーロで、2013年12月31日時点(8,481百万ユーロ)から大幅に増加した。とりわけ、割引率の低下が、年金の追加引当金の認識をもたらした。

純負債は1,499百万ユーロで変化なし

2014年12月31日時点において、当グループの1,499百万ユーロの純負債は、前年度の水準と同一であった。

自己資本比率は、前年度の28.3パーセントから、報告日時点での25.9パーセントに低下した。

ダイナミック・ギアリング比率は、内部金融能力の指標であり、営業活動によるキャッシュ・フローを使用し、企業の未払負債を完済するまでに必要な平均年数を表すものである。2014年度では、0.5年となった。

純インタレスト・カバーは、EBITにより純利子債務がカバーされている範囲を示している。この指標は25.8から20.7へと低下した。純ギアリングは、純負債対総資本及び純負債の合計の比率を示す。これは、2014年12月31日時点で13.5パーセントとなった。

純負債

(単位：百万ユーロ)

		2013年 12月31日 調整後 ⁽¹⁾	2014年 12月31日
長期金融負債		4,599	4,655
+	短期金融負債	1,297	425
=	金融負債	5,896	5,080
-	現金及び現金等価物	3,414	2,978
-	短期金融資産	821	351
-	長期預金 ⁽²⁾	55	60
-	長期金融デリバティブの正の公正価値 ⁽²⁾	107	192
=	金融資産	4,397	3,581
純負債		1,499	1,499

(1) 前年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 貸借対照表において長期金融負債として報告されている。

事業部における業績

概要

各事業部門における主要な指数

百万ユーロ	2013年 (調整後)	2014年	増減率 (%)	2013年 第4四半期 (調整後)	2014年 第4四半期	増減率 (%)
ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部						
売上高	15,291	15,686	2.6	4,183	4,353	4.1

内、ポスト業務部	9,975	10,026	0.5	2,665	2,693	1.1
内、eコマース-パーセル業務部	5,316	5,660	6.5	1,518	1,660	9.4
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	1,286	1,298	0.9	374	425	13.6
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	8.4	8.3	-	8.9	9.8	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,038	1,085	4.5	366	478	30.6
エクスプレス事業部						
売上高	11,821	12,491	5.7	3,100	3,411	10.0
内、ヨーロッパ	5,432	5,670	4.4	1,444	1,528	5.8
内、アメリカ大陸	2,207	2,259	2.4	579	627	8.3
内、アジア・太平洋	4,069	4,456	9.5	1,063	1,237	16.4
内、MEA(中東及びアフリカ)	924	924	0.0	229	246	7.4
内、連結/その他	-811	-818	-0.9	-215	-227	-5.6
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	1,083	1,260	16.3	312	348	11.5
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	9.2	10.1	-	10.1	10.2	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,379	1,689	22.5	556	578	4.0
グローバル・フォワーディング/フレート事業部						
売上高	14,787	14,924	0.9	3,774	3,960	4.9
内、グローバル・フォワーディング業務部	10,813	10,892	0.7	2,754	2,918	6.0
内、フレート業務部	4,117	4,180	1.5	1,059	1,082	2.2
内、連結/その他	-143	-148	-3.5	-39	-40	-2.6
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	478	293	-38.7	138	71	-48.6
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	3.2	2.0	-	3.7	1.8	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	641	181	-71.8	372	205	-44.9
サプライ・チェーン事業部						
売上高	14,227	14,737	3.6	3,699	3,953	6.9
内、サプライ・チェーン業務部	12,889	13,329	3.4	3,329	3,564	7.1
内、ウィリアムズ・リー業務部	1,345	1,407	4.6	371	383	3.2
内、連結/その他	-7	1	-	-1	6	-
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	441	465	5.4	178	161	-9.6
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	3.1	3.2	-	4.8	4.1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	635	673	6.0	376	436	16.0

(1) EBIT / 売上高

ポスト-eコマース-パーセル (PeP) 事業部**売上高が2.6パーセント増加**

報告対象年度における同事業部の売上高は、ドイツ国内における0.3日の営業日の追加もあり、15,686百万ユーロであり、前年度の15,291百万ユーロを2.6パーセント上回っていた。両業務部のオペレーショ

ンは、国際及び国内の小包事業（主にドイツ）が大半の利益を上げ、順調であった。6百万ユーロの為替差損が報告された。

郵便事業は、輸送量が減少したものの、売上高は増加

郵便業務部においては、売上高は10,026百万ユーロであり、前年度の9,975百万ユーロを僅かに上回った。これは、輸送量全体が引き続き減少したため、標準書簡と当グループのInfopost製品の価格を上げたことを主因とする。2014年度第4四半期の売上高は2,693百万ユーロ（前年度：2,665百万ユーロ）であった。

国内郵便事業は、主に価格引き上げの結果順調であった。輸送量は前年度を僅かに下回った。この減少は、全般的な市場動向及びその他要因に加え、2013年のSEPAマイグレーションに先立って見られた郵便の増加によるものであるとみることができる。報告対象年度における国内輸出入事業の売上高は、様々な変更により、前年度比で大幅に減少した。

ダイアログ・マーケティング事業において、当グループは、前年度比での輸送量の減少にかかわらず、売上高を増加させることができた。当グループのInfopost製品のStandard、Kompakt及びMaxiの料金は、2014年7月1日に3セント引き上げられた。また、当グループは、小売及び通信販売事業に関する広告活動を増加させた。宛先不特定の広告郵便の売上高及び販売高は僅かに減少した。当グループは、新規顧客を介し、並びに、当グループの宛先不特定製品であるEinkauf aktuellの配達エリアを拡張することにより成長を創出した。しかしながら、この成長は、Postwurfsendung製品の減少を相殺しなかった。

郵便：数量

(単位：百万通)	2013年 調整後	2014年	増減率 (%)	2013年 第4四半期 調整後	2014年 第4四半期	増減率 (%)
合計	20,804	20,498	-1.5	5,724	5,433	-5.1
内、メール・コミュニケーション	8,958	8,891	-0.7	2,390	2,309	-3.4
内、ダイアログ・マーケティング	9,716	9,523	-2.0	2,765	2,561	-7.4

eコマース-パーセル業務部は、引き続き成長

世界的なインターネットによる小売は、引き続き当グループの小包事業に好影響をもたらしている。当グループのポートフォリオを拡充し、当グループのサービスを改善することにより、当グループは、この市場における強固な成長を確実に維持させるための世界的なロジスティックスの基盤を整えている。報告対象年度において、eコマース-パーセル業務部の売上高は5,660百万ユーロであり、前年度の5,316百万ユーロを6.5パーセント上回った。

ドイツ国内における小包事業の輸送量は2014年度において再び急速に増加し、前年度の数値を7.0パーセント上回った。当グループは、改めて当グループの製品ポートフォリオを拡充し、当グループのサービスを大幅に拡張した。売上高は、様々な変更により、前年度の数値を更に大きな割合で上回った。2014年度第4四半期において、好調な傾向は更に顕著になった。

欧州における当グループのその他国内小包事業も順調であった。本事業はポスト-eコマース-パーセル（PeP）事業部に連結されたため、売上高及び販売高は前年度比で大幅に上昇した。

当グループの世界的なeコマースに関する業務も、引き続き好調であった。売上高は、アメリカ大陸及びインドにおける堅実な成長により、報告対象年度において増加した。その反面、当グループの顧客ポートフォリオの再評価を開始したため、特に米国において、輸送量は前年度を依然下回った。

パーセル・ジャーマニー業務部：数量

(単位：百万個)	2013年 調整後	2014年	増減率 (%)	2013年 第4四半期 調整後	2014年 第4四半期	増減率 (%)
パーセル・ジャーマニー	965	1,033	7.0	285	309	8.4

費用の増加が利益の成長の足枷に

売上高は前年度比で大幅に増加したものの、EBITは僅かに改善したに留まり、1,298百万ユーロ（前年度：1,286百万ユーロ）であった。特に、材料費及び人件費の増加、並びに、当グループの小包ネットワークの継続的な拡張が、利益の改善を著しく遅らせた。売上利益率は8.3パーセント（前年度：8.4パーセント）であった。2014年度第4四半期において、EBITは425百万ユーロ（前年度：374百万ユーロ）であり、これにより売上利益率は前四半期比で8.9パーセントから9.8パーセントに改善した。

報告対象年度における営業活動によるキャッシュ・フローは1,085百万ユーロであり、前年度の1,038百万ユーロを4.5パーセント上回った。これは、運転資本からの現金支出純額の減少が主因であった。運転資本は-278百万ユーロであり、前年度(-457百万ユーロ)と比較し、著しく好ましくなかった。

エクスプレス事業部

時間指定事業の売上高は高レベルで成長

報告対象年度における同事業部の売上高は、12,491百万ユーロ(前年度:11,821百万ユーロ)となり、5.7パーセント増加した。当グループの事業は、193百万ユーロの為替差損及び2013年度第1四半期でのルーマニアにおける国内エクスプレス事業の売却による影響を除き、引き続き成長し、報告対象年度において売上高は7.3パーセント増加した。2014年度第4四半期において、売上高は前年度比で10.0パーセント増加した。

期日指定国際便(TDI)商品において、1日当たりの輸送量と1日当たりの売上高は、共に前年度比で7.8パーセント増加した。第4四半期における7.8パーセントの増加は、1日当たりの輸送量の成長を確認するものであった。

期日指定国内便(TDD)事業において、当グループの顧客は、2014年度において、前年度比で1日当たり1.7パーセント多い配達物を発送した。報告対象年度における1日当たりの売上高は前年度の水準に留まった。2014年度第4四半期において、1日当たりの輸送量は3.9パーセント増加した。

当グループは、2014年1月1日付で、インド子会社であるブルー・ダート並びにオランダ、ベルギー及びポーランドの国内エクスプレス事業をPeP事業部に移管した。それ以降、これらの国々におけるエクスプレス事業部に関する当グループの注力点は、当グループの中核能力である国際事業である。米国の子会社であるスカイ・クーリエIncは、グローバル・フォワーディング/フレート事業部に移管された。

エクスプレス：商品別の売上高

(単位：1日当たり百万ユーロ) ⁽¹⁾	2013年調整後	2014年	増減率(%)	2013年第4四半期調整後	2014年第4四半期	増減率(%)
期日指定国際便(TDI)	34.7	37.4	7.8	37.5	40.0	6.7
期日指定国内便(TDD)	3.9	3.9	0.0	4.1	4.3	4.9

(1) 比較可能性の改善のため、商品の売上高は、統一為替レートで換算されたものである。また、これらの売上高は、営業日の加重計算に基づいている。

エクスプレス：商品別の数量

(単位：1日当たり千通) ⁽¹⁾	2013年調整後	2014年	増減率(%)	2013年第4四半期調整後	2014年第4四半期	増減率(%)
期日指定国際便(TDI)	643	693	7.8	694	748	7.8
期日指定国内便(TDD)	361	367	1.7	380	395	3.9

(1) 比較可能性の改善のため、商品の売上高は、統一為替レートで換算されたものである。また、これらの売上高は、営業日の加重計算に基づいている。

ヨーロッパ地域のTDI輸送量が第4四半期に二桁増加

ヨーロッパ地域における売上高は、5,670百万ユーロとなり、前年度の5,432百万ユーロを4.4パーセント上回った。報告対象年度におけるこの数値には、ロシア及びトルコにおける当グループの事業活動に主に関係した37百万ユーロの為替差損が含まれていた。これらの影響及び2013年度第1四半期におけるルーマニアにおける国内エクスプレス事業の売却による影響を除くと、2014年度における売上高の成長は5.2パーセントであった。TDI商品の1日当たりの売上高は、1日当たりの輸送量の6.0パーセントの増加を主因として、4.6パーセント増加した。2014年度第4四半期において、国際配送の1日当たりの売上高は、前年同期比で4.5パーセント増加し、輸送量は10.2パーセント増加した。

アメリカ大陸地域における事業成長は安定的

アメリカ大陸地域における売上高は報告対象年度において2.4パーセント増加し、2,259百万ユーロ(前年度:2,207百万ユーロ)となった。報告対象年度におけるこの数値には、南米(特にベネズエラ及びアルゼンチン)における当グループの事業活動に主に関連する99百万ユーロの主要為替差損が含まれている。これらの影響を除外すると、当該地域における売上高は、報告対象年度において6.8パーセント増加した。TDI商品においては、1日当たりの売上高及び1日当たりの輸送量は、それぞれ、6.8パーセント及び7.0パーセント増加した。2014年度第4四半期において、1日当たりの輸送量は、前年度の水準を0.5パーセントと僅かに超過した。

アジア・太平洋地域における業績は引き続きダイナミック

アジア・太平洋地域において、当グループは、売上高を9.5パーセント増加させ、4,456百万ユーロ（前年度：4,069百万ユーロ）とした。報告対象年度におけるこの数値には、41百万ユーロの為替差損が含まれていた。この影響を除くと、売上高は10.5パーセントと強い伸びであった。TDI商品の1日当たり売上高は、1日当たりの輸送量が9.6パーセント増加したことを主因とし、2014年度において11.3パーセント増加した。有望な成長は第4四半期においても維持され、第4四半期における1日当たりの国際配送による売上高は、輸送量が8.0パーセント伸びた一方、11.1パーセント増加した。

時間指定配達にMEA地域において増加

MEA地域（中東及びアフリカ）において、報告対象年度における売上高は924百万ユーロであり、前年度の水準であった。11百万ユーロの為替差損の影響を除外すると、報告対象年度における売上高は、1.2パーセント増加した。TDI商品の1日当たりの売上高は8.7パーセント、1日当たりの輸送量は10.5パーセント増加した。2014年度第4四半期において、1日当たりの国際配送による売上高は前年同期比で8.8パーセント、輸送量は10.0パーセント増加した。

EBITが改めて前年度の高い数値を超える

報告対象年度において、同事業部のEBITは前年度比で16.3パーセント増加し、1,260百万ユーロ（前年度：1,083百万ユーロ）となった。売上高の増加、当グループのネットワークの経営利益性の向上及び厳格な費用管理は、特にこの改善に寄与した。前年度のEBIT数値には、ルーマニアにおける国内エクспレス事業の売却による12百万ユーロの非連結化利益が含まれている。米国における再編引当金の戻入は、主に航空機に関する減損損失と相殺された収益となった。報告対象年度における売上利益率は、9.2パーセントから10.1パーセントに上昇した。第4四半期において、EBITは11.5パーセント増加し、348百万ユーロとなった上、売上利益率は10.1パーセントから10.2パーセントに改善した。

営業利益が改善した結果、報告対象年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、22.5パーセント増加し、1,689百万ユーロ（前年度：1,379百万ユーロ）となった。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

貨物輸送量は年度中僅かに回復

報告対象年度における同事業部の売上高は、0.9パーセント増加し、14,924百万ユーロとなった（前年度：14,787百万ユーロ）。339百万ユーロの為替差損を除くと、売上高は前年度を3.2パーセント上回った。貨物輸送事業は、上半期に減少した後、通年では僅かに回復した。第4四半期において、売上高は前年度比で4.9パーセント上昇し、3,960百万ユーロ（前年度：3,774百万ユーロ）であった。第4四半期の数値には、15百万ユーロの為替差益が含まれている。為替による影響を除くと、売上高は前年度比で4.5パーセント増加した。売上高は、引き続き、価格引き下げの影響を受けた。

報告対象年度におけるグローバル・フォワーディング業務部の売上高は、0.7パーセントと僅かに増加し、10,892百万ユーロとなった（前年度：10,813百万ユーロ）。為替差損281百万ユーロを除くと、増加は3.3パーセントであった。総利益は、4.9パーセント減少し、2,403百万ユーロとなった（前年度：2,526百万ユーロ）。

当グループのNFE戦略的プロジェクトは、継続して実行中である。

航空貨物輸送量及び海上貨物輸送量の増加を確認

航空貨物輸送及び海上貨物輸送における売上高及び輸送量は、報告対象年度においては前年度比で増加した。

2014年度における当グループの航空貨物輸送量は、前年度比で2.4パーセント増加した。利益に対する圧力は、年度中においては引き続き増加した。原油価格の下降に鑑み、主要顧客は、第2四半期において積極的な競争入札を行った。また、航空会社は、特にアジアからの極めて混雑する路線においてキャパシティを削減した。報告対象期間における当グループの売上高は2.2パーセント増加したが、総利益は8.9パーセント減少した。第4四半期において、前年度四半期と比べて輸送量は2.7パーセント、売上高は6.6パーセント上回った。

2014年度全体における海上貨物輸送量は、新規顧客、並びに、既存顧客からの輸送量の増加を主因として、前年度比で4.6パーセント増加した。アジアは、引き続き、最大の成長創出元である。新規のより大型な船舶が営業開始したにもかかわらず、海上運送者は、引き続き有効容量を縮小し、それにより、需要と供給のバランスを維持している。同時に、料金は上昇し、利益に対する圧力を加えている。報告対象年度における当グループの海上貨物輸送売上高は、1.3パーセント増加した。当グループは厳格な営業コスト管理措置を実施したものの、総利益は4.1パーセント減少した。第4四半期において、前年度比で、輸送量は3.4パーセント、売上高は9.3パーセント上回った。

当グループの産業プロジェクト事業（下記の「グローバル・フォワーディング：売上高」の表においてグローバル・フォワーディング業務部の「その他」の項目の一部として報告されている。）は、前年度に比べて業績が悪化した。報告対象年度において、産業プロジェクト事業に関連し、「その他」の項目で報告される売上高の割合は34.7パーセントであり、したがって、前年度比で下回った（前年度：37.1パーセント）。したがって、総利益は、前年度四半期と比べて、10.8パーセント減少した。

グローバル・フォワーディング：売上高

(単位：百万ユーロ)	2013年 調整後	2014年	増減率 (%)	2013年 第4四半期 調整後	2014年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送	5,006	5,114	2.2	1,324	1,411	6.6
海上貨物輸送	3,532	3,578	1.3	848	927	9.3
その他	2,275	2,200	-3.3	582	580	-0.3
合計	10,813	10,892	0.7	2,754	2,918	6.0

グローバル・フォワーディング：輸送量

(単位：1,000)	2013年 調整後	2014年	増減率 (%)	2013年 第4四半期 調整後	2014年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送(トン)	3,953	4,048	2.4	1,047	1,075	2.7
内、輸出(トン)	2,215	2,272	2.6	591	600	1.5
海上貨物輸送(TEUs) ⁽¹⁾	2,807	2,935	4.6	707	731	3.4

(1) 20フィートコンテナに相当する単位

欧州地上輸送事業の売上高は堅実に成長

2014年度におけるフレート業務部の売上高は、59百万ユーロの為替差損にかかわらず、1.5パーセント上昇し、4,180百万ユーロとなった（前年度：4,117百万ユーロ）。主に中欧、東欧、ドイツ、トルコ、スウェーデン及びフランスにおいて、当グループの事業は成長した。報告対象年度における総利益は、為替差損を主因として1.6パーセント減少し、1,079百万ユーロ（前年度：1,097百万ユーロ）となった。

EBITは高額なNFEの費用を含む

同事業部におけるEBITは報告対象年度においては293百万ユーロであり、したがって、前年度水準である478百万ユーロを大幅に下回った。高額なNFEの費用の影響が引き続き見受けられる。同時に、総利益率は、厳格な費用管理にかかわらず、利益に対する圧力の増加により、引き続き歴史的な低レベルとなっている。売上利益率は2.0パーセント（前年度：3.2パーセント）に減少した。2014年度第4四半期において、EBITは前年度比で138百万ユーロから71百万ユーロに減少した。

また、報告対象年度における正味運転資本は、未払いの売掛金の増加によって悪化し、その結果、181百万ユーロの営業活動によるキャッシュ・フローとなった（前年度：641百万ユーロ）。

サプライ・チェーン事業部

良好な売上高の実績

報告対象年度における同事業部の売上高は、3.6パーセント増加し、14,737百万ユーロとなった（前年度：14,227百万ユーロ）。132百万ユーロの為替差益は、前年度における147百万ユーロの処分による売上損失をほぼ相殺した。これらの影響を除くと、売上高は3.7パーセント成長した。2014年第4四半期において、売上高は、前年度比で6.9パーセント増加し、3,699百万ユーロから3,953百万ユーロとなった。為替差益の影響を除くと、売上高の成長は、1.9パーセントであった。

2014年度におけるサプライ・チェーン業務部の売上高は、13,329百万ユーロとなり、3.4パーセントの増加（前年度12,889百万ユーロ）となった。事業売却及び為替差益を除くと、成長は3.8パーセントであった。これに基づくと、新興市場における成長は、業務部全体での成長を上回るものであった。前年度と比較すると、自動車及びライフ・サイエンス&ヘルスケア分野が売上割合の増加を示し、小売分野の割合の僅かな減少を相殺した。上位20の顧客からの売上高は、1.5パーセント増加した。

アメリカ大陸地域においては、2013年第2四半期に売却した米国のエクセル・ダイレクトが売上高には含まれない。カナダにおける売上高は、2014年第2四半期末での小売分野における契約の喪失によって悪影響を受けた。米国及びブラジルにおいては、主に消費財及びエネルギー分野における新規事業により、最高の売上成長を記録した。

アジア・太平洋地域においては、特に日本、オーストラリア及び中国における追加輸送量及び新規事業による大幅な売上の成長を達成した。日本においては、2013年下半年に獲得したテクノロジー分野における新規事業の恩恵を得た。オーストラリアにおける売上の成長は、主にライフ・サイエンス&ヘルスケア分野によるものであった。中国においては、自動車及び消費財分野における新規事業及び輸送量の増加により、売上高が大幅に増加した。しかしながら、当該地域における売上高の全体的な増加は、主に日本円による為替差損によって一部相殺された。

ヨーロッパにおいて、自動車及び小売分野における輸送量は、最終顧客の需要の増加により増大した。ライフ・サイエンス&ヘルスケア分野における売上高は、英国ナショナル・ヘルス・サービスとの追加事業によって改善した。前年度における売却及びポンド・スターリング高も売上の成長に影響を及ぼした。

ウィリアムズ・リー業務部において、売上高は、英国での公共分野における輸送量の増加及びアジアにおける新規のマーケティング・ソリューションの外注事業に主に牽引され、報告対象期間において4.6パーセント成長し、1,407百万ユーロとなった。

サプライ・チェーン（2014年）：分野別売上高

総売上高：14,737百万ユーロ							
小売	ライフ・サイエンス &ヘルスケア	消費財	テクノロジー	自動車	ウィリアムズ・リー	サプライ・チェーンその他	エネルギー
24%	20%	19%	10%	10%	10%	4%	3%

サプライ・チェーン（2014年）：地域別売上高

総売上高：14,737百万ユーロ		
ヨーロッパ/その他/連結	アメリカ大陸	アジア・太平洋/中東/アフリカ
60%	26%	14%

1,220百万ユーロ相当の新規事業を確保

報告対象年度において、サプライ・チェーン業務部は、新規顧客及び既存顧客との間において、年間売上高約1,220百万ユーロに相当する追加の契約を報告対象年度において締結した。消費財、小売、自動車、ライフ・サイエンス&ヘルスケア及びテクノロジー分野が、これら事業獲得の大半を占めた。年間契約更新率は、一貫して高水準を維持した。

報告対象年度においてはEBITも改善

事業部におけるEBITは、報告対象年度において465百万ユーロであった（前年度：441百万ユーロ）。前年度は、年金制度の調整による50百万ユーロ、並びに、再編のための30百万ユーロの負担、重要な顧客による連邦破産法第11章に基づく破産申請及び事業売却に起因する費用が含まれていた。改善されたEBITは、高レベルの新規事業及び継続的な再編プログラムの双方に起因するものである。売上高当期純利益率は、3.2パーセントであった（前年度：3.1パーセント）。2014年第4四半期において、EBITは、年金制度の調整による純利益及び再編費用を主に反映し、178百万ユーロから161百万ユーロに減少した。

報告対象年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年度の635百万ユーロから673百万ユーロへと増加した。

2 【生産、受注及び販売の状況】

前記「1業績等の概要」及び「第2-3事業の内容」の「(2)一般情報」を参照されたい。

3 【対処すべき課題】

前記「第2-3 事業の内容」の「(3)戦略上の注力領域」を参照されたい。

4 【事業等のリスク】

(1) 【取締役会の総合評価】

当グループに対する予測可能なリスクは存在せず

機会とリスクを識別すること、そして速やかにこれらを利用しあるいは対処することは、当グループの重要な課題である。それゆえに、当グループは、当グループの現在の事業計画において、潜在的な事象及び潜在的発展がもたらすであろう影響の評価を既に行っている。本書で報告される機会及びリスクは、当グループの予想収益からの潜在的な逸脱について追加的に述べるものである。現在の事業計画を考慮すると、当グループの機会及びリスクの総合的な状況は、前年度と比べて大きくは変動していない。当グループの実績に対して重大な影響を与える可能性のある新しいリスクは確認されていない。当グループの早期警戒システム及び取締役会の見解によると、現在の予測期間において、継続企業として活動を行う当グループの能力に疑問を呈する特定可能なリスクは、個別的にも総合的にも存在しない。また、予測可能な将来においても、このようなリスクが生じる可能性は確認されていない。さらに、当グループの信用格付けにおいては、安定的かつ前向きな見通しの評価が反映されている。

(2) 【リスク】

政治、規制環境又は法的状況により生ずるリスク

一定のリスクは、主に、当グループが規制市場において一部のサービスを行っていることから生じる。ドイツポスト・アーゲー及びその子会社（特に、ポスト - eコマース - パーセル事業部）によって行われている郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法（PostG）に基づくドイツ連邦ネットワーク庁による当該業界特有の規制に服している。ドイツ連邦ネットワーク庁は、価格を承認又は調査し、ダウンストリーム・アクセスの条件を定式化し、市場の不正に対応するための特別な監督権限を有している。

2012年1月25日、欧州委員会は、2007年9月12日に開始した国庫補助金に関する正式な調査について決定を出した。欧州委員会は、国庫資産を利用した1989年から2007年間の総合サービスの提供に際し、ドイツポスト・アーゲーが過補償されていないと判断した。また、欧州委員会は、国庫保証の過去の負債についても責任は無いと判断した。一方、公務員の年金に対する拠出に関する検討において、欧州委員会は、違法な国庫補助金を一部受領したと結論付けた。また、欧州委員会は、価格承認過程においてドイツ連邦ネットワーク庁がドイツポスト・アーゲーに対して与えた年金に関する救済により、ドイツポスト・アーゲーが便益を受領することになったと述べ、かかる便益についてはドイツ連邦共和国に対して返金しなければならず、将来においても違法な国庫補助金とされる便益が受領されないように確保しなければならないとした。さらに、欧州委員会は、正確な返金額は、ドイツ連邦共和国によって算出されるとした。これについて欧州委員会は、プレスリリースにおいて、5億ユーロから10億ユーロの間の金額について言及した。ドイツポスト・アーゲーは、2012年1月25日の欧州委員会の国庫補助金に関する決定は法的な検討に耐えることができないという意見であり、ルクセンブルグの欧州最高裁判所に上訴した。ドイツ連邦共和国も同様に決定について上訴した。

国庫補助金に関する決定を執行するため、2012年5月29日、ドイツ連邦政府は、利息を含む合計2億9800万ユーロの支払を行うことをドイツポスト・アーゲーに対して要求した。ドイツポスト・アーゲーは、2012年6月1日、同額を信託口座に支払い、同時に、行政裁判所に対して返金命令に関する訴えを提起した。しかしながら、当該訴えは、欧州裁判所による決定があるまで延期された。ドイツポスト・アーゲーは、信託口座に対して19.4百万ユーロ、15.6百万ユーロ及び20.2百万ユーロの追加支払をそれぞれ2013年1月2日、2014年1月2日及び2015年1月2日に行った。かかる支払は、非流動資産として貸借対照表において報告され、収益ポジションは影響を受けなかった。欧州委員会は、返金すべき国庫補助金の算出に関する

最終的な承諾を行っていない。2013年12月17日、欧州委員会は、より多額の支払をさせるため、欧州裁判所と共に、ドイツ連邦共和国に対しても手続を開始した。

国庫補助金の支払決定に対するドイツポスト・アーゲー又は連邦政府による訴えが認められた場合には、298百万ユーロの支払並びに追加的になされた19.4百万ユーロ、15.6百万ユーロ及び20.2百万ユーロの各支払が、将来における年間約19百万ユーロの支払とともに返還される可能性がある。なお、かかる返還は、ドイツポスト・アーゲーの流動性にのみ影響を及ぼすものであり、収益状況に影響をもたらすものではない。

他方で、ドイツポスト・アーゲー及び連邦政府は、国庫補助金の決定は法的な検討に耐えられないとの見解であるが、ドイツポスト・アーゲーが最終的に、収益に対して悪影響を及ぼす可能性のある、より多額の支払を行うことを義務付けられる可能性を否定することはできない。国庫補助金についての調査に関するより詳細な情報は、注記に記載されている。

2013年11月14日、ドイツ連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur) は、料金上限設定手続に基づいて、2014年1月から2018年12月までの期間 (適用期間) に関して、認可が必要となる郵便料金の条件を定めた。これによれば、一般インフレ率 (規制当局 (未知の要因) が0.2パーセント p.a. の額として規定した生産性成長率を控除するものとする。) が、郵便製品の価格動向に対し適用される主たる要素である。すなわち、適用期間のインフレ率が生産性成長率より低い場合には、料金の減額が必要となり、また、適用期間のインフレ率が生産性成長率より高い場合には、料金の増額が許容されることとなる。2014年10月15日、ドイツ連邦ネットワーク庁は、全ての上限設定製品の平均額の1.0パーセントの増額を承認した。2013年6月8日、ドイツ連邦ネットワーク庁は、競合他社のうちの一社による申立てを受けて、ソーティング・連結サービスへのアクセス条件が差別的であることを理由として、ドイツポスト・インハウス・サービス GmbH に対して、市場不正使用手続 (market abuse proceedings) を開始した。当該不服申立者は、当社が、当該不服申立者に提示した条件よりも良い条件を、他の郵便サービス提供者に対して提供した旨訴えた。ドイツポスト・インハウス・サービス GmbH は、当該訴えには根拠が無いと考えている。2014年11月18日、ドイツ連邦ネットワーク庁は、この市場不正使用手続を、一時中断することとした。不服申立者が手続の中断を申し立てたものであるか否かについては、現時点では不明である。

税の免除に関する規制の改正により、2010年7月1日以降、付加価値税免除は、ドイツ国内における特定のユニバーサル・サービスに対してのみ適用されている (個別契約に基づくサービス、あるいは、特別な条件下 (割引等) で提供されるサービスは除かれる。)。もっとも、ドイツポスト・アーゲーは、当該法改正は、EC法上の対応する条項に、必ずしも合致するものではないと考えている。改正法については、上記の不確定要素があることから、一定の重要な問題については、税務当局と共同しつつ、これを明確にするよう努めている。ドイツポスト・アーゲーは、概ね必要とされる措置を講じているが、税務当局と見解が相違するものについては、司法手続において明確にされることとなる。

公表された法的手続に照らして、当グループは、リスクの分類を実行していない。

ドイツ郵便法 (PostG) に基づく業界特有の規制に起因する機会及びリスクに加え、当グループは、法的状況から生じる機会及びリスクに直面している。

2012年11月5日、ドイツ連邦カルテル局 (Bundeskartellamt) は、主要顧客との間の郵便輸送契約に関し、ドイツポストによる濫用行為があったとの疑いに基づき、ドイツポストに対する手続を開始した。ドイツポスト・アーゲーの競合他社からの情報及び顧客調査を根拠として、当局は、ドイツポストが、ドイツ及び欧州の反トラスト法に違反したのではないかと疑っている。当社の見解はこれと異なるものであるが、当局の疑いが事実であると確認された場合には、当局は、ドイツポスト・アーゲーに対し、一定の行為を禁止又は罰金を命ずる可能性がある。法的手続が進行中であることから、当グループは、現時点においては、リスク評価を行っていない。

2014年6月30日、DHLエクスプレス・フランスは、フランス・コンペティション局（France Competition Authority）より、国内エクスプレス事業（2010年に当社が売却した事業である。）に関して反競争的行為があった旨述べる異議声明書を受領した。現在、当グループは、フランス当局と協働して、異議声明書において表れた問題に取り組んでいる。法的手続が進行中であることから、当グループは、現時点においては、リスク評価を行っていない。

マクロ経済及び業界特有のリスク

マクロ経済及び業界特有の状況から生じるリスクは、当グループのビジネスの成功を決定付ける重要な要因である。このため、当グループは、各地域における経済動向を注視している。不安定な経済情勢にもかかわらず、2014年において物流サービスの需要は増加し、関連する売上げも増加した。

様々な外的要因により、当グループは多くの機会を得ている。当グループは、グローバル・マーケットが成長し続けると確信している。国際化が進むということは、物流業界が少なくとも世界経済と同時に、あるいは世界経済よりも早く、成長を続けるということの意味する。この理は、特に、アジアにおいて顕著である。アジアにおいては、他の地域への貿易、特に大陸内部での貿易量が増加し続けている。また、当該理は、南アメリカや中東といった成長著しい地域においても妥当する。さらに、当グループは、ブラジル、ロシア、インド、中国、及びメキシコ（BRIC+M）という新興経済国においても、その市場において優位な地位を占めており、これらの市場から生じる機会を有効に活用することができる。

物流市場が成長するか否か、また、どの程度成長するかは、複数の要因に依拠している。この点、ビジネス・プロセスを外部委託する傾向は継続している。結果として、サプライ・チェーンはより複雑かつ国際的になるだけでなく、より混乱を生じやすい状況となっている。このため、顧客は、安定的で統合された物流ソリューションを求めており、それこそが、当グループが広範な基盤を有するサービス・ポートフォリオをもって提供するものである。当グループは、引き続き、この分野、特にサプライ・チェーン事業部に成長の機会を見出しており、これは、当グループの全ての事業部間のより緊密な連携によりもたらされる。

台頭するオンライン市場は、書類及び物品の輸送需要をもたらし、当グループはこれにより新たな機会を得ている。電子小売業の急速な成長を主たる要因として、B2Cマーケットは二桁の成長を遂げている。当グループは、小包事業ネットワークを拡大することにより、国内及び国際小包事業の拡大を企図するものであるが、上記事情は、当該事業の高い成長可能性をもたらすものである。

他方で、当グループは、特定の地域における、経済低迷の可能性や、輸送量の停滞・減少の可能性を排除することはできない。しかしながら、当該事情は、当グループの全ての事業部におけるサービスに対する需要を減少させるものではない。実際、例えば、消費者間のオンライン取引の増加は、小包業務部において対照的な効果をもたらす可能性がある。また、コスト削減のために、運送サービスを外部委託せざるを得ないかもしれない。循環的なリスクは、その大きさ及び影響を生じる時点に関して、当グループの各事業部に対して異なる影響を及ぼすことから、その総合的な影響が緩和されているといえる。したがって、当グループは、これらの循環的リスクを中間的なリスクに過ぎないと把握している。さらに、ここ数年、当グループは、コストをさらに柔軟にし、かつ、市場における需要の変動に対して迅速に対応できるための対策を講じている。

ドイツポスト及びDHLは、他のプロバイダーと競争している。当該競争は、顧客基盤並びに当グループの市場における料金及びマージンの水準に対し、著しい影響を及ぼし得る。郵便及び物流事業において、品質、顧客の信用及び競争力のある価格が成功の鍵となる要素である。当グループの高い品質及びここ数年の費用削減により、当グループは、競争力を保持し、かつ、あらゆる悪影響を最低限に抑えられると確信している。

財務リスク

ドイツポスト・DHLは、世界企業として、必然的に財務上の機会及びリスクにさらされている。これらは主に、変動する為替レート、金利、商品価格及び当グループの資本要件から生じる機会又はリスクである。当グループは、経営及び金融上の方策を利用して、財務リスクによる財務統計の変動率を減少することに努めている。

通貨に関する機会及びリスクは、予定又は計画された将来の外国通貨取引から生じることもある。計画された取引による重大な通貨リスクは、ネット・ポジションとして24ヶ月間に渡って定量化されている。高度の相関性を有する通貨は、ブロックで連結されている。特定されたリスクはデリバティブを利用することにより部分的にヘッジされている。当グループレベルで最も重要な計画されている純剰余金は、ポンド、日本円、インドルピーにおけるものであり、通貨ではチェコ・コロナのみが大きな純損失である。米ドルにおける純損失と、これと高度に相関する他の通貨の剰余金とを相殺することにより、当グループレベルでの「米ドルのブロック」における純リスクは相対的に均衡しているといえることから、当該リスクについての厳密な管理はされていない。2015年度の平均ヘッジレベルは、報告日現在で、約55パーセントであった。

潜在的かつ一般的なユーロの下落は、当グループの収益ポジションに機会があることを意味している。もっとも、現在のマクロ経済予測によれば、当グループは、当該機会は低い関連性しか有しないと考えている。

グループの収益ポジションに対する主要なリスクは、ユーロの一般的な高騰である。もっとも、個々の通貨のパフォーマンスから生じる個別のリスクに鑑みれば、その重要性の程度は低いと考えられる。

物流グループとして、ドイツポスト・DHLの重要な商品価格のリスクは、燃料価格（灯油、ディーゼル及び船舶用ディーゼル）の変動により生じるものである。DHL事業部において、これらのリスクの大半は、経営上の方策（燃油追加料金）により顧客に転嫁されていた。当グループは、ポスト・eコマース・パーセル（PeP）事業部においてのみ、ディーゼルの購入のための注目すべきヘッジ手段を有する。

当グループの財政状態及び財務戦略、並びに財務リスクの管理に関する追加情報は、経済状態に関する報告書及び注記を参照のこと。

流動性管理の鍵となる管理パラメーターは、中央流動性準備金である。報告日現在で、ドイツポスト・DHLは、38億ユーロの中央流動性準備金を有している。これは、18億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの協調融資枠から成る。したがって、当グループの流動性は、短期及び長期において安定である。さらに、当グループは、業界における高い格付けを理由として資本市場に自由にアクセスすることができ、かつ、長期資本要求を満たすための良い状況にある。

2014年末において、当グループの純負債は、15億ユーロのみであった。当グループの金利ヘッジ手段を前提として、52億ユーロの金融負債全体に占める短期金利金融負債の割合は、約35パーセントである。欧州中央銀行は2015年以降の短期金利を低利に抑えることが予想され、当該予想は、リスク評価に好意的に影響している。

当グループの財政状態及び財務戦略、並びに財務リスクの管理に関する追加情報は、経済状態に関する報告及び注記を参照のこと。

環境保護から生ずるリスク

当グループ全般の機会及びリスク管理は、環境開発についても考慮している。

当グループの顧客は、二酸化炭素利用率の改善を望んでおり、当グループは、二酸化炭素排出量に関する情報を提供しており、当該状況について、好ましい傾向であると認識している。こうした環境意識の高

まりは、新たなビジネスの可能性を示唆する。すなわち、当グループの郵便、小包及びエクスプレス製品は、航空及び海上貨物輸送と同様、資源効率輸送、透明性ある排出量レポート、及び天候中立製品の点で業界をリードするのみならず、顧客ごとに、二酸化炭素排出削減の解決法を提供するものである。

企業戦略から生ずるリスク

過去数年にわたり、当グループは、世界においてもっとも成長著しい地域・市場において当グループの事業活動を好位置につけることに成功した。また、当グループは、永続的かつ収益性のあるビジネスの成功のために不可欠な、要求される能力・コストを柔軟に導入するために効果的な仕組みを全ての地域において、継続的に作り出している。戦略的な方針決定という観点から、当グループは、組織的な成長及び顧客の便益のためのプロセスの簡素化に目を向け、郵便及び物流事業における当グループの中核的な能力に注力している。当グループの収益予想は、当グループの戦略的な方針決定から生じる発展の機会を考慮に入れている。検討対象期間において、長期間に渡る現在の企業戦略から生じるリスクは、当グループにとって関連性が低いものと考えられている。なお、事業部は、次の特別な状況に直面している。

PeP事業部において、当グループは、物質的なビジネスからデジタルビジネスへと組織を変更させることにより生じた課題への対応を行っている。当グループは、サービスの提供範囲を拡大することによって、需要の変化から生じるリスクを和らげている。電子商取引の急成長により、当グループは、小包事業が向こう数年間活発な成長を続けることを期待しており、そのため、小包事業のネットワークを拡大しつつある。また、当グループは、電子通信サービスの範囲を拡大し、品質を主導するリーダーとしての当グループの立場の確保並びに可能な場合においては当グループの輸送及び宅配サービスの費用をより柔軟にする対応を行っている。当グループは、市場の発展を注意深く見守っており、収益の予想においてこれらを考慮している。当グループは、特定の予報期間において、これらの発展が何らかの悪影響をもたらす重大な潜在性を有するものとは考えていない。

エクスプレス事業部においては、当グループの将来における成功は、何よりもまず、競争環境における傾向、費用及び運送量等の一般的な要因に依拠している。当グループは、近年の事業再編の成功及び費用構造の大幅な改善を経て、当グループの国際的なビジネスの成長を助長することに焦点を当てている。当グループは、運送量のさらなる増加を見込んでいる。その前提に基づき、当グループは、当グループのネットワーク、サービス、従業員及びDHLブランドに対して投資を行っている。過去の動向や総合的な展望を背景にすると、「マクロ経済及び産業特有の状況により生ずる機会及びリスク」という部分に報告された以外にエクスプレス事業部に関する重要で戦略的な機会及びリスクは認められない。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、自らサービスを提供するのではなく、航空会社、輸送会社及び貨物運送会社から輸送サービスを購入している。好意的状況の下では、費用効率の高い輸送サービスを購入することが可能である。この場合には、当グループは、高水準のマージンを得ることができる。他方で、非好意的状況である場合には、価格上昇分の全てを顧客に転嫁できないというリスクにさらされることになる。この機会及びリスクの範囲は基本的に、供給、需要及び輸送サービス価格の傾向並びに当グループの契約期間に依拠する。当グループは、輸送仲介業務に関する包括的な知識を有することから、かかる機会を活用し、リスクを最小化することに成功している。

サプライ・チェーン事業部は、様々な事業分野の顧客に対しソリューション及び総合的なロジスティクス・チェーンを提供している。当グループの成功は、顧客の事業傾向に大きく依存している。世界中の異なる業界において多種多様な商品を顧客に提供していることから、当グループは、リスクのポートフォリオを分散させることができ、よって対応が必要なリスクに対抗することができる。さらに、将来的な成功は、既存事業を継続的に改善できるか、また、最も重要な市場及び顧客セグメントを成長させることが

できるかに依拠している。「マクロ経済及び産業特有の状況により生ずる機会及びリスク」という部分に報告された以外にサプライ・チェーン事業部に関する重要な戦略的機会及びリスクは認められない。

内部プロセスから生ずるリスク

当グループのサービスを維持するため、多数の内部プロセスを統合することが必要となる。基本的な経営プロセスのほか、これら内部プロセスには、売買、経営といったサポート機能も含まれている。我々は、コストを削減しつつ、内部プロセスを顧客のニーズに合致するよう、調整することが必要である。これは、現行予想からの改善をもたらすものである。当グループは、当グループの「ファースト・チョイス」構想により、内部プロセスの改善を継続的に行っている。これは、コストを削減しつつ、顧客満足度を改善するものである。当グループの収益予想は、期待されるコスト削減効果を織り込んでいる。

物流サービスは、通常バルクで提供され、高い品質水準での複雑なオペレーションに関するインフラが要求される。確実かつ定時の配達を一貫して確保するために、機械的・人的に問題なく円滑に進めるためのプロセスが組成されなければならない。投函及び収集、分類、輸送、保管又は配達に関する脆弱性は、当グループの競争的地位の深刻な低下を生じさせるおそれがある。したがって、当グループは、必要に応じて全てのプロセスを最新の状況に適合させている。また、当グループは、営業プロセスにおける障害及び故障に対する予防策を講じているが、それにもかかわらず障害が発生した場合には、その影響を最小限に留めるために緊急時における計画が実施される。事業の中断から生じる一部のリスクは、当グループの保険契約によって部分的に保護されている。

情報技術（IT）から生ずるリスク

当グループの情報システムのセキュリティは、当グループにとり特に重要である。目標は、継続的なITシステムのオペレーションを確保し、当グループのシステム及びデータベースに対する無権限でのアクセスを防止することである。この責任を果たすために、IT委員会の小委員会である情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ管理の国際基準であるISO 27002に基づくガイドライン及び手続を策定した。さらに、当グループのリスク管理、IT監査、データ保護及びコーポレート・セキュリティの各部門が、継続的にITリスクを監視し、査定している。

当グループのプロセスを常に順調に行うためには、当グループの基礎的なITシステムが常時利用可能でなければならない。当グループは、システムの完全な故障を防ぐシステムを設計することにより、これを確保している。第三者のデータ・センターに加え、当グループは、チェコ共和国、マレーシア及び北米においてセントラル・データ・センターを運用している。そのため、当グループのシステムは、地理的に分離されており、現地で複製することができる。

当グループは、当グループのシステム及びデータへのアクセスを制限している。従業員は、従業員の業務に必要なデータにのみアクセスすることができる。全てのシステム及びデータは、定期的にバックアップされ、重要なデータはデータ・センターにおいて複製されている。

当グループの全てのソフトウェアは、バグへの対応、セキュリティの潜在的な問題の排除、及び機能性の改善を行うため、定期的に更新されている。当グループは、古いソフトウェア又はソフトウェアの更新版から生じうるリスクを管理するため、ソフトウェアの更新版の管理のための明確な手順であるパッチ管理プロセスを導入している。

上記の対策に基づき、当グループは、IT分野において深刻な結果をもたらす重大なIT事象が起きる可能性は極めて低いと推定する。

最重要のE-ポストブリーフ製品である当グループのE-ポスト商品には、当グループのセキュリティ及びデータ保護の保証が付いてくる。2014年において、関連プラットフォームは、昨年から引き続き、IT保

護（IT-Grundschutz）の基準に従って、ドイツ連邦情報セキュリティ局によって再認証された。加えて、信頼できるサイトのプライバシーの基準に基づくTÜV Informationstechnik GmbHによる2013年の認証は、引き続き有効である。これは、当グループが法的基準及び適用されるデータ保護規制を遵守していることを裏付けるものである。

人事から生ずるリスク

郵便及び物流サービスの会社として、当グループが長期的に成功するためには、能力がありかつモチベーションの高い従業員の存在が欠かせない。しかしながら、人口構造の変化は、あらゆる市場において、優秀な人材の減少を招いている。能力の高い人材を十分に確保することができないリスクを最小化するため、当グループは、従業員の意欲の向上及び発展のための各種の方策を講じている。

当グループは、世代交代や社会構造の変化によってもたらされた高齢化人口及び容量不足から生じるリスクに対処するため、戦略的資源マネジメントを用いている。当グループは、経験に基づき、この分析・プランニング方法を継続的に改善する。ドイツにおいて労働組合と締結したジェネレーション・パクト（世代協定）もまた、従業員の職務経験の利活用に資するものである。また、同時に、若者に対してはキャリアの展望を提供するものとなっている。

慢性病及び重度な疾病は、ビジネスを継続する上での、新たなリスクを引き起こす。例えば、エボラ出血熱のような感染症は、初期においては地域的に発生したものが、ネットワークトレード及び国際的交通網を介することにより急速に世界的なインパクトを持つようになる。当グループは、ヘルス・マネジメント・プログラム及び地域を超えた協力体制によって、こうしたリスクに対応している。

5 【経営上の重要な契約等】

「第6 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表に対する注記 - 注記2」を参照。

6 【研究開発活動】

サービス提供者である当グループは、狭義の意味での研究開発には取り組んでいないため、これに関連して報告すべき重要な経費は存在しない。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】

前記「1業績等の概要」の「経済状態」を参照。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

本項目に関する詳しい内容については、「第3-1業績等の概要」の「前年度から微増した資本的支出」を参照。

2 【主要な設備の状況】

(1) 【不動産及び恒久的施設】

不動産の大部分は、郵便部門に関連しており、ドイツ国内における当該部門の配達インフラのためのものである。また、郵便・小包センターは、すべて自動化されているため、これらの設備で働く従業員はそれほど多くないといえる。

以下の表は、2014年12月31日現在の最重要不動産の所有状況の概要を示している。

	グループ全体	PeP	エクスプレス部門	ロジスティックス部門	その他 ⁽¹⁾
敷地面積 (所有)					
・合計(m ²)	13,430,000	5,810,000	2,170,000	5,140,000	310,000
グループ所有不動産					
・建物数	1,610	940	80	230	360
・使用可能 純面積(m ²)	3,670,000	1,850,000	450,000	1,160,000	210,000
賃借不動産					
・賃貸借契約数	19,270	10,100	2,550	3,000	3,620
・使用可能 純面積(m ²)	24,615,000	4,030,000	3,970,000	15,640,000	975,000

(1)本部、空ビル、第三者支店、コーポレート・センター、国際事業サービス

2014年12月31日現在の当グループの不動産の簿価総額は、約24億ユーロであった。当グループの所有不動産の大半は、ドイツ国内に所在し、総不動産の約72パーセントを占める。

当グループの小包及び郵便サービスのための最重要不動産は、各々について約10箇所の配達拠点がある、33箇所の小包センター、及び、合計3,400箇所の配達支援地点を有する、82箇所の郵便物センターである。今日までの間に、使用可能総面積8.5百万平方メートル、6,200件の営業用不動産（そのうちいくつかは都心に位置している。）が売却された。

(2) 【支店】

一般郵便サービス規則に従って定められたインフラストラクチャー命令に基づき、当グループは、2007年12月31日までの間に、ドイツ国内において、少なくとも12,000箇所の恒久的郵便施設の運営を行わなければならなかった。これらの施設は、営業日の需要に対応できるように運営されなければならない。さらに、2,000人を超える居住者が存在する地域には、少なくとも1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。2004年、当グループは人口2,000人を超える隣接する各居住地域について、郵便施設を1箇所設置することを約束した。4,000人を超える居住者がいる地域及び中心機能を有する地域では、その隣接居住地域において、郵便顧客に対し最大2キロメートル以内に1箇所の郵便支局の提供が保証されなければならない。当グループはまた、4,000人を超える居住者のいる隣接居住地域における、顧客の2キロメートル以内に1箇所の郵便支局の設置を約束した。また、各地方部においては、80平方キロメートル内に1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。

ドイツポストは、法律上の責務が終了したにも関わらず未だに包括的な一般郵便サービスを提供するドイツで唯一の郵便会社である。

1990年以来、当グループは、大幅に支店数を減らし、とりわけ小規模及び中規模支店においては事業の大半を第三者提携企業に譲渡してきた。提携企業により運営されている支店は、例えば、デパート、小売

店及び文房具店に設置されている施設である。以下に記載する概況は、1990年以降の支店網の展開を示すものである。

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾
小売店舗(支店、小包取扱店及び販売拠点)	29,000	17,000	13,700	13,000	20,000	20,000	20,000	27,500	29,000
支店数 ⁽¹⁾	29,000	17,000	13,700	13,000	14,000	13,000	13,000	13,000	13,200
グループ支店 ⁽¹⁾	29,000	14,000	5,600	5,700	1,100	600	600	600	600
第三者支店(提携先支店) ⁽¹⁾		3,000	8,100	7,300	12,900	12,400	12,400	12,400	12,600
DHL小包取扱店	0	0	0	0	0	0	0	10,000	12,000
販売拠点 ⁽¹⁾	0	0	0	0	6,000	7,000	7,000	4,500	3,800
1支店当たりの週間平均営業時間(時間/週)	18	30	41	42	45	46	47	47	47

(1)各年末の情報

ポストバンクは、最も販売量の多い支店850箇所を取得している。その大部分は、いわゆるポストバンク・ファイナンス・センターである。また、2005年12月31日、オーナー運営に係る1,172箇所の支店はドイツポストに譲渡され、850箇所はドイツポスト・リテールGmbH(Deutsche Post Retail GmbH)の所有にとどまる形で、ドイツポスト・リテールGmbHの支店網が分割されている。ドイツポスト・リテールGmbHの株式は、2006年1月1日付でポストバンクに譲渡された。既存の協力関係に基づき、ドイツ・ポストバンクは、2010年7月1日より、277箇所のドイツポストの小売店舗を引き継いだ。その結果、現在、ドイツ・ポストバンクは、1,100箇所のポストバンク・ファイナンス・センターを独自に運営している。全ての支店において、引続き郵便サービスが提供されている。

支店網に係る総合的な事業上の責任を統括するため、サービス部門がドイツポストに設置され、当該部門は、約600箇所の郵便サービス支店の直接運営及びその他2箇所の支店の管理を行う。同部はまた、外部提携業者運営に係る12,600箇所超の支店、12,000箇所のDHL小包取扱店及び約3,800箇所の販売拠点の調整も行う。

成長を続けるオンライン小売/eコマースの傾向はドイツにおいて、小包事業のブームにつながっており、これに関連して、ドイツポスト・DHLは、小包サービスにおける顧客との近接性及びアクセスの容易性の双方をさらに発展させることを決定した。このため、2013年半ばには、DHL小包取扱店が急速に発展し、小売店や販売拠点を含む、既存の販売店に加わった。2014年末までに、約12,000店が開店した。料金別納の小荷物や小包に加え、返却品も、DHL小包取扱店に持ち込んで、発送することができる。また、小包に貼る発送ラベルや、小荷物用パッケージ、はがき、手紙及び書留郵便の販売も行っている。

DHL小包取扱店及び販売拠点も、提携業者が運営している。販売拠点は、小包や書留郵便の切手や郵便料金のみを取り扱っている。販売拠点は、支店ではないので、書簡や小包の集荷は行っていない。

最大の支店は、ポストバンク・ファイナンス・センターである。これらの支店において、顧客は、ポストバンク金融サービスに係る個別の販売コンサルタント及び当グループの伝統的なサービスやポストバンクのサービスを提供する複数のオープン・サービスカウンターを利用することができる。さらに、ドイツポストは、従来の郵便サービス及びポストバンクの顧客に対するサービス全般も提供する2箇所の支店を運営している。提携業者運営支店が提供する商品及びサービスは、基本的な郵便サービス並びにしばしば金融商品及びサービスに限られる。

当グループは、約600箇所のポスト・サービス支店において、基本的な郵便商品及び郵便サービスを提供している。ポスト・サービスはグループ支店であり、小売店内に設置され、当グループ子会社によって少人数の人員で運営されている。

支店は当グループ内において共同利用されており、郵便、小包、エクスプレス及びしばしば金融サービス(ポストバンク)のサービスを提供している。2010年10月より、ポストバンクは、もはやドイツポストDHLグループの一員ではなくなっている。そのため、ポストバンクが保有する約1,100箇所の支店は、現在、提携先運営支店として数えられている。

多くの提携先運営店舗は、伝統的なサービスに加え、事務用消耗品や文房具のみならず携帯電話のプリペイドカードやe-Value商品、新規の長距離用バスサービスであるポストバスのチケットを含む他の商品やサービスも提供している。

このように、ドイツポストDHLは、合計で29,000を超える固定販売店舗を運営するに至っており、ドイツにおいてはこの種業界内で最も幅広いネットワークを有しているといっても過言ではない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

約20億ユーロの投資を予定

2015年、当グループは、2020年度戦略目標の実現のため、資本的支出を約20億ユーロに増額する計画である。投資の重点は、ITのほか、技術設備及び機械、飛行機並びに輸送及び業務設備に置くことが見込まれている。

ポスト eコマース パーセル事業部では、当グループの国内外の小包ネットワークをさらに拡張する。また、当グループは、IT、とりわけ、eコマース - パーセルの成長部門を最適化し、また、小包ボックスやパックステーション等の配達オプションを拡大すること計画している。

エクスプレス事業部では、2015年に前年をかなり上回る投資支出を見込んでいる。当グループは、世界的かつ地域的な拠点到投資を継続し、当グループの飛行機団の更新にも引き続き投資を継続する。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部では、IT、特に新規フォワーディング環境プロジェクトのためのITを拡張するものの、2015年においては投資の減少を見込んでいる。

サプライチェーン事業部で

は、2015年における資本的支出は、報告年から僅かに増加することが見込まれている。投資の主な焦点は、引き続き、新しいビジネス・プロジェクトである。当グループは、戦略的イニシアチブ及び事業の拡大に係る投資も実施している。

2015年における事業部間の投資は、報告年を下回る見込みである。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2014年12月31日現在)

授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,612,338,260	1,211,180,262 ⁽¹⁾	401,157,998 ⁽²⁾

(1) 発行済株式は全て普通株式である。

(2) 2014年12月31日現在の授權・条件付資本に関し、連結財務諸表注記38を参照のこと。48.2百万株は、2019年満期の轉換社債の発行のために割り当てられている。轉換権の詳細は以下のとおりである。

(2014年12月31日現在)

轉換社債に付された轉換権の行使により発行される予定の株式の数(株)	48,322,386
轉換社債に付された轉換権の行使により発行される予定の株式の種類	普通株式
轉換社債の発行日	2012年12月6日
轉換権行使により発行する株式の発行価格(1株当たりの轉換価格)(ユーロ)	20,6943 ⁽³⁾
轉換権行使により発行する株式の資本組入額総額(ユーロ)	48,322,386
行使期間	2013年1月16日から2019年11月21日まで

(3) 轉換価格は、(a)増資又は減資若しくは株式分割、(b)年間配当額が所定の閾値を超え若しくは下回ったこと、又は(c)会社支配権の変動等により、適宜調整される。

【発行済株式】

(2014年12月31日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	摘要
記名式無額面株式	普通株式	1,211,180,262 ⁽¹⁾	フランクフルト証券取引所 シュトゥットガルト証券取引所 ミュンヘン証券取引所 ハノーヴァー証券取引所 デュッセルドルフ証券取引所 ベルリン・プレーメン証券取引所 ハンブルグ証券取引所 クセトラ(Xetra)	
計		1,211,180,262 ⁽¹⁾		

(1) 2004年10月以降、全株式につき取引可能となった。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2014年12月31日現在)

年月日	発行済株式数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2009年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	
2010年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	
2011年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	

2012年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	ドイツポスト・アーゲー株への転換権の付された転換社債を発行 ⁽¹⁾
2013年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	
2014年12月31日現在	2,164,388	1,211,180,262	2,164,388	1,211,180,262	新株発行による増資 ⁽²⁾

(1) 転換権の内容の詳細については、前記「(1)株式の総数等 (注2、注3)」を参照のこと。

(2) 2013年5月29日付け定時株主総会により採決されたドイツポスト・アーゲー定款第5条第2項に基づく授権(2013年授権資本)を一部使用することにより、ドイツポスト・アーゲーの株式資本は、1,209,015,874ユーロから656,915ユーロだけ増加し、1,209,672,789ユーロとなった。これは、2014年3月における、現金払込に対し株式資本1.00ユーロに各相当するドイツポスト・アーゲーの記名式無額面株式656,915株の新株発行によるものである。株主の法定の新株引受権は除外されている。2013年5月29日付け定時株主総会により採決されたドイツポスト・アーゲー定款第5条第2項に基づく授権(2013年授権資本)を一部使用することにより、ドイツポスト・アーゲーの株式資本は、1,209,672,789ユーロから1,507,473ユーロだけ増加し、1,211,180,262ユーロとなった。これは、2014年12月における、現金払込に対し株式資本1.00ユーロに各相当するドイツポスト・アーゲーの記名式無額面株式1,507,473株の新株発行によるものである。株主の法定の新株引受権は除外されている。

(4) 【所有者別状況】

(2014年12月31日現在)

区分	株主数	総株主数に対する割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に対する割合(%)
政府及び政府機関	1	0.00	253,861,436	21
法人	5,549	1.3	831,845,564	68.6
その他個人	407,068	98.7	125,473,262	10.4
計	412,618	100	1,211,180,262	100

(5) 【大株主の状況】

(2014年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(百万株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ドイツ復興金融公庫(KfW Bankengruppe)	ドイツ連邦共和国、60325 フランクフルト・アム・マイン、パルメンガルテンシュトラッセ 5-9	253.9	20.96
ブラック・ロック Inc.	全世界	78.0	6.44
デカ・インベストメント GmbH	ドイツ	27.6	2.28
ノルゲ銀行インベストメント・マネージメント(ノルウェイ)	ノルウェイ	22.9	1.89
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	アメリカ合衆国	19.7	1.62
アルチザン・パートナーズ L.P.	ドイツ	18.3	1.51
リクソー・アセット・マネジメント S.A.	香港	17.9	1.48
セーフ・インベストメント・カンパニー LTD	フランス	16.5	1.36
DWSインベストメント GmbH	ドイツ	15.5	1.28
ザ・ヴァンガード・グループ Inc	英国	14.3	1.18
計		484.5	40.00

(1) これらは、ドイツポスト DHLの内部調査に基づく計数である。計数は四捨五入されているため、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

2 【配当政策】

原則として、当グループの財務的戦略は、配当として純利益の40パーセントから60パーセントを支払うことを目指している。2015年5月27日開催の定時株主総会において、株主に対する2014年度の配当として、一株当たり0.85ユーロ（前年度：0.80ユーロ）を支払う旨決議された。ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する当該期間の連結純利益に基づく配当比率は、49.7パーセントである。当グループ株式の年度末の終値に基づく最終的な配当利回りは、3.1パーセントであった。配当金は、2015年5月28日に支払われた。配当金は、ドイツに在住する株主に対しては非課税となる。受領者は、租税還付及び税額控除を受けることはできない。

当社の株主は、ある会計年度に関し、配当金を支払うか否か、そして支払う場合にはその金額及び時期について決議する。かかる決議は、当社の取締役会及び監査役会の提案に基づき、当該配当金の支払の対象となる年度の直後の当社の定時株主総会で採択される。配当は、ドイツ法の規定に基づき、株主総会の開催日の翌日に株主に対して分配される。

配当金は、取締役会により作成され、かつ、監査役会により承認された当社の年次個別財務諸表に計上された年間純利益に基づいてのみ決議され、支払うことが可能である。配当可能な金額の決定にあたっては、年間純利益につき、前年度からの繰越損益及び準備金の取崩額又は準備金への組入額を計上する調整を行わなければならない。法律により一定の準備金の積み立てが義務付けられていることから、かかる準備金は、年間純利益の計算にあたり控除されなければならない。

将来の配当金の支払は、当社の利益、財政状態、並びに、流動性要件、今後の見通し及び課税や諸規制を初めとするその他の法的考慮要素により左右される。当社の配当金支払能力は、ドイツ商法上の一般会計原則に従い作成される当社の年次個別財務諸表に基づいて決定される。当社の財政方針は、原則として、純利益の40パーセントか60パーセントを配当に充てるというものである。配当金の支払は、一般に源泉課税の対象とされる。ドイツの源泉徴収税についてのより詳細な情報は、「第1-1(3) 課税上の取扱い」を参照のこと。

3 【株価の推移】

以下の表は、それぞれ記載の期間のクセトラにおける当社普通株式の取引の高値及び安値を示している。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

事業年度	決算年月日	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2010年度	2010年12月31日	14.46	11.18
2011年度	2011年12月31日	13.83	9.13
2012年度	2012年12月31日	16.66	11.88
2013年度	2013年12月31日	26.71	16.51
2014年度	2014年12月31日	28.43	22.30

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2014年7月	27.04	24.02
2014年8月	25.39	23.25
2014年9月	26.15	24.84
2014年10月	25.11	22.30

2014年11月	26.72	24.31
2014年12月	27.47	25.82

4 【役員の状況】

(1) 【取締役会】

当社の現在の取締役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職又は管理業務	主要略歴等	任期
フランク・アペル博士1961年7月29日生	取締役会会長 2015年4月27日から追ってお知らせするまでグローバル・フォワーディング/フレート事業部も併せて担当	取締役会会長であり、取締役会サービス、コーポレート・オフィス、コーポレート法務、コーポレート・コミュニケーション・アンド・レスポンスビリティ、コーポレート開発、コーポレート・エグゼクティブ、コーポレート・ファースト・チョイス、コーポレート・ヘリテッジ・アンド・インダストリー・アソシエーションズ、コーポレート公共政策及び規制管理、及び、DHLカスタマー・ソリューションズ・アンド・イノベーションの責任者である。2015年4月27日より、グローバル・フォワーディング/フレート事業部も兼任している。	2002年から 2017年10月まで
ローレンス・ローゼン1957年12月8日生	財務、国際事業サービス事業部	コーポレート経理及び統制、IR、コーポレート・ファイナンス、コーポレート監査及びセキュリティ及び税務等の財務、並びに、国際事業サービスの責任者である。	2009年9月1日から 2017年8月まで
ユルゲン・ゲルデス1964年9月5日生	郵便 - e コマース - パーセル(PeP)事業部	郵便 - e コマース - パーセル(PeP)事業部の責任者である。	2007年から 2020年6月まで
ケン・アレン1955年8月8日生	エクスプレス事業部	エクスプレス事業部の責任者である。	2009年2月から 2020年7月まで
ジョン・ギルバート1963年9月6日生	サプライ・チェーン事業部	サプライ・チェーン事業部の責任者である。	2014年3月から 2017年3月まで
メラニー・クレイス1971年3月20日生	人事部	人事部の責任者である。	2014年10月から 2017年10月まで

取締役の報酬に関する事項は、後記「5-(2) 監査報酬の内容等」、「第6-1-(1)-(ヘ) - 連結財務諸表に対する注記 - 注記55.3」、及び「第6-1-(2)-(ハ) - ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記 - 注記53」を参照。

(2) 【監査役会】

当社の現在の監査役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職	主たる職業
株主代表監査役		
ヴルフ・フォン・シンメルマン 教授 博士 1947年2月19日生	監査役会会長	ドイツ・ポストバンクAGの元取締役会会長
ヴェルナー・ガツェー 1958年11月4日生	監査役	連邦財務省の副大臣
ヘニング・カゲルマン 教授 博士 1947年7月12日生	監査役	SAP AGの元取締役会会長
トーマス・クンズ 1957年11月29日生	監査役	独立企業家、ダノンSA(フランス)の元執行委員会委員
シモン・メンネ 1960年10月7日	監査役 (2014年5月27日より)	ドイツ・ルフトハンザAGの取締役
ローランド・エトカー 1949年4月7日生	監査役	ROI フェルヴァルトウングスゲゼルシャフトmbH(ROI Verwaltungsgesellschaft mbH)の経営パートナー
ウルリヒ・シュローダー 博士 1952年3月9日生	監査役	KfWバンケングルッペ(KfW Bankengruppe)の取締役会会長
シュテファン・ショルト 博士 1960年4月9日生	監査役	フラポートAGの取締役会会長
エルマー・トイム 1947年8月8日生	監査役	E トイム・コンサルティングLtd.(E Toime Consulting Ltd.)の経営取締役
カジャ・ウィンド 教授 工学博士 1969年6月4日生	監査役	ヤコブ大学ブレーメンgGmbH学長及び取締役 グローバルプロダクションロジスティックスの ベーン・ロッゲ教授
従業員代表監査役		
アンドレア・コシス 1965年9月16日生	監査役会副会長	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並びに、連邦郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業の責任者
ロルフ・パウワーマイスター 1957年11月10日生	監査役	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー 1961年1月6日生	監査役 (2014年12月9日より)	ドイツポスト・アーゲーの当グループ及び当社執行代表委員会委員長
トーマス・コチェルニク 1966年5月10日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーグループ労働評議会議長
アンケ・クフォルト 1959年11月26日生	監査役	DHLグローバル・フォワーディングGmbH(ハンブルグ)労働評議会議長
アンドレアス・シャードラー 1956年10月12日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会議長
サビン・シールマン 1956年4月21日	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会執行委員
ステファン・テュシャー 1961年11月24日	監査役	全国管理の郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ・アンド・ロジスティックス部の賃金・公務員・社会政策部長
ヘルガ・チエル 1953年8月11日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会副議長

シュテファニー・ヴェケッセル 1965年11月12日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー郵便取扱支店(アウグ スブルグ)労働評議会副議長
--------------------------------	-----	--

監査役の報酬に関する事項は、後記「5-(2) 監査報酬の内容等」、「第6-1-(1)-(へ)-連結財務諸表に対する注記-注記55.3」、及び「第6-1-(2)-(ハ)-ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記-注記53」を参照。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

ドイツ商法第289条aに基づく年次コーポレート

このガバナンス報告書には、ドイツポスト・DHLグループのコーポレート・ガバナンス体制の主要な要素に関する情報が含まれている。これらの要素には、ドイツ企業統治法に関する取締役会及び監査役会による法令遵守宣言、法的要求を超えるコーポレート・ガバナンス実務に関する関連情報、取締役会及び監査役会の業務手法、委員会の構成及び業務手法、並びに監査役会の構成目標に関する事項が含まれる。

ドイツ企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の全ての勧告の遵守

2014年12月、取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づき、以下の無条件の法令遵守宣言を再度公表した。

「ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、2013年12月に法令遵守宣言を発表して以来、2013年5月13日・2014年6月24日付で改訂されたドイツ企業統治法に基づく政府委員会の勧告を遵守していること、及び、2014年6月24日付で改訂された同法に基づく全ての勧告を今後も遵守する意向であることを宣言する。」

また、最高経営責任者による報告が完了するまでの間は、定時株主総会はインターネットでのみ放映されるという点を除き、当グループは、同法において定められている勧告を実施する。

具体的なコーポレート・ガバナンス実務

当グループの基本理念は、「尊重と結果」である。当グループは、当グループのコーポレート・ガバナンスが、従業員、顧客及び投資家のニーズに考慮しつつ、一流の結果を毎日残すという課題に対処するものであると期待している。企業としての責任を受け入れることは、当グループの戦略に不可欠である。当グループは、環境及び社会並びに当グループの事業に対するポジティブな寄与を行うため、当グループの知識及び世界的な存在感を有効に用いる。当グループは、組織的に、株主の期待値及びニーズを当グループの戦略的判断に組み込んでおり、当グループの顧客のために持続可能なソリューションを展開し、社会的な問題を解決するために流通における当社の専門知識を活用している。当グループは、環境保護、災害管理及び教育・雇用機会の改善にこれらの取り組みを集中させている。また、当グループは、従業員によるボランティア活動を支援している。当グループの年次グループ従業員意見アンケートによって、肯定的なフィードバックが継続して高いレベルであったことが再度明らかとなった。

Kundenmonitor Deutschlandにより実施される独立した市場調査である顧客の年次調査は、顧客の満足度が高いレベルの95パーセントで継続していることが確認された。当グループは、ドイツ国内での手紙の配達時間について優れた結果を達成し、これにより翌日配達に法律上の義務である80パーセントを大きく上回ることであった。Quotasという品質調査機関が実施した調査によると、当グループが日中の営業時間又は最終の郵便箱回収前に受け取った手紙のうち、94パーセントが翌日に配達されていた。

行為規範、多様性及びコンプライアンス管理

当グループの行為規範は、2014年に変更されることはなかった。この行為規範は、2006年から当社の企業文化の確固たる要素であり、全ての地域及び全ての部門及び当グループ内のガイドラインのベースに適用されている。行為規範及びガイドラインは、地域のガイドライン及び手続と共に、倫理的及び環境的に健全な企業行為のフレームワークを提供するものである。ガイドラインは、当グループの価値観及び原則を従業員に対し通知するための、全従業員向けの明確な参照資料である。ガイドラインは、世界人権宣言、国連グローバル・コンパクト、1998年の労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、及びOECDの多国籍企業行動指針に定める原則に基づいたものである。行動規範は、21ヶ国語で入手可能である。従業員は、行動規範について学習するためのインターネット上のセミナーに参加することができる。

行動規範はさらに、当グループの従業員の健康、人権の尊重、児童労働及び強制労働の拒否、並びに当グループの多様性及び一体性に関する見解への当グループのコミットメントを定めている。2013年に発行された企業における多様性及び一体性に関する声明は、多様性が、成功の重要な要素及び競争における明確な有利性を示すものであるとする当グループの信念を反映したものである。この声明において、一体性のある勤務環境の推進を約束し、全ての様態の差別への反対を明示している。多様性評議会は、2014年2月に活動を開始し、報告対象年度において3回の会合を行った。参加者は、多様性のための戦略的指示について協議し、多様性管理のための様々な部署の要件に関する見解を共有した。

監査役会は、取締役会における女性の数の増加という目標に特に焦点を当てている当グループの多様性戦略を支持している。監査役会は、監査役会及び取締役会が共に責任を負う長期継続計画の一部をなすものとして、さらなる多様性に対する努力を認めている。女性幹部の数を目標数まで増加させることが、全体的にみて、取締役会に欠員が生じた際により適した女性候補者を取締役の職に就かせることを保証するために必要である、というのが監査役会の意見である。2014年12月31日現在、全世界の管理職の女性が占

める割合は、ほぼ横ばいの19.3パーセント（前年度：19.6パーセント）であった。取締役会の構成の国際性は、当グループの全世界的な活動を既に明確に反映している。

職場における危険やリスクから当グループの従業員を守るため、当グループは、法的な職業上の安全要件及び最低基準を大きく上回る包括的な規制体制を構築した。これに加えて、報告対象年度においてドイツ各地で企画された職業上の安全情報イベントにおいて、防止策が明確化された。当グループは、当グループの従業員の健康と幸福の維持及び改善を追求している。職場での健康及び安全を推進するため講じられた全ての措置は、健康、安全及び幸福に関する当グループ全体の戦略と整合したものである。

ドイツポスト・DHLグループにおいて、最高コンプライアンス責任者は、コンプライアンス管理制度に対して責任を負っており、最高コンプライアンス責任者は最高財務責任者に対し直接報告する。最高コンプライアンス責任者は、グループ全体規模のコンプライアンス管理基準を作成し、各部門の関連活動の実施を支援するグローバル・コンプライアンス・オフィスによって支援されている。4つの事業部は、当該事業部を担当する取締役に対して定期的に報告を行うコンプライアンス・オフィサーをそれぞれ有している。これらの報告は、取締役会及び監査役会の財務・監査委員会に対する最高コンプライアンス責任者の報告に盛り込まれる。

ドイツポスト・DHLグループ内における主なコンプライアンス・マネジメント活動には、コンプライアンス上のリスクの可能性を特定するシステムの創成、事業パートナーによるコンプライアンスの評価、並びにコンプライアンスに関する研修及びコミュニケーションの開発及び実施が含まれる。当グループのコンプライアンス・ホットラインは、重要な要素である。同ホットラインは、150ヶ国において使用可能であり、社員による社内の法律及び行為規範の潜在的な違反に関する報告を行い易くするとともに、当該違反に関する対処及び解決を行うための仕組みを提供している。報告された事案から得た見識は、継続的にコンプライアンス管理制度を改善するために使用されている。コンプライアンスに関するグループ全体でのコミュニケーションにより、全従業員に対しコンプライアンスの関連性を認識させ、行為規範の具体的な措置の概要を説明することができる。

取締役会及び監査役会の業務手法

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツの上場有限責任会社として、二重の経営制度を採用しなければならない。すなわち、取締役会は、当社の経営につき責任を負い、当該取締役会は、監査役会により任命され、監督され、助言を受ける。

取締役会は、最高経営責任者、最高財務責任者及び人事担当の取締役に加え、郵便 - eコマース - パーセル事業部、エクスプレス事業部、グローバル・フォワード・ディング/フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部という4つの事業部の責任者である取締役から構成される。当グループの経営機能は、コーポレート・センターに集約されている。グループ戦略が、当グループ全体の枠組みを定めている。グループ戦略は、ドイツにおける郵便サービスを継続し、世界における流通会社となることを目標としている。取締役会の手続規定は、取締役会内部の基本的な構造、経営及び協力の方針の目標について定めた手続規定を設けている。この枠組み内において、各取締役は、自己の担当する部門につき独立して運営し、他の取締役に対して、重要な進展事項を定期的に報告する。当社又は当グループにとって特に重要な事項については、取締役会全体で決定する。これらの事項には、監査役会の承認を要する全ての決定事項及び法律により取締役への委任が禁止されている業務が含まれる。また、ある取締役が、取締役会全体による決定を求めて提出した事項についても、取締役会全体で決定する。

上記決定の過程において、取締役は、個人の利益のため行動してはならず、かつ自らの便益のために、当社の事業の機会を利用してはならない。監査役会は、全ての利益相反について、遅滞無く通知を受けなければならない。

監査役会は、取締役会に対し、助言を与え、監督し、取締役を任命する。監査役会は、その内部体制、監査役会の承認を要する取締役会の取引一覧及び監査役会委員会の規則を含む手続規定を定めている。監査役会は、少なくとも6ヶ月に2回開催されるが、早急に特定の改善策や解決策につき議論又は承認する必要が生じ、開催が必要な場合には、臨時の会議がいつでも開催される。監査役会は、監査役会報告書において記載されているとおり、2014事業年度においては、8回の本会議及び20回の委員会会議を行い、非公開の会議を1回行った。全ての監査役は、最低でも半分の会議に出席した。報告対象年度における全体の出席率は、引き続き高く、95パーセントを超えていた。

取締役会と監査役会は、当グループの財務状況及び業績、戦略的イニシアチブ、重要な事業取引、買収の進捗、コンプライアンス及びコンプライアンス管理、リスクの影響及びリスク管理並びに全ての重要な企画及び関連する実施における問題に関して、定期的に話し合いを行っている。取締役会は、全ての重要な問題について、速やかに、かつ、全面的に監査役会に対して報告を行っている。監査役会の議長及び最高経営責任者は、進行中の問題について密接な関係を築き、協議をしている。また、監査役会の議長は、監査役会と本会議の間にその他の取締役とも定期的に接触している。

監査役会は、取締役会との協力についての評価を含む、監査役会業務についての年次の効率性の評価を行っている。2014年度の効率性の評価では、取締役会がその監督及び助言義務を効率的かつ効果的に行っているという結論が出された。

監査役会による全ての決定、特に監査役会の承認を要する取引に関する決定については、関係する委員会において事前に詳細な議論がなされる。各監査役会の本会議においては、委員会の業務及び決定についての詳細な報告が含まれる。

監査役の何れも当グループの主な競合他社の経営機関において、いかなる役割も持たず、当グループの主な競合他社に対してコンサルティングサービスを提供していない。監査役は、報告対象期間中に監査役個人に影響する利益相反について報告を受けてない。

執行委員会及び監査役会委員会

執行委員会は、取締役会全体により行われるべき決定の準備を行い、同委員会に権限委譲された事項について決定を行う。執行委員会の義務には、様々な部門における投資及び取引に関する準備や承認が含まれる。ドイツポスト執行委員会は、郵便 - eコマース - パーセル事業部について責任を負い、部門間DHL執行委員会は、エクスプレス部門、グローバル・フォワーディング/フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部について責任を負い、CC & GBS執行委員会は、コーポレート・センター（CC）及びグローバル・ビジネス・サービス（GBS）を担当する。最高経営責任者、最高財務責任者及び人事担当の取締役が、上記委員会の常任である一方、各部門担当の取締役は、自らの部門に関連する案件において各委員会に参加する。取締役会のすぐ下のレベルの第1級幹部も、当該幹部に関連する議題を取り扱う執行委員会の会議に参加する。例えば、経理及び管理部門、コーポレート・ファイナンス部門、コーポレート開発部門及び法務サービス部門の責任者は、買収案件の場合に招集される。ドイツポスト執行委員会及びDHL執行委員会は、最低でも1ヶ月に1回会議を行い、CC & GBS執行委員会は、通常、四半期毎に会議を行う。

事業検討会議も四半期に1回開催される。これらの会議は、各部門、最高経営責任者及び最高財務責任者の間で、戦略的成果につき議論する場の一つである。事業検討会議では、各部門の戦略的イニシアチブ、運営上の議題及び予算状況について検討される。

取締役の詳細は、取締役会及び取締役が有する権限に関するセクションを参照のこと。

監査役会は、その任務を効率的に遂行するために、6つの委員会を組織している。具体的には、これらの委員会が、監査役会における決議の準備を行う。監査役は、一定の議題について個々の委員会に対し、その最終決定を委任している。

執行委員会の職務は、取締役指名の調整及び監査役会本会議により承認を受ける取締役報酬の決定を含むものである。現在の執行委員は、ヴルフ・フォン・シンメルマン（委員長）、アンドレア・コシス（副委員長）、ロルフ・パウーマイスター、ヴェルナー・ガツェー、ローランド・エトカー及びシュテファン・ヴェケッセルである。

財務・監査委員会は、会計処理、内部統制システム、リスク管理及び内部監査システムの有効性のみならず、財務諸表の監査を監督する。財務・監査委員会は、コーポレート・コンプライアンスの問題を検証し、半期及び四半期財務報告書が公表される前に、取締役会と共に当該報告書について議論する。財務・監査委員会は、独自の事前評価に基づき、監査役会による毎年の連結財務書類の承認を提案する。財務・監査委員は、シュテファン・ショルト（委員長）、ステファン・タウチャー（副委員長）、ヴェルナー・ガツェー、トーマス・コチェルニク、シモーネ・メンネ及びヘルガ・チェルである。財務・監査委員会の委員長であるシュテファン・ショルトは、株式会社法第100(5)条及び第107(4)条において定義されている財務専門家である。人事委員会は、当グループのための人的資源の指針について議論する。人事委員は、アンドレア・コシス（委員長）、ヴルフ・フォン・シンメルマン（副委員長）、トーマス・コチェルニク及びローランド・エトカーである。

調停委員会は、ドイツ共同決定法に基づき、割り当てられた任務を遂行する。調停委員は、ヴルフ・フォン・シンメルマン（委員長）、アンドレア・コシス（副委員長）、ロルフ・パウーマイスター及びローランド・エトカーである。

指名委員会は、定時株主総会における監査役会への選出の株主候補を、監査役会の株主代表者に対し推薦する。指名委員は、ヴルフ・フォン・シンメルマン（委員長）、ヴェルナー・ガツェー及びローランド・エトカーである。

戦略委員会は、監査役会における戦略及び監査役会の本会議における承認を必要とする処分に関する協議のための資料を準備する。戦略委員会は、当社及び個々の部門の競合に関する定期的な議論も行う。戦略委員は、ヴルフ・フォン・シンメルマン（委員長）、アンドレア・コシス（副委員長）、ロルフ・パウーマイスター、ヘニング・カゲルマン、トーマス・コチェルニク及びウルリヒ・シュローダーである。

2014年度における監査役会及びその委員会の業績についての情報は、当社の監査役会報告書に含まれている。監査役及び監査役会の各委員会の構成に関する情報の詳細は、監査役会及び監査役会が有する権限に関する項目において、参照することができる。

監査役会の構成に関する目標

監査役会は、2010年12月、同会の構成に関する具体的な目標を設定した。2012年には、独立監査役の人数に関する更なる目標を追加した。報告対象年度において、監査役会は2015年以降に監査役の30パーセントを女性とする目標を達成するための決議を採択した。

1. 監査役の選任のため、株主総会に対して監査役会が提案する監査役候補は、当社の利益のためのみに行われるものである。この要件を条件として、監査役会は、ドイツの企業統治法の第5.4.2条に定義される独立監査役の割合が最低でも監査役会の75パーセントとなり、女性の割合が、最低でも30パーセントになることを目標にしている。

2. 当社の国際的な活動は、監査役会の構成に既に十分に反映されている。監査役会は、これを維持し、株主総会に対する今後の提案において、出生、教育又は職歴が国際的な知識及び経験をもたらす候補者を検討することを目標にしている。

3. 監査役に影響のある利益相反は、取締役会に対する効率的かつ独立した助言及び監督を行うための障害となる。監査役会は、各案件において、法律に従い、かつドイツ企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）を十分に考慮し、潜在的な、又は顕在化した利益相反の取扱方法について決定する。

4. 監査役選任に関する提案は、監査役会が採択し、監査役会のための手続規則に記載されている年齢制限に従い、監査役が72歳になった後の定時株主総会の終了時には任期が終了する予定であることを考慮しなければならない。

現在の監査役会の構成は、これらの目標を達成している。シモーネ・メンネは、2014年の株主総会において監査役に選任された。彼女は、長年ルフトハンザ・アーゲーに勤務しており、この経験から彼女は、ビジネスにおける豊富な経験と業界に関する素晴らしい理解を得た。シモーネ・メンネは、追加の財務専門家として監査役会をサポートすることもできる。従業員代表については、長年の役務を経て、上級管理代表者であったハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュが2014年11月30日付で監査役を退任した。彼の後継者は、2014年12月9日に裁判所により監査役として選任されたヨルグ・フォン・ドスキーである。長年当社の管理職であった経験から、ヨルグ・フォン・ドスキーは、経営側からの視点の確固たる理解を有している。現在、監査役会の35パーセントが女性であり、これは当社の目標を上回っている。監査役会の独立監査役の人数も現在、目標を上回っている。監査役全員が、ドイツ企業統治法に定義される独立監査役である。独立した非業務執行取締役に関する欧州委員会の推奨、並びに労働憲章（Betriebsverfassungsgesetz）及び共同決定法（Mitbestimmungsgesetz）に規定される即時解雇に対する幅の広い保護及び差別禁止を考慮し、従業員であるということはドイツ企業統治法に定義される独立性の要件を満たしていることを前提としなければならない。当社の最大株主であるKfWバンケングループは、ドイツポスト・アーゲーの株式の約21パーセントを現在所有している。このため、監査役の独立性に疑義を生じるような関係を当社と持つドイツ企業統治法にて定義される支配株主はいない。国際的な当社の事業の性質は、監査役の豊富な国際経験に適切に反映されている。

(2) 【監査報酬の内容等】

2014会計年度における当グループの取締役会の報酬体系

2014年度に取締役会の各取締役に支払われる報酬額は、監査役会によって決定された。監査役会は、主要な契約事項を含む取締役に対し支払われる報酬総額に関する決議をするために協議した。その際、独立した報酬コンサルタントから助言を受けた。

取締役会の報酬は、会社の規模及び世界展開、経済及び財政状態、並びに各取締役の職責及び達成度を反映する。報酬額は、ドイツ国内及び国際的な同業者と比べて遜色ないように設定されており、取締役が最大限の業績を挙げ、結果を出すことができるようなインセンティブを与えている。

2014年度につき取締役に対して支払われる報酬は、標準的な市場価格に従い、関係任務にふさわしく、かつ業績に応じてこれに報いることを意図している。当該報酬は、固定である業績非連動部分、及び短期、中期及び長期のインセンティブを含む業績連動部分により構成される。報酬全体並びにその変動部分には上限が設定されている。

業績非連動部分は、年間基本給与（固定年間報酬）、特別給付及び年金契約である。年間基本給与は、12回の均等月払いにより、各月の末日に、遡及的に支払われる。特別給付は主に、社用車の利用、保険料補助、並びに自国外における業務に対する特別手当及び福祉手当により構成される。

取締役に支払われる業績変動報酬のほぼ全てが、中期及び長期的なものである。業績変動報酬目標の半分を超える金額は、会計期間4年間の長期的部分により構成され、残る金額は、当社の年間利益に連動する年間賞与により構成される。年間賞与の50パーセントは、会計期間3年間の中期的部分に入る（繰延）。従って、業績変動報酬の25パーセントを下回る金額のみが、1年間の会計期間に基づいて支払われる。当社の年間賞与の金額については、監査役会が、当社の業績に基づいて、その裁量により決定する。各取締役の年間賞与額には、事前に設定した目標値の達成度又は超過の程度が反映される。年間賞与の最高額は、年間基本給与の100パーセントを超過しない。

報告対象年度においては、前年度に年次賞与額の算出に使用された基準と同じ基準が使用された。全取締役における重要な指標は、のれんの減損の前ののれんに関する費用計上を含む当グループの資産に関する費用計上後のEBIT（EAC）という業績測定基準である。郵便 - eコマース - パーセル（PeP）事業部、エクस्प्रेस事業部、グローバル・フォワーディング/フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部担当の取締役にとっては、個々の部門におけるEACも重要なパラメーターとなる。当グループが報告するフリー・

キャッシュ・フローも全取締役に適用される目標の一つである。また、従業員関連の目標については、年次従業員意見調査に基づき、全ての取締役が合意し、追加目標となっている。

要求目標に基づいて合意された会計年度の上限目標が達成された場合は、年間最大賞与が付与される。会計年度において定められた目標が部分的にのみ達成された場合、又は全く達成されなかった場合、年間賞与は比例案分で支払われるか、全く支払われない。また、監査役会は、並外れた業績に報いるため、適切な特別賞与の付与を決定することができる。

年間賞与は、合意された目標が達成されたとしても、一括で満額支払われるものではない。その代わりに、年間賞与の50パーセントが、3年という中期的な期間（1年間の業績認定段階、2年間の持続可能性認定段階）の経過により支払われる。当該報酬は、持続可能性の指標であるEACが、持続可能性認定段階において達成されたことを条件として、持続可能性認定段階終了後に支払われる。これが達成されない場合は、補償なしに当該中期的報酬を受けることができなくなる。かかるデメリットがあることによって、取締役の報酬を決定する際に、当社の持続可能な発展がさらに重視されることになり、長期的なインセンティブが設定される。

株式評価益請求権（SARs）は、2006年に監査役会で決議されたLTIP（2006 LTIP）に基づいて、長期的報酬として付与された。

各株式評価益請求権の保有者は、当該株式評価益請求権の権利が行使される日の直前の5営業日におけるドイツポスト株式の平均終値と当該株式評価益請求権の権利行使価格との差額に相当する精算金額を受け取る権利を有する。2014年度に、各取締役は、各人の年間基本給与の10パーセントからなる個人的な金融投資を行った。株式評価益請求権の待機期間は、付与された日から4年である。待機期間満了後は、絶対的又は相対的業績目標が達成されたことを条件として、株式評価益請求権の一部又は全部を2年間行使することができる。かかる2年の間に行使されなかった株式評価益請求権は、失効する。

付与された株式評価益請求権（存在する場合）がいくつ行使可能かを判断するために、基準期間における平均株価又は平均指標値が、業績期間におけるそれと比較される。基準期間とは、付与日直前の連続する20取引日を指す。業績期間とは待機期間終了日直前の60取引日を指す。平均株価（終値）は、ドイツ証券取引所株式会社のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の終値の平均値として計算される。

各6個の株式評価益請求権のうち、最大4個までが絶対的業績目標の達成により獲得可能であり、最大2個までが相対的業績目標の達成により獲得可能である。待機期間終了時までには絶対的又は相対的業績目標のいずれも達成されなかった場合、関連するトランシェに起因する株式評価益請求権は失効し、いかなる代替品や補償もなしに失効する。

株式評価益請求権は、ドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る毎に獲得することができる。相対的業績目標は、ストックス・ヨーロッパ600インデックス（ダウ欧州株価指数（SXXP）、ISINコード EU0009658202）に関連する株式の業績と相関関係にあり、株価が同インデックスのパフォーマンスと同一であるか、又は株価がインデックスを最低10パーセント上回った場合に達成される。

株式評価益請求権による収益は、最大金額に限定されている。2014年度のトランシェは、表B.05及び表B.06にて参照が可能である。株式評価益請求権による報酬は、特段の事情がある場合、監査役会により制限されることがある。

企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の勧告に基づく退職金上限額条項、支配権の変更条項、及び退職後の競業禁止条項

ドイツ企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の勧告に従い、取締役の委任契約には、当該契約が早期に終了した場合には、契約の残存期間の報酬を超える退職金は支払われない旨の条項が規定されている。退職金は、補助給付を含めて、最大2年分の報酬額を上限とする（退職金上限額）。退職金上限額は、特別報酬又はLTIPから割り当てられる権利の価値を除いて算出される。

支配権の変更がある場合には、取締役は、月末付で、3ヶ月前までに通知の上、当該支配権の変更後6ヶ月以内に、正当事由に基づき退任し、委任契約を解除することができる（早期解除権）。

当該契約の条項は、以下の場合に、支配権の変更が存在すると定めている。まず、ある株主が、ドイツ有価証券購入及び引き受けに関する法律（Wertpapierwerbs- und Übernahmegesetz）第29(2)条において定義されている支配権を取得した場合、すなわち最低30パーセントの議決権（同法第30条において定められているとおり、他の株主と共同で行動することにより当該株主に帰属する議決権を含む。）を保有するに至った場合が挙げられる。次に、ドイツ株式会社法（AktG）第291条に基づき、当社が従属会社となる旨の支配契約が締結され、当該契約が効力を生じた場合が挙げられる。さらに、当社が、ドイツ組織変更法（Umwandlungsgesetz）第2条に基づき、当グループ外の他の法人と合併した場合（但し、合意された換算率で定められた当該法人の価値が、当社の価値の50パーセント以下である場合を除く。）が挙げられる。

支配権の変更後9ヶ月以内に、早期解除権が行使されるか又は委任契約が相互の合意により解除される場合、取締役は、自己の委任契約の残存期間分の補償の支払を受ける権利を有する。当該支払は、ドイツ企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の勧告に基づき、退職金上限額の150パーセントに制限されている。取締役が退職時に60歳に達していない場合には、支払額は25パーセント減額される。委任契約の残存期間が2年以下であり、かつ取締役が退職時に62歳に達していない場合には、支払金額は退職金上限

額と同額となる。支配権の変更時点で、契約の残存期間が9ヶ月以下であり、かつ契約が更新されなかったことにより、取締役が62歳に達する前に委任契約が満了した場合も同様とする。

また、取締役は、契約終了後効力を生じる競業禁止条項の対象となる。1年間の競業禁止期間中、元取締役は、最後に契約で定められた年間基本給与の100パーセントを案分計算により毎月受領する。その他の競業禁止期間中の勤労所得は、支払われる対価から差引かれる。当該対価の支払額自体は、退職金や年金の支払から差引かれる。当該取締役終了前又は終了時において、当社は、競業禁止条項の遵守義務を課さないことを宣言することができる。かかる場合、当社は、当該宣言の受領から6ヶ月後に、競業を制限することによる対価支払の義務について免責される。

上記の取り決めを除き、いかなる取締役も、契約終了時に追加の給付を約束されていない。

その他の規定

ブルース・エドワーズは、2014年9月30日付で退職した。2014年3月10日の取締役会からの退任から退職までの期間、彼は当社のため相談を受ける者として活動していた。エドワーズ氏は、この期間に総額1,080,346ユーロを報酬として受け取った。

アンジェラ・ティツラスは、2014年7月2日付で当社の取締役から退任し、2014年7月31日に当社を退職した。彼女の雇用契約から生じる請求について、ティツラス氏は1,392,589ユーロを受け取ることで和解した。

2014会計年度に、当グループの取締役に対して支払われた報酬額

2014会計年度に、適用ある国際的会計基準に従い取締役に支払われた報酬額の合計は、13.61百万ユーロ（前年度：13.21百万ユーロ）であった。この報酬額は、7.62百万ユーロ（前年度：7.84百万ユーロ）の業績非連動部分と5.99百万ユーロ（前年度：5.37百万ユーロ）の業績連動部分から構成される。業績連動部分として追加される3.22百万ユーロは、中期的報酬へと移転され、持続可能性の指標であるEACが達成されたことを条件として2017年において支払われる予定である。

2014会計年度において、取締役は、発行時（2014年9月1日）において総額7.30百万ユーロ（前年度：7.30百万ユーロ）相当の1,591,332個の株式評価益請求権を付与された。

取締役に支払われた報酬額の合計は、個別に以下の表に示されている。適用ある会計基準に加え、ドイツ企業統治法における新しい勧告も考慮された。

「報酬目標」の表（B.05及びB.06、又はドイツ企業統治法における条文でいう「付与手当」）には、業績連動型報酬の実際の支払は示されていない。支払額の明細書と比較して、2014年度に付与された又は前年度のための年間変動報酬及び年間変動報酬の繰延分が示されている（つまり、目標の100%に達成する金額）。さらに、報告対象年度又は前年度に付与された長期報酬（4年間の待機時間を要するLTIP）は、付与時の公正価値で報告される。年金支払額については、年金費用（つまりIAS第19号に従ったサービス費）が示されている。この表は、達成可能な最高額及び最低額により補完されている。

2014年12月31日現在の取締役の目標報酬

2013年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレ	ロジャー・クルック	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	ローレンス・ローゼン
	会長	エクスプレス	グローバル・フォーディング・グノフレート	ポスト-eコマース・パーセル	サプライチェーン（2014年3月11日から）	人事部（2014年10月31日から）	財務・グローバルビジネス・サービス
a) 業績非連動							
基本給与	1,962,556	930,000	860,000	953,250	-	-	930,000
特別給付	30,093	97,403	203,918	23,858	-	-	20,220
合計 (aの合計)	1,992,649	1,027,403	1,063,918	977,108	-	-	950,220
b) 業績連動							
年間変動報酬	785,022	372,000	344,000	381,300	-	-	372,000
複数年変動報酬	2,747,581	1,302,010	1,204,016	1,357,810	-	-	1,302,010

LTIP(4年間の待機期間)	1,962,559	930,010	860,016	976,510	-	-	930,010
繰延分(3年間の待機期間)	785,022	372,000	344,000	381,300	-	-	372,000
合計(a及びbの合計)	5,525,252	2,701,413	2,611,934	2,716,218	-	-	2,624,230
c) 年金費用(サービス費)	823,857	318,826	298,666	244,254	-	-	321,414
DCGK報酬合計(a~cの合計)	6,349,109	3,020,239	2,910,600	2,960,472	-	-	2,945,644
d) DRS第17号に従った変動現金報酬							
年間変動報酬(支払額)	834,086	453,375	384,678	457,274	-	-	453,375
中期構成部分からの支払い	436,268	208,708	290,228	465,000	-	-	215,000
DRS第17号に従った報酬総額(現金分)(a及びdの合計)	3,263,003	1,689,486	1,738,824	1,899,382	-	-	1,618,595

2014年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレン	ロジャー・クルック	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	ローレンス・ローゼン
	会長	エクスプレス	グローバル・フォワーディング/フレート	ポスト-eコマース-パーセル	サプライチェーン(2014年3月11日から)	人事部(2014年10月31日から)	財務・グローバルビジネス・サービス
a) 業績非連動							
基本給与	1,962,556	930,000	912,500	976,500	576,613	121,089	930,000
特別給付	49,122	106,274	210,096	31,479	75,044	3,849	29,476
合計(aの合計)	2,011,678	1,036,274	1,122,596	1,007,979	651,657	124,938	959,476
b) 業績連動							
年間変動報酬	785,022	372,000	365,000	390,600	230,645	48,436	372,000
複数年変動報酬	2,747,605	1,302,026	1,295,026	1,367,113	945,666	48,436	1,302,026
LTIP(4年間の待機期間)	1,962,583	930,026	930,026	976,513	715,021	0	930,026
繰延分(3年間の待機期間)	785,022	372,000	365,000	390,600	230,645	48,436	372,000
合計(a及びbの合計)	5,544,305	2,710,300	2,782,622	2,765,692	1,827,968	221,810	2,633,502
c) 年金費用(サービス費)	802,179	321,620	301,904	239,548	-	-	325,451

DCGK報酬合計 (a~cの合計)	6,346,484	3,031,920	3,084,526	3,005,240	1,827,968	221,810	2,958,953
d) DRS第17号に 従った変動 現金報酬							
年間変動 報酬(支 払額)	928,682	447,935	336,849	470,331	277,726	58,056	434,264
中期構成 部分から の支払い	519,194	419,100	407,756	448,725	-	-	295,350
DRS第17号に 従った報酬総額 (現金分)(a 及びdの合計)	3,459,554	1,903,309	1,867,201	1,927,035	929,383	182,994	1,689,090

2014年度最低額							
ユーロ	フランク・ アペル博士	ケン・アレ ン	ロジャー・ クルック	ユルゲン・ ゲルデス	ジョン・ギ ルバート	メラニー・ クライス	ローレン ス・ローゼ ン
	会長	エクスプレ ス	グローバル・ フォーディ ング/フレー ト	ポスト-e コマース- パーセル	サプライ・ チェーン (2014年3 月11日か ら)	人事部 (2014年10 月31日か ら)	財務・グ ローバルビ ジネス・ サービス
a) 業績非連動							
基本給与	1,962,556	930,000	912,500	976,500	576,613	121,089	930,000
特別給付	49,122	106,274	210,096	31,479	75,044	3,849	29,476
合計 (aの合計)	2,011,678	1,036,274	1,122,596	1,007,979	651,657	124,938	959,476
b) 業績連動							
年間変動 報酬	0	0	0	0	0	0	0
複数年変 動報酬	0	0	0	0	0	0	0
LTIP(4年 間の待機 期間)	0	0	0	0	0	0	0
繰延分(3 年間の待 機期間)	0	0	0	0	0	0	0
合計(a及びbの 合計)	2,011,678	1,036,274	1,122,596	1,007,979	651,657	124,938	959,476
c) 年金費用 (サービス 費)	802,179	321,620	301,904	239,548	-	-	325,451
DCGK報酬合計 (a~cの合計)	2,813,857	1,357,894	1,424,500	1,247,527	651,657	124,938	1,284,927

2014年度最高額							
ユーロ	フランク・ アペル博士	ケン・アレ ン	ロジャー・ クルック	ユルゲン・ ゲルデス	ジョン・ギ ルバート	メラニー・ クライス	ローレン ス・ローゼ ン

	会長	エクスプレ ス	グ ロー バ ル ・ フォ ワーディ ング / フレ ート	ポスト - e コマース - パーセル	サプライ・ チェーン (2014年3 月11日か ら)	人 事 部 (2014年10 月31日か ら)	財 務 ・ グ ローバルビ ジネス・ サービス
a) 業績非連動							
基本給与	1,962,556	930,000	912,500	976,500	576,613	121,089	930,000
特別給付	49,122	106,274	210,096	31,479	75,044	3,849	29,476
合計 (aの合計)	2,011,678	1,036,274	1,122,596	1,007,979	651,657	124,938	959,476
b) 業績連動							
年間変動 報酬	981,278	465,000	456,250	488,250	288,307	60,545	465,000
複数年変 動報酬	5,887,668	4,185,000	4,176,250	4,394,250	3,148,307	60,545	4,185,000
LTIP(4年 間の待機 期間)	4,906,390	3,720,000	3,720,000	3,906,000	2,860,000	0	3,720,000
繰延分(3 年間の待 機期間)	981,278	465,000	456,250	488,250	288,307	60,545	465,000
合計(a及びbの 合計)	8,880,624	5,686,274	5,755,096	5,890,479	4,088,271	246,028	5,609,476
c) 年金費用 (サービス 費)	802,179	321,620	301,904	239,548	-	-	325,451
DCGK報酬合計 (a~cの合計)	9,682,803	6,007,894	6,057,000	6,130,027	4,088,271	246,028	5,934,927

2014年度に当社を退職した取締役の目標報酬

	2013年度		2014年度	
ユーロ	ブルース・エ ドワーズ	アンジェラ・ ティツラス	ブルース・エ ドワーズ	アンジェラ・ ティツラス
	サプライ・ チェーン (2014年3月10 日まで)	人事部 (2014年7月1 日まで)	サプライ・ チェーン (2014年3月10 日まで)	人事部 (2014年7月1 日まで)
a) 業績非連動				
基本給与	930,000	715,000	180,000	390,020
特別給付	124,884	61,234	52,423	77,294
合計 (aの合計)	1,054,884	776,234	232,423	467,314
b) 業績連動				
年間変動 報酬	372,000	286,000	72,000	156,008
複数年変 動報酬	1,302,010	1,001,017	72,000	1,016,027
LTIP(4年 間の待機 期間)	930,010	715,017	0	860,019
繰延分(3 年間の待 機期間)	372,000	286,000	72,000	156,008
合計(a及びb の合計)	2,728,894	2,063,251	376,423	1,639,349

c) 年金費用 (サービス費)	327,236	239,711	325,446	246,742
DCGK報酬合計 (a~cの合計)	3,056,130	2,302,962	701,869	1,886,091
d) DRS第17号 に従った 変動現金 報酬				
年間変動 報酬(支払額)	446,493	303,875	86,697	174,807
中期構成 部分から の支払い	421,317	-	443,610	235,950
DRS第17号に 従った報酬総 額(現金分) (a及びdの合 計)	1,922,694	1,080,109	762,730	878,071

	2014年度最低額		2014年度最高額	
ユーロ	ブルース・エドワーズ	アンジェラ・ティツラス	ブルース・エドワーズ	アンジェラ・ティツラス
	サブライ・チェーン (2014年3月10日まで)	人事部 (2014年7月1日まで)	サブライ・チェーン (2014年3月10日まで)	人事部 (2014年7月1日まで)
a) 業績非連動				
基本給与	180,000	390,020	180,000	390,020
特別給付	52,423	77,294	52,423	77,294
合計 (aの合計)	232,423	467,314	232,423	467,314
b) 業績連動				
年間変動 報酬	0	0	90,000	195,010
複数年変 動報酬	0	0	90,000	3,635,010
LTIP(4年 間の待機 期間)	0	0	0	3,440,000
繰延分(3 年間の待 機期間)	0	0	90,000	195,010
合計(a及びb の合計)	232,423	467,314	412,423	4,297,334
c) 年金費用 (サービス 費)	325,446	246,742	325,446	246,742
DCGK報酬合計 (a~cの合 計)	557,869	714,056	737,869	4,544,076

下記の「支払額」の表には、「目標報酬」の表の確定報酬及び特別給付と同じ数値が含まれる。目標報酬の表の表示と比較して、2014年度又は前年度に支払われた年間業績連動型報酬（支払額）が表示されている。このため、表示には、中期構成分に移される年間賞与分が含まれていない。中期構成分（繰延分）については、報告対象年度又は前年度の満了と共に算定期間が終了した繰延分の支払額が報告されている。表は、2014年度又は前年度に行使された長期構成分のトランシェから支払われた金額（支払額）も反映している。さらに、年金費用（IAS第19号に従ったサービス費）は、ドイツ企業統治法の勧告に従い表示されている。年金費用は、実際の支払額をそのまま示している訳ではないものの、報酬総額を表す目的で表示に含まれている。

2014年12月31日現在の現職の取締役への支払額

2013年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレン	ロジャー・クルック	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	ローレンス・ローゼン
	会長	エクスプレス	グローバル・フォワーディング/フレート	ポスト-eコマース-パーセル	サプライチェーン（2014年3月11日から）	人事部（2014年10月31日から）	財務・グローバルビジネス・サービス
支払額							
基本給与	1,962,556	930,000	860,000	953,250	-	-	930,000
特別給付	30,093	97,403	203,918	23,858	-	-	20,220
合計	1,992,649	1,027,403	1,063,918	977,108	-	-	950,220
年間変動報酬	834,086	453,375	384,678	457,274	-	-	453,375
複数年変動報酬	4,221,236	2,730,482	290,228	2,976,610	-	-	2,774,610
中期構成分（2011年）	436,268	208,708	290,228	465,000	-	-	215,000
中期構成分（2012年）	-	-	-	-	-	-	-
LTIP（2009年トランシェ）	3,784,968	2,521,774	-	2,511,610	-	-	2,559,610
LTIP（2010年トランシェ）	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,047,971	4,211,260	1,738,824	4,410,992	-	-	4,178,205
年金費用（サービス費）	823,857	318,826	298,666	244,254	-	-	321,414
合計	7,871,828	4,530,086	2,037,490	4,655,246	-	-	4,499,619

2014年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレン	ロジャー・クルック	ユルゲン・ゲルデス	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	ローレンス・ローゼン
	会長	エクスプレス	グローバル・フォワーディング/フレート	ポスト-eコマース-パーセル	サプライチェーン（2014年3月11日から）	人事部（2014年10月31日から）	財務・グローバルビジネス・サービス
支払額							
基本給与	1,962,556	930,000	912,500	976,500	576,613	121,089	930,000
特別給付	49,122	106,274	210,096	31,479	75,044	3,849	29,476
合計	2,011,678	1,036,274	1,122,596	1,007,979	651,657	124,938	959,476
年間変動報酬	928,682	447,935	336,849	470,331	277,726	58,056	434,264
複数年変動報酬	5,845,059	4,015,170	407,756	4,141,942	-	-	3,994,924

中期構成成分 (2011年)	-	-	-	-	-	-	-
中期構成成分 (2012年)	519,194	419,100	407,756	448,725	-	-	295,350
LTIP (2009年トランシェ)	-	-	-	-	-	-	-
LTIP (2010年トランシェ)	5,325,865	3,596,070	-	3,693,217	-	-	3,699,574
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,785,419	5,499,379	1,867,201	5,620,252	929,383	182,994	5,388,664
年金費用(サービス費)	802,179	321,620	301,904	239,548	-	-	325,451
合計	9,587,598	5,820,999	2,169,105	5,859,800	929,383	182,994	5,714,115

2014年度に退職した取締役への支払額

	2013年度		2014年度	
	ブルース・エドワーズ	アンジェラ・ティツラス	ブルース・エドワーズ	アンジェラ・ティツラス
	サプライ・チェーン(2014年3月10日まで)	人事部(2014年7月1日まで)	サプライ・チェーン(2014年3月10日まで)	人事部(2014年7月1日まで)
支払額				
基本給与	930,000	715,000	180,000	390,020
特別給付	124,884	61,234	52,423	77,294
合計	1,054,884	776,234	232,423	467,314
年間変動報酬	446,493	303,875	86,697	174,809
複数年変動報酬	2,979,000	-	4,143,184	235,950
中期構成成分 (2011年)	421,317	-	-	-
中期構成成分 (2012年)	-	-	443,610	235,950
LTIP (2009年トランシェ)	2,557,683	-	-	-
LTIP (2010年トランシェ)	-	-	3,699,574	-
その他	-	-	-	1,392,589
合計	4,480,377	1,080,109	4,462,304	2,270,660
年金費用(サービス費)	327,236	239,711	325,446	246,742
合計	4,807,613	1,319,820	4,787,750	2,517,402

長期インセンティブ効果を有する報酬部分

株式数	2013トランシェにおけるSARの数	2014トランシェにおけるSARの数
フランク・アベル博士 会長	533,304	427,578
ケン・アレン	252,720	202,620
ロジャー・クルック	233,700	202,620
ブルース・エドワーズ (2014年3月10日まで)	252,720	-

ユルゲン・ゲルデス	265,356	212,748
ジョン・ギルバート (2014年3月11日から)	-	155,778
メラニー・クライス (2014年10月31日から)	-	-
ローレンス・ローゼン	252,720	202,620
アンジェラ・ティツラス (2014年7月1日まで)	194,298	187,368

旧制度に基づく年金契約

フランク・アペル博士及びユルゲン・ゲルデスは、取締役が永続的な就労不能、死亡又は高齢による退職の場合に、最終の給与に基づいた年金の給付の支払を行うという年金契約についてそれぞれ直接合意している。かかる給付に係る権利は、取締役としての勤務年数が5年以上存在することを条件として、取締役の委任契約終了時に取得できる。永続的な就労不能に関する給付の支払条件は、最低5年間勤務していることである。高齢による退職の場合の年金は、55歳（ユルゲン・ゲルデスの場合は62歳）以降に支払われる。年金は通常、複数の年金支払となっている。しかし、取締役は、複数の支払の代わりに一括払いを選択することができる。給付は、年金給付対象となる報酬に応じて、勤務年数に基づく最終的な報酬の一定割合が支払われる。

年金給付対象となる報酬は、基本年棒（固定年収）のうち契約期間の最後の12ヶ月の平均額である。取締役は、5年の勤務後に、年金給付対象となる報酬の25パーセントに相当する年金の受給資格を有する。また、最高の年金給付割合は、10年勤務した後に適用され、50パーセントである。退職後の年金の支払については、ドイツにおける消費者物価指数の変動を反映して上方又は下方に調整される。

旧制度に基づく個別年金契約					
	年金契約				
	2013年12月31日現在の年金水準(%)	2014年12月31日現在の年金水準(%)	最高年金水準(%)	2013年12月31日現在の価値(DBO)(ユーロ)	2014年12月31日現在の価値(DBO)(ユーロ)
フランク・アペル博士 会長	50	50	50	11,083,250	17,206,903
ユルゲン・ゲルデス	25	25	50	4,749,766	7,248,450
合計				15,833,016	24,455,353

2013年12月31日と比較した場合の2014年12月31日現在の価値（DBO）の増加は、主にIAS割引率の多大な減額によるものであった。旧制度に基づく年金契約には、通常年金の支払が関与しており、つまり、長期間に及ぶ手当の提供が関与している。一括契約と比較して、これらには高い金利リスクの対象となり、これはDBOの金額に直接的に反映されている。これを理由として、DBO増加の約80パーセントは、金利リスクに帰属するものである。

新体系における年金契約

2008年3月4日より、新たに選任された取締役は、従来の最終報酬に基づく年金制度ではなく、確定拠出制度に基づいて年金を受領している。新たな確定拠出制度においては、当社は該当する取締役の年間基本給与の35パーセントに相当する一律の年度拠出額をネット上の年金口座へ支払う。拠出支払の期間は15年に限定される。年金資産には、iBoxx Corporate AA 10+ Annual Yieldレートと同等の年利又は最低年利2.25パーセントの利子が発生し、これは年金給付が満期になるまでの間継続する。年金給付は、年金勘定の累積価値の金額で元金が支払われるものである。年金は、取締役が定年（62歳）に達した場合、永続的に就労不能となった場合又は任期中に死亡した場合に支払われる。年金が支払われる場合、受給者は、一括払いの代わりに、通常年金の支払を受けることを選択することができる。かかる選択権が行使された場合、iBoxx Corporate AA 10+ Annual Yieldの過去10年間の平均値並びに扶養遺族に関する個別の情報及び1年当たり1パーセントの将来の年金調整を考慮に入れ、元本が年金として支払われる。

(単位：ユーロ)

新制度に基づく個別年金契約

	2013年度支出総額	2014年度支出総額	2013年12月31日現在の現在価値 (DB0)	2014年12月31日現在の現在価値 (DB0)
ケン・アレン	325,500	325,500	1,397,841	1,758,438
ロジャー・クルック	301,000	301,000	783,308	1,112,203
ブルース・エドワーズ (2014年3月10日まで)	325,500	54,250	1,852,506	1,978,493
ジョン・ギルバート (2014年3月11日から)	-	187,688	-	196,163
メラニー・クライス (2014年10月31日から)	-	454,639 ⁽¹⁾	-	789,731
ローレンス・ローゼン	325,500	325,500	2,396,295	2,847,639
アンジェラ・ティツラス (2014年7月1日まで)	250,250	250,250	461,924	1,171,010
合計	1,527,750	1,898,827	6,891,874	9,853,677

(1) 412,931ユーロの旧制度の年金契約から生じる利益に関する和解を含む。無効手当及び扶養遺族手当については、最低手当は旧制度の年金契約に基づいている。

退任取締役に対する手当

2014会計年度において、退任取締役又は扶養遺族に支払われた手当は、6.0百万ユーロ（前年度：4.4百万ユーロ）となった。IFRSsに基づいて算出された現行の年金に関する確定給付債務（DB0）は、104百万ユーロ（前年度72百万ユーロ）となった。この増加は主に、前年度と比較してIAS割引率の多大な減額及び年金の支払時期が到来した年金者数の増加によるものであり、つまり、追加債務は生じなかった。33.1百万ユーロのこれらの特別な影響を除けば、確定給付債務は、前年度と比較して約1百万ユーロ減り、約71百万ユーロとなった。

監査役報酬

2013年5月29日の定時株主総会において、監査役に支払われる報酬が決定された。これは、ドイツポスト・アーゲーの定款第17条に基づいている。前年度（固定報酬40,000ユーロに加え変動手当関連ボーナス）と異なり、監査役は70,000ユーロの固定年間給与のみを受け取る。

監査役会の議長及び監査役会の委員会の委員長は報酬の100パーセント、監査役会の副議長及び監査役会の委員会の委員は50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた者、又は一定期間のみ委員長又は副委員長として務めた者は、比例案分で報酬を受ける。

前年度において、監査役は、出席する監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた現金の費用についての補償を受けることができる。監査役会の報酬又は立替費用に対して課せられる付加価値税も払い戻される。

2014年度における報酬は、総額で2,671,000ユーロ（前年度1,416,833ユーロに加え2016年に支払われる2013年度の変動額）であった。以下の表は、各監査役に対して支払われた報酬を表すものである。

(単位：ユーロ)

各監査役に対して支払われた報酬(2014年)			
	固定報酬	出席手当	合計
ウルフ・フォン・シンメルマン 教授 博士 (会長)	315,000	23,000	338,000
アンドレア・コシス(副会長)	245,000	19,000	264,000
ロルフ・パウワーマイスター	140,000	16,000	156,000
ヘロ・ブラームス (2014年5月27日まで)	52,500	4,000	56,500
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ (2014年11月30日まで)	64,167	7,000	71,167

ヨルグ・フォン・ドスキー (2014年12月9日より)	5,833	1,000	6,833
ヴェルナー・ガッツェー	140,000	19,000	159,000
ヘニング・カゲルマン教授 博士	105,000	8,000	113,000
トーマス・コチェルニク	175,000	21,000	196,000
アンケ・クファルト	70,000	8,000	78,000
トーマス・カンズ	70,000	6,000	76,000
シモーネ・メンネ (2014年5月27日より)	65,625	9,000	74,625
ローランド・エトカー	140,000	18,000	158,000
アンドレアス・シャードラー	70,000	8,000	78,000
サビネ・シールマン	70,000	8,000	78,000
ウルリヒ・シュローダー博士	105,000	9,000	114,000
シュテファン・ショルト博士	126,875	15,000	141,875
ステファン・タウチャー	105,000	15,000	120,000
ヘルガ・チェル	105,000	14,000	119,000
エルマー・トイム	70,000	8,000	78,000
シュテニファニー・ヴェツケセル	105,000	13,000	118,000
カチャ・ヴィント教授 工学博士	70,000	7,000	77,000

以下の表は、前年度（2013年度）に各監査役に支払われた固定報酬である。

(単位：ユーロ)

各監査役に対して支払われた報酬(2013年)				
	固定報酬	出席手当	合計	最大変動報酬 (上限) ⁽¹⁾
ウルフ・フォン・シンメルマン 教授 博士(会長)	141,667	16,000	157,667	70,833
アンドレア・コシス(副会長)	120,833	13,000	133,833	60,416
ロルフ・パウワーマイスター	60,833	9,000	69,833	30,416
ヘロ・ブラームス (2014年5月27日まで)	80,000	12,000	92,000	40,000
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ (2014年11月30日まで)	40,000	4,000	44,000	20,000
ヴェルナー・ガッツェー	80,000	12,000	92,000	40,000
ヘニング・カゲルマン教授 博士	40,833	3,000	43,833	20,416
トーマス・コチェルニク	80,833	16,000	96,833	40,416
アンケ・クファルト	40,000	5,000	45,000	20,000
トーマス・カンズ	40,000	4,000	44,000	20,000
ローランド・エトカー	80,000	14,000	94,000	40,000
アンドレアス・シャードラー	40,000	5,000	45,000	20,000
サビネ・シールマン	40,000	5,000	45,000	20,000
ウルリヒ・シュローダー博士	40,833	4,000	44,833	20,416
シュテファン・ショルト博士	60,000	10,000	70,000	30,000

ステファン・タウチャー	60,000	12,000	72,000	30,000
ヘルガ・チェル	60,000	9,000	69,000	30,000
エルマー・トイム	40,000	5,000	45,000	20,000
シュテニファニー・ヴェッケセル	60,000	9,000	69,000	30,000
カチャ・ヴィント教授 工学博士	40,000	4,000	44,000	20,000

(1) この変動報酬は、2015会計年度における1株当たりの連結純利益の決定後、2016年の定時株主総会の終了時点で支払満期となる。

2012年度に関する変動報酬は、2015年度定時株主総会の終了時に支払時期が到来する。この金額は、2014会計年度における1株当たりの連結純収益が2011会計年度における1株当たりの連結純利益を0.02ユーロ超える毎に1,000ユーロとなる。2012年度については報酬の上限が有効となり、これは変動報酬分が固定報酬分の50パーセントに限定されることを意味する。2012年度の変動報酬総額は、616,250ユーロとなった。このうち、21,250ユーロは、その間退職した1名の監査役に関連するものであり、595,000ユーロは、以下の表のとおり内訳がされた現職の監査役に関連するものである。

(単位：ユーロ)

現職の監査役	変動報酬最高額 (上限)
ウルフ・フォン・シンメルマン 教授 博士(会長)	70,000
アンドレア・コシス(副会長)	60,000
ロルフ・パウワーマイスター	30,000
ヘロ・ブラームス (2014年5月27日まで)	40,000
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ (2014年11月30日まで)	20,000
ヨルグ・フォン・ドスキー ⁽¹⁾ (2014年12月9日より)	
ヴェルナー・ガツェー	40,000
ヘニング・カゲルマン教授 博士	20,000
トーマス・コチェルニク	40,000
アンケ・クファルト	20,000
トーマス・カンズ	20,000
シモーネ・メンネ (2014年5月27日より)	
ローランド・エトカー	40,000
アンドレアス・シャードラー	20,000
サビネ・シールマン	20,000
ウルリヒ・シュローダー博士	20,000
シュテファン・ショルト博士	30,000
ステファン・タウチャー	5,000
ヘルガ・チェル	30,000
エルマー・トイム	20,000
シュテニファニー・ヴェッケセル	30,000
カチャ・ヴィント教授 工学博士	20,000

(1) 2012年度の監査役ではない。

要件を満たしていなかったことから、前年度(2013年)において2011年度に関する変動報酬は支払われなかった。

(3) 【内部監査制度の概要】

内部会計管理及びリスク管理制度

ドイツポスト・DHLは、当グループの会計業務が一般会計原則を遵守することを保証するため、内部会計管理制度を用いている。この制度は、法律上の規定が遵守されていること並びに内部会計及び外部会計の

双方により数値に基づき事業過程を適正に表すことを確実にすることを目的している。全ての数値は、正確かつ完全に入力され、処理される。会計上の誤りは原則として回避され、重大な評価に関する誤りは速やかに明らかになる。

管理制度の構造は、当グループ内の全社に対して及ぶ組織的及び技術的な手段から構成される。集中化され、規格化された会計ガイドラインは、個別財務諸表の突き合わせについて定めており、国際的な財務報告基準（EU IFRSs）が当グループ内で同様に適用されていることを保証する。全てのグループ会社は、標準化された会計表を使用することを義務付けられている。会計過程は、それらを集約し、標準化するため、共有された業務センターにて頻繁にプールされる。各グループ会社のIFRS財務諸表は、一般的なSAPベースのシステムにて記録され、その後、ワンステップの突き合わせが行われる集約された拠点において処理される。当グループの管理制度のその他の構成部分には、自動妥当性検証及び会計データのシステム上の妥当性確認が含まれる。また、人的な確認は、集中化されていない段階においては各地の責任者（例えば、財務責任者）において、集中化された段階においてはコーポレート・センターの企業会計及び報告、租税及び企業財務の部門において行われている。

前述の内部会計管理制度及びリスク管理に関する構造に加え、企業内部監査は、当グループの管理及び監視に関する制度の重要な部分である。企業内部監査は、リスクに基づく監査手順を採用し、財務報告に関する過程を定期的に検証し、その結果を取締役に報告する。報告されたデータの上流及び下流の確認及び分析が、時系列の側面に基づき行われる。必要に応じ、年金支給の場合等においては、外部の専門家に依頼する。また、集中的に管理された財務諸表に関するカレンダーを用いる財務諸表の作成のための当グループの標準化された過程は、組織的かつ効率的な会計プロセスを保証する。

(4) 【当社の独立会計監査人に関する情報】

当社の会計監査業務は、プライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人がこれを行っており、同社の経済監査士ディートマー・プリュム氏及び経済監査士クラウス・ディーター・ルスケ氏によりこれに係る監査報告書が発行されている。なお、同監査法人は、2000年より継続して当社の会計監査業務を行っている。

会計監査人報酬については、後記「第6 - 1 - (1) - (へ) - 連結財務諸表に対する注記 - 注記56」を参照のこと。

第6 【経理の状況】

- 1 本書記載の連結財務諸表は、ドイツ商法の規定に従い国際財務報告基準に基づいて作成されており、また個別財務諸表は、ドイツにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている（以下、連結財務諸表と個別財務諸表を総称して「財務書類」という。）。なお、日本文の財務書類はこれを翻訳したものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」）第129条第1項の規定の適用を受けている。
- 2 本書記載の当社の財務書類は、会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人の会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。
なお、当社の財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく日本の公認会計士による監査を受けていない。
- 3 本書記載の財務書類の原文は、ユーロで表示されている。日本円への換算は2015年5月20日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売・買相場の仲値である1ユーロ = 134.55円で換算され、端数は四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円表示額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- 4 円換算額及び「第6 経理の状況」の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ(国際財務報告基準)における会計原則及び会計慣行の相違」までにおける記載事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(1) 【連結財務諸表】

(イ) 連結損益計算書

	注記	2013年 (修正再表示) ⁽¹⁾		2014年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
売上高	11	54,912	73,884	56,630	76,196
その他の営業収益	12	1,962	2,640	2,016	2,713
営業収益合計		56,874	76,524	58,646	78,908
材料費	13	-31,038	-41,762	-32,042	-43,113
人件費	14	-17,776	-23,918	-18,189	-24,473
減価償却費、償却費及び減損	15	-1,337	-1,799	-1,381	-1,858
その他の営業費用	16	-3,863	-5,198	-4,074	-5,482
営業費用合計		-54,014	-72,676	-55,686	-74,926
持分法が適用される投資による純利益	17	5	7	5	7
利息を含まない税引き前利益(EBIT)		2,865	3,855	2,965	3,989
財務収益		182	245	74	100
財務費用		-432	-581	-423	-569
為替差損益		-43	-58	-39	-52
財務費用純額	18	-293	-394	-388	-522
税引前利益		2,572	3,461	2,577	3,467
法人所得税	19	-361	-486	-400	-538
連結当期純利益	20	2,211	2,975	2,177	2,929
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		2,091	2,813	2,071	2,787
非支配株主持分に帰属するもの	21	120	161	106	143

	注記	ユーロ	円	ユーロ	円
基本的1株当たり利益	22	1.73	233	1.71	230
希薄化後1株当たり利益	22	1.66	223	1.64	221

(1)注記4を参照のこと。

(ロ) 連結包括利益計算書

	自1月1日至12月31日				
	注記	2013年 (修正再表示) ⁽¹⁾		2014年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益	20	2,211	2,975	2,177	2,929
損益に組替えされない項目					
年金引当金純額の再計算による増減		-50	-67	-2,350	-3,162
IFRS第3号に準拠した再評価剰余金		-1	-1	-2	-3
その他の留保利益の増減		1	1	2	3
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	19	36	48	285	383
持分法が適用される投資のその他の包括利益の割合(税引後)		0	0	0	0
合計(税引後)		-14	-19	-2,065	-2,778
その後損益に組替え可能な項目					
IAS第39号に準拠した再評価剰余金					
未実現損益による増減		77	104	112	151
実現損益による増減		0	0	0	0
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金					
未実現損益による増減		111	149	-73	-98
実現損益による増減		-49	-66	-19	-26
為替換算準備金					
未実現損益による増減		-461	-620	454	611
実現損益による増減		1	1	0	0
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	19	-26	-35	17	23
持分法が適用される投資のその他の包括利益の割合(税引後)		-1	-1	4	5
合計(税引後)		-348	-468	495	666
その他の包括利益(税引後)		-362	-487	-1,570	-2,112
包括利益合計		1,849	2,488	607	817
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		1,739	2,340	488	657
非支配株主持分に帰属するもの		110	148	119	160

(1)注記4を参照のこと。

(八) 連結貸借対照表

	注記	2013年1月1日 (修正再表示) ⁽¹⁾		2013年12月31日 (修正再表示) ⁽¹⁾		2014年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資産の部							
無形固定資産	24	12,146	16,342	11,832	15,920	12,352	16,620
有形固定資産	25	6,652	8,950	6,800	9,149	7,177	9,657
投資不動産	26	43	58	33	44	32	43
持分法が適用される投資	27	66	89	68	91	75	101
長期金融資産	28	1,038	1,397	1,123	1,511	1,363	1,834
その他の非流動資産	29	301	405	187	252	151	203
繰延税金資産	30	1,328	1,787	1,327	1,785	1,752	2,357
非流動資産		21,574	29,028	21,370	28,753	22,902	30,815
棚卸資産	31	321	432	402	541	332	447
短期金融資産	32	252	339	821	1,105	351	472
売掛金	33	6,940	9,338	7,022	9,448	7,825	10,529
その他の流動資産	34	2,155	2,900	2,223	2,991	2,415	3,249
法人所得税資産	35	127	171	167	225	172	231
現金及び現金等価物	36	2,395	3,222	3,414	4,594	2,978	4,007
売却目的で保有する資産	37	76	102	42	57	4	5
流動資産		12,266	16,504	14,091	18,959	14,077	18,941
資産合計		33,840	45,532	35,461	47,713	36,979	49,755

(1)注記4を参照のこと。

	注記	2013年1月1日 (修正再表示) ⁽¹⁾		2013年12月31日 (修正再表示) ⁽¹⁾		2014年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資本及び負債の部							
資本金	38	1,209	1,627	1,209	1,627	1,210	1,628
資本剰余金	39	2,254	3,033	2,269	3,053	2,339	3,147
その他の剰余金	40	-474	-638	-817	-1,099	-341	-459
留保利益	41	6,017	8,096	7,183	9,665	6,168	8,299
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本	42	9,006	12,118	9,844	13,245	9,376	12,615
非支配株主持分	43	207	279	190	256	204	274
資本		9,213	12,396	10,034	13,501	9,580	12,890
年金及びこれに類する債務に係る引当金	44	5,216	7,018	5,016	6,749	7,226	9,723
繰延税金負債	30	156	210	124	167	84	113
その他の長期引当金	45	1,954	2,629	1,589	2,138	1,556	2,094
長期引当金		7,326	9,857	6,729	9,054	8,866	11,929
長期金融負債	46	4,421	5,948	4,619	6,215	4,683	6,301
その他の非流動負債	47	276	371	227	305	255	343
非流動負債		4,697	6,320	4,846	6,520	4,938	6,644
長期引当金及び非流動負債		12,023	16,177	11,575	15,574	13,804	18,573
短期引当金	45	1,667	2,243	1,752	2,357	1,545	2,079
短期金融負債	46	410	552	1,335	1,796	486	654
買掛金	48	5,960	8,019	6,358	8,555	6,922	9,314
その他の流動負債	47	4,003	5,386	3,978	5,352	4,196	5,646
法人所得税負債	35	534	718	429	577	446	600
売却目的で保有する資産に付随する負債	37	30	40	0	0	0	0
流動負債		10,937	14,716	12,100	16,281	12,050	16,213
短期引当金及び流動負債		12,604	16,959	13,852	18,638	13,595	18,292
資本及び負債合計		33,840	45,532	35,461	47,713	36,979	49,755

(1)注記4を参照のこと。

(二) 連結キャッシュ・フロー計算書

	注記	自1月1日至12月31日			
		2013年 (修正再表示) ⁽¹⁾		2014年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益		2,091	2,813	2,071	2,787
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益		120	161	106	143
法人所得税		361	486	400	538
財務費用純額		293	394	388	522
利息を含まない税引き前利益(EBIT)		2,865	3,855	2,965	3,989
減価償却費、償却費及び減損		1,337	1,799	1,381	1,858
非流動資産処分益純額		-22	-30	-11	-15
現金を伴わない収益及び費用		12	16	-4	-5
引当金の増減		-500	-673	-698	-939
その他の非流動資産及び負債の増減		-53	-71	-25	-34
受取配当金		0	0	1	1
支払法人所得税		-561	-755	-548	-737
運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額		3,078	4,141	3,061	4,119
運転資本の増減			0		0
棚卸資産		-104	-140	106	143
受取債権及びその他の流動資産		-670	-901	-814	-1,095
負債及びその他の項目		685	922	687	924
営業活動より生じた現金純額	49.1	2,989	4,022	3,040	4,090
子会社その他の事業体		32	43	4	5
有形固定資産及び無形固定資産		177	238	200	269
持分法が適用される投資及びその他投資		0	0	0	0
その他の長期金融資産		32	43	118	159
非流動資産処分による収入		241	324	322	433
子会社その他の事業体		-37	-50	-5	-7
有形固定資産及び無形固定資産		-1,381	-1,858	-1,750	-2,355
持分法が適用される投資及びその他投資		0	0	-1	-1
その他の長期金融資産		-68	-91	-103	-139
非流動資産の取得に支払われた現金		-1,486	-1,999	-1,859	-2,501
受取利息		55	74	45	61
短期金融資産		-575	-774	405	545
投資活動により生じた現金純額	49.2	-1,765	-2,375	-1,087	-1,463
長期金融負債の発行による収入		1,010	1,359	43	58
長期金融負債の返済		-34	-46	-1,030	-1,386
短期金融負債の増減		35	47	-53	-71
その他の財務活動		39	52	-5	-7
非支配株主持分に係る取引による収入		1	1	0	0
非支配株式持分に係る取引における支出		-21	-28	-34	-46
ドイツポスト・アーゲー株主への支払配当金		-846	-1,138	-968	-1,302
非支配株主への支払配当金		-109	-147	-90	-121
自社株の購入		-23	-31	-85	-114
株式又はその他資本性金融商品の発行収入		4	5	62	83
支払利息		-166	-223	-188	-253
財務活動により生じた現金純額	49.3	-110	-148	-2,348	-3,159
現金及び現金等価物の増減純額		1,114	1,499	-395	-531
現金及び現金等価物に係る為替レートの変動の影響		-102	-137	-42	-57

売却目的で保有する資産に付随する現金及び現金等価物の増減		7	9	0	0
連結グループの変更による現金及び現金等価物の増減		0	0	1	1
現金及び現金等価物の期首残高		2,395	3,222	3,414	4,594
現金及び現金等価物の期末残高	49.4	3,414	4,594	2,978	4,007

(1)注記4を参照のこと。

[次へ](#)

(ホ) 持分変動計算書

(単位：百万ユーロ)

	その他の剰余金						留保利益	ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分	非支配株主持分	株主持分合計
	資本金	資本剰余金	IFRS第3号再評価剰余金	IAS第39号再評価剰余金	IAS第39号ヘッジング剰余金	外国為替換算調整勘定				
注記	38	39	40.1	40.2	40.3	40.4	41	42	43	
2013年1月1日現在 残高	1,209	2,254	3	-1	-7	-470	6,031	9,019	209	9,228
調整(1)	0	0	0	0	0	1	-14	-13	-2	-15
2013年1月1日現在 残高調整後	1,209	2,254	3	-1	-7	-469	6,017	9,006	207	9,213
株主との資本取引										
配当金	0	0	0	0	0	0	-846	-846	-111	-957
非支配株主持分に係る取引	0	0	0	0	0	-5	-62	-67	-18	-85
連結グループの変更による非支配株主持分の増減	0	0	0	0	0	0	0	0	-3	-3
株式又はその他資本性金融商品の発行	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
自社株の購入	-1	0	0	0	0	0	-22	-23	0	-23
株式報酬(発行)	0	35	0	0	0	0	0	35	0	35
株式報酬(行使)	1	-20	0	0	0	0	19	0	0	0
								-901	-127	-1,028
包括利益合計										
当期連結純利益	0	0	0	0	0	0	2,091	2,091	120	2,211
為替差損益	0	0	0	0	0	-450	0	-450	-11	-461
年金引当金純額の再計算による増減	0	0	0	0	0	0	-15	-15	1	-14
その他の増減	0	0	-1	69	44	0	1	113	0	113
								1,739	110	1,849
2013年12月31日現在 残高調整後(1)	1,209	2,269	2	68	37	-924	7,183	9,844	190	10,034

(1)注記4を参照のこと。

(単位：百万ユーロ)

	その他の剰余金						留保利益	ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分	非支配株主持分	株主持分合計
	資本金	資本剰余金	IFRS第3号再評価剰余金	AS第39号再評価剰余金	IAS第39号ヘッジング剰余金	外国為替換算調整勘定				
注記	38	39	40.1	40.2	40.3	40.4	41	42	43	
2014年1月1日現在 残高	1,209	2,269	2	68	37	-924	7,183	9,844	190	10,034
株主との資本取引										
配当金	0	0	0	0	0	0	-968	-968	-101	-1,069
非支配株主持分に係る取引	0	0	0	0	0	0	-6	-6	-15	-21
連結グループの変更による非支配株主持分の増減	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
株式又はその他資本性金融商品の発行	2	54	0	0	0	0	0	56	6	62
自社株の購入	-3	0	0	0	0	0	-82	-85	0	-85
株式報酬(発行)	0	47	0	0	0	0	0	47	0	47
株式報酬(行使)	2	-31	0	0	0	0	29	0	0	0
								-956	-105	-1,061
包括利益合計										
当期連結純利益	0	0	0	0	0	0	2,071	2,071	106	2,177
為替差損益	0	0	0	0	0	441	0	441	17	458
年金引当金純額の再計算による増減	0	0	0	0	0	0	-2,061	-2,061	-4	-2,065
その他の増減	0	0	-2	102	-65	0	2	37	0	37
								488	119	607
2014年12月31日現在 残高	1,210	2,339	0	170	-28	-483	6,168	9,376	204	9,580

[次へ](#)

(へ) 連結財務諸表に対する注記

ドイツポストDHLグループは、世界的な郵便及びロジスティックスのグループである。ドイツポスト及びDHLの企業ブランドは、ロジスティックス（DHL）及びコミュニケーション（ドイツポスト）サービスのポートフォリオを象徴するものである。

ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社の会計年度は、暦年である。登記上の本社をドイツのボンにおくドイツポスト・アーゲーはボン地方裁判所にて商業登記されている。

準備方針

(1) 会計方針

上場企業としてドイツポスト・アーゲーは、欧州連合（EU）において採用されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及びドイツ商法（Handelsgesetzbuch-HGB）第315a条第1項に基づきこれに加えて適用が要求されている商法の規定に従って、連結財務諸表を作成している。

当グループの連結財務諸表は、適用される基準を全て満たしており、その純資産、財務状態及び経営成績を真実かつ適正に表示している。

連結財務諸表は、損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、株主持分変動計算書及び注記から構成されている。表示を簡潔にするため、貸借対照表及び損益計算書上の項目のいくつかを結合している。結合した項目については、注記中でそれぞれ開示及び説明している。損益計算書は、支払い方法に応じて項目分類している。

会計方針並びにIFRSに基づく2014年度の連結財務諸表の注記中の説明及び開示は、2013年度の連結財務諸表に採用した会計方針と基本的に同一である。但し、注記5に記載している、2014年1月1日より当グループに適用が要求されているIFRSに基づく国際財務報告の変更は例外である。会計方針については注記7に説明されている。

本連結財務諸表は、2015年2月20日付のドイツポスト・アーゲーの取締役会の決議により、その発行が許可された。

当該連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。別段の記載がない限り金額は全て百万ユーロ単位で記されている。

(2) 連結グループ

連結グループには、ドイツポスト・アーゲーが支配する全ての会社が含まれている。支配は、ドイツポスト・アーゲーが意思決定権限を有し、変動する利益にさらされると共に、それに関する権利を有し、変動する利益の金額に影響を及ぼすため自らの意思決定権限を用いることができる場合に存在する。

当グループの会社は、ドイツポストDHLグループが支配を行使することが可能になる日から連結される。

ドイツポストDHLグループが議決権の過半数未満を保有する場合、その他契約上の取り決めにより、当グループが投資対象を支配する場合がある。

中国のDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.（シノトランス）は、ドイツポストDHLグループが議決権の過半数を保有していないにもかかわらず連結されている重要な会社である。シノトランスは、国内外でのエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供しており、エクスプレス・セグメントに割り振られている。同社は、グローバルDHLネットワークに完全に組み込まれており、ドイツポストDHLグループのためのみに営業を行っている。Network Agreementにおける取り決めにより、DHLは、シノトランスの該当行為に関する決定について優先される。したがって、シノトランスは、ドイツポストDHLグループが同社の株式資本の50%未満を保有するにもかかわらず、完全に連結されている。

ドイツ商法第313条第2条第1号乃至第4号及び第313条第3項に準拠した当グループの持分の一覧表は、
www.dpdhl.com/en/investors.htmlにおいて閲覧可能である。

親会社であるドイツポスト・アーゲーに加えて、以下の表に記載された会社が連結されている。

連結グループ

	2013年	調整 ⁽¹⁾	2013年(調整後)	2014年
完全連結会社(子会社)数				
ドイツ国内	88	-1	87	90
国外	707	-5	702	685
比例連結合併会社数				
ドイツ国内	1	-1	0	0
国外	3	-3	0	0
共同事業会社数				
ドイツ国内	0	1	1	1
国外	0	1	1	1
持分法適用会社				
ドイツ国内	0	1	1	1
国外	8	7	15	14

(1) 注記4を参照のこと。

IFRS第10号及びIFRS第11号の適用に起因する連結要件の変更は、当グループの純資産、財務状況及び営業成績に重大な影響を及ぼさなかった。前年度の数値は上記に従い調整された。該当する情報については、注記4「前期の金額の調整」を参照のこと。

(2.1) 買収

2014年度における買収

2014年度に行われた買収は以下の表のとおりである。

2014年度における買収				
会社名	所在地	セグメント	保有割合 (%)	買収日
DHLグローバル・フォワーディング&Co. LLC (DHLオマーン)、マスカット	オマーン	グローバル・フォワーディング/フレート	40	2014年5月7日
ストリートスクーター、アーヘン	ドイツ	PeP ⁽¹⁾	100	2014年12月18日

(1) 郵便-eコマース-小包。旧郵便セグメント。

従前は持分法適用となっていたフレート・フォワーディング、運送及びロジスティックスのサービス・プロバイダーであるDHLグローバル・フォワーディング&Co. LLC (DHLオマーン) (オマーン)は、

契約変更を受け、2014年5月から連結された。2014年12月、ドイツポストDHLグループは、ストリートスクーター GmbHを買収した。同社は電気自動車を開発する。同買収の結果、ドイツポストDHLグループは、車両の開発及び製造に関する権利も取得した。

2014年度 重要性の乏しい買収

(単位：百万ユーロ)

1月1日至12月31日	帳簿価額	調整	公正価値
資産			
非流動資産	3	-	3
流動資産	11	-	11
現金及び現金等価物	5	-	5
合計	19	-	19
資本及び負債			
流動負債及び引当金	9	-	9
合計	9	-	9
純資産			10

のれんの計算については、以下の表において示すとおりである。

2014年度 のれん

(単位：百万ユーロ)

	公正価値
契約上の対価	7
既存持分の公正価値 ⁽¹⁾	2
総費用	9
控除：純資産	10
差異	-1
追加：非支配株主持分 ⁽²⁾	3
のれん	2

(1) 連結方法の変更による利益は、その他営業利益において認識されている。

(2) 非支配株主持分は、簿価にて認識されている。

これらの会社の連結によって、連結売上高は17百万ユーロ、連結EBITは2百万ユーロの増加となった。これらの会社を2014年1月1日の時点で買収した場合、連結売上高はさらに8百万ユーロの増加となり、また連結EBITは1百万ユーロの増加となっていたであろう。

取引費用は、1百万ユーロ未満であり、その他営業費用として計上された。

2014年度に買収した会社のため、7百万ユーロが支払われ、それより前の年に買収した会社のため3百万ユーロが支払われた。これらの買収した会社の買収費用は、現金資金の送金により支払われた。

2013年度における買収

2013年12月31日までの期間において、ドイツポストDHLグループは、個別又は総体でも当グループの純資産、財政状態及び経営成績に重大な影響を与えない会社を買収した。

2013年度における買収				
会社名	所在地	セグメント	保有割合 (%)	買収日
コンパドール・テクノロジーズ GmbH、ベルリン	ドイツ	PeP	49	2013年1月15日
オプティーヴォ GmbH、ベルリン	ドイツ	PeP	100	2013年6月28日
ライザー ID サービス GmbH、ベルリン	ドイツ	PeP	100	2013年7月31日

2013年1月、ドイツポストDHLグループは、仕分け機器及びソフトウェア・ソリューションの開発及び製造を専門として扱うベルリンにあるコンパドール・テクノロジーズ GmbH (コンパドール) の株式49パーセントを取得した。この会社は、既存の潜在的議決権を理由に連結対象にしている。

さらに、2013年6月にベルリンのオプティーヴォ GmbHを買収した。オプティーヴォは、技術的な電子メールによるマーケティング・サービスを提供している。この会社が提供するソフトウェア及びサービスにより、自動的にキャンペーンに関する電子メールの送付が可能となり、既存顧客に接触することが可能となった。

2013年7月末には、ベルリンのライザー ID サービス GmbHの全株式を、ドイツポストDHLグループが51パーセントの持分を有する子会社を介して取得した。この会社は、公共住民台帳の電子的な住所情報を提供するサービス・プロバイダーである。

2012年度に、ドイツポストDHLグループは、モバイル・コマース・スーパーマーケットであるオール・ユー・ニード GmbHの持分を上げた。この会社の段階的な買収は、再売却の観点で実施された。このため、この会社は、IFRS第5号に従い、売却目的で保有する資産又は売却目的で保有する資産に関連する負債として分類されている。2013年第3四半期において、取締役会は、この会社を売却する意思がなくなったことを発表した。当初の連結により、5百万ユーロののれんが生じた。この会社は、2013年第3四半期に計上された。関与する金額が重大ではないことから、損益計算書は、遡及的に修正されなかった。

2013年度 重要性の乏しい買収

(単位：百万ユーロ)

1月1日至12月31日	帳簿価額	調整	公正価値
資産			
非流動資産	2	-	2
流動資産	8	-	8
現金及び現金等価物	2	-	2
合計	12	-	12
資本及び負債			
流動負債及び引当金	7	-	7

合計	7	-	7
純資産			5

のれんの計算については、以下の表において示すとおりである。

2013年度 のれん

(単位：百万ユーロ)

	公正価値
契約上の対価	37
既存持分の公正価値 ⁽¹⁾	2
総費用	39
控除：純資産	5
控除：非支配株主持分に帰属する費用	5
差異	29
追加：非支配株主持分 ⁽²⁾	2
のれん	31

(1) 連結方法の変更による利益は、その他営業利益において認識されている。

(2) 非支配株主持分は、簿価にて認識されている。

2013年度において、連結後、連結売上高は8百万ユーロの増加、連結EBITは2百万ユーロの減少となった。これらの会社を2013年1月1日の時点で買収した場合、連結売上高はさらに9百万ユーロの増加となり、また連結EBITは1百万ユーロの増加となっていたであろう。

取引費用は、1百万ユーロ未満であり、その他営業費用として計上された。

2013年度に買収した会社のため、34百万ユーロが支払われ、それより前の年に買収した会社のため5百万ユーロが支払われた。これらの買収した会社の買収費用は、現金資金の送金により支払われた。

(2.2) 条件付対価

以下の表において示されている変動買収費用は、過年度における買収について合意された。

条件付対価

指標	対象期間	条件	債務総額の公正価値	2013年12月31日現在の未履行の支払債務	2043年12月31日現在の未履行の支払債務
売上高及びEBITDA (1)	2011年～ 2013年	0ユーロ～ 3百万ユーロ	0百万ユーロ	1百万ユーロ	0百万ユーロ
売上高及び売上原価	2012年～ 2014年	0ユーロ～ 9百万ユーロ	3百万ユーロ	1百万ユーロ	0百万ユーロ

(1) 実際の金額と見込額の差異により、支払債務の合計及び未履行の支払債務の公正価値が変更された。

(2.3) 処分及び非連結化の影響

利益はその他営業収益において示されており、損失はその他営業費用において示されている。

2014年度における処分及び非連結化の影響

2014年度における処分及び非連結化の影響は、以下のとおりである。

2014年度 処分及び非連結化の影響

(単位：百万ユーロ)

1月1日至12月31日	ハル・プライス	デジタル・ソリューションズ・ビジネス	コンパドール・テクノロジー	合計
非流動資産	1	1	1	3
流動資産	3	0	0	3
現金及び現金等価物	0	0	0	0
資産	4	1	1	6
長期引当金及び非流動負債	0	0	5	5
短期引当金及び流動負債	2	0	1	3
資本及び負債	2	0	6	8
純資産	2	1	-5	-2
受領対価の合計	2	4	-4	2
外国為替換算調整勘定による利益	0	0	0	0
非支配株主持分	0	0	2	2
非連結化損益	0	3	-1	2

郵便-eコマース-小包セグメント

2014年12月、コンパドール・テクノロジー（ベルリン）は売却され、非連結化された。

サプライ・チェーン・セグメント

2014年12月、DHLサプライ・チェーン・リミテッドUKは、資産取引によってデジタル・ソリューションズ・ビジネスを売却した。

グローバル・フォワーディング/フレート・セグメント

2014年7月、ハル・プライス（アンゴラ）Ltd.（アンゴラ）の中核事業を構成しない業務（関連する非流動資産及びハル・プライス・アンゴラ・ヴィアジェンス・エ・ツーリスモLda.（アンゴラ）を含む。）が売却された。同年度においては、資産及び債務が、IFRS第5号に従い、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する債務に組み替えられた。組替前の直近の資産の再評価による減損損失は生じなかった。

2013年度における処分及び非連結化の影響

(単位：百万ユーロ)

1月1日至12月31日	カルガス・インターナショナル	DHL ファッション（フランス）	ITGグループ	エクセル・ディレクト	DHL エクスプレスUK	合計
非流動資産	6	0	14	6	1	27
流動資産	3	12	30	14	0	59
現金及び現金等価物	2	23	4	1	0	30
資産	11	35	48	21	1	116
流動引当金及び負債	4	12	38	10	0	64

資本及び負債	4	12	38	10	0	64
純資産	7	23	10	11	1	52
受領対価の合計	19	0	18	24	1	62
外国為替換算調整勘定による費用	0	0	0	-2	0	-2
非連結化損益	12	-23	8	11	0	8

エクスプレス・セグメント

カルガス・インターナショナルS.R.L. のルーマニアの国内エクスプレス事業の売却は、2013年第1四半期に完了した。資産及び債務は、IFRS第5号に従い、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する債務として従前に組み替えられていた。組替前の直近の資産の再評価による減損損失は生じなかった。

英国のDHLエクスプレスUKリミテッドのドメスティック・セイム・デイ事業の売却は、2013年10月末日にクロージングとなった。関連する資産及び債務は、以前からIFRS第5号に従い、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する債務として組替えられていた。組替前の直近の資産の再評価による減損損失は生じなかった。

サプライ・チェーン・セグメント

ドイツポストDHLグループは、2013年4月にフランスのDHLファッション(フランス)SASのファッション・ロジスティクス事業の売却を完了した。売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債としての組替前の直近の資産及び負債の再評価により、2012年度には1百万ユーロの減損損失が生じ、これは減価償却費、償却費及び減損損失として計上された。

さらに、ドイツのITG GmbHインターナショナル・スペディション・ウント・ロジスティックは、2013年6月にその子会社と共に売却された。これらの会社の資産及び負債は、IFRS第5号に従い、2013年度第1四半期に売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債として組替えられた。組替前の直近の資産の再評価では減損の兆候は生じなかった。

米国企業であるエクセル・ディレクトInc. (カナダ支店を含む。)の売却は、2013年5月に完了した。組替前の直近の資産の再評価による減損の兆候は生じなかった。

米国の倉庫保管の専門家であるラノ・ロジスティクスInc.は、2013年5月に売却され、非連結化された。関連する全ての金額が1百万ユーロに満たないことから、表には表示されていない。

(2.4) 共同事業

共同事業は、保有する持分に基づき、IFRS第11号に従い連結される。

重要な共同事業は、ライプツィヒに所在する貨物航空会社であるドイツのアエロロジックGmbH (アエロロジック)である。同社は、エクスプレス・セグメントに割り振られている。同社は、ドイツ・ルフトハンザ・アーゲー及びドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHによって共同で設立され、各社が資本及び議決権の50%を保有する。アエロロジックの株主は同時にその顧客であり、貨物航空キャパシティに対するアクセスを提供する。アエロロジックは、月曜日から金曜日まで独占的にDHLエクスプレス・ネットワークを提供する一方、週末にはルフトハンザ・カーゴ・ネットワークとして運航する。資本及び議決権に反し、同社の資産及び債務、並びに、同社の利益及び費用は、ユーザーとの関係に基づき分配される。

**(3) 重要な取引
増資**

ドイツポスト・アーゲーは、新株発行及び自社株購入により、2014年3月及び12月に増資を行った。注記38を参照のこと。

その他の報告すべき重要な取引は発生しなかった。

(4) 前期の金額の調整

改訂されたIFRS第10号及びIFRS第11号が2014年1月1日に発効し、遡及的に適用されたため、過年度における該当する貸借対照表及び損益計算書の項目の金額は調整された。この移行過程においては、介在物法及び含まれる持分に対し、追加の重要ではない調整が行われた。

関連会社への投資に関する貸借対照表項目の関連会社に対する投資は、持分法が適用されるジョイント・ベンチャーも含め、持分法が適用される投資という名称に変更された。したがって、損益計算書における関連会社からの純利益に関する項目は、持分法が適用される投資からの純利益に変更された。

ドイツポストDHLグループの投資ポートフォリオに関する分析は、当グループの中核的な事業分野において活動している会社に対する投資のみを保有していることを明らかにした。これは、営業利益（EBIT）にこれらの投資からの利益及び費用を計上することが、業績に関するより良い見解を提供することを意味している。この結果、持分法が適用される投資からの純利益に関する項目及び売り出し中の株式投資に関連する金融資産からの影響は、金融費用純額から利息を含まない税引き前利益に組み替えられた。この項目は、遡及的に組み替えられた。

2013年1月1日及び2013年12月31日における貸借対照表の調整

(単位：百万ユーロ)

	2013年 1月1日	調整	2013年 1月1日 調整後	2013年 12月31日	調整	2013年 12月31日 調整後
資産						
無形固定資産	12,151	-5	12,146	11,836	-4	11,832
有形固定資産	6,663	-11	6,652	6,814	-14	6,800
関連会社への投資	46	-46	-	48	-48	-
持分法が適用される投資	-	66	66	-	68	68
長期金融資産	1,039	-1	1,038	1,124	-1	1,123
その他の非流動資産	298	3	301	184	3	187
在庫	322	-1	321	403	-1	402
売掛金	6,959	-19	6,940	7,040	-18	7,022
その他の流動資産	2,153	2	2,155	2,221	2	2,223
法人所得税資産	127	0	127	168	-1	167
現金及び現金等価物	2,400	-5	2,395	3,417	-3	3,414
資産総額	33,857	-17	33,840	35,478	-17	35,461
資本及び債務						
その他剰余金	-475	1	-474	-819	2	-817
留保利益	6,031	-14	6,017	7,198	-15	7,183
非支配株主持分	209	-2	207	191	-1	190

年金及びこれに類する債務に係る引当金	5,216	0	5,216	5,017	-1	5,016
その他の長期引当金	1,943	11	1,954	1,574	15	1,589
長期金融負債	4,413	8	4,421	4,612	7	4,619
短期引当金	1,663	4	1,667	1,745	7	1,752
短期金融負債	403	7	410	1,328	7	1,335
買掛金	5,991	-31	5,960	6,392	-34	6,358
その他短期負債	4,004	-1	4,003	3,981	-3	3,978
法人所得税負債	534	0	534	430	-1	429
資本及び債務総額	33,857	-17	33,840	35,478	-17	35,461

2013年1月1日から2013年12月31日までの期間についての損益計算書の調整

(単位：百万ユーロ)

	2013年	調整	2013年 調整後
売上高	55,085	-173	54,912
その他営業収益	1,961	1	1,962
材料費	-31,212	174	-31,038
人件費	-17,785	9	-17,776
減価償却費及び減損損失	-1,341	4	-1,337
その他営業費用	-3,847	-16	-3,863
持分法が適用される投資による利益純額	-	5	5
利息を含まない税引き前利益 (EBIT)	2,861	4	2,865
関連会社による純利益	2	-2	-
財務費用純額	-289	-4	-293

(5) IFRSに基づく国際会計の新しい進展

2014年1月1日より、以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針の適用が義務付けられている。

基準	適用が開始される 会計年度の開始日	内容及び重要性
IFRS第10号「連結財務諸表」	2014年1月1日	この新たな基準は、連結財務諸表において連結される全ての企業に関する支配についての単一の定義を導入するものである。IFRS第10号は、IAS27号「連結及び個別財務諸表」並びにSIC第12号「連結-特別目的会社」に優先する。SIC第12号に従って過去に連結されていた特別目的会社は、現在においてはIFRS第10号の対象である。本基準の遡及的適用は、2013年度においては軽微な変更のみを生じさせる（注記2及び注記4を参照のこと。）。見積もりによる開示：2014年度に本基準が適用されない場合、EBIT又は連結純利益への重要な変更は発生しないと推測される。

	2014年1月1日	IFRS第11号は、IAS第31号「共同支配企業の持分」に優先し、ジョイント・ベンチャーを比例連結する選択肢を廃止する。しかしながら、従前は比例按分での連結の対象であった全ての共同支配企業が、持分法に基づいて計上される必要があるということではない。IFRS第11号は、「共同支配の取決め」という用語の単一的な定義を定めており、共同経営及び共同支配企業を区別している。共同経営に対する持分は直接的な権利及び義務に基づいて認識される反面、共同支配企業の利益又は損失に対する持分が持分法においては計上されなければならない。共同支配企業に対する持分法の適用は、改訂されたIAS第28号「関連会社及びベンチャーに対する投資」の要件に沿うものとなる。本基準の遡及的適用は、2013年度においては軽微な変更のみを生じさせる(注記2及び注記4を参照のこと。)。見積もりによる開示：2014年度に本基準が適用されない場合、売上高が約63百万ユーロ減少し、EBITが1百万ユーロ減少していたと推測さEBIT又は連結純利益への重要な変更は発生しないと推測される。
IFRS第12号「他の企業への関与の開示」	2014年1月1日	IFRS第12号は、子会社、共同支配企業、関連会社及び非連結企業に関する持分に関する開示義務を単一の基準へと統合する。企業は、その他企業に対する当該企業の持分に関連したリスク及び財務に対する影響の種別に関する数量的及び質的な開示を義務付けられている。IFRS第12号が義務付ける開示は、2014年12月31日に終了する年度に関する連結財務諸表に関する注記において行われる。
IAS第27号「個別財務諸表」(2011年改訂)	2014年1月1日	既存のIAS第27号「連結及び個別財務諸表」は、新たな基準であるIFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号と併せて改訂され、IAS第27号「個別財務諸表」(2011年改訂)と名称変更された。改訂された基準は、個別財務諸表に適用される義務のみを定めている。当該改訂は、財務諸表に影響を及ぼすものではない。
IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011年改訂)	2014年1月1日	既存のIAS第28号「関連会社に対する投資」は、IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号によって改訂され、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011年改訂)と名称変更された。その範囲は、持分法に基づく共同支配企業の計上を含むように拡大された。SIC第13号「共同支配企業-共同支配投資企業による非貨幣性資産の抛却」の従前の義務は、IAS第28号に包含された。当該改訂は、財務諸表に大きな影響を及ぼすものではない。
IAS第32号「金融商品：表示 - 金融資産及び金融負債の相殺」改訂	2014年1月1日	当該改訂は、貸借対照表における金融資産及び負債の相殺のための条件を明確にした。当該改訂は、財務書類の表示に大きな影響を及ぼすものではない。個別に追加開示が必要となる。
IAS第36号「資産の減損 - 非金融資産の回収可能価額の開示」改訂	2014年1月1日	当該改訂は、非金融資産の回収可能価額に関する開示が、減損損失が認識された場合又は当期に戻入れがされた場合にのみ義務付けられることを明確にしたものである。さらに、公正価値から処分費用を差引いた金額に基づき回収可能額が決定された場合の開示が改訂されている。本基準は、2013年度に早期適用された。
IAS第39号「デリバティブのノベーション(更改)及びヘッジ会計の継続」改訂	2014年1月1日	当該改訂に基づき、また一定の条件に従い、法律又は規制の結果としてのヘッジ商品の主要な相手方に対するノベーション(更改)は、ヘッジ関係の終了とはならない。当該改訂は、財務書類の表示に大きな影響を及ぼしていない。

以下は、連結財務諸表については関連性がないものである。
2014年1月1日以降に開始する会計年度について有効であるIFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号「投資事業体」の改訂

EUにより採用され、今後適用を義務付けられる新会計要件の公表

EUは、既に以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を承認している。しかしながら、これらは今後の期において適用が義務付けられるところである。

基準(発行日)	適用が開始される会計年度の開始日	内容及び重要性
IFRIC第21号「賦課金」(2013年5月20日)	2014年6月17日 ⁽¹⁾	当該解釈は、政府が課す賦課金に関する負債をいつ認識するかに関する指針を提供するものである。法令・規則に従って賦課金の認識も対象である。当該解釈には、税金、罰金、及び他基準の範囲内であるその他出金は含まれない。当該解釈の連結財務諸表への影響に重要性はない。
改訂IAS第19号「確定給付制度；従業員拠出」(2013年11月21日)	2015年2月1日 ⁽¹⁾	当該改訂は、確定給付型年金制度への従業員拠出の認識において適用される。当該改訂の目的は、継続勤務年数に依存しない従業員拠出の会計処理を簡易にすることである。この場合、勤務した期間における勤務費用の減額が可能となる。新しい義務は遡及して適用されなければならない。適用による大きな影響はない。
IFRSの年次改善(2010年～2012年サイクル)(2013年12月12日)	2015年2月1日 ⁽¹⁾	年次改善のプロセスは、以下の基準について言及している。IFRS第2号、IFRS第3号、IFRS8号、IFRS第13号、IAS第16号、IAS第24号、IAS第37号、IAS第38号及びIAS第39号。当該改訂は、連結財務諸表の表示に影響を及ぼすものではない。
IFRSの年次改善(2011年～2013年サイクル)(2013年12月12日)	2015年2月1日 ⁽¹⁾	年次改善のプロセスは、以下の基準について言及している。IFRS第1号、IFRS第3号、IFRS第13号及びIAS第40号。当該改訂は、連結財務諸表の表示に影響を及ぼすものではない。

(1) 発効日は、EU内の企業については変更された。これは、当初の基準との相違点である。

EUが未採用の新会計基準(承認手続中)

2014年度及びそれ以前の会計年度に、IASB及びIFRICは更なる会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を発表したが、これらは2014年度には適用が義務付けられていない。これらのIFRSが適用されるか否かは、EUが採用するかによる。

基準(発行日)	適用開始会計年度の開始日	内容及び重要性
---------	--------------	---------

IFRS第9号「連結財務諸表」(2014年7月24日)	2018年1月1日	IFRS第9号は、IAS第39号を差し替えるプロジェクトの一環として、2009年に発行され、金融商品、非認識及びヘッジ会計の認識及び測定に関する規則を含む。現時点において発行されているIFRS第9号の第4版(最終版)は、全ての旧版に優先する。IFRS第9号は、金融資産の分類及び測定に適用される以前の義務(減損に関する義務を含む。)を変更するものであり、2013年に公表された新たなヘッジ会計義務を補足する。その他包括的利益測定分野の測定を介しての新たな公正価値が、資産が売却目的、及び、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的の両方のために保有される事業モデルについて導入された。減損(減損損失、特に、貸付及び前払いに関する損失のための引当金)を確定することに関する新たな義務には、新たな期待損失モデルが含まれ、それにおいて、損失は、考慮される負担され、期待される今後の損失と共に早期に認識される。その反面、IFRS第9号は、金融債務に関する分類及び測定についての義務に関するわずかな変更となっている。公正価値において指定されている金融債務につき、事業体の信用リスクに関する変更起因する公正価値の変更は、今後、損益ではなくその他包括利益(OCI)において表示されなければならない。ヘッジ会計の改訂は、事業体の経済リスク管理により焦点を当てる。詳細にわたる新たな開示義務が、IFRS第7号への改訂として追加された。IFRS第9号の適用は、2018年1月1日以降に開始する報告期間につき義務付けられている。自発的な早期適用は、現地の要件に従うことを条件とし許可されている。当初の適用は、さまざまな簡素化に関する選択肢が認められているものの、原則として遡及的でなければならない。当グループは、現在、連結財務諸表への影響を検討している。
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月28日)	2017年1月1日	当該基準は、今後、IAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」に基づき売上の認識について定める既存の義務を置き換えるものである。新たな基準は、売上の認識に関する時期及び金額に関する単一的な義務を設けるものであり、全ての分野及び全ての売上発生取引の分野に適用される。当該基準は、全ての顧客との契約に適用されなければならない原則に基づく5ステップ・モデルを定める。また、広範囲の開示義務も導入する。IFRS第15号は、2017年1月1日以降に開始する報告期間に適用されなければならない。原則として、義務は遡及的に適用されなければならない。連結財務諸表への影響は現在検討中である。
IFRS第11号「共同支配の取決め 共同事業持分の買収」改訂(2014年5月6日)	2016年1月1日	当該改訂は、活動がIFRS第3号「企業結合」において定義する事業を構成する共同事業に関する持分の買収及び追加買収が、IFRS第3号及びその他IFRSにおける事業結合会計を定める原則(IFRS第11号の義務と相反する原則を除く。)に従い認識されなければならないことを明確にする。当該改訂は、報告事業体及びその他関与当事者が同一の最終的な支配当事者の共通の支配下にある場合には適用されない。かかる新たな義務は、2014年1月1日以降に開始する報告期間中に買収される持分に予め適用される。当グループへの影響は現在検討中である。
IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」：許容される減価償却方法の明確化改訂(2014年5月12日)	2016年1月1日	当該改訂は、無形固定資産及び有形固定資産について認められている減価償却の方法に関する既存の義務を拡大する。当該改訂は、売上に基づく減価償却の方法が有形固定資産については認められておらず、無形固定資産については特定の例外的な場合においてのみ使用可能であることを明確にする。また、当該改訂は、物品及び業務の売価が陳腐化を示す恐れがあり、それを受け、資産から得ることができる経済的利益の減少を反映する恐れがある。当該義務は、予め適用される。自発的な早期適用は認められている。連結財務諸表への影響は現在検討中である。

IFRSの年次改善（2012年～2014年サイクル） （2014年9月25日）	2016年1月1日	年次改善のプロセスは、以下の基準について言及している。IFRS第5号、IFRS第7号、IAS第19号及びIAS第34号。2016年1月1日以降に開始する会計期間から、新しい義務の適用が義務付けられている。当該改訂は、連結財務諸表の表示に大きな影響を及ぼすものではない。
IAS第1号「財務諸表の表示」改訂（2014年12月18日）	2016年1月1日	当該変更は、貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び注記に表示される項目の具体性に関する点を明確にする。重要ではない情報は表示される必要はない。これは、開示がその他基準において明確に義務付けられている場合であっても適用される。また、IAS第1号の改訂版には、小計の表示、注記の構成及び会計方針に関する開示に関する新たな規則及び既存義務の説明が含まれる。その他包括利益における株式投資持分の表示についても説明が行われている。当該改訂は、財務諸表に大きな影響を及ぼすものではない。
<p>以下は、連結財務諸表については関連性がないものである。</p> <p>2014年1月30日に発行され、2016年1月1日以降に開始する会計年度について有効であるIFRS第14号「規制繰延勘定」。2014年6月30日に発行され、2016年1月1日以降に開始する会計年度について有効であるIAS第16号「有形固定資産」及びIAS第41号「農業」：実がなる植物の改訂。2014年8月12日に発行され、2016年1月1日以降に開始する会計年度について有効であるIAS第27号「個別財務諸表における持分法」改訂。2014年9月11日に発行され、2016年1月1日以降に開始する会計年度について有効であるIFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」改訂。2014年12月18日に発行され、2016年1月1日以降に開始する会計年度について有効であるIFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号（投資事業体：連結例外の適用）改訂。</p>		

[次へ](#)

(6) 為替換算

外貨建てで作成された連結会社の財務書類は、IAS第21号に準拠し、機能通貨法でユーロに換算される。外国会社の機能通貨は、それらの会社が主に現金を生み出し、また使用する主要な経済的環境によって決定される。当グループ内における機能通貨の殆どは、現地通貨である。したがって、連結財務諸表において、資産及び負債は決算日レートで換算され、周期的な収益及び費用は通常、月末のレートで換算される。その結果として生じる為替差損益は、その他の包括利益において認識される。2014会計年度において、441百万ユーロの為替差損益（前年度、調整後：-450百万ユーロ）がその他の包括利益において認識された（包括利益計算書及び持分変動計算書参照のこと）。

2005年1月1日より後の企業結合により生じたのれんは、被買収会社の資産として扱われ、これにより当該被買収会社の機能通貨で計上されている。

当グループにとって重要な為替換算に一般的に適用された為替レートは以下のとおりである。

通貨	国名	決算日レート		期中平均レート	
		2013年 (1ユーロ 当たり)	2014年 (1ユーロ 当たり)	2013年 (1ユーロ 当たり)	2014年 (1ユーロ 当たり)
オーストラリア・ドル (AUD)	オーストラリア	1.5408	1.4823	1.3769	1.4729
人民元(CNY)	中国	8.3411	7.5389	8.1670	8.1891
スターリング・ポンド (GBP)	イギリス	0.8332	0.7789	0.8492	0.8064
日本円(JPY)	日本	144.6070	145.1930	129.6521	140.3815
スウェーデン・クローナ (SEK)	スウェーデン	8.8682	9.3797	8.6511	9.1000
スイス・フラン(CHF)	スイス	1.2269	1.2025	1.2308	1.2146
米国ドル(USD)	アメリカ合衆国	1.3778	1.2148	1.3284	1.3291

極度のインフレにある経済において業務を行っている連結会社において、非貨幣的資産の帳簿価額は、通常IAS第29号に準拠し、貸借対照表日現在の購買力を反映している。

IAS第21号に準拠して、現地通貨で作成されている連結会社の財務書類における売掛金及び負債は、貸借対照表日時点のレートで換算される。為替差損益は、損益計算書上のその他の営業収益及び費用に認識される。2014会計年度において、収益171百万ユーロ（前年度（調整後）：157百万ユーロ）及び費用170百万ユーロ（前年度（調整後）：157百万ユーロ）は為替差損益によって生じたものである。一方、外国事業に対する純投資に関連する為替差損益は、その他の包括利益として認識される。

ベネズエラにおける当社の事業は、為替管理の対象である。ベネズエラの通貨であるボリバル・フェルテは、自由な交換が不可能である。2014年3月、SICAD II (Sistema Complementario de Administración de Divisas) として知られている新たな為替制度が導入され、国が定める為替レートが調整された。ドイツポストDHLグループは、2014年第2四半期に当該制度の使用を開始し、これに基づき換算レートを変更した。為替の影響により、変更日において、会社の現金及び現金等価物は130百万ユーロ、非流動資産は27百万ユーロ減少した。その他流動資産は56百万ユーロ、短期引当金及び流動負債は103百万ユーロ減少した。対応する相手科目は、資本の外国為替換算調整勘定に含まれている。現金及び現金相当物は、2014年12月31日の時点で23百万ユーロであった。

(7) 会計方針

同一の会計方針が連結財務諸表に含まれている子会社の年次財務書類に適用されている。連結財務諸表は、公正価値での認識を必要とされる項目を除き、取得原価主義によって作成されている。

収益及び費用の認識

ドイツポストDHLグループの通常の事業活動は、ロジスティクス・サービスの提供により構成される。通常の事業活動に関連する全ての収益は、損益計算書において売上として認識される。その他全ての収益は、その他の営業収益として計上される。売上高及びその他の営業収益は、一般的にサービスを提供し、売上高及び収益の金額を信頼性のある方法で測定することが可能で、その取引により経済的便益が当グループにもたらされることがほぼ確実な時点において認識される。営業費用は、サービスの提供を受けた時点又は費用が発生した時点で損益計算書に認識される。

無形固定資産

無形固定資産は償却原価で認識される。無形固定資産は、内部創出の無形固定資産、購入した無形固定資産及び購入したのれんにより構成される。

内部創出の無形固定資産は、その製造物による将来の経済的便益の流入がほぼ確実であり、信頼性のある方法で費用の測定が可能である場合に、取得原価で資産計上される。当グループでは、自社開発されたソフトウェアがこれに該当する。資産計上の基準が満たされない場合には、費用はその発生年度に費用として損益計算書で即時に認識される。自社開発されたソフトウェアの製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。適格資産に関して発生した借入費用は、全て製造原価に含まれる。無形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には当該原価に含まれる。資産計上されたソフトウェアはその耐用年数にわたって償却される。

無形固定資産は、定額法により耐用年数にわたって償却される。減損損失は、「減損」の項に記載の原則に従って認識される。重要な無形固定資産の耐用年数は、以下の表のとおりである。

耐用年数

	耐用年数 ⁽¹⁾
社内開発ソフトウェア	10年まで
購入ソフトウェア	5年まで
ライセンス	契約期間中
顧客関係	20年まで

(1) 上記の耐用年数は、当グループが特定した最大年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の具体的な要素により短くなる可能性がある。

耐用年数を制限する可能性がある法的、経済的、契約上あるいはその他の要因に影響を受けない無形固定資産は無期限の耐用年数があるとされる。無形固定資産は償却されないが、毎年又は減損の兆候がある場合に、減損の有無がテストされる。これらには一般的に、企業結合による商標権等を含む。減損テストは、「減損」の項に記載の原則に従って実施される。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で計上され、減価償却累計額及び評価引当金によって減額される。製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。有形固定資産の購入、建設、製造に直接配分される借入費用は、資産計上される。有形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には、当該原価に含まれる。減価償却費は、定額法を用いて費用計上される。主要な資産分類に対して適用される予想耐用年数は以下のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
航空機	15 - 20年
ITシステム	4 - 5年
輸送設備及び車両	4 - 18年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年

(1) 上記の耐用年数は、当グループが特定した最長年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の具体的な要素により短くなる可能性がある。

レター仕分け機及び小包仕分け機の耐用年数は、概算の改善に基づき、2014年度において、それぞれ、10年から20年、15年から20年に延長された。50年への水準調整は、営業及び事務用の建物につき行われた。耐用年数は、会計上の概算の変更として予め調整され、過年度についての遡及的な調整は行わ

れなかった。調整済みの耐用年数の適用は、2014年度において42百万ユーロを減少させる減価償却を発生させた。減価償却は、2015年度につき68百万ユーロ、2016年度につき66百万ユーロに減少すると見込まれている。

減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。「減損」の項を参照のこと。

減損

無形固定資産、有形固定資産及び投資不動産の帳簿価額は、貸借対照表日ごとに減損の兆候が見直される。減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。かかるテストは、当該資産の回収可能金額を算定し、帳簿価額と比較して行われる。

IAS第36号に従い、回収可能金額は売却費用控除後の資産の公正価値とその使用価値とのいずれか高い方の額とする。使用価値は、当該資産から将来生じると予想される税引前のキャッシュ・フローの現在価値とする。割引率は実際の市場条件を反映している税引前の割引利率を使用する。個別の資産項目について回収可能金額を算定できない場合には、当該資産が配賦されかつ独自のキャッシュ・フローを生み出す、識別可能な最小の資産グループ（現金生成単位、以下「CGU」という。）について回収可能金額を算定する。資産の回収可能金額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産について直ちに減損損失を認識する。減損損失を認識した後に当該資産又は当該CGUについて回収可能金額の増額が算定された場合には、当該回収可能金額を超えない範囲で減損損失を帳簿価額に戻入れる。減損損失の戻入れに起因して帳簿価額を増額する場合の限度額は、過去に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）とする。減損損失の戻入れは損益計算書上で認識する。のれんに関して認識した減損損失は戻入れてはならない。

2005年1月より、のれんは、IFRS第3号に準拠して「減損のみ」のアプローチを用いて会計処理されている。これは、それ以降ののれんは取得原価から減損損失による累計調整額を差し引いて測定しなければならないと定めている。したがって買収によるのれんは償却されなくなるが、その代わりに、IAS第36号に準拠し、耐用年数が確定できない無形固定資産の場合のように、減損の可能性を示す兆候があるかどうかにかかわらず毎年減損テストが行われる。減損の兆候がある場合は、減損テストを行わなければならない。企業買収の結果発生するのれんは、当該買収の相乗作用により便益を得ると予想される識別可能な資産グループ（CGU又はCGUのグループ）に配賦される。この識別可能な資産グループは、内部管理の目的でのれんが監視される一番下の報告レベルである。のれんが配賦されているCGUの帳簿価額については、年1回さらにはCGUに減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。のれんが配賦されているCGUに関して減損損失が認識されている場合、当該のれんのその時点の帳簿価額がまず減額される。減損損失額がのれんの帳簿価額を上回る場合には、差額は当該CGUの他の非流動資産に配賦される。

ファイナンス・リース

リースによる資金調達取引とは、賃貸人が、一括又は分割による支払と引換えに一定の期間にわたって資産を使用する権利を賃借人に譲渡する契約である。IAS第17号に準拠し、賃借人がリース資産の所有権に伴うリスク及び便益を実質的に全て負う場合には、リース資産の受益所有権は当該賃借人に帰属する。受益所有権が賃借人としての当グループに帰属する場合、リース資産は、使用開始日に、公正価値又は最低支払リース料の現在価値のいずれか小さい価額で資産計上される。固定負債には同額のリース負債が認識される。リースはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。減価償却の方法及び予想耐用年数は、類似する購入資産に対して用いられるものと一致する。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースについては、当グループは、リース資産を償却原価で自己が賃貸人である有形固定資産における資産として計上している。当期に認識された支払リース料は、その他の営業収益に表示されている。当グループが賃借人である場合、支払った支払済みリース料は材料費における賃借費用として認識される。リース料及び収益は、定額法を用いて認識される。

持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、関連企業及びジョイント・ベンチャーを対象とする。これらは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に準拠し、持分法を用いて認識される。投資の帳簿価額は投資の購入時における取得原価を基準として、利益持分、分配された配当金、及びドイツポスト・アーゲー又はその連結子会社の投資に帰属する関連会社及びジョイント・ベンチャーの資本のその他の変動を反映して毎年増減する。投資の帳簿価額に含まれるのれんは、IFRS第3号に準拠して会計処理される。持分法が適用される投資は、回収可能金額が帳簿価額を下回る場合には減損する。持分法が適用される投資の処分による損益、並びに、減損損失及び戻入れは、その他営業収益又はその他営業費用において認識される。注記4を参照のこと。

金融商品

金融商品とは、一方の事業体に金融財産を、もう一方の事業体に金融負債又は資本性金融商品を生み出すあらゆる契約をいう。金融財産には、特に現金及び現金等価物、売掛金、当グループがオリジネーターの貸付金及び受取債権、並びにトレーディング目的のデリバティブ金融財産等がある。金融負債には、他の事業体に対して現金又は他の金融財産を引渡す契約債務が含まれる。金融負債は主として、買掛金、銀行への債務、債券及びファイナンス・リースより生じた債務及びデリバティブ金融負債等である。

公正価値オプション

公正価値オプションに基づき、金融財産又は金融負債は当初認識時に損益を通じて公正価値で測定することができるが、かかるオプションの適用は測定値又は認識上の不一致（会計処理上のミスマッチ）が排除される、あるいは大幅に軽減される場合に限られる。当グループは会計処理上のミスマッチを避けるため、公正価値オプションを利用している。

金融財産

金融財産は、金融商品を4つの区分に分類しているIAS第39号の規定に従って会計処理される。

売却可能金融財産

これらの金融商品は非デリバティブ金融財産であり、信頼性のある方法で測定が可能な場合には、公正価値で計上される。公正価値が算定不可能である場合は、取得原価で計上される。報告日から次の報告日までの間の公正価値の変動は、一般的にその他の包括利益（再評価剰余金）に認識される。当該剰余金は、処分の際に又は公正価値が一時的でなく取得原価を下回る場合に戻入れられる。その後の貸借対照表日現在で、減損損失認識後に発生した事象の結果として負債性金融商品の公正価値が客観的に増加した場合には、減損損失は適正な金額で戻入れられる。資本性金融商品について認識した減損損失は収益に戻入れてはならない。資本性金融商品が公正価値で認識された場合、戻入れはその他の包括利益において認識されなければならない。取得原価で認識された資本性金融商品の場合は、いかなる戻入れも行ってはならない。売却可能金融商品は貸借対照表日から12ヶ月以内に処分する意図がない限り、これらは非流動資産に配賦される。とりわけ、非連結子会社に対する投資、市場性のある証券及びその他の株式投資がこの区分に計上される。

満期保有金融商品

金融商品は、当該商品を満期まで保有する意図を有し、かつ満期保有することについて経済条件も満たされる場合には、当該区分に割り当てられる。これらの金融商品は、実効金利法を用いて償却原価で測定される非デリバティブ金融財産である。

貸付金及び受取債権

貸付金及び受取債権は、活況な市場で取引されていない、固定又は確定可能な支払を伴う非デリバティブ金融財産である。トレーディング目的で保有している場合を除き、これらは取得原価又は貸借対照表日現在の償却原価で認識される。金融市場での受取債権の帳簿価額は、満期までの期間が短いことからおおそ公正価値に相当する。貸借対照表日から12ヶ月以内となる貸付金及び受取債権は、流動資産とみなされ、これ以外のものは非流動資産として認識される。回収可能性が疑わしい受取債権は、償却原価から適切な個別又は合計評価引当金を差し引いた額で認識される。売掛金の評価減は、未収金額全額が回収不可能であることを示す客観的な兆候がある場合に認識される。評価減の金額は、損益計算書に認識される。

損益を通して公正価値で計上される金融財産

トレーディング目的で保有される金融商品及びヘッジ会計の基準を満たしていないデリバティブは全て、この分類に割り当てられる。これらは一般に公正価値で測定される。公正価値の全ての変動は損益に認識される。この区分の金融商品は全て取引日現在で会計処理される。この区分の資産で、トレーディング目的で保有される、又は貸借対照表日から12ヶ月以内を実現する可能性が高いものは流動資産として認識される。

デリバティブ金融商品の公正価値の変動による収益の増減を回避するため、可能かつ経済的に有益な場合にはヘッジ会計が適用される。デリバティブ及び関連するヘッジ対象項目による利益及び損失は、

同時に損益に認識される。当グループは、ヘッジ対象項目及びヘッジされるリスクに応じて、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジを利用する。

損益を通して公正価値で計上されない金融財産の帳簿価額は、貸借対照表日ごとに及び減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。減損損失の金額は帳簿価額と公正価値との比較により算定される。減損の客観的な兆候がある場合には、減損損失は、損益計算書上でその他の営業費用又は金融収益純額/金融費用純額として認識される。減損の原因がもはや存在しないことを示す客観的な理由が貸借対照表日後に生じた場合には、減損損失は戻入れられる。減損損失の戻入れの結果として帳簿価額が増加する場合でも、減損損失が認識されなかったと仮定して算定した帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）を上回ってはならない。債務者が財政難にある、債務者が破産手続の対象となることがほぼ確実である、発行体の技術的、経済的、法的又は市場的環境に重大な変化がある、又は金融商品の公正価値が長期にわたって償却原価を下回る場合には、当グループ内で減損損失を認識する。

公正価値ヘッジは、認識された資産及び負債の公正価値をヘッジする。デリバティブ及びヘッジ対象項目双方の公正価値の変動は、同時に損益に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識された資産及び負債（金利リスクの場合）、ほぼ確実な予定取引、並びに通貨リスクを伴う未認識の確定契約から生じる将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする。キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は資本におけるヘッジ準備金に認識される。ヘッジ手段の公正価値の変動の結果発生する非有効部分は、直接、損益に認識される。ヘッジ取引により生じる損益はまず資本で認識され、その後、取得資産又は引受負債が損益に影響を及ぼす期間において損益に組替えられる。確定契約のヘッジにより後に非金融財産が認識される場合、資本で直接認識された損益は当該資産の当初の帳簿価額に含められる（基礎調整）。

外国会社に対する純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に扱われる。ヘッジの有効部分による利益又は損失はその他の包括利益に認識され、非有効部分による利益又は損失は損益に直接認識される。その他の包括利益に認識された損益は、当該純投資の全部又は一部が処分されるまでその他の包括利益に留まる。ヘッジ取引に係る詳細な情報は、注記50.2に記載されている。

金融財産の通常の方法による購入及び売却は、トレーディング目的で保有される商品（特にデリバティブ）を除き、決済日に認識される。金融財産によるキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した場合、当該財産の認識は中止される。金融財産の譲渡に際しては、処分に適用されるIAS第39号の要件に基づき、当該財産の認識を中止すべきかどうかについての見直しが行われる。処分損益は、処分の際に発生する。過年度においてその他の包括利益に認識された再測定による損益は、処分日に戻入れなければならない。金融負債から生じる支払義務が終了した場合、当該負債の認識は中止される。

投資不動産

IAS第40号に基づいて、投資不動産は、サービスの提供に利用するため、管理目的、又は通常の業務において売却するためよりもむしろ賃貸料を得るため又は運用資産として若しくはその両方のために保有される。投資不動産は、原価モデルに従って測定される。減価償却可能な投資不動産は20年から50年の期間にわたって定額法により減価償却される。公正価値は専門家の意見を基に算定される。減損損失は「減損」の項に記載の原則に従って認識される。

棚卸資産

棚卸資産は通常業務での売却を目的に保有される資産、仕掛品、又は製造過程若しくはサービス提供において消費される資産であり、取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で測定される。陳腐化在庫及び滞留製品に対しては評価引当金が計上される。

国庫補助金

IAS第20号に従って、補助金の付帯条件が満たされ、補助金を受領できる合理的な保証がある場合に限り、国庫補助金は公正価値で認識される。補助金は損益計算書に計上され、通常、当該補助金が補填する費用が発生している期間にわたって収益として認識される。補助金が資産の購入又は製造に関連する場合には補助金は繰延収益として計上し、当該資産の耐用年数にわたって損益計算書で認識される。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

売却目的で保有する資産は、現状のままで売却可能でかつ売却がほぼ確実な資産である。売却は、分類した日から1年以内に売却完了として認識されることが見込まなければならない。売却目的で保有する資産は、個別の非流動資産、資産グループ（処分グループ）、事業体の各事業部又は再売却の目的のみで買収された子会社（非継続事業）等により構成されている。同一取引で資産と共に処分される予定の負債は処分グループ又は非継続事業に含められ、売却目的で保有する資産に関連する負債として別途計上される。売却目的で保有する資産は減価償却も償却も行われず、売却費用控除後の公正価値又は帳簿価額のい

ずれか低い方の価額で認識される。「売却目的で保有」に分類される個別の非流動資産又は処分グループを再測定することで発生する損益は、最終処分日までは継続事業による損益に計上される。「売却目的で保有」に分類される非継続事業を売却費用控除後の公正価値で測定することで発生する損益は、非継続事業による損益に計上される。これは事業体の各事業部の営業損益及び処分損益にも適用される。

現金及び現金等価物

現金及び現金等価物は、現金、要求払預金及び当初の満期が3ヶ月未満のその他の短期流動金融財産で構成され、元本金額で計上される。利用した当座借越枠は、銀行に対する負債額として貸借対照表に認識される。

非支配株主持分

非支配株主持分は、子会社の株主持分を比例案分した少数株主持分であり、帳簿価額において認識される。持分が既存の支配関係に影響を及ぼすことなく他の株主から買収されたり、他の株主に対して売却された場合、持分取引として表示される。別の株主又は他の株主から買収されたり、別の株主又は他の株主に対して売却された比例案分した純資産及び購入価格の差異は、その他包括利益として認識される。非支配株主持分が比例案分した純資産により増加される場合、比例案分した純資産に対してはのれんが分配されない。

役員に対する株式報酬

持分決済型の株式報酬取引は、付与日において公正価値で測定される。債務の公正価値は、権利付与期間にわたって人件費として認識される。持分決済型の株式報酬取引の公正価値は、国際的に認められている価値算定手法を使用して決定される。

株式評価益請求権は、IFRS第2号に準拠して、オプション価格決定モデルに基づいて測定される。株式評価益請求権は、各報告日及び決算日に測定される。行使されるであろう株式評価益請求権に基づき算定された金額は、権利付与期間（売却禁止期間）に対価として提供された役務を反映するものであるため、案分比例によって人件費の収益として認識される。かかる金額に対して同額の引当金が認識される。

年金制度

多数の国において、当グループが従業員に対し退職後に給付を行う年金制度がある。これらの給付には、年金、退職金の一括支払及びその他退職後の給付が含まれ、退職手当、年金及びそれに類似する手当又は単純に年金と呼ばれる。確定給付型制度と確定拠出型制度に区別されなければならない。

当グループの確定給付型年金制度

確定給付型年金債務は、IAS第19号で規定されている予測単位積立方式を用いて測定される。これには、一定の保険数理上の仮定を必要とする。多くの確定給付型年金制度は、少なくとも部分的に外部年金制度の資産を通して資金を調達している。債務純額は、年金及びこれに類する債務に係る引当金によって積み立てられる。純資産は、個別に年金資産として表示される。年金資産を認識する際に必要な場合、アセットシーリングが適用される。費用の構成については、勤務費用が人件費として認識され、利息費用純額が金融収益純額 / 金融費用純額として認識され、損益外の再測定についてはその他の包括利益として認識されている。

ドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度

ドイツポスト・アーゲーでは、法律の規定に準拠して、当社向け確定拠出制度であるドイツ国内の年金制度に対し拠出を行っている。これらの拠出は、人件費として認識している。

郵便通信改革法（Gesetz zur Neuordnung des Postwesens und der Telekommunikation (PTNeuOG)）第4条に記載のドイツ旧郵便職員法（Gesetz zum Personalrecht der Beschäftigten der früheren Deutschen Bundespost (PostPersRG)）の規定に従い、ドイツポスト・アーゲーは、2001年初頭以降、公務員という地位に基づき受給資格のある退職従業員及び扶養遺族に対し、ドイツ連邦郵便の承継会社であるBundes-Pensions-Service für Post und Telekommunikation e.V. (BPS-PT) と共同して運営している郵便公務員向けの特別年金基金から給付金及び支援金の支払を行っている。2013年初め、連邦郵便通信庁（BAnstPT – Federal Posts and Telecommunications Agency）は、BPS-PTの権利義務を引受けた。この後、連邦郵便通信庁は、郵便公務員の年金基金の役割を担っている。ドイツポスト・アーゲーの支払債務額は、ドイツ旧郵便職員法第16条により規定されている。2000年以降、この法令によりドイツポスト・アーゲーは郵便公務員向け年金基金に対し、現職公務員の報酬総額及び年金受領資格を有する休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセントの年間拠出金を支払う義務を負っている。

ドイツ旧郵便職員法第16条に従い、連邦政府は、郵便公務員向け年金基金の現在の支払債務と資金拠出会社の現在の拠出金又はその他資産運用収益との差額を明確にしておき、郵便公務員向け年金基金が資金拠出会社に関して引き受けた債務をいつでも果たす能力があることを保証している。この保証条項に従い、連邦政府が郵便公務員向け年金基金に対し支払を行う限りにおいて、ドイツポスト・アーゲーからの補償を請求できない。

当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度

当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度への拠出も人件費として計上されている。

拠出には、特定の複数事業主年金制度への拠出も含まれる。これらは基本的に、確定年金給付制度（特に米国及びオランダ）である。しかしながら、関連機関は、確定年金給付の会計を使用するための十分な情報を参加会社に対し開示していないため、当該制度は、確定型拠出年金制度として計上された。

米国の複数事業主年金制度については、事業主及び現地労働組合間の団体協約に基づき、拠出金が支払われている。特定の基準を満たす解約の場合又は米国連邦法が定めるその他事業体の義務に関する債務がある場合を除き、事業主は、通常の場合に於ける拠出割合を超えて当該制度について責任を負うことはない。2015年における年金基金への事業主による拠出金の見込み額は、26百万ユーロ（報告年度における事業主による拠出金の実額は25百万ユーロであり、前年度においては23百万ユーロであった。）である。年金基金から提供された情報によると、ドイツポストDHLグループが参加している一部の年金制度は、資金不足の状態である。現在の団体協約に定める拠出割合からの変更を示すような情報は、年金制度自体からは提供されていない。現時点では、ドイツポストDHLグループは、当グループが拠出金については最大の雇用者となっている1つの年金制度を除き、年金基金の拠出金につき重要なレベルとなっていない。

オランダの複数事業主年金制度については、費用に基づく拠出割合が、オランダ中央銀行の関与を受けている年金基金の経営陣によって毎年決定され、これらの拠出割合は、全ての参加している事業主及び従業員について同額である。解約の場合でも、定められた拠出割合を超えて、事業主が年金基金又はその他事業体が満たしていない義務に対し責任を負うことはない。今後、資金不足になった場合には、最終的に、受給者の権利の減額又は権利に対する物価スライド制の不適用が生じる。2015年に関する年金基金への事業主による拠出金の見込額は21百万ユーロ（報告年度における実際の事業主による拠出金の実額は21百万ユーロであり、前年度においては21百万ユーロであった。）である。年金基金が提供する情報によると、年金制度は現在、資金不足ではない。ドイツポストDHLグループは、重要な水準の拠出金を年金基金に拠出していない。

その他の引当金

その他の引当金は、過去の事象の結果として生じ、将来の経済的便益の流出をもたらすと予測され、かつその金額が信頼性のある方法で測定できる、貸借対照表日現在で存在する、第三者に対するあらゆる法的債務及びみなし債務に関して認識される。それらは、債務を清算するために必要な支出についての最善の見積額で計上されている不確実な債務を表している。期限まで1年以上ある引当金は、地域、及び債務が清算されるまでの期間を反映した市場金利で割引かれる。当会計年度に使用された割引率は、0パーセントから12パーセント（前年度：0.25パーセントから11パーセント）の間であった。金利の変動に起因する影響は、金融収益純額/金融費用純額において認識される。

再編引当金は、詳細かつ正式な再編計画が立案され、影響を受ける者に対して知らされた場合にのみ、上記の認識に関する基準に従い、設定される。

保険契約準備金（保険）には、主に未払保険準備金及びIBNR（損害を被っているものの届出をしていない請求）準備金が含まれている。未払保険準備金は、当社に対し報告がなされているものの支払が完了していない実際の請求又は請求が予定される既知の事故に関連する債務の見積を表している。未払保険準備金は、当社又は当社の元受保険者によって実行された個々の請求に対する評価に基づいている。IBNR準備金は、貸借対照表日以前に発生しているが、当社には報告されていない事故に関連する債務の見積を表している。IBNR準備金には、未払保険準備金の決済の際の潜在的なミスへの引当金も含まれている。当社は、保険数理法を用いて、最終的な損失債務の査定を自ら実施しており、当社の見積の妥当性を確認するため独立した保険数理調査をも毎年委託している。

金融負債

金融負債は最初の認識時に、公正価値から取引費用を差し引いて計上される。価格効率的で流動性の高い市場で算定される価格、若しくは当グループ内で展開されている財務リスク管理システムを用いて算定される公正価値が、公正価値であると考えられている。その後の期間において、金融負債は償却原価で測定される。受け取った金額と返済される金額との差額は、実効金利法を用い、当該貸付金の期間にわたって全て損益に認識される。

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債は、契約上の取り決めに従い、持分部分と負債部分に分割される。取引費用を差し引いた負債部分は、金融負債（社債）において計上され、利息は、実効金利法を用いて社債期間中に発行額に加算される（割引の振戻し）。特定の株価が達成された場合においてドイツポスト・アーゲーが償還することを可能とするコールオプションの価額は、IAS第32号第31条に従い、負債部分に帰属する。転換権は、持分デリバティブとして分類され、資本剰余金として計上される。帳簿価額は、負債部分につき別途算出される金額を、金融商品全体の公正価値から控除することに起因する残存価額を転換権に移転することにより算出される。取引費用は、比例案分に基づき控除される。

負債

買掛金及びその他の負債は、償却原価で計上される。負債の公正価値は、おおよそ帳簿価額に相当する。

繰延税金

IAS第12号に準拠して、繰延税金はIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と個別の事業体の税務上の計上金額との間の一時差異に対して認識される。また、繰延税金資産は、予想される既存の税務上の繰越欠損金の将来の利用から生じる、実現の可能性が高い税額控除の請求を含んでいる。租税削減請求の回収可能性は、当グループの見込みから派生する各事業体の収益見込に基づき判断され、租税調整を考慮する。計画スパンは5年である。

繰延税金資産又は負債は、IAS第12号第24(b)項及びIAS第12号第15(b)項に準拠して、ドイツポスト・アーゲーのIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と税務上の計上金額との間に一時差異がある場合のみ認識されたが、この差異は1995年1月1日以降に生じた差異に限定された。繰延税金資産及び負債は、1995年1月1日現在のドイツポスト・アーゲーの期首の税務報告用の帳簿価額との初期差異から生じた一時差異については、認識しない。税務上の繰越欠損金より生じた繰延税金の追加的な開示は、注記30に記載されている。

IAS第12号に準拠して、繰延税金資産及び負債は個別の国々において貸借対照表日に適用可能な税率又は繰延税金資産及び負債が実現する時点の公表税率を使用して算定される。ドイツ国内のグループ会社に適用された税率は、営業税分野における見込みの改善に基づく0.4パーセント増加し、30.2パーセントとなった。当該税率は、法人税率に統一割増税並びに異なる営業税率の平均税率として計算される営業税率を加えたものである。海外のグループ会社においては、繰延税金項目を算定するにあたり個別の法人税率を使用する。海外の会社に適用された法人税率は40パーセント（前年度：38パーセント）に上る。

法人所得税

法人所得税資産及び法人所得税負債は、税務当局から受け取る予定の払戻額又は税務当局に対し支払われる予定の支払額を基準に測定される。税金関連の罰金は、法人所得税債務の算出に含まれる場合、課税標準額及び/又は税率に含まれるため、法人所得税において認識される。

偶発債務

偶発債務は、企業が完全にコントロールすることができない、1つ又は複数の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務を表している。偶発債務は、経済的便益を具体化する資金の流失をもたらさないもの又は経済的便益を具体化する資金の流失額が十分に信頼性のある方法で測定できない特定の債務も含んでいる。IAS第37号に準拠し、偶発債務は負債として認識されない。注記51を参照のこと。

(8) 会計方針を適用する際の判断

IFRSに基づく連結財務諸表の作成には、経営陣による判断が求められる。全ての見積りは、継続的に再評価され、過去の実績及び一定の状況の下で合理的と考えられる将来の事象に関する予想に基づいている。例えば、これは売却目的で保有する資産の場合に妥当する。この場合、当該資産が現況のままで売却可能か、さらに売却はほぼ確実かを判断しなければならない。そのような場合には、当該資産及びその関連する負債は売却可能な固定資産及び売却目的で保有する固定資産に関連する負債として計上及び測定される。

経営陣による見積り及び評価

IFRSに準拠して連結財務諸表を作成する場合、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額、収益と費用の金額、及び偶発債務に関連する開示内容に影響を及ぼすかもしれない仮定及び見積りをする経営

を求める。仮定、見積り及び経営判断が行われる分野の例として、年金及びこれに類する債務に対する引当金の認識、減損テスト及び買収価額の配分に対する割引キャッシュ・フローの算出、税金及び訴訟がある。

当グループの確定給付型年金制度に関連する前提の開示は、注記44を参照のこと。

当グループは世界規模で営業活動を行っており、各地の税法の適用を受ける。経営陣は、関係各国における当期の税金及び繰延税金を算出する際に、その判定を行うことができる。経営陣は、本来的に不確実な税金事項に関して合理的な見積りをしてきたと考えているが、こうした不確実な税金事項に関する実際の結果が当初の見積りに厳密に一致することは保証できない。実際の事象と見積りとの間の差異は、問題が最終的に解決するまでの期間の税金負債及び繰延税金に影響を及ぼす可能性がある。繰延税金資産として認識した金額は、予定した課税所得についての見積り又は税務戦略の結果として実現可能な税務上の利益についての見積りが下方修正される場合、又は現行税法の改正により将来実現可能な税務上の利益に制限を受ける場合には、減額される場合がある。

のれんは企業結合の結果として、通常は当グループの貸借対照表に計上される。取得が連結財務諸表で当初認識される場合、識別可能資産、負債、及び偶発債務は全て取得日現在のそれぞれの公正価値で測定される。その際に必要な最も重要な見積りの一つとして、これら資産及び負債の取得日現在の公正価値を算定することがある。土地、建物、及び事務用機器は通常、それぞれの専門家による評価を受け、活発な市場がある有価証券は市場価格で認識される。取得の過程で無形固定資産が識別される場合には、その測定は無形固定資産の種類及びその公正価値を算定する上での複雑性に依りて、独立した外部の鑑定専門家の意見に基づいて行われうる。独立の専門家は、通常、将来の予想キャッシュ・フローに基づいて適切な評価手法を用いて公正価値を算定する。こうした評価額は、将来のキャッシュ・フローの推移に関する仮定だけでなく、使用される割引率にも強く影響を受ける。

のれんの減損テストは将来に関する仮定に基づいて実施される。当グループでは年1回及びのれんに減損が発生している兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。その後、CGUの回収可能金額が算出されなければならない。CGUの回収可能金額は売却費用控除後の公正価値と使用価値とのいずれか高い方の金額とする。使用価値を算定するには、予測将来キャッシュ・フロー及び適用される割引率に関して調整及び見積りを行うことが求められる。経営陣は、回収可能金額算出のためになされた仮定は適切なものであると考えているが、これらの仮定に予期できない変動（例えば、EBITマージンの減少、資本コストの増加、長期成長率の低下等）が起こった場合には、当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に悪影響を及ぼし得る減損損失が発生する場合がある。

当グループが関係している係争中の訴訟については注記53に記載されている。こうした訴訟の結果は当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこうした訴訟に関して入手可能な最新の情報を定期的に分析し、予想される訴訟費用を含め発生し得る負担に対する引当金を認識している。こうした評価には社内外の法律顧問も加わっている。引当金の必要性の決定に際して、経営陣は不利な結果となる可能性や負担額が十分に信頼できる方法で見積もられているかを考慮に入れている。当グループに対して訴訟が提起され若しくは支払請求がなされている、又は訴訟に関して注記で開示されているからといって、必ずしも引当金に関連するリスクについて認識されるというわけではない。

仮定及び見積りは全て貸借対照表日現在の実勢及び評価に基づいている。今後の事業展開を展望するため、当グループが事業展開している分野や地域の今後の経済環境についても、同日現在で現実的な評価がなされた。全般的な環境で仮定とは異なる展開となる場合には、実際の金額は見積額と異なる場合もある。そうした場合には、仮定や、必要であれば関連する資産及び負債の帳簿価額も適宜調整される。

連結財務諸表の作成日現在で仮定及び見積りに関して重大な変更が必要となる兆候はなく、したがって入手可能な最新の情報に従えば、財務書類で認識されている資産及び負債の帳簿価額について2015年度に重大な調整はなされないと予想される。

(9) 連結方法

連結財務諸表は、統一された会計方針に従って2014年12月31日現在で作成された、ドイツポスト・アーゲー並びにその連結財務諸表に含まれる子会社、持分法が適用される共同事業及び投資のIFRS適用の財務書類に基づいている。

連結財務諸表に含まれる子会社に関する買収の会計処理は、パーチェス法を用いて行われる。買収費用は処分資産、発行された資本性金融商品及び引き受けた負債の取引日における公正価値に相当する。買収関連費用は、費用計上される。条件付対価は、当初の連結日における公正価値にて認識される。

共同事業の資産及び負債並びに収益及び費用は、IFRS第11号に従い、当該事業に保有する持分比率に応じて連結財務諸表に計上される。共同事業者の資産及び債務の持分並びにのれんの認識及び測定は、子会社の連結に対して適用される方法と同様の方法を使用する。

IAS第28号に従い、親会社が重要な影響を及ぼす共同事業及び会社(関連会社)は、パーチェス法を用いて持分法で会計処理される。全てののれんは、持分法が適用される投資に基づき認識される。

段階買収の場合、過去に保有した持分部分は、買収日において適用される公正価値において再算定され、その結果である収益又は損失は、利益又は損失として認識される。

グループ内の売上高、その他の営業収益及び費用、並びに完全に又は部分的に連結される会社間の受取債権、負債及び引当金は消去される。第三者への売上高によって実現されたもの以外のグループ内の商品引渡し及びサービスにより生じる会社間の利益又は損失は消去される。持分法が適用される投資先との事業取引から生じる未実現の損益は、比例配分で消去される。

[次へ](#)

セグメント別報告の開示

(10) 事業部別セグメント情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至 12月31日	PeP		エクスプレス		グローバル・フォワーディング グループ	
	2013年 ⁽²⁾	2014年	2013年 ⁽²⁾	2014年	2013年 ⁽²⁾	2014年
外部売上高	15,146	15,546	11,471	12,116	14,087	14,201
内部売上高	145	140	350	375	700	723
売上高合計	15,291	15,686	11,821	12,491	14,787	14,924
利息を含まない税引き 前損益(EBIT)	1,286	1,298	1,083	1,260	478	293
内、持分法が適用 される投資からの純収 益	0	0	1	1	2	2
セグメント別資産	5,210	5,384	8,286	8,644	7,608	8,488
内、持分法が適用 される投資	6	6	40	43	21	24
セグメント別負債	2,645	2,611	2,763	2,985	2,916	3,188
資本的支出	452	415	484	571	127	207
減価償却費及び償却費	372	335	358	355	90	88
減損損失	12	5	22	107	0	0
減価償却費、償却費及 び減損損失合計	384	340	380	462	90	88
その他の現金を伴わな い費用	282	280	246	177	88	121
従業員数(単位：人)	164,537	164,582	70,462	73,009	43,588	44,311

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至 12月31日	サプライ・チェーン		コーポレート・センター その他		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2013年 ⁽²⁾	2014年	2013年	2014年	2013年 ⁽²⁾	2014年	2013年 ⁽²⁾	2014年
外部売上高	14,137	14,627	71	140	0	0	54,912	56,630
内部売上高	90	110	1,180	1,203	-2,465	-2,551	0	0
売上高合計	14,227	14,737	1,251	1,343	-2,465	-2,551	54,912	56,630
利息を含まない税引き 前損益(EBIT)	441	465	-421	-352	-2	1	2,865	2,965
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益	2	2	0	0	0	0	5	5
セグメント別資産	5,969	6,401	1,491	1,630	-118	-200	28,446	30,347
内、持分法が適用さ れる投資	1	2	0	0	0	0	68	75
セグメント別負債	2,900	3,132	845	1,007	-123	-166	11,946	12,757
資本的支出	277	304	407	380	0	-1	1,747	1,876
減価償却費及び償却費	270	267	209	217	0	-1	1,299	1,261

減損損失	0	1	4	7	0	0	38	120
減価償却費、償却費及び減損損失合計	270	268	213	224	0	-1	1,337	1,381
その他の現金を伴わない費用	107	91	115	80	0	0	838	749
従業員数(単位：人)	143,724	146,400	12,907	12,507	0	0	435,218	440,809

- (1) 四捨五入を含む。
(2) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

セグメント別負債には、無利息の引当金が含まれる。従業員数は常勤従業員相当数の平均となっている。

地理的地域に関する情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月31日	ドイツ		ヨーロッパ (ドイツを除く)		アメリカ大陸	
	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年
外部売上高	16,983	17,367	17,633	18,501	9,526	9,375
非流動資産	5,129	5,532	7,015	6,915	3,226	3,515
資本的支出	1,128	1,092	227	300	172	223

自1月1日 至12月31日	アジア・太平洋地域		その他の地域		グループ	
	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年
外部売上高	8,526	9,143	2,244	2,244	54,912	56,630
非流動資産	3,024	3,289	332	373	18,726	19,624
資本的支出	165	191	55	70	1,747	1,876

- (1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(10.1) セグメント別報告の開示

ドイツポストDHLグループは、4事業部の事業セグメントについて報告する。これらの事業部は、提供される商品及びサービス並びに関係するブランド、流通経路及び顧客プロファイルに従い、責任あるセグメントによって独自に管理されている。事業体の各事業部は、ドイツポストDHLグループの最高経営陣に対して直接報告を行う最終責任を負うセグメント・マネージャーが置かれていることに基づき、セグメントとして定義される。

外部売上高とは、事業部で生じたグループ外の第三者からの売上高をいう。内部売上高とは、他の事業部から生じた売上高をいう。当グループ内で内部的に提供される既存のサービス又は製品に関して比較可能な市場価格がある場合は、これらの市場価格又は時価相当額が移転価格（独立企業原則）として使用される。市場性のないサービスに関する移転価格は一般に増分原価に基づいている。

ITサービス・センターにおいて提供されたITサービスに係る費用は、その発生元別に事業部に配賦される。ドイツポスト・アーゲーの全国的な郵便サービス義務（全国の小売店舗網、毎営業日の配達）から生じる追加費用、及びドイツ・ブンデスポストの法的な承継人としてその報酬制度を引き継ぐ義務から生じる追加費用は、PeP事業部に配賦される。

為替リスクの集約管理の一部として、為替レートの予測値と実際の数値の変動は、セグメントに特化した合意に従い、コーポレート財務部を中心に全額又は一部吸収された。

内部報告に即して、資本的支出が開示される。のれん抜きの無形固定資産及び有形固定資産は、資本的支出数値として報告される。減価償却費、償却費及び減損損失は、各事業部に配賦されたセグメント資産に関連する。その他の現金を伴わない費用は、主に引当金を評価するための費用に関連する。

当グループの事業分野の利益性は、利息を含まない税引き前利益（EBIT）として計測される。

過年度の数値の調整

過年度の数値は、IFRS第10号及びIFRS第11号の当初適用（注記4を参照のこと。）及び2014年第1四半期及び第2四半期におけるセグメント間の会社の再分配を受け調整された。ベルギー、チェコ共和国、イン

ド、オランダ及びポーランドにおける国内小包事業は、2014年1月1日付でPeP事業部に集約された。この事業は、以前はエクスプレス事業部及びグローバル・フォワーディング/フレート事業部の一部であった。また、米国企業であるスカイ・クーリエInc.は、エクスプレス事業部からグローバル・フォワーディング/フレート事業部に再分配された。過年度の数値は適宜調整されていた。

当グループの主要な組織構造を反映させるため、基本的な報告形式は事業部をベースにしている。当グループは、以下の事業部に区分される。

(10.2) 事業部別セグメント

ポスト-eコマース-パーセル (PeP) 事業部

郵便事業部は、当グループの継続的な戦略的発展の一環として、ポスト-eコマース-パーセル (PeP) 事業部と名称変更した。ポスト-eコマース-パーセル事業部は、国内外双方の郵便を取扱い、ダイアログ・マーケティング、全国規模の報道配達サービス及び全ての郵便配達に関連する電子サービスに関するスペシャリストである。また、ドイツに加え、その他の市場においても国内小包サービスを提供する。ポスト及びeコマース-パーセルという2つの業務部に分かれている。

エクスプレス事業部

エクスプレス事業部は、法人顧客及び個人顧客に対し、時間指定配達及び速達サービスを提供している。エクスプレス事業部は、エクスプレス・ヨーロッパ、エクスプレス・アメリカ、エクスプレス・アジア・パシフィック及びエクスプレスMEA (中東及びアフリカ) という業務部で構成される。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

グローバル・フォワーディング/フレート事業部の活動は、鉄道、道路、空路及び海路を使用した物品の運送である。グローバル・フォワーディング/フレート事業部は、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部で構成される。

サプライ・チェーン事業部

サプライ・チェーン事業部は、倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを含む世界的に標準化されたモジュール式コンポーネントに基づき、顧客に対しカスタマイズされたロジスティックス・ソリューションを提供している。また、サプライ・チェーン事業部は、顧客のニーズに合った特化されたビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) 及びマーケティング・コミュニケーション・ソリューションを提供する。サプライ・チェーン事業部は、サプライ・チェーン業務部及びウィリアムズ・リー業務部で構成される。

上記の報告対象のセグメントに加え、セグメント報告は、以下の区分によって構成される。

コーポレート・センター/その他の事業部

コーポレート・センター/その他の事業部は、国際事業サービス (GBS)、コーポレート・センター、及び営業外活動その他の事業活動により構成される。GBSにより生じた損益は、事業部セグメントに配賦されるが、その資産及び負債は、GBSに留まる (非対称的配賦)。

連結

事業部に関するデータは、事業部内取引の連結後に表示される。事業部間取引については、「連結」欄において削除されている。

(10.3) 地理的地域に関する情報

当グループは、ドイツ、ヨーロッパ、アメリカ大陸、及びアジア太平洋その他の地理的地域において主に活動する。外部売上高、非流動資産、及び資本的支出は、これらの地域について開示される。売上高、資産及び資本的支出は、報告する事業体の所在に基づき各地域に配賦される。非流動資産は、主に無形固定資産、有形固定資産及びその他非流動資産から構成される。

(10.4) セグメント別数値の調整

セグメント別数値から連結の数値への調整

調整

(単位：百万ユーロ)

	報告対象セグメント 合計	コーポレート・セン ター /その他	グループ/連結 への調整 ⁽¹⁾	連結の数値

	2013年 ⁽²⁾	2014年	2013年	2014年	2013年 ⁽²⁾	2014年	2013年 ⁽²⁾	2014年
外部売上高	54,841	56,490	71	140	0	0	54,912	56,630
内部売上高	1,285	1,348	1,180	1,203	-2,465	-2,551	0	0
総売上高	56,126	57,838	1,251	1,343	-2,465	-2,551	54,912	56,630
その他の営業収益	1,846	1,915	1,358	1,318	-1,242	-1,217	1,962	2,016
材料費	-32,352	-33,420	-1,308	-1,304	2,622	2,682	-31,038	-32,042
人件費	-16,802	-17,247	-983	-951	9	9	-17,776	-18,189
減価償却費、償却費 及び減損損失	-1,124	-1,158	-213	-224	0	1	-1,337	-1,381
その他の営業費用	-4,411	-4,617	-526	-534	1,074	1,077	-3,863	-4,074
持分法が適用される 投資からの純利益	5	5	0	0	0	0	5	5
利息を含まない税引 き前損益(EBIT)	3,288	3,316	-421	-352	-2	1	2,865	2,965
財務費用純額	-	-	-	-	-	-	-293	-388
税引前利益	-	-	-	-	-	-	2,572	2,577
法人所得税	-	-	-	-	-	-	-361	-400
連結当期純利益	-	-	-	-	-	-	2,211	2,177
内、ドイツポスト・ アーゲー株主 へ帰属	-	-	-	-	-	-	2,091	2,071
内、非支配株主へ 帰属	-	-	-	-	-	-	120	106

(1) 四捨五入を含む。

(2) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総資産と比較したセグメント別の資産を表している。金融資産、所得税資産、繰延税金、現金及び現金等価物並びに追加の有利子資産は除かれている。

セグメント別資産の調整

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
資産合計	35,461	36,979
投資不動産	-33	-32
長期金融資産	-1,123	-1,265
その他の非流動資産	-125	-88
繰延税金資産	-1,327	-1,752
法人所得税資産	-167	-172
受取債権及びその他の流動資産	-7	-1
短期金融資産	-819	-344
現金及び現金等価物	-3,414	-2,978
セグメント別資産	28,446	30,347
内、コーポレート・センター/その他	1,491	1,630

内、報告対象のセグメント	27,073	28,917
内、連結 ⁽²⁾	-118	-200

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 四捨五入を含む。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総負債と比較したセグメント別の負債を表している。有利子の引当金及び負債、所得税負債並びに繰延税金は除かれている。

セグメント別負債の調整

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
資本及び負債合計	35,461	36,979
資本金	-10,034	-9,580
連結負債	25,427	27,399
長期引当金	-6,729	-8,866
非流動負債	-4,846	-4,910
短期引当金	-143	-1
流動負債	-1,763	-865
セグメント別負債	11,946	12,757
内、コーポレート・センター / その他	845	1,007
内、報告対象のセグメント	11,224	11,916
内、連結 ⁽²⁾	-123	-166

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 四捨五入を含む。

損益計算書の開示

(11) 売上高

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
売上高	54,912	56,630

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

売上高は前年度比で1,718百万ユーロ（3パーセント）増加し、56,630百万ユーロであった。この増加は、以下の要因によるものであった。

売上高増加の要因

(単位：百万ユーロ)

	2014年
有機的成長	2,277
ポートフォリオの変更	-152
為替差損益	-407
総額	1,718

2014会計年度においては、前年度と同様、バーター取引に基づいて生じた売上高はなかった。
事業部別の売上高の詳細な分類、並びに売上高の地域別の配賦は、セグメント別報告に示されている。

(12) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
引当金の戻入益	206	308
為替差益	157	171
保険収入	191	168
手数料及び補償より生じた収益	133	159
履行済かつ資産計上された業務から生じた収益	88	128
負債の再評価により生じた収益	100	126
手数料収入	105	126
賃貸及びリース収益	136	124
受取債権及びその他資産の減損損失の戻入益	85	97
デリバティブより生じた収益	66	68
非流動資産処分益	112	64
負債の消滅の認識	31	53
過年度請求に係る収益	71	38
損失補填収益	25	28
補助金	8	11
償却債権取立益	17	9
その他	431	338
その他の営業収益	1,962	2,016

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

引当金の戻し入れによる収益は、米国における再編において負った和解金支払債務の評価の変更を主因として増加した。当該義務が発生する可能性は、引当金が戻入れられた点まで減少した。貸借対照表日における129百万ユーロの偶発債務は、義務の可能性につき認識された。注記51を参照のこと。

補助金は、資産購入又は製作に係る助成金に関連するものである。かかる助成金は、繰延収益として報告されており、資産の耐用年数にわたって損益計算書上に記載される。

多岐に渡るその他の営業収益には、より小さい個別の項目が多数含まれる。

(13) 材料費

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販目的購入商品に係る費用		
再販目的購入商品	1,828	2,052
航空機燃料費	1,342	1,338
燃料費	848	817
包装材料	363	354
スペアパーツ及び修理材料	88	96
事務用消耗品	65	62

その他の費用	121	112
	4,655	4,831
購入サービス費		
交通費	18,222	18,814
臨時社員費	2,005	2,124
解約不能なリースより生じた費用	1,708	1,845
修繕費	969	1,016
ITサービス費	603	617
解約可能なリースより生じた費用	549	478
支払手数料	466	462
ポストバンク支店使用にかかる費用	409	410
その他のリース費用(特別費用)	261	265
その他の購入サービス費	1,191	1,180
	26,383	27,211
材料費	31,038	32,042

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

材料費の増加は、主に輸送費の増加及び購入され、サプライ・チェーン事業部のUKナショナル・ヘルス・サービスとの事業向け再販のために保有された物品に関連する費用の増加によるものである。

その他の費用には、多数の個別の項目が含まれる。

(14) 人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
賃金、給与及び報酬	14,300	14,583
内、シェア・マッチング・スキームに基づく費用 ⁽²⁾	82	82
内、パフォーマンス・シェア・プランに基づく費用 ⁽³⁾	0	3
内、2006年株式評価益請求権制度 / LTIPより生じた費用 ⁽⁴⁾	202	105
社会保険料	2,110	2,164
退職給付費用	883	965
その他従業員給付費用	356	344
離職手当費用	127	133
人件費	17,776	18,189

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 資本性金融商品及び現金支払による清算。

(3) 資本性金融商品による清算。

(4) 現金支払。

シェア・マッチング・スキームに基づく費用のうち、55百万ユーロ（前年度：62百万ユーロ）は現金決済の株式を基準とした支払であった。この金額は、賃借対照表日における債務を反映した金額である。さらに、27百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）は株式決済の株式報酬から生じたものである。

人件費とは、主として賃金、給与、報酬及びその他報告対象年度中に当グループの従業員の役務提供の対価として支払った利益全てに関連するものである。社会保険料は、とりわけ社会保険への雇用主負担の法定拠出金に関連している。

退職給付費用には、確定給付型退職金制度に関連する勤務費用が含まれている。詳細は注記44に記載のとおりである。これらの費用には、531百万ユーロ（前年度：538百万ユーロ）に上るドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度への拠出金及び276百万ユーロ（前年度：286百万ユーロ）に上る当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度（特に、英国、米国及びオランダ）への拠出金も含まれている。

従業員のグループ別に分類された当グループの報告対象年度の平均従業員数は以下のとおりであった。

従業員（年平均）

（単位：人）

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
時給制労働者及び給与制従業員	433,647	440,973
公務員	40,321	37,963
研修生	4,935	5,089
従業員数	478,903	484,025

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

報告対象年度において買収又は売却された会社の従業員については、買収後又は売却前の期間について案分したものが含まれている。常勤従業員として計上される2014年12月31日現在の従業員数は、443,784名（2013年12月31日：434,974名（調整後））に達する。連結財務諸表に含まれる共同事業の従業員は、持分割合で案分すると、202名にのぼる（前年度（調整後）：187名）。

(15) 減価償却費、償却費及び減損損失

（単位：百万ユーロ）

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
無形固定資産の償却費及び減損損失 (のれんの減損を除く)	290	271
有形固定資産の減価償却費及び減損損失		
土地及び建物(賃貸物件の修繕費用を含む。)	173	174
技術設備及び機械	252	235
その他の設備、営業用及び事務用機器	206	204
車両、運送設備	203	216
航空機	212	281
	1,046	1,110
投資不動産の減損損失	1	0
	1,337	1,381
のれんの減損	0	0
減価償却費、償却費及び減損損失	1,337	1,381

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

減価償却費、償却費及び減損損失は、前年度比で44百万ユーロ増加し、1,381百万ユーロとなった。この数値には、以下のセグメントに帰属する120百万ユーロ（前年度：38百万ユーロ）の減損損失が含まれる。

減損損失

（単位：百万ユーロ）

	2013年	2014年
PeP事業部		

ソフトウェア	12	5
エクスプレス事業部		
有形固定資産	22	107
サプライ・チェーン事業部		
有形固定資産	0	1
コーポレート・センター/その他		
ソフトウェア	3	5
有形固定資産	0	2
投資不動産	1	0
減損損失	38	120

過年度同様、エクスプレス・セグメントの減損損失は、航空機及び航空機部品のみ起因するものである。

[次へ](#)

(16) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
広告宣伝費及び広報費用	341	391
交通費及び研修費	316	334
清掃及び警備サービスの購入費用	320	319
保険費用	272	268
流動資産の評価減	226	249
保証費用及び補償金	259	245
通信費	219	223
その他の事業税	226	219
事務用消耗品	180	178
コンサルティング費用（税務に関する助言を含む）	177	170
為替差損による費用	157	170
交際費及び福利厚生費	147	151
連邦郵便通信庁によるサービス	93	100
通関関連手数料	74	88
抛出金及び手数料	88	87
任意の社会給付	80	80
支払手数料	70	66
訴訟顧問費用	60	61
資産の処分により生じた費用	87	56
デリバティブより生じた費用	20	48
金融取引費用	40	42
監査費用	33	32
過年度分の請求による費用	29	24
寄附金	20	21
雑費	329	452
その他の営業費用	3,863	4,074

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

法人所得税以外の税金は関連費用項目として計上することが一般的であるが、特に関連する項目を特定することができない場合はその他の営業費用として計上される。

多岐に渡るその他の営業費用には、細かい個別出費が多数含まれる。

(17) 持分法が適用される投資による純収益

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
関連会社による純収益	5	5
ジョイント・ベンチャーによる純収益	0	0

持分法が適用される投資による純収益	5	5
-------------------	---	---

(1)過年度調整後。注記4を参照のこと。

(18) 財務費用純額

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
財務収益		
受取利息	92	43
その他の株式投資及び金融資産より生じた収益	14	2
その他の財務収益	76	29
	182	74
財務費用		
支払利息	-365	-358
内、年金引当金純額及びその他の引当金の時間経過による割引分	-187	-221
その他の財務費用	-67	-65
	-432	-423
外貨運用実績	-43	-39
財務費用純額	-293	-388

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

財務費用純額を388百万ユーロとする-95百万ユーロの変動は、前年度同様、税金債務の利息の引当金の戻入れによる受取利息を主因とするものである。

財務費用純額には、43百万ユーロ（前年度：92百万ユーロ）の受取利息及び358百万ユーロ（前年度：365百万ユーロ）の支払利息を含む。これらは、損益により公正価値で測定されなかった財務資産及び負債から生じるものである。

年金引当金純額の時間経過による割引分の詳細は、注記44.6を参照。

(19) 法人所得税

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
当期法人所得税費用	-604	-604
当期法人所得税還付	198	56
	-406	-548
一時差異より生じた繰延税金費用	-87	-53
繰延税金資産の減少より生じた繰延税金収益	132	201
	45	148
法人所得税	-361	-400

税引前連結当期純利益及び予想される法人所得税費用に基づく、実効法人所得税費用への調整は、以下のとおりである。

調整

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
法人所得税引前の利益	2,572	2,577
予想される法人所得税	-766	-778
初期差異にかかる認識されない繰延税金資産	20	13
繰越欠損金及び一時差異にかかるドイツのグループ会社の認識されない繰延税金資産	242	346
繰越欠損金及び一時差異にかかる外国のグループ会社の認識されない繰延税金資産	51	59
過年度の当期税金への影響額	113	4
非課税収益及び控除不能費用	-87	-117
外国会社の税率差異	66	73
法人所得税	-361	-400

初期差異として認識されない繰延税金資産の差異は、1995年1月1日期首の税務上の帳簿価額の初期差異により生じた、ドイツポスト・アーゲーのIFRS適用の財務諸表上の帳簿価額と税務上の帳簿価額との一時差異によるものである。IAS第12号第15(b)項及びIAS第12号第24(b)項に基づき、当グループはこれらの主に有形固定資産並びに年金及びこれに類する債務に対する引当金に関連する一時差異に基づく繰延税金資産を認識しなかった。2014年12月31日において、IFRSを適用した財務諸表の帳簿価額と税務上の帳簿価額との間に残存する一時差異は319百万ユーロ(前年度:366百万ユーロ)であった。

繰越欠損金及び一時差異として認識されないドイツのグループ会社の繰延税金資産による影響は、主にドイツポスト・アーゲー及びその連結納税グループの会社に起因している。繰越欠損金及び一時差異として認識されない外国会社の繰延税金資産による影響は、主としてアメリカ大陸地域に起因している。

繰越欠損金及び一時差異として認識されない繰延税金資産の影響額123百万ユーロ(前年度:106百万ユーロ)は、以前認識されなかった繰越欠損金及び一時差異の利用による実効法人所得税費用の減少に関連している。さらに、以前繰越欠損金と認識されなかった繰延税金資産を認識したこと及び過年度における削減可能な一時差異を認識したことにより、繰延税金費用が317百万ユーロ(前年度:208百万ユーロ)減少した。認識されない繰延税金資産による影響額は、4百万ユーロ(前年度:10百万ユーロ評価減)であり、これは繰延税金資産について認識される評価性引当金によるものである。認識されなかった繰延税金資産によるその他の影響額は、主に繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金に関連している。

タックスプランニングに基づき繰延税金資産が実現する可能性があるため、前年度又は当期において損失を計上した会社について、17百万ユーロ(前年度:7百万ユーロ)の繰延税金資産が貸借対照表に計上された。

2014会計年度においては、税率の変更はドイツ国内のグループ会社に大きな影響を及ぼさなかった。外国の課税管轄内における税率の変更は、重大な影響を及ぼさなかった。

実効法人所得税費用には、ドイツ会社及び外国会社の過年度の税金費用4百万ユーロ(税金収益)(前年度:税金収益113百万ユーロ)が含まれる。

以下の表は、その他の包括利益に対する税効果を表している。

その他の包括利益

(単位:百万ユーロ)

	税引前	法人所得税	税引後
2014年			
年金引当金純額の再評価による増減	-2,350	285	-2,065
IFRS第3号再評価剰余金	-2	0	-2
IAS第39号再評価剰余金	112	-10	102
IAS第39号ヘッジ剰余金	-92	27	-65
外国為替換算調整勘定	454	0	454

留保利益のその他の増減	2	0	2
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	4	0	4
その他の包括利益	1,872	302	-1,570
2013年⁽¹⁾			
年金引当金純額の再評価による増減	-50	36	-14
IFRS第3号再評価剰余金	-1	0	-1
IAS第39号再評価剰余金	77	-8	69
IAS第39号ヘッジ剰余金	62	-18	44
外国為替換算調整勘定	-460	0	-460
留保利益のその他の増減	1	0	1
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	-1	0	-1
その他の包括利益	-372	10	-362

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

年金に関連する可能性のある繰延税金資産の回収可能部分を算出するための手続は、当該会計年度中に調整された。これによって、その他の包括利益における221百万ユーロのプラスの税評価の再認識となった。今後の影響については、この影響がIFRSに基づく財務諸表と税勘定の間の変動に大きく依拠するため、見積もりを行うことは極めて難しい。

(20) 連結当期純利益

2014会計年度において当グループは連結当期純利益2,177百万ユーロ（前年度：2,211百万ユーロ）を計上した。このうち2,071百万ユーロ（前年度：2,091百万ユーロ）はドイツポスト・アーゲー株主に帰属するものであった。

(21) 非支配株主持分

非支配株主持分に帰属する純利益は、14百万ユーロ減少し120百万ユーロから106百万ユーロになった。

[次へ](#)

(22) 1株当たり利益

IAS第33号「1株当たり利益」に基づき、基本的1株当たり利益は、連結当期純利益を平均株式数で割ることで算定される。2014会計年度における基本的1株当たり利益は1.71ユーロ（前年度：1.73ユーロ）であった。

基本的1株当たり利益

	2013年	2014年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する期間の連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,091	2,071
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,208,910,457	1,209,507,913
基本的1株当たり利益(単位：ユーロ)	1.73	1.71

希薄化後1株当たり利益を算出するにあたり、平均発行済株式数は、希薄化され得る全ての株式により調整される。これには、パフォーマンス・シェア・プラン及びシェア・マッチング・スキームという株式に基づく支払制度における役員の株式所有権（2014年12月31日現在で6,745,501株；前年度：5,992,349株）及び、2012年12月6日に発行された転換社債における転換権の行使によって発行することができる普通株の最大数を含んでいる。ドイツポスト・アーゲー株主に帰属すべき連結当期純利益は、転換社債に消費された分増加した。

報告期間における希薄化後1株当たり利益は、1.64ユーロ（前年度：1.66ユーロ）であった。

希薄化後1株当たり利益

	2013年	2014年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,091	2,071
(プラス) 転換社債に対する支払利息(単位：百万ユーロ)	6	6
(マイナス) 所得税(単位：百万ユーロ)	1	1
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する調整済連結当期純利益(単位：百万ユーロ)	2,096	2,076
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,208,910,457	1,209,507,913
潜在的に希薄化効果のある株式(単位：株)	52,944,097	53,243,204
希薄化後の純利益に関する加重平均株式数(単位：株)	1,261,854,554	1,262,751,117
希薄化後1株当たり利益(単位：ユーロ)	1.66	1.64

(23) 1株当たり配当金

1株当たり0.85ユーロの配当金が2014会計年度に関して提案されている。2014年12月31日現在で登記されている1,211,180,262株に基づいて配当されるため、この提案によれば配当金の分配は1,030百万ユーロとなる。前年度は、1株当たりの配当金は1株0.80ユーロであった。配当金の分配についての詳細は注記42を参照のこと。

[次へ](#)

貸借対照表の開示

(24) 無形固定資産

(24.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	内部創出の 無形固定資産	購入した 商標名	購入した 顧客リスト	その他の 購入した無形固定資産	のれん	前払金及び 開発中の無形固定資産	合計
取得原価							
2013年1月1日現在 残高 ⁽¹⁾	1,083	502	944	1,497	12,056	134	16,216
企業結合からの追加	1	0	0	4	31	0	36
取得	39	0	0	79	0	126	244
組替え	23	0	0	22	0	-36	9
処分	-30	0	0	-90	-22	-1	-143
為替差損益	-3	-12	-36	-33	-295	-1	-380
2013年12月31日現在 / 2014年1月1日現在残高	1,113	490	908	1,479	11,770	222	15,982
企業結合からの追加	1	0	0	0	2	0	3
取得	18	0	0	70	0	212	300
組替え	48	19	0	12	0	-39	40
処分	-30	0	0	-53	-2	-4	-89
為替差損益	1	35	67	26	477	1	607
2014年12月31日現在 残高	1,151	544	975	1,534	12,247	392	16,843
償却及び減損損失							
2013年1月1日現在 残高 ⁽¹⁾	821	457	560	1,093	1,138	0	4,069
企業結合からの追加	1	0	0	2	0	0	3
償却	99	0	58	118	0	0	275
減損損失	0	0	0	15	0	0	15
組替え	2	0	0	-1	0	0	1
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-28	0	0	-81	-5	0	-114
為替差損益	-2	-10	-26	-25	-36	0	-99
2013年12月31日現在 / 2014年1月1日現在残高	893	447	592	1,121	1,097	0	4,150
企業結合からの取得	0	0	0	0	0	0	0
償却	87	0	54	120	0	0	261
減損損失	10	0	0	0	0	0	10
組替え	12	0	0	-13	0	2	1
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-24	0	0	-43	0	0	-67
為替差損益	1	31	44	19	41	0	136
2014年12月31日現在 残高	979	478	690	1,204	1,138	2	4,491
2014年12月31日現在 の帳簿価額	172	66	285	330	11,109	390	12,352
2013年12月31日現在 の帳簿価額	220	43	316	358	10,673	222	11,832

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

購入したソフトウェア、特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産が、購入した無形固定資産に計上されている。内部創出の無形固定資産は、自社開発されたソフトウェアの開発費に関するものである。

のれん以外には、全体として獲得された商標権のみが無期限の耐用年数を持つと考えられる。

2百万ユーロののれんの増加は、ストリートスクーター GmbHに関連する。のれんの処分のうち、1百万ユーロはハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンスに、1百万ユーロはデジタル・ソリューションズ・ビジネスに関連する。注記2を参照のこと。

(24.2) のれんのCGUへの配賦

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
のれん合計	10,673	11,109
ポスト-eコマース-パーセル事業部	877	906
エクスプレス事業部	3,890	3,918
グローバル・フォワーディング/フレート事業部		
DHLグローバル・フォワーディング	3,662	3,919
DHLフレート	273	275
サプライ・チェーン事業部		
DHLサプライ・チェーン	1,560	1,645
ウィリアムズ・リー	411	446

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

IAS第36号に準拠した年次減損テストのため、当グループはその使用価値に基づいてCGUの回収可能価額を決定している。この決定は、まず税引き後資本コストと同一のレートで割り引かれるフリー・キャッシュ・フローの予想額に基づいて行われる。その後税引き前割引率が反復的に算定される。

この予想キャッシュ・フローは、詳細なEBITの計画、減価償却、及び経営陣が採用した投資計画、並びに正味運転資本額の変動に基づくものであり、内部的な過去のデータ及び外部のマクロ経済のデータを考慮に入れたものである。方法論的側面からいえば、この詳細な計画策定フェーズは2015年から2017年の3ヶ年計画の展望をカバーし、2018年から先の付加価値を表す終身年金により補完される。これは、各CGUに関して別々に決定される、以下の表に示した長期成長率を用いて算定される。下記の成長率は、経済の長期的な実質成長値、該当するセクターの成長予想、各CGUが属する国のインフレ長期予測に基づいている。予想キャッシュ・フローは、過去の経験及び予想される将来の一般的な市場傾向の双方を考慮に入れ算定される。さらにこの予想は、それぞれの地域的なサブ・マーケット及びグローバルな貿易における成長率、並びに物流の外部委託化傾向をも考慮に入れている。輸送網及びサービスに係るコスト予測も、使用価値に影響を及ぼす。

税引き前資本コストは加重平均資本コストに基づいている。以下の表は、各CGUに使用される割引率（税引き前）及び終身年金の各ケースについて仮定された成長率を示している。

(単位：%)

	割引率		成長率	
	2013年	2014年	2013年	2014年
サプライ・チェーン事業部				
DHLサプライ・チェーン	9.3	8.4	2.5	2.5
ウィリアムズ・リー	9.1	7.8	2.0	2.0
グローバル・フォワーディング/フレート事業部				
DHLフレート	9.4	8.6	2.0	2.0
DHLグローバル・フォワーディング	9.2	8.3	2.5	2.5
ポスト-eコマース-パーセル事業部	8.8	8.3	0.5	0.5
エクスプレス事業部	9.5	9.3	2.0	2.0

こうした仮定及びのれんが配賦されている各CGUについて実施した減損テストに基づいて、いずれのCGUも回収可能金額がその帳簿価額を上回っていることが確認された。2014年12月31日現在、いずれのCGUについてものれんの減損損失は認識されなかった。

減損テストの実施にあたり、ドイツポストDHLグループは、IAS第36号第134項において義務付けられている感応度分析を行った。これらの分析において、のれんの減損リスクは何ら示されなかった。

(25) 有形固定資産

(25.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	土地及び建物	技術設備及び機器	その他の設備、営業用及び事務用機器	航空機	車輛及び輸送用機器	前払金及び開発中の資産	合計
取得原価							
2013年1月1日現在残高⁽¹⁾	4,532	4,004	2,517	2,054	2,114	262	15,483
企業結合からの追加	1	13	3	0	4	0	21
取得	214	150	189	27	283	640	1,503
組替え	73	177	44	228	25	-548	-1
処分	-155	-197	-180	-150	-238	-10	-930
為替差損益	-96	-88	-86	-16	-30	-6	-322
2013年12月31日現在 / 2014年1月1日現在残高	4,569	4,059	2,487	2,143	2,158	338	15,754
企業結合からの追加	0	1	1	0	0	0	2
取得	138	100	155	35	358	790	1,576
組替え	51	361	-30	116	52	-589	-39
処分	-172	-206	-200	-465	-261	-17	-1,321
為替差損益	90	88	61	24	19	11	293
2014年12月31日現在残高	4,676	4,403	2,474	1,853	2,326	533	16,265
減価償却及び減損損失							
2013年1月1日現在残高⁽¹⁾	2,172	2,730	1,945	885	1,097	1	8,830
企業結合からの追加	1	12	2	0	4	0	19
減価償却	173	249	206	193	203	0	1,024
減損損失	0	3	0	19	0	0	22
組替え	0	-1	1	0	0	0	0
減損損失の戻入	0	0	0	-1	0	0	-1
処分	-93	-151	-166	-125	-206	0	-741
為替差損益	-55	-53	-66	-7	-18	0	-199
2013年12月31日現在 / 2014年1月1日現在残高	2,198	2,789	1,922	964	1,080	1	8,954
企業結合からの追加	0	0	0	0	0	0	0
減価償却	171	235	203	175	216	0	1,000
減損損失	3	0	1	106	0	0	110
組替え	1	49	-50	0	0	0	0
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-106	-190	-192	-446	-229	0	-1,163
為替差損益	58	59	48	10	12	0	187
2014年12月31日現在残高	2,325	2,942	1,932	809	1,079	1	9,088
2014年12月31日現在の帳簿価額	2,351	1,461	542	1,044	1,247	532	7,177

2013年12月31日現在の帳簿価額	2,371	1,270	565	1,179	1,078	337	6,800
--------------------	-------	-------	-----	-------	-------	-----	-------

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

前払金は、当グループが未了の取引に関連して前払金を支払った有形固定資産項目に係る前払金にのみ関わるものである。開発中の資産は、貸借対照表日現在で建設中の有形固定資産項目に関連するものであり、内部又は第三者による建設原価が既に発生しているものである。

(25.2) ファイナンス・リース

以下の資産はファイナンス・リースより生じた非流動資産として計上されている。

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
土地及び建物	155	142
技術設備及び機械	3	2
その他の設備、営業用及び事務用機器	10	12
航空機	160	84
車輛及び輸送用機器	2	2
ファイナンス・リース	330	242

航空機の減少は、一部の航空機が見込みより早く退役したことによる減損損失に起因するものである。金融負債の項には、対応する負債に関する情報が記載されている（注記46.4を参照）。

(26) 投資不動産

(26.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
取得原価		
1月1日現在の残高	53	43
追加	2	7
組替え	-8	-1
処分	-4	-8
為替差損益	0	1
12月31日現在の残高	43	42
減価償却		
1月1日現在の残高	10	10
追加	1	0
減損損失	1	0
処分	-2	0
組替え	0	0
12月31日現在の残高	10	10
12月31日現在の帳簿価額	33	32

投資不動産は、主に、ドイツ、米国、イラン及びアンゴラに所在する承継可能な建物権が付されたリース不動産並びに造成地及び未開発地から成っている。不動産とは未開発地も含む。

追加は、主に、アンゴラにおける新規不動産に関連する。処分は、米国における不動産の売却及び売却目的で保有されている不動産の再分類に起因する。

投資不動産の賃貸収益は3百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）で、関連する費用は1百万ユーロ（前年度：1百万ユーロを下回った。）であった。公正価値は、65百万ユーロ（前年度：74百万ユーロ）であった。

(26.2) IFRS第13号に基づく公正価値評価

以下の表は、評価手法で評価した投資不動産の公正価値を示している。

投資不動産

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	公正価値	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽²⁾	レベル3 ⁽³⁾
2014年12月31日現在					
不動産 - ドイツ	18	51	-	13	38
不動産 - アンゴラ	7	7	-	4	3
不動産 - 米国	6	6	-	6	-
不動産 - イラン	1	1	-	1	-
合計	32	65	-	24	41
2013年12月31日現在					
不動産 - ドイツ	21	58	-	14	44
不動産 - アンゴラ	2	2	-	-	2
不動産 - 米国	10	14	-	14	-
合計	33	74	-	28	46

(1) 活発な市場における同一の資産又は負債の見積価格(未調整)。

(2) 直接的(価格として)又は間接的(価格に基づいて)に観測可能である見積市場価格。

(3) 観測可能な市場データに基づかないインプット。

公正価値は比較法、投資法及び割引キャッシュ・フロー(DCF)法を利用して決定される。公正価値の評価は内外の専門家による鑑定並びに提供された見積に基づくものである。インプットは、土地及び建物の大きさ、年数及び状況、現地の経済並びに比較可能な価格等の基準に基づく場合があり、それらによって調整される。主なインプットには、1平方メートル又は1エーカー当たりの価格、又は、想定される賃貸料収入が含まれる。

2013年度及び2014年度におけるレベル間の移動はなかった。

(27) 持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は以下のように変動した。

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年
1月1日現在残高	60	62	6	6	66	68
処分	0	-2	0	0	0	-2
当グループの持分の変動						
損益として認識される変動	5	5	0	0	5	5
利益配分	-2	0	0	0	-2	0

その他包括収益として認識される変動	-1	4	0	0	-1	4
12月31日現在残高	62	69	6	6	68	75

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関する完全な一覧表については、ドイツ商法（HGB）の第313条第2項第1号乃至第4号及び第313条第3項に基づく当グループの株式持分の一覧表を参照のこと（www.dpdhl.com/en/investors.html）。

(27.1) 関連会社への投資

以下の表は、当グループにおいて個別のかつ総体的に実質的な重要性を有さない関連会社に関する連結財務諸表及び財務データ抜粋（保有する持分については調整済み）に記載の帳簿価額の包括的な概要である。

関連会社に関する財務データ総計

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
連結財務諸表における帳簿価額	62	69
税引前損益	5	4
税引後損益	5	3
その他包括利益	-1	4
包括利益合計	4	7

(27.2) ジョイント・ベンチャー

従前においては比例按分的に連結されており現在では持分法が適用される会社の帳簿価額は、1百万ユーロを下回る。

以下の表は、個別のかつ総体的に重要性を有しない全てのジョイント・ベンチャーにおける全持分の帳簿価額及び財務データ抜粋を包括的に示すものである。数値は、当グループの持分を表している。

ジョイント・ベンチャーに関する財務データ総計

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
連結財務諸表における帳簿価額	6	6
税引前損益	0	0
税引後損益	0	0
その他包括利益	0	0
包括利益総額合計	0	0

(28) 長期金融資産

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
売却可能金融資産	162	256	288
貸付金及び受取債権	736	728	834
損益を通して公正価値で計上される金融資産	115	107	192

リース受取債権	25	32	49
長期金融資産	1,038	1,123	1,363

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

長期金融資産8百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）の評価減は、資産価値が減少したため、損益計算書に計上されている。前年同様、全額が、損益を通して公正価値で計上される金融資産に関するものである。

類似する長期金融資産に関する2014年12月31日現在の市場金利と比較すると、住宅建設助成貸付金の殆どが、低金利又は無利子である。これらは、貸借対照表上、現在価値12百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）で認識されている。これらの貸付金の元本金額の総額は、13百万ユーロ（前年度：22百万ユーロ）である。

処分に関する制限の詳細については、注記50.2を参照。

(29) その他の非流動資産

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
年金資産	198	120	88
その他	103	67	63
その他の非流動資産	301	187	151

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

年金資産に関する詳細な情報は、注記44に記載されている。

(30) 繰延税金

(30.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
繰延税金資産	1,327	1,752
繰延税金負債	124	84

(30.2) 貸借対照表に記載の事項の詳細

(単位：百万ユーロ)

	2013年		2014年	
	資産	負債	資産	負債
無形固定資産	33	171	62	156
有形固定資産	110	47	117	52
長期金融資産	8	55	0	70
その他の非流動資産	42	38	36	42
その他の流動資産	71	63	39	26
引当金	358	27	649	36
金融負債	28	18	4	51
その他の負債	150	17	154	8
繰越欠損金	839	-	1,048	-
総額	1,639	436	2,109	441

純額	-312	-312	-357	-357
帳簿価額	1,327	124	1,752	84

繰越欠損金に係る繰延税金のうち948百万ユーロ（前年度：738百万ユーロ）はドイツの繰越欠損金に関するもので、100百万ユーロ（前年度：101百万ユーロ）は海外の繰越欠損金に関するものである。

当グループがタックスプランニングにおいて、これらの繰越欠損金及び一時差異をおそらく利用することができないであろうと予想されるため、約102億ユーロ（前年度：112億ユーロ）の繰越欠損金及び約5,082百万ユーロ（前年度：約4,113百万ユーロ）の一時差異に係る繰延税金資産は計上しなかった。

当該繰越欠損金の大半は、ドイツポスト・アーゲーに関するものである。これらは無期限に利用することが可能である。外国会社については、多額の重要な繰越欠損金が2023年以前に失効することはない。

ドイツ内外の子会社の利益に関連する726百万ユーロ（前年度：631百万ユーロ）の一時差異は、予測可能な将来においては戻入れられない可能性が高いため、これに関する繰延税金は認識していない。

(30.3) 満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	短期	長期	差額決済	合計
2014年				
繰延税金資産	308	1,801	-357	1,752
繰延税金負債	106	335	-357	84
2013年				
繰延税金資産	486	1,153	-312	1,327
繰延税金負債	169	267	-312	124

(31) 棚卸資産

貨物センターにおける郵便切手及び予備部品の棚卸資産の標準原価は、合計15百万ユーロ（前年度：15百万ユーロ）となった。これらの棚卸資産について、重大な評価引当金を計上する必要はなかった。

棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
原材料、貯蔵品及び消耗品	208	203	233
製品及び再販目的購入商品	52	69	69
仕掛品	60	126	28
前払金	1	4	2
棚卸資産	321	402	332

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(32) 短期金融資産

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
売却可能金融資産	611	208
損益を通して公正価値で計上される金融資産	140	75
貸付金及び受取債権	63	61
リース受取債権	7	7
短期金融資産	821	351

流動金融資産の変動は、マネー・マーケット・ファンドにおける短期投資の現金化を主因とするものである。

売却可能金融資産のうち、208百万ユーロ（前年度：611百万ユーロ）は公正価値で算定された。処分に関する制限の詳細については、注記50.2を参照。

(33) 売掛金

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
売掛金	6,400	6,490	7,227
繰延収益	534	528	596
グループ会社に対する受取債権	6	4	2
売掛金	6,940	7,022	7,825

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

(34) その他の流動資産

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
前払費用	680	636	687
未収税金	491	490	541
民間郵便代理業者に対する受取債権	148	157	147
原価配賦より生じた収益	61	71	87
貸方項目に係る借方残高	43	33	48
損失補填(遡及請求)に係る受取債権	25	25	36
従業員に対する受取債権	23	25	27
保険事業に係る受取債権	20	20	40
資産の売却に係る受取債権	0	6	6
代金引換に係る受取債権	7	5	4
その他の資産	657	755	792
その他の流動資産	2,155	2,223	2,415

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

未収税金のうち396百万ユーロ（前年度：366百万ユーロ）は付加価値税に関連し、101百万ユーロ（前年度：83百万ユーロ）は関税に関連し、44百万ユーロ（前年度：41百万ユーロ）はその他の未収税金に関連している。その他の資産には、数多くの個別項目が含まれている。

(35) 法人所得税資産及び法人所得税負債

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日	2013年 ⁽¹⁾	2014年
法人所得税資産	127	167	172
法人所得税負債	-534	-429	-446

(1) 過年度調整後、注記4を参照のこと。

法人所得税資産及び法人所得税負債は、全て流動項目であり、取崩しまでの期間は1年未満である。

(36) 現金及び現金等価物

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
現金等価物	883	2,077	1,686
銀行残高	1,395	1,199	1,226
現金	14	22	22
その他の現金及び現金等価物	103	116	44
現金及び現金等価物	2,395	3,414	2,978

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

現金及び現金等価物の2,978百万ユーロのうち、770百万ユーロについては、貸借対照表の作成日時点において、当グループの一般的な使用は不可能であった。この金額のうち、680百万ユーロは為替規制又はその他法的規制が適用される国々（主に、中国、インド及びパキスタン）に起因するものであり、90百万ユーロは非支配持分の所有者を有する会社並びに信託に基づき管理される現金に起因するものであった。

(37) 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

(37.1) 概要

この科目で報告されている金額は、主に以下に関連している。

(単位：百万ユーロ)

	資産		負債	
	2013年	2014年	2013年	2014年
エクセルInc.(米国)- 不動産(サプライ・チェーン・セグメント)	2	4	0	0
ドイツポスト・DHLコーポレート・リアル・エステート・マネジメントGmbH Co. ロジスティックゼントレン KG(ドイツ)- 不動産(コーポレート・センター/その他)	20	0	0	0
ドイツポスト・アーゲー - 不動産(コーポレート・センター/その他)	20	0	0	0
DHLアビエーション(オランダ)B.V.(オランダ)- 航空機(エクスプレス・セグメント)	0	0	0	0
売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債	42	4	0	0

不動産には、未開発の土地も含まれている。

エクセルInc.

前年度において売却目的で保有されていた不動産のうち、1つは当年度中に売却され、1つは売却目的ではなくなったため投資不動産として組み替えられた。別の不動産は、売却が予定されているため、投資不動産から売却目的で保有されている資産に組み替えられた。組替え前の直近の資産の査定による減損は示されなかった。

ドイツポスト・DHLコーポレート・不動産マネジメントGmbH & Co. ロジスティックゼントレン KG

2013年度に発表されていた不動産売却計画は、2014年第4四半期に完了した。売却目的で保有されている資産及び売却目的で保有されている資産に関連する負債への組替え前の直近の資産の査定による減損はなかった。

ドイツポスト・アーゲー

2013年度に発表されていたドイツポスト・アーゲーによる不動産売却計画2件は完了した。組替え前の直近の資産の査定による減損は示されなかった。

DHLアビエーション(オランダ)B.V.

早期機体更新の一環として、DHLアビエーション(オランダ)B.V.は、既存の航空機11機を削減することを計画している。組替え前の直近の資産の査定による減損は102百万ユーロとなった。

(37.2) IFRS第13号に基づく公正価値評価

IFRS第5号に従って、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に係る負債は、償却されないが、公正価値から売却費用を差し引いた価格と、帳簿価格のいずれか低い価格において認識されている。

以下の表は、非經常基準に様々なインプット手法を利用して公正価値が評価されたことを示している。

非經常公正価値評価

(単位：百万ユーロ)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽²⁾	レベル3 ⁽³⁾
2014年12月31日			
米国-不動産	-	4	-
オランダ-航空機	-	-	0
2013年12月31日			
ドイツ-不動産	-	-	40
米国-不動産	-	2	-

(1) 活発な市場における同様な資産又は負債の見積価格(未調整)。

(2) 直接的(価格として)又は間接的(価格に基づいて)に観測可能である見積市場価格。

(3) 観測可能な市場データに基づかないインプット。

前年度同様、米国において売却目的で保有する不動産の公正価値を評価するために外部鑑定が使用される。公正価値を評価するため、比較法が利用される。レベル2に割り当てられるインプットは、土地及び建物の大きさ、年数及び状況、現地の経済状況並びに比較可能な価格等の基準に部分的に基づき、それらによって調整される。主たるインプットは1エーカー当たりの価格である。

売却目的で保有する航空機の公正価値は、市場分析及び買主候補による購入オファーに基づき決定される。

前年度はレベル3に分類されていたドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・DHLコーポレート・リアル・エステート・マネジメント GmbH & Co. ログスティックゼントレン KG (ドイツ) が売却目的で保有する不動産の公正価値は、買主候補による購入オファーに基づき決定された。

2014年度におけるレベル間の移動はなかった。

(38) 資本金及び自己株式の買付

(38.1) 株式資本

前年度同様、ドイツ復興銀行 (KfWバンケングルッペ) (KfW) は、2014年12月31日現在でドイツポスト・アーゲーの株式の21パーセントを所有している。残りの79パーセントは浮動株であった。KfWはドイツ連邦政府より委託された株式を所有する。

(38.2) 資本金及び自己株式の買付

資本金は1,211百万ユーロに上る。資本金は、1株が株式資本における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式 (普通株式) 1,211,180,262株で構成され、全て払込済である。

資本金の推移

(単位：ユーロ)

	2013年	2014年
1月1日現在の残高	1,209,015,874	1,209,015,874
第1回増資による追加分	0	656,915
第2回増資による追加分	0	1,507,473
商業登記簿に基づく資本金	1,209,015,874	1,211,180,262
自己株式の取得	-1,313,727	-3,158,717
発行済自己株式	1,313,727	1,651,244
12月31日現在の残高	1,209,015,874	1,209,672,789

2014年12月31日時点において、ドイツポスト・アーゲーは自己株式1,507,473株（前年度：0株）を保有していた。自己株式の推移は、株主持分変動計算書に記載されている。

2014年12月31日現在の授権資本・条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)

	百万ユーロ	目的
授権資本2009年	0	現金 / 現物出資による株式資本増加 (2014年4月20日まで)
授権資本2013年	240	現金 / 現物出資による株式資本増加 (2018年5月28日まで)
条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)2011	75	オプション / 転換権の発行 (2016年5月24日まで)
条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)2013	75	オプション / 転換権の発行 (2018年5月28日まで)
条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)2014	40	役員に対する新株引受権の発行 (2019年5月26日まで)

2009年授権資本

2009年4月21日の定時株主総会において、取締役会は、監査役会の承諾を条件として、2014年4月20日までの間、現金又は現物出資と引き換えに、新しい記名式無額面株式を240百万株まで発行し、それにより当社の資本を増加させる権限を認められた。株主は通常、新株引受権を有している。取締役会は、当該権限を利用していない。2014年4月20日に当該権限が失効したため、2013年5月29日の定時株主総会において、同量の資本を増加できる新しい権限に更新することを決議した（授権資本2013年）。

2013年授権資本

2013年5月29日の定時株主総会において、取締役会は、監査役会の承諾を条件として、2018年5月28日までの間、現金又は現物出資と引き換えに、新しい記名式無額面株式を240百万株まで発行し、それにより当社の資本を増加させる権限を認められた。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承諾を条件として、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。

ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、監査役会の同意を得た上で、現金払込と引き換えに1株当たり1ユーロの株式資本の名目持分を有する無額面の記名式新株656,915株を発行することによってドイツポスト・アーゲーの株式資本を656,915.00ユーロ増額するため、ドイツポスト・アーゲー定款第5条第(2)項（授権資本2013）に従い2013年5月29日に定時株式総会によって取締役会に対して付与された権限を一部使用する決議を行った。当該増資は、2014年3月12日、ボン地方裁判所の商業登記簿に登録された。当該株式は、2013年度の連結純利益に算入された。

取締役会は、監査役会の同意を得た上で、現金払込と引き換えに1株当たり1ユーロの株式資本の名目持分を有する無額面の記名式新株1,507,473株を発行することによってドイツポスト・アーゲーの株式資本を1,507,473.00ユーロ増額するため、ドイツポスト・アーゲー定款第5条第(2)項（授権資本2013）に従い2013年5月29日に定時株式総会によって取締役会に対して付与された権限を追加で一部使用する決議を行った。当該増資は、2014年12月11日、ボン地方裁判所の商業登記簿に登録された。当該株式は、2014年度の連結純利益に算入される。

増資の実施は、0.7百万ユーロの取引費用を伴った。

2011年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)

2011年5月25日の定時株主総会において、取締役会は、監査役会の承諾を条件として、2016年5月24日までの間、1回又は数回にわたり、最大総額10億ユーロまで、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを、発行する権限を認めることを決議した。これにより、取締役会は、最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本における比率は、75百万ユーロを超えることはない。

この権限のもと、2012年12月6日、ドイツポスト・アーゲーは、10億ユーロの転換社債を発行し、これを社債権者が最高で48百万株のドイツポスト・アーゲー株式に転換できることとした。この社債発行により、当該権限は完全に使用された。その資本は条件付きで最大75百万ユーロまで増加される。

2013年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)

2013年5月29日の定時株主総会において、取締役会は、監査役会の承諾を条件として、2018年5月28日までの間、1回又は数回にわたり、最大総額15億ユーロまで、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを、発行する権限を認めることを決議した。これに

より、取締役会は、最大75百万株までのオプション若しくは転換権を付与することができるが、株式資本における比率は、75百万ユーロを超えることはない。その資本は条件付きで最大75百万ユーロまで増加される。報告対象年度において、かかる権限は使用されなかった。

2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2014年5月27日、ドイツポスト・アーゲーの定時株主総会は、無額面の記名新株を最大で40百万株発行することによって最大で40百万ユーロを条件付きで増資する権限を取締役に付与することを決議した。当該条件付増資は、一部の当グループ経営陣に対し新株予約権を付与することになる。当該新株予約権は、前述の2014年5月27日の定時株主総会による決議に基づいてのみ発行される。当該条件付増資は、付与された当該新株予約権に基づき株式が発行され、同社が当該新株予約権を現金支払又は自己株式の交付によって決済しない範囲においてのみ実施される。当該新株は、発行される会計年度の初頭から利益に算入される。株式資本は、最大で40百万ユーロ条件付きで増額される。

(38.3) 自己株式を取得する権限

2014年度においては、定時株主総会が2010年4月28日に付与し、2012年5月9日に延長した2015年4月27日まで付与された自己株式取得に関する権限が使用された。2014年5月27日の定時株主総会は、新たな権限の効力発生日付で当該権限が無効になることを決議した。2014年5月27日付の定時株主総会決議により、当社は、2019年5月26日までの期間、決議日現在の発行済み株式総数の10パーセントまでの自己株式を取得する権限を引き続き授与された。この権限授与により、取締役会は、法律が認めるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することが認められる。

株主の新株引受権が適用されないこの権限により取得された自己株式は、ドイツ外での株式上場の目的に引き続き使用される。さらに、取締役会はデリバティブを用いて自己株式を取得する権限を引き続き認められた。

ドイツポスト・アーゲーは、シェア・マッチング・スキームの一環として、当会計年度において、合計で1,651,244株を経営陣に対して発行した。これについては、656,915株は、2014年第1四半期中に総額17百万ユーロで市場において取得された。1株当たりの平均購入価格は25.83ユーロであった。さらに、990,269株は、第2四半期及び第3四半期中に総額28百万ユーロで取得され、1株当たりの平均購入価格は28.10ユーロであった。また、追加で必要となった4,060株は、第4四半期中に1株当たり25.08ユーロの購入価格で購入された。

2015年満期の経営陣向けシェア・マッチング・スキームの2010トランシェを決済するために取得された自己株式（対象経営陣に対して分配された株式）は、総額40百万ユーロで購入された。1株当たりの平均購入価格は26.59ユーロであった。

2014年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは自己株式1,507,473株を保有していた。

(38.4) 資本に関する開示

2014年度の自己資本比率は25.9パーセント（前年度：28.3パーセント）であった。当社の資本に関する指標は、純負債額を資本と純負債額との合計で除して算出される純ギアリング比率を用いて確認する。

資本

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
金融負債合計	5,896	5,080
(控除)現金及び現金等価物	-3,414	-2,978
(控除)短期金融資産	-821	-351
(控除)長期預金	-55	-60
(控除)長期デリバティブ金融商品	-107	-192
純負債	1,499	1,499
(追加)資本	10,034	9,580
純負債と資本の合計	11,533	11,079
純ギアリング比率(%)	13.0	13.5

(39) 資本剰余金

2014年12月31日までの期間に、101百万ユーロが資本剰余金として計上された。この金額のうち、44百万ユーロはシェア・マッチング・スキームによるものであり（2013年12月31日：35百万ユーロ）、3百万ユーロは

口はパフォーマンス・シェア・プラン、及び、16百万ユーロと38百万ユーロは増資によるものであった。
 注記38を参照のこと。

資本剰余金

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
1月1日現在の資本剰余金	2,254	2,269
シェア・マッチング・スキームに基づく権利の追加及び発行		
2009トランシェ	1	1
2010トランシェ	3	4
2011トランシェ	4	4
2012トランシェ	17	4
2013トランシェ	10	21
2014トランシェ	0	10
追加総額	35	44
シェア・マッチング・スキームに基づく権利の行使		
2009トランシェ-マッチング株式	0	-8
2012トランシェ-投資及びインセンティブ株式	-20	0
2013トランシェ-投資及びインセンティブ株式	0	-23
行使総額	-20	-31
シェア・マッチング・スキーム総額	15	13
パフォーマンス・シェア・プランに基づく権利の追加及び発行		
2014トランシェ	0	3
資本増加	0	54
12月31日現在の資本剰余金	2,269	2,339

2009トランシェ及び2013トランシェに基づく株式オプションの行使により、対応する自己株式が取締役に対し発行されたため、資本剰余金は31百万ユーロ（2012トランシェに基づく前年度は20百万ユーロ）減少した。

ドイツポスト・アーゲー株の転換社債に関して、74百万ユーロに関する転換権は資本剰余金として認識された（注記46を参照）。

(40) その他の剰余金

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
IFRS第3号再評価剰余金	3	2	0
IAS第39号再評価剰余金	-1	68	170
IAS第39号ヘッジ剰余金	-7	37	-28
為替換算調整勘定	-469	-924	-483
その他の剰余金	-474	-817	-341

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

(40.1) IFRS第3号再評価剰余金

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
1月1日現在の残高	3	2
その他の包括利益として認識された変動額	-1	-2
12月31日現在のIFRS第3号再評価剰余金残高	2	0

IFRS第3号再評価剰余金には、買収価額の配賦によるDHLロジスティクス（中国）Co. Ltd.の含み剰余金が含まれる。これは、従前保有されていた50パーセントの持分に含まれていた顧客関係や繰延税金の調整に起因する。

(40.2) IAS第39号再評価剰余金

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
1月1日現在残高	0	77
為替差損益	1	6
包括利益		
未実現利益(+)及び損失(-)の変動	76	107
実現利益(+)及び損失(-)の変動	0	0
12月31日現在の税引き前のIAS第39号再評価剰余金残高	77	190
繰延税金	-9	-20
12月31日現在の税引き後のIAS第39号再評価剰余金残高	68	170

再評価剰余金は、その他の包括利益として認識されている、売却可能金融資産の公正価値に基づく変動より生じた損益を含んでいる。この剰余金は、当該資産が売却若しくは処分された場合、又は、その価値が著しく若しくは永続的に減損している場合に損益への戻入れが行われる。

(40.3) IAS第39号ヘッジ剰余金

ヘッジ剰余金は、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分により調整される。このヘッジ剰余金は、ヘッジ対象が決済された時点で、損益への戻入れが行われる。

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
1月1日現在残高	-3	59
包括利益		
未実現利益(+)及び損失(-)の変動	111	-73
実現利益(+)及び損失(-)の変動	-49	-19
12月31日現在の税引き前のIAS第39号ヘッジ剰余金残高	59	-33
繰延税金	-22	5
12月31日現在の税引き後のIAS第39号ヘッジ剰余金残高	37	-28

ヘッジ剰余金の変動は、主に将来時点で実行される為替取引に係る未実現ヘッジ損益の認識による。本年度、実現収益70百万ユーロ及び実現損失51百万ユーロが、その他包括収益で認識された（前年度：実現損失26百万ユーロ及び実現収益75百万ユーロ）。繰延税金はヘッジ剰余金に関連して認識された。

(40.4) 外国為替換算調整勘定

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年

1月1日現在の残高	-469	-924
非支配株主持分の変動	-5	0
包括利益		
未実現利益(+)及び損失(-)の変動	-451	441
実現利益(+)及び損失(-)の変動	1	0
外国為替換算調整勘定の12月31日現在の残高	-924	-483

(1) 過年度額調整後。注記4を参照。

(41) 留保利益

過年度に生じた連結未処分利益と同様、留保利益は非支配株主との取引による影響も含んでいる。

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
1月1日現在の残高	6,017	7,183
配当金の支払	-846	-968
連結当期純利益	2,091	2,071
年金引当金純額の再評価による変動	-15	-2,061
非支配株主持分との取引	-62	-6
その他の変動	-2	-51
留保利益の12月31日現在残高	7,183	6,168

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

ドイツポスト・アーゲーの株主に対する968百万ユーロの配当金支払は2014年5月に行われた。これは1株当たり0.80ユーロの配当に相当する。

年金引当金純額の再評価による変動については、注記44.6を参照。

自己株式の変動については株主持分変動計算書に記載している。

(42) ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本

2014年度のドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本は、9,376百万ユーロ(2013年1月1日、調整後：9,006百万ユーロ、2013年12月31日、調整後：9,844百万ユーロ)であった。

配当金

ドイツポスト・アーゲー株主への配当金は、ドイツ商法に準拠して作成されたドイツポスト・アーゲーの年次財務諸表に計上された留保利益純額1,645百万ユーロに基づいて支払われている。支払が予定されている配当金総額1,030百万ユーロ(1株当たり0.85ユーロ)を控除した残額の615百万ユーロは、次年度に繰り越される。

	配当金総額(百万ユーロ)	1株当たりの配当金(ユーロ)
2013年分として2014年度に支払われた配当金	968	0.80
2012年分として2013年度に支払われた配当金	846	0.70

配当金は租税目的の出資勘定(ドイツ法人税法(Körperschaftsteuergesetz(KStG))第27条において定義されているsteuerliches Einlagekonto)から(出資が予約資本に対して行われていないことを条件として)全額が支払われるため、キャピタル・ゲイン税又は連帯サーチャージが控除されることなく支払が行われる。配当金は、ドイツ居住者である株主に関しては非課税である。これは、受領者に対し、税還付又は税額控除に関する権利を与えるものではない。租税に関しては、配当金の分配は、出資勘定からの出資の返金と看做され、税務当局の意見としては、株式取得の費用を低下させる。

(43) 非支配株主持分

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
非支配株主持分	207	190	204

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

本項目は、企業結合会計による連結持分におけるグループ外株主の持分に関する調整及び損益に関するこれらの株主の割当分を含む。

以下の表は、重要な非支配株主持分が関連する会社を示している。

(単位：百万ユーロ)

	2013年 1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)	107	115	143
ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)	29	23	8
エクセル・サウディアLLC(サウジ・アラビア)	6	8	6
トレードチーム・リミテッド(UK)	13	0	0
その他の会社	52	44	47
非支配株主持分	207	190	204

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

以下の2社は、重要な非支配株主持分を有している。

エクスプレス・セグメントに割り当てられているDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)は、国内外のエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供している。ドイツポストDHLグループは、同社株式の50パーセントを保有している。ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)は、PePセグメントに割り当てられているクーリエ・サービス・プロバイダーである。ドイツポスト・アーゲーは、ブルーダート社の株式の75パーセントを保有している。

以下の表は、重要な非支配株主持分に関する財務データの合計に関する概要を示している。

重要な非支配株主持分に関する財務データ

(単位：百万ユーロ)

	シノトランス		ブルーダート	
	2013年	2014年	2013年	2014年
貸借対照表				
資産				
非流動資産	139	124	65	76
流動資産	310	365	67	69
資産総額	449	489	132	145
資本及び負債				
長期引当金及び非流動負債	1	8	4	47
短期引当金及び流動負債	218	194	35	49
資本及び負債総額	219	202	39	96
資産純額	230	287	93	49
非支配株主持分	115	143	23	8
損益計算書				

売上高	978	1,163	239	272
税引前利益	218	260	25	23
法人所得税	55	66	11	19
税引後損益	163	194	14	4
その他包括利益	-1	19	-18	9
包括利益総額	162	213	-4	13
うち、非支配株主持分に帰属するもの	79	106	-1	3
非支配株主持分に分配される配当金	82	78	5	14
非支配株主持分に帰属する連結純利益	79	97	3	1
キャッシュ・フロー計算書				
営業活動による現金純額	156	109	16	2
投資活動において使用された / 投資活動による現金純額	-19	-15	5	14
財務活動において使用された現金純額	-163	-156	-21	-14
現金及び現金等価物の変動純額	-26	-62	0	2
1月1日時点での現金及び現金等価物	196	173	5	4
現金及び現金等価物に対する為替レートの変動の影響	3	34	-1	0
12月31日時点での現金及び現金等価物	173	145	4	6

非支配株主持分に起因する包括利益の一部は、外国為替換算調整勘定に大きく関連している。これらの変動については、以下の表に記載されている。

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
1月1日現在残高	-5	-11
非支配株主持分の取引	5	0
包括利益		
未実現損益の変動	-11	17
実現損益の変動	0	0
12月31日現在の外国為替換算調整勘定	-11	6

支配権の変更を伴わない非支配株主持分との取引における変動は、以下の表に記載されている。

非支配株主持分との取引

(単位：百万ユーロ)

	2013年			2014年		
	外国為替換算調整勘定	留保利益	総額	外国為替換算調整勘定	留保利益	総額
ジョージオ・ゴリ・グループ (イタリア)	0	-62	-62	0	16	16
トレードチーム・リミテッド (英国)	-4	10	6	0	0	0
ブルーダート・エクスプレス・ リミテッド(インド)	0	0	0	0	-10	-10
その他	-1	-10	-11	0	-12	-12

合計	-5	-62	-67	0	-6	-6
----	----	-----	-----	---	----	----

(44) 年金及びこれに類する債務に係る引当金

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
年金及びこれに類する債務に係る引当金	5,216	5,016	7,226

(1) 過年度額調整後。注記4を参照。

当グループの大規模な確定給付型年金制度はドイツ及び英国にある。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツにおいて、1997年より、労働協約に基づく企業年金制度を有しており、当該制度には新規の時間給労働者及び給与性従業員が参加できる。当該制度は確定給付額に基づくものであり、勤務年数及び達成した時間給・給与水準に応じ、法定退職年齢から毎月の支払がなされる。

勤務期間における確定額及び年金給付の1年当たりの増加率は、同意されたパーセントにより決定される（時間給労働者及び給与性従業員に対しては1.45パーセントであり、退職者に対しては1.00パーセントとなっている。）。当該制度には、傷病手当金及び遺族手当金の支給も含まれる。一定の傷病手当金の受給条件の内部変更によって、前年度においてマイナスの過去勤務費用を認識した。類似の年金制度は、取締役会を構成する役員レベルより下の役員、及び繰延給与制度を利用することができる特定の従業員グループにおいて、利用可能である。

ドイツポスト・アーゲーの債務の大半は、1997年の転移日における時間給労働者・給与性従業員の確定給付金、及び転移日までに転職又は退職した元時間給労働者・元給与性従業員に対する年金給付債務に関連する。現在雇用されている時間給労働者及び給与性従業員の確定給付金のために個別に確定された額は、1年当たり1.45パーセントの増加率の対象となる。

ドイツポスト・アーゲーの年金制度全般は、労働協約及びその他関連文書に加え、Betriebsrentengesetz (BetragV - ドイツ労働年金法) に基づくものである。当該年金の外部資金源は、支援資金及び年金資金の運用も行う、専属信託である。信託は、当グループの個別の財務戦略に沿って、又、支援資金の場合には、継続的な税法オプションに沿って、運用を行う。年金資金の場合、原則として、追加の雇用主拠出を行うことなく監査資金要件を満たすことができる。支援資金の管理機関には、ドイツポスト・アーゲーの従業員及び元従業員の双方が含まれる。また、制度資産の一部は、当グループが長期的に賃借する不動産に対し投資されている。それに加えて、元時間給労働者・元給与性従業員に対する年金給付債務の一部は、ブンデスポストの継承企業が運用する共同給付基金であるドイツ・ブンデスポスト補足年金基金 (VAP) を利用する。

ドイツにおける各子会社は、経営の取得及び移転の結果承継することとなった、新規参入が認められない年金制度を有している。

英国において、当グループの確定給付型年金制度は、ここ数年、新規参入が原則として認められていない。なお、2013年11月26日、ドイツポストDHLグループは、英国における年金戦略の変更を約束しており、当該制度は、現在、2014年4月1日より、対象勤務の追加発生を原則として認めていない。その結果、前年度においてマイナスの過去勤務費用が認識された（閉鎖費用及び経過支払前については、以下の表で示されている。）。2014年4月1日以降、当該計画の影響を受ける従業員は、確定給付制度に参入できる。

現在、英国における当グループの確定給付型年金制度は1つのみが、加入を選択していない現時点における従業員又は英国政府からの事業譲渡の結果である新規従業員に対して引き続き提供されている。当該制度は、在職期間及び最終給与に基づく退職後の月次支払を提供している。また、年金開始時における一括払いも可能である。年金支払のインデクセーションはインフレーションに紐付けされている。当該制度には、傷病手当及び遺族手当も含まれる。

英国における当グループの(確定給付)制度の大半は、参加部門ごとに異なる部分を有する、団体制度に集約された。年金制度の運用は、主に、グループ・トラストを通じて資金拠出されている。なお、資金評価の過程において、企業拠出額に関し、受託者と交渉を行うことが必要となる。受託者の取締役は、当グループの従業員、元従業員及び当グループ外の第三者であり、全員が独立していることが必要である。従業員受益者は、残りのオープンである確定給付制度の場合、各自で資金拠出を行う。当該団体制度は、主として該当する信託契約及び英国の年金法に準拠する。

当グループにおけるその他多種多様な確定給付型年金制度は、オランダ、スイス、米国及びその他多数の国に見られる。

オランダにおいては、分野別の年金制度の適用を受けない従業員が、専用の確定給付型年金制度に参加することが、労働協約上の義務とされている。報告対象年度における当該制度の変更後においては、当該給付制度は、最終給与に基づくものではなく、2015年1月1日以降の年次発生額についてのみ定める。また、新たな年金対象となる給与上限が、関連するオランダ法に基づき適用される。それを受け、マイナスである過去勤務費用は報告対象年度において認識されなければならなかった。かかる専用の確定給付型年

金制度は、同意された時間給及び給与増加に沿って増加する毎月の年金支払と、当該増加のために利用可能な資金について定める。

スイスにおいては、従業員は、支払済みの拠出金、毎年確定される利子率、一定の年金要素及び特定の年金増加に応じ、法定要件に沿った企業年金を受給する。2014年12月9日、当該制度の変更が決議され、とりわけ、2015年1月1日以降の年金係数が変更されるに至った。それを受け、マイナスである過去勤務費用が報告対象年度において認識された。

米国においては、企業の確定給付制度は、新規参入を認めておらず、未払給付金が凍結されている。

これら三ヶ国において、当グループ会社は、主に当グループ内の共同資金提供機関を使用する。オランダ及びスイスにおいて、雇用主及び従業員両方が制度資金に拠出を行う。米国においては、現在、確定給付制度に対する拠出は行われていない。報告対象年度においては、その他の地域における当グループの確定給付制度に影響を及ぼす重要な修正、削減又は清算は、前述のオランダ及びスイスにおける2件の制度変更を除き行われなかった。確定給付制度に関連し、様々なリスクが生じる。これらリスクのうち、金利リスク及び投資リスクは特に重要とみなされている。

年金債務に関する以下の情報は、主にドイツ、英国、その他の地域に分類されている。

(44.1) 貸借対照表項目の計算

貸借対照表項目は以下のとおり計算された。

(単位：百万ユーロ)

	2014年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
12月31日現在の確定給付債務合計の現在価値	10,453	5,247	2,399	18,099
12月31日現在の制度資産の公正価値	-4,228	-4,750	-1,986	-10,964
12月31日現在の剰余(-) / 損失(+)	6,225	497	413	7,135
12月31日現在のアセット・シーリングの効果	0	1	2	3
12月31日現在の年金引当金純額	6,225	498	415	7,138
内訳				
12月31日現在の年金資産	0	3	85	88
12月31日現在の年金及びこれに類する債務に係る引当金	6,225	501	500	7,226

(単位：百万ユーロ)

	2013年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
12月31日現在の確定給付債務合計の現在価値	8,438	4,395	1,963	14,796
12月31日現在の制度資産の公正価値	-4,119	-4,034	-1,752	-9,905
12月31日現在の剰余(-) / 損失(+)	4,319	361	211	4,891
12月31日現在のアセット・リーシングの効果	0	1	4	5
12月31日現在の年金引当金純額	4,319	362	215	4,896
内訳				
12月31日現在の年金資産	0	18	102	120
12月31日現在の年金及びこれに類する債務に係る引当金	4,319	380	317	5,016

その他のエリアで、オランダ、スイス及び米国は確定給付債務合計の対応する現在価値において、それぞれ43パーセント、22パーセント及び13パーセントに相当する（2013年12月31日：42パーセント、24パーセント、11パーセント）。

加えて、別途開示している、元当グループ会社から返済を受ける権利は、ドイツにおいて、約17百万ユーロ（2013年12月31日：14百万ユーロ）の額で当グループに存在していた。その結果、給付支払は、元当グループ会社によって直接行われている。

(44.2) 確定給付債務の現在価値

確定給付債務の現在価値は以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	2014年			
	ドイツ	英国	その他	合計
確定給付債務の現在価値、1月1日現在	8,438	4,395	1,963	14,796
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	110	14	39	163
利息費用	312	202	69	583
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	0	-88	15	-73
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	2,057	627	375	3,059
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-12	-26	-5	-43
過去勤務費用	6	0	-20	-14
清算利益(-) / 損失(+)	0	0	0	0
従業員の拠出額	11	4	15	30
給付支払額	-469	-189	-94	-752
清算支払	0	0	0	0
譲渡	0	0	1	1
取得 / 処分	0	0	0	0
為替換算による影響	0	308	41	349
確定給付債務の現在価値、12月31日現在	10,453	5,247	2,399	18,099

(単位：百万ユーロ)

	2013年			
	ドイツ	英国	その他	合計
確定給付債務の現在価値、1月1日現在	8,608	4,116	2,051	14,775
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	111	34	41	186
利息費用	314	176	66	556
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-33	237	5	209
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	-68	156	-103	-15
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	25	0	3	28
過去勤務費用	-58	-75	-3	-136
清算利益(-) / 損失(+)	0	0	0	0
従業員の拠出額	10	11	15	36
給付支払額	-471	-173	-77	-721
清算支払	0	0	-2	-2
譲渡	3	0	1	4
取得 / 処分	-3	0	-1	-4
為替換算による影響	0	-87	-33	-120
確定給付債務の現在価値、12月31日現在	8,438	4,395	1,963	14,796

主要な財務上の仮定は以下のとおりである。

(単位：%)

	2014年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率	2.25	3.50	2.33	2.62
将来の期待昇給年率	2.50	3.00	2.05	2.43
将来の期待年金増加年率	2.00	2.59	0.92	2.07

(単位：%)

	2013年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率	3.75	4.50	3.48	3.94
将来の期待昇給年率	2.50	4.50	2.12	3.06
将来の期待年金増加年率	2.00	2.96	1.06	2.20

ユーロ圏内及び英国における確定給付債務の割引率は、それぞれAAの信用格付けの社債利回りを構成する個別イールド・カーブに基づいている。また、メンバーシップ関連の事情が考慮されている。その他の国については、AAの信用格付け（又は、一定程度において、AA及びAAAの信用格付け）の社債のためのディープ・マーケットが存在する場合には、同様の方法で、割引率が確定された。他方で、当該社債のためのディープ・マーケットが存在しない国においては、国債利回りが使用された。

ドイツにおける毎年の年金増加については、示された仮定に加え、年金受給者との間で合意されたパーセンテージが考慮される必要がある。したがって、実効加重平均は、1.00パーセント（2013年：1.00パーセント）になる。

重要な人口統計上の仮定は、平均余命及び死亡率に関連する。ドイツのグループ会社に関して、クラウス・ヒューベック博士により出版されたRichttafeln 2005 Gの生命表を用いて計算された。英国の年金制度に関しては、平均余命は、制度固有の死亡率を反映させるために調整した英国アクチュアリー会の継続的死亡率調査のS1PMA / S1PFA表に基づいている。その他の国々に関しては、各国の現在の基準生命表が用いられた。

仮に主要な財務上の仮定の1つが変動する場合、確定給付債務は以下のとおり変動する。

(単位：%)

	仮定の変動	確定給付債務の変動			
		ドイツ	英国	その他	合計
2014年12月31日					
割引率	+1.00	-13.57	-16.06	-14.43	-14.40
	-1.00	17.85	19.78	18.75	18.53
将来の期待昇給年率	+0.50	0.18	0.11	1.17	0.29
	-0.50	-0.17	-0.10	-1.10	-0.27
将来の期待年金増加年率	+0.50	0.41	5.07	6.13	2.51
	-0.50	-0.37	-3.18	-4.37	-1.71
2013年12月31日					
割引率	+1.00	-12.31	-16.14	-13.41	-13.59
	-1.00	15.63	19.58	17.20	17.01
将来の期待昇給年率	+0.50	0.17	1.06	1.44	0.60
	-0.50	-0.15	-1.21	-1.30	-0.62
将来の期待年金増加年率	+0.50	0.30	4.09	5.81	2.15
	-0.50	-0.27	-4.08	-4.14	-1.91

これらは、様々な確定給付債務の現在価値の実効加重変動であり、例えば、ドイツの年金増加のうち、概ね固定化された性質を考慮に入れている。

65歳の受給者の平均余命が1年伸長することにより、ドイツにおける確定給付債務の現在価値は4.64パーセント（前年度：4.63パーセント）、英国においては3.80パーセント（前年度：3.53パーセント）増加する。その他の国においては、2.08パーセント（前年度：2.40パーセント）増加することとなり、増加の合計は4.06パーセント（前年度：4.01パーセント）である。

感応度分析に係る開示を確定する場合、現在価値は、報告日における現在価値の計算に使用した評価手法と同様の手法を用いて、計算された。なお、仮定相互間の依存性は考慮に入れておらず、むしろ、各仮定が独立して変動することを前提としている。各仮定は、通常、相互に相関性が認められる関係にあるため、上記は例外的であるといえる。

2014年12月31日現在の当グループの確定給付債務の加重平均期間は、ドイツにおいて15.9年（2013年12月31日：14.3年）、英国において18.2年（2013年12月31日：18.5年）であった。その他の国では、16.8年（2013年12月31日：15.5年）であり、合計で16.7年（2013年12月31日：15.7年）であった。

確定給付債務の現在価値のうち、30.8パーセント（2013年12月31日：27.6パーセント）は、現在雇用されている受給者によるものであり、16.8パーセント（2013年12月31日：16.2パーセント）は退職した受給者によるものであり、52.4パーセント（2013年12月31日：56.2パーセント）は現在の退職者によるものである。

(44.3) 制度資産の公正価値

制度資産の公正価値は以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	2014年			
	ドイツ	英国	その他	合計
制度資産の公正価値、1月1日現在	4,119	4,034	1,752	9,905
制度資産の利子収益	153	186	60	399
利子収益を除く制度資産利益	45	369	177	591
IAS第19号第130項によるその他管理費用	0	-6	-3	-9
雇用主の拠出額	194	69	27	290
従業員の拠出額	0	4	15	19
給付支払額	-278	-189	-84	-551
清算支払額	0	0	0	0
譲渡	-5	0	1	-4
取得 / 処分	0	0	0	0
為替換算による影響	0	283	41	324
制度資産の公正価値、12月31日現在	4,228	4,750	1,986	10,964

(単位：百万ユーロ)

	2013年			
	ドイツ	英国	その他	合計
制度資産の公正価値、1月1日現在	4,129	3,936	1,693	9,758
制度資産の利子収益	153	168	54	375
利子収益を除く制度資産利益	30	96	50	176
IAS第19号第130項によるその他管理費用	0	-6	-3	-9
雇用主の拠出額	143	83	37	263
従業員の拠出額	0	11	15	26
給付支払額	-337	-173	-66	-576
清算支払額	0	0	-2	-2
譲渡	1	0	0	1

取得 / 処分	0	0	0	0
為替換算による影響	0	-81	-26	-107
制度資産の公正価値、12月31日現在	4,119	4,034	1,752	9,905

制度資産の公正価値は以下のとおり分類できる。

(単位：百万ユーロ)

	2014年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	785	1,000	694	2,479
確定利付証券	1,402	3,072	845	5,319
不動産	1,121	175	203	1,499
オルタナティブ	299	449	39	787
保険	576	0	108	684
現金	42	40	19	101
その他	3	14	78	95
制度資産の公正価値	4,228	4,750	1,986	10,964

(単位：百万ユーロ)

	2013年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	622	872	632	2,126
確定利付証券	1,227	2,488	658	4,373
不動産	1,030	150	193	1,373
オルタナティブ	314	469	53	836
保険	582	0	92	674
現金	205	14	33	252
その他	139	41	91	271
制度資産の公正価値	4,119	4,034	1,752	9,905

活発な市場における見積価格は、制度資産の公正価値合計の約81パーセントで存在する（前年度：80パーセント）。かかる見積市場価格が存在しない残存資産のうち、不動産はその12パーセントを（前年度：12パーセント）、保険等は6パーセントを（前年度：6パーセント）、オルタナティブは1パーセントを（前年度：1パーセント）、その他は0パーセントを（前年度：1パーセント）、それぞれ占めている。活発な市場における投資は、多くの場合、各国特有の集中投資領域を有しつつ、世界的に多角的になされている。

1,106百万ユーロ（前年度：1,016百万ユーロ）の公正価値を有する不動産は、ドイツポスト・アーゲーが自らこれを利用している。それ以外には、前年度と同様に、当グループは制度資産を利用せず、また、譲渡可能な自己金融商品は制度資産には含まれていない。

資産負債研究は、資産負債間の適合性を調査するために、ドイツ及び英国をはじめとして、オランダ、スイス及び米国等その他の地域において定期的に行われている。制度資産の戦略的配賦は、上記研究に即して調整されている。

(44.4) アセット・シーリングの影響額

英国及びスイスにおいて、各年金制度に適用される制度規則により、給付の現在価値の水準に達する一定の範囲まで、余剰が制限されること（アセット・シーリング）が必要となる。

アセット・シーリングは、前年度と同様に、2014年12月31日現在で影響がなかった。前年度と比較した額及び変更について、注記44.1の表を参照。

(44.5) 年金引当金純額

年金引当金純額は以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	2014年			
	ドイツ	英国	その他	合計
年金引当金純額、1月1日現在	4,319	362	215	4,896
勤務費用 ⁽¹⁾	116	20	22	158
純利息費用	159	16	9	184
再測定	2,000	144	206	2,350
雇用主の拠出額	-194	-69	-27	-290
従業員の拠出額	11	0	0	11
給付支払	-191	0	-10	-201
清算支払	0	0	0	0
譲渡	5	0	0	5
取得 / 処分	0	0	0	0
為替換算による影響	0	25	0	25
年金引当金純額、12月31日現在	6,225	498	415	7,138

(単位：百万ユーロ)

	2013年			
	ドイツ	英国	その他	合計
年金引当金純額、1月1日現在	4,479	181	358	5,018
勤務費用 ⁽¹⁾	53	-35	41	59
純利息費用	161	8	12	181
再測定	-106	297	-141	50
雇用主の拠出額	-143	-83	-37	-263
従業員の拠出額	10	0	0	10
給付支払	-134	0	-11	-145
清算支払	0	0	0	0
譲渡	2	0	1	3
取得 / 処分	-3	0	-1	-4
為替換算による影響	0	-6	-7	-13
年金引当金純額、12月31日現在	4,319	362	215	4,896

(1) IAS第19号第130項に従い、制度資産から生じた管理費用を含む。

2015年度の年金引当金純額に関して453百万ユーロの支払が行われる予定である。このうち、199百万ユーロは当グループの予定直接給付支払額に起因し、254百万ユーロは年金基金への雇用主の予定拠出額に起因している。

(44.6) 確定給付費用の構成

確定給付費用の構成は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2014年			
	ドイツ	英国	その他	合計
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	110	14	39	163
過去勤務費用	6	0	-20	-14
清算利益(-) / 損失(+)	0	0	0	0
IAS第19号第130項によるその他管理費用	0	6	3	9
勤務費用⁽¹⁾	116	20	22	158
確定給付債務の利息費用	312	202	69	583
制度資産の利息収益	-153	-186	-60	-399
アセット・シーリングの影響額の利息	0	0	0	0
利息費用純額	159	16	9	184
保険数理上の利益(-) / 損失(+)	2,045	513	385	2,943
利子収益を除く制度資産利益	-45	-369	-177	-591
利子を除くアセット・シーリングの影響の変動	0	0	-2	-2
再測定	2,000	144	206	2,350
確定給付費用	2,275	180	237	2,692

(単位：百万ユーロ)

	2013年			
	ドイツ	英国	その他	合計
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	111	34	41	186
過去勤務費用	-58	-75	-3	-136
清算利益(-) / 損失(+)	0	0	0	0
IAS第19号第130項によるその他管理費用	0	6	3	9
勤務費用⁽¹⁾	53	-35	41	59
確定給付債務の利息費用	314	176	66	556
制度資産の利息収益	-153	-168	-54	-375
アセット・シーリングの影響額の利息	0	0	0	0
利息費用純額	161	8	12	181
保険数理上の利益(-) / 損失(+)	-76	393	-95	222
利子収益を除く制度資産利益	-30	-96	-50	-176
利子を除くアセット・シーリングの影響の変動	0	0	4	4
再測定	-106	297	-141	50
確定給付費用	108	270	-88	290

(1) IAS第19号第130項によって制度資産から生じた管理費用を含む。

確定給付費用のうちの158百万ユーロ（前年度：59百万ユーロ）は人件費に、184百万ユーロ（前年度：181百万ユーロ）はその他財務費用純額に、及び2,350百万ユーロ（前年度：50百万ユーロ）はその他包括利益に関連する。

(44.7) リスク

確定給付制度に関連した、当社及び同制度にとり重大なリスクは、多数存在する。リスク緩和の機会、かかる制度の詳細に鑑み活用されている。

利子率のリスク

割引率の減少（増加）により、債務合計の現在価値は増加（減少）し、かつ、原則として、制度資産に含まれる確定利付証券の公正価値の増加（減少）も伴う。他のヘッジも行われ、場合によってはデリバティブが利用される。

インフレリスク

年金債務、特に最終給与計画における同債務又は年金支払段階において増加される同債務は、直接又は間接にインフレに関連している。

例えば、ドイツの場合、確定給付額を含む制度へ転換することによって、確定給付債務の現在価値に対するインフレ率の増加リスクが緩和された。英国の場合には、確定給付制度の新規参入を認めず、増加率を固定化すること、又は、特定の場合において、増加に制限を設け若しくは一時払いを行うことによって、インフレリスクの緩和がなされた。さらに、金利と正の相互関係が認められる。

投資リスク

投資には、通常、多数のリスクが含まれる。特に市場価格の変更に係るリスクにさらされる。当該リスクは、主として、幅広い多様性を確保すること、及びリスク・オーバーレイの手法を用いることによって、管理されている。

長寿リスク

長寿リスクは、平均余命が延びることによって、将来支払うべき給付に関連して生じる。これは、確定給付債務の現在価値を計上する場合、特に、現在基準の死亡率表を利用することによって、緩和される。例えば、ドイツ及び英国において利用されている死亡率表は、平均余命の予想将来増加分の給与を含む。

(45) その他の引当金

(45.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
その他長期引当金	1,954	1,589	1,556
その他短期引当金	1,667	1,752	1,545
その他引当金	3,621	3,341	3,101

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

その他の引当金は、以下の主な引当金の種別に分類される。

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年
その他の従業員給付	745	705	311	278	1,056	983
再編引当金	109	93	425	209	534	302
保険契約準備金(保険)	402	435	203	211	605	646
郵便切手	0	0	400	350	400	350
税金引当金	0	0	116	98	116	98
諸引当金	333	323	297	399	630	722
その他の引当金	1,589	1,556	1,752	1,545	3,341	3,101

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

(45.2) その他の引当金の変動

(単位：百万ユーロ)

	その他の従業員給付	再編引当金	保険契約準備金(保険)	郵便切手	税金引当金	諸引当金	合計
2014年1月1日現在の残高	1,056	534	605	400	116	630	3,341
連結グループの変更	0	0	0	0	0	0	0
取崩し	-476	-157	-55	-400	-55	-251	-1,394
為替差損益	44	40	16	0	2	11	113
戻入れ	-22	-174	-24	0	-20	-67	-307
割引の引戻し	15	1	11	0	0	9	36
組替え	5	-5	0	0	0	0	0
繰入額	361	63	93	350	55	390	1,312
2014年12月31日現在の残高	983	302	646	350	98	722	3,101

その他の従業員給付に対する引当金は主に、人員削減費用（解雇手当、経過給付、部分退職等）、株式評価益権（SAR）及び記念給付に対するものである。

再編引当金には、米国におけるエクスプレス事業及び当グループのその他の地域における再編措置から生じた費用全てが含まれる。これらの措置は、例えば、米国において負った清算支払債務、遊休工場の賃貸、従業員への退職手当に係る債務（部分的な退職制度及び経過給付）、訴訟リスクやターミナルの閉鎖に起因する費用に主に関連する。

保険契約準備金（保険）は、主に未払損失引当金及びIBNR準備金から成り立っている（注記7を参照）。

郵便切手に対する引当金は、販売されたが未だ使用されていない郵便切手による顧客に対する書簡及び小包配送に関する未履行債務を対象とするもので、市場調査会社の調査及び社内算定に基づいて算出されている。これは、発行された郵便切手の額面価格で算出されている。

税金引当金のうち31百万ユーロ（前年度：35百万ユーロ）は付加価値税、4百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）は関税、そして63百万ユーロ（前年度：76百万ユーロ）はその他の税金引当金に関係している。

(45.3) 諸引当金

諸引当金の内訳は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
訴訟費用	115	97	177
事業活動より生じるリスク	105	91	45
航空機整備	58	73	96
その他の引当金	414	369	404
諸引当金	692	630	722

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

その他の諸引当金には数多くの個別項目が含まれる。

(45.4) 満期日構成

2014年度に認識された引当金の満期日構成は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

2014年度	1年未満	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計

その他の従業員給付	278	212	130	72	57	234	983
再編引当金	209	18	8	10	11	46	302
保険契約準備金(保険)	211	180	90	56	36	73	646
郵便切手	350	0	0	0	0	0	350
税金引当金	98	0	0	0	0	0	98
諸引当金	399	114	44	25	23	117	722
合計	1,545	524	272	163	127	470	3,101

(46) 金融負債

(46.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
長期金融負債	4,421	4,619	4,683
短期金融負債	410	1,335	486
金融負債	4,831	5,954	5,169

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

金融負債の減少は、2014年1月の9億ユーロの社債返済を主因とする。

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年	2013年 ⁽¹⁾	2014年
債券	4,164	4,290	924	0	5,088	4,290
銀行に対する負債額	0	1	198	183	198	184
ファイナンス・リース負債	194	191	19	19	213	210
グループ会社に対する負債	58	0	32	23	90	23
損益を通して公正価値での金融負債	11	12	29	133	40	145
その他の金融負債	192	189	133	128	325	317
金融負債	4,619	4,683	1,335	486	5,954	5,169

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

(46.2) 社債

当社の最も主要な社債の詳細は、以下の表のとおりである。ドイツポスト・ファイナンスBVによって発行された社債は、全てドイツポスト・アーゲーによって保証されている。

重要な社債

	表面利率 (%)	発行額	発行体	2013年		2014年	
				帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)	帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)
2003年 / 2014年 満期社債	4.875	926百万ユーロ	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	924	929	0	0
2012年 / 2017年 満期社債	1.875	750百万ユーロ	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	745	767	747	780

2012年 / 2022年 満期社債	2.950	500百万ユーロ	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	496	516	496	575
2012年 / 2020年 満期社債	1.875	300百万ユーロ	ドイツポスト・ アーゲー	295	296	297	323
2012年 / 2024年 満期社債	2.875	700百万ユーロ	ドイツポスト・ アーゲー	696	706	697	806
2013年 / 2018年 満期社債	1.5	500百万ユーロ	ドイツポスト・ アーゲー	491	499	496	522
2013年 / 2023年 満期社債	2.75	500百万ユーロ	ドイツポスト・ アーゲー	495	501	495	570
2012年 / 2019年 満期転換社債 ⁽¹⁾	0.600	1000百万ユーロ	ドイツポスト・ アーゲー	931	928	942	1,006

(1) この記載は転換社債の負債部分に係り、持分部分は資本剰余金として認識されている。転換社債の公正価値は、貸借対照表の日付で1,384百万ユーロであった(前年度：1,353百万ユーロ)。

2012年12月6日に発行された10億ユーロの転換社債には、ドイツポスト・アーゲーの株価が一時的にその時点において適用される転換価格の130パーセントを超えた場合に、社債権者が、社債を、既定のドイツポスト・アーゲー株式に転換することを認める転換権が付されている。転換権は、2013年1月16日から2019年11月21日の間、行使可能である。発行時において、転換価格は20.74ユーロに設定されていた。2013年度における1株当たり0.80ユーロの配当金の支払を受け、20.69ユーロに調整することを義務付けられた。加えて、ドイツポスト・アーゲーの株価が一時的にその時点で適用される転換価格の130パーセントを超える場合、ドイツポスト・アーゲーはコールオプションを与えられ、これにより、額面価値と未払利息を支払うことで、社債の早期返済が可能となった。このオプションは、2017年12月6日から2019年11月16日の間、行使可能である。契約上の理由で、転換社債は負債部分と持分部分に分割された。74百万ユーロの持分証券は、法定準備金に報告されている。IFRS第32号第31項を用いて計上された負債部分の価値は、発効日時点で、取引費用と授与されたコールオプションを含め、920百万ユーロであった。0.5百万ユーロ及び5.8百万ユーロの取引費用は、上記額に含まれる。それ以降の数年間、実効金利法(割引の振戻し)を用いて、発行価額を上限とし、帳簿価額に利息が足され、損益として認識される。

(46.3) 銀行に対する負債額

負債は、主に各銀行からの当座貸越によるものである。

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
銀行に対する負債額	136	198	184

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

(46.4) ファイナンス・リース負債

ファイナンス・リース負債は、主に以下の項目に関連するものである。

(単位：百万ユーロ)

	リース元	利率(%)	期限	資産	2013年	2014年
ドイツポスト・イモビリエ n GmbH(ドイツ)	様々なリース元	4.75	2023年 / 2028年	不動産	114	109
DHL エクスプレス(オースト リア) GmbH	ライフエイセン・イン プルス・イモビ リエ GmbH	3.62	2019年	不動産	11	10
DHL ロジスティクス GmbH (ドイツ)	フィッティラ GmbH	4.2	2016年	不動産	8	7
ドイツポスト・アーゲー(ド イツ)	ティー・システムズ・イ ンターナ ショナル GmbH	6.5	2015年	IT機器	3	5
ドイツポスト・イモビリエ n GmbH(ドイツ)	ロラック・インヴェ ストメント・ マネジ メント SARL	6.0	2016年	不動産	4	2

リース資産は、帳簿価額は242百万ユーロ(前年度：330百万ユーロ)で有形固定資産に計上されている。資産の帳簿価額と負債額との差異は、リース料分割支払期間に比べてリース資産の耐用年数が長いこと及びリース負債の予定外の返済に起因する。最低支払リース料の想定金額は総額256百万ユーロ(前年度：255百万ユーロ)となっている。

リース残存期間

(単位：百万ユーロ)

	現在価値(ファイナンス・リース負債額)		最低リース支払額(想定元本)	
	2013年	2014年	2013年	2014年
1年未満	19	19	24	26
1年超5年以内	101	109	116	131
5年超	93	82	115	99
合計	213	210	255	256

(46.5) 損益を通して公正価値で計上される金融負債

この科目に計上される金額は、デリバティブ金融商品の負の公正価値に関するものである。

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
損益を通して公正価値で計上されるその他の金融負債	40	145

(46.6) その他の金融負債

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
ジョージオ・ゴリ・グループの残りの持分の取得に関連するプット・オプション	0	62	27
TAGグループの取得に関連するローン紙幣	57	55	60
ファイナンス・リースの早期解除に関連するローン紙幣	0	18	16
諸金融負債	163	190	214
その他の金融負債	220	325	317

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

その他の金融負債は多数の個別項目に関連する。

(47) その他の負債

(47.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
その他の長期負債	276	227	255
その他の短期負債	4,003	3,978	4,196
その他の負債	4,279	4,205	4,451

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

(47.2) その他の負債の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
税金負債	885	967	1,073
功労賞与	576	560	580

繰延収益 内、長期：89(前年度：61)	353	296	385
賃金、給与、解雇手当	286	334	354
有給休暇	374	298	312
従業員及び役員に対する支払債務	177	172	175
社会保険に関する負債	143	162	168
貸方残高を伴う債権者	149	147	163
住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債 内、長期：160(前年度:140)	153	144	162
残業代	110	105	88
COD負債	70	51	53
振出済み小切手により生じた負債	35	37	49
保険債務	36	26	41
未払賃借料	34	32	39
その他の有給休暇	49	39	33
損害賠償に関する未払保険料及び類似の債務	13	16	13
損害賠償に関する負債	14	11	10
その他の諸負債 内、長期：6(前年度：26)	822	808	753
その他の負債	4,279	4,205	4,451

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

税金負債中、573百万ユーロ（前年度:544百万ユーロ）は付加価値税、340百万ユーロ（前年度:269百万ユーロ）は関税、160百万ユーロ（前年度:154百万ユーロ）はその他の税金負債に関して計上されているものである。

住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債は、過年度の受取債権の譲渡に伴う借入条件の悪化を埋め合わせるためにドイツポスト・アーゲーが借入人に対して支払う利息補助金に係る債務及び売却された住宅建設助成貸付金に係る元本及び利息の返済から生じたパス・スルー債務に関連している。

その他の負債には、数多くの個別項目が含まれる。

(47.3) 満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
1年未満	3,978	4,196
1年超2年以内	41	28
2年超3年以内	7	7
3年超4年以内	7	34
4年超5年以内	28	6
5年超	144	180
その他の負債	4,205	4,451

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

満期までの期間が短いこと及び市場金利により、その他の債務の帳簿価額と公正価値との間には、重大な差異は存在しない。これらの商品の殆どは市場金利での変動金利を付されているため、重大な金利リスクは存在しない。

(48) 買掛金

買掛金の大半は1年未満の満期のものである。報告された買掛金の帳簿価額は、その公正価値と一致する。

(単位：百万ユーロ)

	2013年1月1日 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年
買掛金	5,960	6,358	6,922

(1) 過年度額調整後、注記4を参照。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの開示

(49) キャッシュ・フローの開示

キャッシュ・フロー計算書は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に準拠して作成されており、現金及び現金等価物の源泉及び用途を表示するためにキャッシュ・フローを開示している。キャッシュ・フロー計算書は営業活動、投資活動及び財務活動からのキャッシュ・フローに分類されている。現金及び現金等価物は、現金、小切手及び満期日までの残存期間が3ヶ月以内の銀行預金で構成されており、これらは、貸借対照表に計上されている現金及び現金等価物に相当する。為替換算及び連結グループの変更による影響は、現金及び現金等価物の算定時に調整される。

(49.1) 営業活動により生じた現金純額

営業活動によるキャッシュ・フローは、税費用の連結当期純損益を、純財務収益/純財務費用、現金を伴わない項目、支払税金、引当金の変動並びに非流動資産及び負債の変動(運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額)と調整することによって算出される。運転資本(金融負債を除く。)の増減による調整により、営業活動により生じた又は使用した現金純額がもたらされる。

営業活動により生じた現金純額は、前年度が2,989百万ユーロの支出だったのに対し、2014年度においては3,040百万ユーロに上った。EBITの改善は、この増加に100百万ユーロ寄与した。

EBITに含まれる減価償却費、償却費及び減損損失は、非現金効果のため、調整される。それらは、航空機及び航空機用交換部品等について認識した106百万ユーロの減損損失により、報告期間においては、1,337百万ユーロから1,381百万ユーロに増加した。現金を伴わない収益及び費用も調整され、それは、EBITを4百万ユーロ増加させるものの、現金支出に影響を及ぼさない。それらは、主に負債の再評価により生じた収益に関連しているものである。

非流動資産の処分による11百万ユーロの利益は、キャッシュ・フロー計算書の営業活動により生じた現金純額には含まれない。そのため、これらは非流動資産の処分による純収益として調整され、投資活動によるキャッシュ・フローの代わりに開示されている。引当金の変動は-698百万ユーロで、特にエクスプレス部門の再編引当金の戻入れにより、前年度比で-198百万ユーロ増加した。

流動資産及び流動負債の変動により、21百万ユーロの現金純額支出が生じた。前年度においては本項目の変動により、89百万ユーロの現金純額支出が生じた。2014年度における在庫の減少がこの変動の主因である。

現金を伴わない収益及び費用

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
資産の再評価より生じた費用	122	127
負債の再評価より生じた収益	-113	-161
資産の処分より生じた収益	-11	0
持分決済の株式報酬に関連する人件費	20	30
雑費	-6	0
現金を伴わない収益及び費用	12	-4

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(49.2) 投資活動に使用した現金純額

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に、非流動資産の処分(売却)により受け取った現金及び非流動資産に対する投資により支払った現金から生じる。

これには、投資活動により生じた利益及び短期金融資産の変化に伴い生じた現金収入も含まれる。

投資活動に使用した現金純額は、前年度から678百万ユーロ減少し、1,087百万ユーロに上った。最も著しい項目は、有形固定資産及び無形固定資産の取得に支出された金額であったが、前年度より369百万ユーロ増加し、1,750百万ユーロとなった。この増加は、DHL部門、特に、リージョナル及びグローバルのハブへの投資を大幅に拡大させたエクスプレス部門に起因した。

特に、短期金融資産の変動は、405百万ユーロという多額の現金収入純額をもたらした。マネー・マーケット・ファンドの売却は、年度初頭において600百万ユーロの現金収入をもたらした反面、年度末にお

いては、200百万ユーロの過剰流動資金が短期株式商品に再投資された。前年度においては、短期流動資金の投資は、575百万ユーロの現金支出をもたらした。

企業買収の結果、以下の資産が取得され、負債を負った（注記2参照）。

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
非流動資産	2	3
流動資産(現金及び現金等価物を除く。)	8	11
長期引当金及び非流動負債	0	0
短期引当金及び流動負債	7	9

次の表は、フリー・キャッシュ・フローの計算を示すものである。

フリー・キャッシュ・フローの計算

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
営業活動により生じた現金純額	2,989	3,040
有形固定資産及び無形固定資産の売却	177	200
有形固定資産及び無形固定資産の取得	-1,381	-1,750
有形固定資産及び無形固定資産の変動に起因する現金支出	-1,204	-1,550
子会社及びその他の業務部の処分	32	4
持分法が適用される投資及びその他株式投資の処分	0	0
子会社及びその他の業務部の取得	-37	-5
持分法が適用される投資及びその他株式投資の取得	0	-1
取得・処分に起因する現金支出	-5	-2
受取利息	55	45
支払利息	-166	-188
支払利息純額	-111	-143
フリー・キャッシュ・フロー	1,669	1,345

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

フリー・キャッシュ・フローは、配当金支払や借入金返済に充当できる会社の現金余力を示す指標と考えられている。

報告対象年度のフリー・キャッシュ・フローは、前年度の1,669百万ユーロから1,345百万ユーロに減少した。この主な要因は、有形固定資産及び無形資産の取得のために支払われた現金の増加にある。

(49.3) 財務活動に使用した現金純額

財務活動において使用された現金純額は、2,238百万ユーロ増加し、2,348百万ユーロとなった。

1月の社債返済が、1,030百万ユーロの短期金融負債の返済に対し、926百万ユーロもの大きな寄与をしている。これに対し、前年度は、5年と10年という期間を有する2種類の社債の発行が、各社債につき495百万ユーロの現金収入をもたらした。さらに、短期金融負債の変動により、2014年度における53百万ユーロの現金支出と比較し、前年度における35百万ユーロの現金収入に至った。

その他の多額の支払品目であるドイツポスト・アーゲーの株主に対する配当金の支払は、前年度より122百万ユーロ増加し、968百万ユーロであった。自己株式を取得するために支払った現金も、当グループ

のシェア・マッチング・スキームを決済するための2回の増資による株式の再購入を主因として23百万ユーロから85百万ユーロに増加した。利息支払は、前年度に発行した社債に対する利息が10月に初めて支払期限を迎えたことを主因として、前年度より22百万ユーロ増加し、188百万ユーロであった。

(49.4) 現金及び現金等価物

上記の現金収入及び支出により、現金及び現金等価物は2,978百万ユーロとなった(注記36参照)。これは前年度比436百万ユーロの減少である。

[次へ](#)

その他の開示

(50) 当グループのリスク及び金融商品

(50.1) リスク管理

営業活動の結果、当グループは、為替レート、市況商品価格及び金利の変動から生じる可能性のある金融リスクにさらされている。ドイツポスト・DHLグループは、これらのリスクを、主として非デリバティブ金融商品及びデリバティブ金融商品を利用して管理している。デリバティブ金融商品は、非デリバティブ金融商品のリスク緩和のためにのみ利用されている。また、デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、原取引と分離して検討するべきではない。

当グループの内部リスク管理指針は、デリバティブの利用に関する活動領域、責任及び必要な統制について規定している。実績のあるリスク管理のソフトウェアによって、金融取引が記録、評価及び処理されており、また同ソフトウェアによってヘッジ関係の有効性が定期的に記録もされている。デリバティブのポートフォリオは、定期的に関係する銀行と調整されている。

金融取引において相手方から生じるリスクを制限するため、当グループは、格付けの高い銀行とのみこの種の契約を行うことができる。銀行に個別に設定されている取引可能な範囲の限度は、日々再討されている。当グループの取締役会は、既存の金融リスク及びこれらを緩和するために導入されているヘッジ商品について、定期的に内部報告を受けている。金融商品は、IAS第39号に準拠して会計処理され、評価される。

当グループの確定給付型年金制度に関連するリスク及びリスク軽減に関する情報については、注記44.7を参照のこと。

流動性資産の管理

流動性資産の管理における究極的な目的は、ドイツポスト・DHLグループ及び全てのグループ会社の支払能力を確保することにある。したがって、当グループの流動性資産については可能な限り中央にキャッシュプールされ、コーポレートセンターで管理されている。

中央短期金融市場への出資金及び融資可能枠から成る、中央流動性準備金（融資可能額）が、管理の重要なパラメーターである。目標は、最低でも20億ユーロの中央融資枠を保有することである。

当グループの中央流動性準備金は、2014年12月31日現在38億ユーロ（前年度:46億ユーロ）である。上記額には、計18億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの合同融資枠が含まれている。

キャッシュ・フローに基づいたIFRS第7号の適用範囲内の非デリバティブ金融負債の満期日別の内訳は、以下のとおりである。

金融負債の満期日別内訳

(単位：百万ユーロ)

	1年未満	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2014年12月31日現在						
長期金融負債	82	99	854	580	1,070	2,206
その他の非流動負債	0	2	2	2	1	154
非流動負債	82	101	856	582	1,071	2,360
短期金融負債	353	0	0	0	0	0
買掛金	6,922	0	0	0	0	0
その他の流動負債	342	0	0	0	0	0
流動負債	7,617	0	0	0	0	0
2013年12月31日現在 ⁽¹⁾						
長期金融負債	82	156	233	849	662	3,379
その他の非流動負債	0	11	3	3	2	130

非流動負債	82	167	236	852	664	3,509
短期金融負債	1,306	0	0	0	0	0
買掛金	6,358	0	0	0	0	0
その他の流動負債	346	0	0	0	0	0
流動負債	8,010	0	0	0	0	0

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

当グループは、2014年1月に満期を迎えた926百万ユーロのドイツポスト・ファイナンスB.V.の社債を、合意された日に返済した。短期金融負債はそれを受け減少した。

キャッシュ・フローに基づく、デリバティブ金融商品の満期日別の内訳は、以下のとおりである。

デリバティブ金融商品の満期日別内訳

(単位：百万ユーロ)

	1年未満	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2014年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金流出	-1,900	-149	-15	-17	-14	-37
現金流入	1,982	169	28	28	20	50
純額決済						
現金流入	5	1	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金流出	-2,429	-259	0	0	0	0
現金流入	2,321	248	0	0	0	0
純額決済						
現金流出	-30	-6	0	0	0	0
2013年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金流出	-5,345	-389	0	0	0	0
現金流入	5,591	403	0	0	0	0
純額決済						
現金流入	23	5	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金流出	-1,821	-411	-46	-33	-41	-37
現金流入	1,776	409	48	26	26	23
純額決済						
現金流出	-4	-1	0	0	0	0

デリバティブ金融商品は権利と義務の両方を伴う。契約の取決めにより、権利と義務が相殺し合うネット決済となるか、契約当事者双方が各自の義務を完全に履行しなければならない（グロス決済）かが明確にされている。

通貨リスク及び通貨管理

ドイツポスト・DHLグループは、その世界的な営業活動により、認識された取引及び将来計画されている取引から生じる通貨リスクにさらされている。

貸借対照表上の通貨リスクは、認識される外貨の項目の測定時及び決済時の為替レートが、認識時の為替レートと異なる際に生じる。結果として起きる為替の相違は、利益又は損失に直接影響を及ぼす。このような影響をできる限り緩和するために、グループ内の重要な貸借対照表上の通貨リスクを内部の銀行機能を經由してドイツポスト・アーゲーに集中させている。集中化されたリスクは、コーポレート財務部により集約され、通貨ごとに正味残高が計算され、リスク制限価格に基づいて対外的にヘッジされている。ポートフォリオの通貨関連リスク価格（95パーセント/1ヶ月の保有期間）は、報告日には6百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）に達したが、7百万ユーロが当該時点における最高限度額だった。

貸借対照表上の通貨リスクの管理に利用される為替予約と通貨スワップの想定元本は、報告日付で3,257百万ユーロ（前年度：2,409百万ユーロ）であった。これに対応する公正価値は、-35百万ユーロ（前年度：34百万ユーロ）であった。簡略化のため、公正価値ヘッジ会計は、利用されたデリバティブには適用されず、代わりにデリバティブ取引として報告された。

通貨リスクは、外貨取引が、元々計画又は計算されたレートと異なる為替レートで実施された場合に生じる。このような通貨リスクもコーポレート財務部に集約され、ヘッジプログラムの一環として24ヶ月の単位で常時管理されている。目標は、24ヶ月の期間を超える全ての重要な通貨リスクのうち、平均50パーセントまでヘッジすることである。これにより、確実な計画を立て、通貨変動が原因の収益の変動を削減することが可能となる。決済日付で、問題の通貨の平均約39パーセントの外貨変動リスクがその次の24ヶ月間ヘッジされていた。関連のヘッジ取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を使用し計上されている（注記50.3キャッシュ・フロー・ヘッジを参照のこと）。

最終的に、貸借対照表日付で、為替予約及び通貨スワップの想定元本が、5,119百万ユーロ（前年度：4,280百万ユーロ）存在した。これに対応する公正価値は、-53百万ユーロ（前年度：98百万ユーロ）であった。報告日の時点において、当該年度末に通貨オプション又は為替スワップはなかった。前年度において存在していた為替スワップ（想定元本：163百万ユーロ、公正価値：14百万ユーロ）は、2014年度中に予定通り満了した。

海外業務で得た資産及び負債を当グループの通貨に換算することから生じる通貨リスク（為替換算リスク）は、2014年12月31日現在においてヘッジされていなかった。

IAS第39号に準拠して2014年12月31日現在資本に計上された通貨デリバティブによる未実現利益又は損失のうち、20百万ユーロ（前年度：69百万ユーロ）が、2015年度における収益として計上される予定である。

IFRS第7号は、会社に対して、報告日における為替レートの変動による損益及び資本に対する影響を示す定量的リスクデータを開示するよう求めている。このような通貨金融商品のポートフォリオの為替レートの変動による影響は、リスク計算時の価格（95パーセント信頼/1ヶ月の保有期間）を用い評価される。報告日現在のポートフォリオが、対象年度1年間のポートフォリオを示すものとみなされている。

為替レートの仮定変動から生じる為替換算リスクは、IFRS第7号の対象外である。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

グループ会社が利用する主要な外貨建金融商品は、ドイツポスト・アーゲー内部の銀行によりヘッジされ、ドイツポスト・アーゲーにより毎月の為替レートが設定され保証されている。したがって、為替レート関連の変動は、グループ会社の損益及び資本に影響を与えない。個々のケースでは、グループ会社は、法的な理由からグループ内部における銀行取引に参加することが認められていないため、デリバティブを利用して、主要な金融商品から生じる通貨リスクを完全に個別にヘッジする。そのため、これらの会社は、当グループのリスクポジションに影響を与えない。

為替レートの仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの外部デリバティブの公正価値に影響を及ぼし、かかる公正価値の変動は、損益に計上される。また、かかる仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの内部グループにおける銀行残高、外部の銀行口座の残高及び内外への貸付金の報告日現在の再算定により生じる外貨の損益にも影響を及ぼす。該当する外貨項目のリスクにさらされている外貨価値は、報告日現在6百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）あった。また、為替レートの仮定変動は、資本、並びに、認識されていない確定約定及び実現性の非常に高い予想通貨取引をヘッジするために利用される（「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に指定されている。）デリバティブの公正価値に影響を及ぼす。2014年12月31日現在、本リスクポジションでリスクにさらされていた外貨価値は、57百万ユーロ（前年度：30百万ユーロ）であった。報告日現在、リスクにさらされていた外貨価値は、計56百万ユーロ（前年度：29百万ユーロ）であった。合計額が上述の個別の合計より低いのは、相互依存性に起因する。

金利リスク及び金利管理

金利ヘッジ商品の公正価値は、コーポレート財務部のリスク管理システムを用いて割り引かれた将来の予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。

2014年12月31日現在、当グループは、想定元本が1,300百万ユーロ（前年度：1,126百万ユーロ）の金利スワップを締結した。この金利スワップの公正価値は68百万ユーロ（前年度：6百万ユーロ）であった。前年度と同様、報告日現在、金利オプションは締結していない。

1月、当グループは、支払期限を迎えた926百万ユーロの社債を返済した。元々確定利付社債だったものの一部は短期変動金利に交換された。その結果、前年度と比較した場合、短期固定利付商品の割合の変動は小さいものであった。報告日現在、既存の金利ヘッジ商品を考慮すると、短期固定利付金融負債の割合は（注記46を参照のこと）、約35パーセント（前年度：36パーセント）に及ぶ。潜在的な金利変動による当グループの財政状態への影響は、引き続き僅かである。

IFRS第7号に基づいて必要とされている金利リスクに関する定量的リスクデータは、感応度分析により実施される。この方法は、市場金利の仮定変動が受取利息、支払利息及び報告日現在の資本へ与える影響を算定するために利用される。感応度分析は、以下の仮定が使用されている。

主要な変動金利付金融商品は、金利リスクにさらされるので、感応度分析の対象とされる。主要な変動金利付金融商品が、キャッシュ・フロー・ヘッジにより確定利付金融商品に転換された場合には、感応度分析の対象とはならない。キャッシュ・フロー・ヘッジに使用されるデリバティブ金融商品の市場金利の変化は、資本に公正価値の変化を生じさせるという影響を与えるため、感応度分析の対象に含まなければならない。償却原価により測定される確定利付金融商品は、金利リスクにはさらされない。

金利リスクに関して指定された公正価値ヘッジは分析の対象とはならない。これは、ヘッジ対象項目及びヘッジ取引の公正価値上の金利関連の変動が当該期間の損益でほぼ完全に相殺し合うからである。ヘッジ商品の変動部分のみが金融収益純額・金融費用純額に影響し、感応度分析の対象となる。

2014年12月31日現在の市場の金利水準が100ベース・ポイント上昇していたならば、金融費用純額は9百万ユーロ増加（前年度：6百万ユーロ増加）していたであろう。一方、市場の金利水準が100ベース・ポイント低下していたならば、影響はその反対となっていたであろう。市場の金利水準が100ベース・ポイント変動すると、資本勘定で認識されている金利デリバティブの公正価値に影響がでるであろう。前年度と同様、本会計年度内に金利が上昇していたとしても、資本勘定を増加させていなかったであろう。一方、金利が低下していても、資本勘定を減少させていなかったであろう。

市場リスク

前年度のとおり、特に、灯油、ディーゼル、及び船舶用ディーゼル燃料等の商品価格の変動により生じたリスクの大部分は、事業上の方策により顧客に転嫁された。もっとも、関連する燃料サーチャージの影響は、1ヶ月から2ヶ月後に遅れて生じるため、仮に短期間に大きな価格変動があった場合には、一時的に収益に影響が及ぶ可能性がある。

さらに、ディーゼル及び船舶用ディーゼル燃料におけるコモディティ・スワップが、残存するリスクを管理するために僅かに行われた。かかるコモディティ・スワップは、想定元本が53百万ユーロ（前年度：56百万ユーロ）で、公正価値が-7百万ユーロ（前年度：0百万ユーロ）であった。

IFRS第7号は、会社に対して、商品価格の仮定変動の損益及び資本に対する影響を示す感応度分析を開示するよう求めている。

商品価格の変動は、将来購入する可能性の高い商品のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）のために使用されるデリバティブの公正価値及び資本のヘッジ剰余金に影響する。デリバティブの基礎をなす商品価格が貸借対照表日付上で10パーセント増加していたとすると、公正価値も持分も3百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）増加したであろう。これに相当する商品価格の減少は、反対の影響を及ぼしたであろう。

簡略化のため、商品価格ヘッジの中には、キャッシュ・フロー・ヘッジ計算を使っていると認識されていないものがある。当該デリバティブについては、商品価格の変化は、デリバティブの公正価格と損益計算書の両方に影響することになる。前年度と同様、仮に、基礎をなす商品価格が報告日において10パーセント上昇していたとすれば、これにより、当該公正価格は増加することになる。そして、その結果として、営業利益は1百万ユーロ未満増加する。また、これに対応する商品価格の低下も公正価値及び営業利益を1百万ユーロ未満減少させたであろう。

信用リスク

当グループに生じる信用リスクとは、取引相手が営業活動及び金融取引より生じた債務を履行しないリスクである。金融取引より生じる信用リスクを最小限にするため、当グループは格付けの高い取引相手とのみ取引を行っている。このような、当グループの特徴的な顧客構造により、リスクが集中しないことになる。各取引相手は、個々に限度額が定められており、その利用状況は定期的にチェックされている。各取引相手の信用格付けの状態により、プラスの公正価値について減損の必要があるかどうかを確認するた

め、貸借対照表日にテストが実施される。2014年12月31日の時点において、いずれの取引相手についてもこのような事態は生じていない。

契約不履行リスクは、業務において継続してチェックされている。金融資産の帳簿価額総額は、契約不履行リスクの最高額を表す。売掛金7,825百万ユーロ（前年度：7,022百万ユーロ）の支払期日は1年以内である。支払期日を経過している売掛金の概要は、以下の表のとおりである。

支払期日を経過した売掛金

（単位：百万ユーロ）

		2013年 ⁽¹⁾	2014年
減損考慮前帳簿価額		7,232	8,045
報告日現在で減損されておらず且つ期日未到来のもの		5,145	5,923
報告日現在で期日経過しており且つ減損されていないもの	30日未満	750	750
	31日以上 60日以内	641	591
	61日以上 90日以内	270	270
	91日以上 120日以内	93	109
	121日以上 150日以内	42	43
	151日以上 180日以内	36	24
	180日超	17	57

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

売掛金の変動は、以下のとおりである。

売掛金

（単位：百万ユーロ）

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
売掛金総額		
1月1日現在	7,157	7,232
変動	75	813
12月31日現在	7,232	8,045
評価性引当金		
1月1日現在	-216	-210
変動	6	-10
12月31日現在	-210	-220
12月31日現在帳簿価額	7,022	7,825

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

その他の金融商品は、全て支払期日が未到来であり、且つ減損されていない。取引相手の特徴的な構造により、リスクの集中は阻止されている。

22百万ユーロ（前年度：23百万ユーロ）の減損は、その他の資産と認識された。

(50.2) 担保

貸借対照表日付における長期金融資産として、600百万ユーロ（前年度：545百万ユーロ）相当の担保が認識されている。この金額のうち、335百万ユーロは、国庫補助金関連の支払が生ずる可能性があるため、コメルツバンク・アーゲーに開設された凍結口座に移された、制約のある現金である（注記53を参照のこと）。60百万ユーロは、M&A取引の担保に起因し、約125百万ユーロは、主に、ドイツポスト・アーゲーの住居用建物のローン実行に関連するものである。また、75百万ユーロは、保証金の支払に関連するものである。

また、短期金融資産として、39百万ユーロ（前年度：41百万ユーロ）相当の担保が認識されている。これらの多くが、USクロスボーダー・リース（QTEリース）のために支払われた担保に係るものである。

(50.3) デリバティブ金融商品

当グループ内で使用されている認識されたデリバティブ金融商品及びその公正価値の概要は、以下の表のとおりである。想定元本が償却されるデリバティブについては、満期時の全額で報告されている。

デリバティブ金融商品

（単位：百万ユーロ）

	2013年		2014年			
	想定元本	公正価値	想定元本	資産	負債	合計
金利商品						
金利スワップ	1,126	6	1,300	68	0	68
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	163	7	0	0	0	0
内、公正価値ヘッジ	963	-1	1,300	68	0	68
通貨取引						
為替予約	2,206	68	2,413	66	-74	-8
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,825	64	1,840	48	-66	-18
内、トレーディング目的	381	4	573	18	-8	10
通貨スワップ	2,074	30	2,706	19	-64	-45
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	46	0	22	0	0	0
内、トレーディング目的	2,028	30	2,684	19	-64	-45
為替スワップ	163	14	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	163	14	0	0	0	0
	4,443	112	5,119	85	-138	-53
商品価格取引						
商品価格スワップ	56	0	53	0	-7	-7
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	52	0	40	0	-4	-4
内、トレーディング目的	4	0	13	0	-3	-3

（単位：百万ユーロ）

	2014年度満期日までの期間別公正価値					
	資産					
	1年以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	5年超
金利商品						
金利スワップ	0	0	0	15	0	53
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、公正価値ヘッジ	0	0	0	15	0	53
通貨取引						
為替予約	56	10	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	38	10	0	0	0	0
内、トレーディング目的	18	0	0	0	0	0
通貨スワップ	19	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	19	0	0	0	0	0

為替スワップ	0	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
	75	10	0	0	0	0
商品価格取引						
商品価格スワップ	0	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0

(単位：百万ユーロ)

	2014年度満期日までの期間別公正価値					
	負債					
	1年以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	5年超
金利商品						
金利スワップ	0	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、公正価値ヘッジ	0	0	0	0	0	0
通貨取引						
為替予約	-62	-12	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	-54	-12	0	0	0	0
内、トレーディング目的	-8	0	0	0	0	0
通貨スワップ	-64	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	-64	0	0	0	0	0
為替スワップ	0	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
	-126	-12	0	0	0	0
商品価格取引						
商品価格スワップ	-7	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	-4	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	-3	0	0	0	0	0

表に示されたものとは別に、M&A取引の結果による重要なデリバティブはなかった（前年度：-2百万ユーロ）。

公正価値ヘッジ

500百万ユーロの新たな金利スワップが2014年に契約され、2022年に満期を迎えるユーロ建ての固定利付債の公正価値リスクをヘッジするため、公正価値ヘッジに指定された。2014年12月31日現在、公正価値ヘッジに指定されている金利スワップは総額で13億ユーロになる。報告日現在、これらのヘッジ商品の公正価値は、68百万ユーロ（前年度：-1百万ユーロ）に及ぶ。ヘッジ対象項目及び各ヘッジ取引により生じた損益の概要は以下の表のとおりである。

公正価値ヘッジの非有効部分

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
ヘッジ対象項目に係る利益(+)	11	0

ヘッジ取引に係る損失(-)	-11	-1
差額(非有効部分)	0	-1

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、将来の外貨建営業収益及び費用により生じるキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするため、為替予約及び通貨スワップを利用している。為替予約及び通貨スワップの公正価値は、報告日現在-18百万ユーロ（前年度：64百万ユーロ）であった。ヘッジ対象取引は、2016年度までにはキャッシュ・フローへ影響を及ぼすであろう。

2013年度の報告日の時点で存在する総合的な為替スワップ（前年度：21百万ユーロ）は、2014年に予定通り満了した。

ディーゼル及び船舶用ディーゼル燃料の購入に伴うリスクは、顧客に転嫁できず、商品スワップを利用してヘッジされた。なお、かかる商品スワップは2014年にキャッシュ・フローに影響するであろう。これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値は、-4百万ユーロ（前年度：0百万ユーロ）であった。

(50.4) 当グループが利用している金融商品に関する追加開示

当グループでは金融商品をそれぞれの貸借対照表の項目に従って分類している。当グループは金融商品を報告期間又は前会計年度において満期まで保有するものとして分類しなかったため、当該算定項目は概要において省略されている。以下の表では、報告日現在において、貸借対照表の勘定科目を、IAS第39号上のカテゴリー及びそれぞれの公正価値に対応させて調整している。

2014年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額の調整

（単位：百万ユーロ）

	帳簿価額	IAS第39号算定項目別帳簿価額		
		損益を通して公正価値で計上される金融資産及び負債		売却可能 金融資産
		トレーディング	公正価値オプション	
資産の部				
長期金融資産	1,363			
原価	907	0	0	24
公正価値	456	53	114	264
売掛金	7,825			
原価	7,825	0	0	0
その他の流動資産	2,415			
原価	1,048	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	1,367	0	0	0
短期金融商品	351			
原価	68	0	0	0
公正価値	283	37	0	208
現金及び現金等価物	2,978	0	0	0
資産合計	14,932	90	114	496
資本及び負債の部				
長期金融負債 ⁽¹⁾	4,683			
原価	4,671	0	0	0
公正価値	12	0	0	0
その他の固定負債	255			
原価	160	0	0	0

IFRS第7号の範囲外	95	0	0	0
短期金融負債	486			
原価	353	0	0	0
公正価値	133	75	0	0
買掛金	6,922			
原価	6,922	0	0	0
その他の流動負債	4,196			
原価	390	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	3,806	0	0	0
資本及び負債合計	16,542	75	0	0

(1) ドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債で、短期及び長期金融負債に含まれるものの一部は、公正価値ヘッジのヘッジ対象項目に指定された。ゆえに、これらは基礎調整を受ける。したがって、当該社債は、完全に公正価値又は償却原価で処理されてはいない。長期金融負債は、ドイツポスト・アーゲーが2012年12月に発行した転換社債も含む。上場社債は、貸借対照表日付で1,384百万ユーロの公正価値を有していた。1,006百万ユーロの公正価値が、貸借対照表日付で負債の構成要素として報告された。

(単位：百万ユーロ)

	IAS第39号算定項目別帳簿価額		IAS第39号の範囲外のその他の金融商品	IFRS第7号に基づく金融商品の公正価値
	貸付金及び受取債権 / その他の金融負債	ヘッジ商品として指定されたデリバティブ	リース債権及びファイナンス・リース負債	
資産の部				
長期金融資産				
原価	834	0	49	906
公正価値	0	25	0	456
売掛金				
原価	7,825	0	0	7,825
その他の流動資産				
原価	1,048	0	0	1,048
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0
短期金融商品				
原価	61	0	7	68
公正価値	0	38	0	283
現金及び現金等価物	2,978	0	0	0
資産合計	12,746	63	56	-
資本及び負債の部				
長期金融負債 ⁽¹⁾				
原価	4,480	0	191	5,461
公正価値	0	12	0	12
その他の固定負債				

原価	160	0	0	160
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0
短期金融負債				
原価	334	0	19	353
公正価値	0	58	0	133
買掛金				
原価	6,922	0	0	6,922
その他の流動負債				
原価	390	0	0	390
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0
資本及び負債合計	12,286	70	210	-

(1) ドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債で、短期及び長期金融負債に含まれるものの一部は、公正価値ヘッジのヘッジ対象項目に指定された。ゆえに、これらは基礎調整を受ける。したがって、当該社債は、完全に公正価値又は償却原価で処理されてはいない。長期金融負債は、ドイツポスト・アーゲーが2012年12月に発行した転換社債も含む。上場社債は、貸借対照表日付で1,384百万ユーロの公正価値を有していた。1,006百万ユーロの公正価値が、貸借対照表日付で負債の構成要素として報告された。

2013年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額の調整⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	IAS第39号算定項目別帳簿価額		
		損益を通して公正価値で計上される 金融資産及び負債		売却可能金融資産
		トレーディング	公正価値 オプション	
資産の部				
長期金融資産	1,123			
原価	857	0	0	97
公正価値	266	0	90	160
売掛金	7,022			
原価	7,022	0	0	0
その他の流動資産	2,223			
原価	956	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	1,267	0	0	0
短期金融商品	821			
原価	70	0	0	0
公正価値	751	40	0	611
現金及び現金等価物	3,414	0	0	0
資産合計	14,603	40	90	868
資本及び負債の部				
長期金融負債 ⁽²⁾	4,619			
原価	4,608	0	0	0
公正価値	11	0	0	0

その他の固定負債	227			
原価	147	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	80	0	0	0
短期金融負債	1,335			
原価	1,306	0	0	0
公正価値	29	8	0	0
買掛金	6,358			
原価	6,358	0	0	0
その他の流動負債	3,978			
原価	346	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	3,632	0	0	0
資本及び負債合計	16,517	8	0	0

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 短期及び長期の金融負債内のドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行債券の一部は、公正価値ヘッジのヘッジ対象項目に指定され、基礎調整を受ける。したがって、当該債券は、完全に公正価値又は償却原価で処理されてはいない。長期金融負債は、ドイツポスト・アーゲーが2012年12月に発行した転換社債も含む。上場社債は、貸借対照表日付で1,353百万ユーロの公正価値を有していた。928百万ユーロの公正価値が、貸借対照表日付で負債の構成要素として報告された。

(単位：百万ユーロ)

	IAS第39号算定項目別帳簿価額		IAS第39号の範囲外のその他の金融商品	IFRS第7号に基づく金融商品の公正価値
	貸付金及び受取債権 / その他の金融負債	ヘッジ商品として指定されたデリバティブ	リース債権及びファイナンス・リース負債	
資産の部				
長期金融資産				
原価	728	0	32	846
公正価値	0	16	0	266
売掛金				
原価	7,022	0	0	7,022
その他の流動資産				
原価	956	0	0	956
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0
短期金融商品				
原価	63	0	7	70
公正価値	0	100	0	751
現金及び現金等価物	3,414	0	0	3,414
資産合計	12,183	116	39	-
資本及び負債の部				
長期金融負債 ⁽²⁾				
原価	4,414	0	194	4,664

公正価値	0	11	0	11
その他の固定負債				
原価	147	0	0	147
IFRS第7号の 範囲外	0	0	0	0
短期金融負債				
原価	1,287	0	19	1,306
公正価値	0	21	0	29
買掛金				
原価	6,358	0	0	6,358
その他の流動負債				
原価	346	0	0	346
IFRS第7号の 範囲外	0	0	0	0
資本及び負債合計	12,552	32	213	-

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 短期及び長期の金融負債内のドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行債券の一部は、公正価値ヘッジのヘッジ対象項目に指定され、基礎調整を受ける。したがって、当該債券は、完全に公正価値又は償却原価で処理されてはいない。長期金融負債は、ドイツポスト・アーゲーが2012年12月に発行した転換社債も含む。上場社債は、貸借対照表日付で1,353百万ユーロの公正価値を有していた。928百万ユーロの公正価値が、貸借対照表日付で負債の構成要素として報告された。

金融商品の活発な市場（例えば、株式市場）が存在する場合には、公正価値は、貸借対照表日現在の市場価格又は相場価格を参照し決定される。活発な市場における公正価値がない場合には、類似商品の活発な市場における相場価格、又は一般的に認識された評価手法により公正価値が算定される。使用される評価手法には、当該金融商品の公正価値を算定するための主要な要素を組み入れ、貸借対照表日現在の市況から導き出される評価パラメーターを用いている。相手方から生じるリスクは、相手方が署名した現在のクレジット・デフォルト・スワップに基づき分析される。その他の長期受取債権及び満期日までの残存期間が1年超の金融投資の公正価値は、現在の金利パラメーターを考慮した当該資産に関する支払額の現在価値に相当する。

現金及び現金等価物、売掛金及びその他の受取債権は、支払期日までの残存期間が圧倒的に短い。その結果、これらの報告日現在の帳簿価額は、その公正価値とほぼ等しい。また、買掛金及びその他の負債も、通常は支払期日までの残存期間が短い。そのため、これらの算定価額は、その公正価値とほぼ等しい。

売却可能金融資産は、資本性金融商品及び負債性金融商品に関連し、公正価値で算出され、活発な市場を有さないパートナーシップ及び企業に対する持分24百万ユーロ（前年度：97百万ユーロ）を含む。

将来のキャッシュ・フローが信頼性を持って算定できないため、これらの公正価値は、評価手法を用いて算定することができない。取得原価で算定されるパートナーシップ及び企業の持分は、会計年度においては75百万ユーロ減少した。2014年12月31日現在、売却可能金融資産として認識されている重要な株式について、近い将来に売却又は認識を中止する予定はない。

公正価値で測定された売却可能金融資産は、資本性金融商品及び負債性金融商品に関連する。

損益を通じた金融資産の公正価値は、一貫性のない会計を避けるため、公正価値オプションを適応させた証券を含む。これらの資産には、活発な市場があり、その価格は公正価値で認識されている。

以下の表では、公正価値で認識される金融商品及び公正価値の開示が要求される金融商品を表しており、当該金融商品は、分類ごとに指定された公正価値階層のレベルで記載されている。

IFRS第7号第29.a項に基づく簡略化オプションは、主に満期の短い現金及び現金等価物、売掛金、その他資産、買掛金及びその他負債について行使された。報告日時点におけるこれらの帳簿価額は、公正価値とほぼ等しい。活発な市場における見積価格がなく、その結果、原価で算定されなければならない資本性金融商品における金融投資は、これに含まれていない。

金融資産及び負債、2014年12月31日

(単位：百万ユーロ)

レベル	1 ⁽¹⁾	2 ⁽²⁾	3 ⁽³⁾	合計
-----	------------------	------------------	------------------	----

長期金融資産	246	961	132	1,339
短期金融資産	208	75	0	283
合計	454	1,036	132	1,622
長期金融負債	5,004	409	0	5,413
短期金融負債	0	132	1	133
合計	5,004	541	1	5,546

- (1) 活発な市場における同一の金融商品の見積価格(未調整)。
(2) 直接的又は間接的に観測可能である見積価格以外のインプット。
(3) 観測可能な市場データに基づかないインプット。

金融資産及び負債、2013年12月31日⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)

レベル	1 ⁽²⁾	2 ⁽³⁾	3 ⁽⁴⁾	合計
長期金融資産	157	765	93	1,015
短期金融資産	611	140	0	751
合計	768	905	93	1,766
長期金融負債	4,221	454	0	4,675
短期金融負債	927	34	2	963
合計	5,148	488	2	5,638

- (1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。
(2) 活発な市場における同一の金融商品の見積価格(未調整)。
(3) 直接的又は間接的に観測可能である見積価格以外のインプット。
(4) 観測可能な市場データに基づかないインプット。

レベル1は、主に、公正価値で算出された資本性金融商品及び償却原価で算出された負債性金融商品で構成される。

償却原価で算出される金融資産及び金融債務に加え、商品、金利及び通貨のデリバティブがレベル2において報告される。デリバティブの公正価値は、通貨、金利及び商品の先物レートを考慮して割引かれた予想される将来のキャッシュ・フローに基づいて算定される(マーケット・アプローチ)。そのため、市場で観測可能な相場価格(為替レート、金利及び商品価格)は、市場に常にある情報プラットフォームから取り込まれ、資金管理システムに入力される。この相場価格には、活発な市場での同様な商品の実際の取引が反映されている。どの通貨オプションも、ブラック・ショールズのオプションプライシングモデルを用いて測定される。デリバティブ測定に使用される重要な変数は、全て市場で観測可能である。

レベル3には、主に、株式投資の公正価値及びM&A取引に関連するオプションが含まれる。これらのオプションは、実績のある評価モデルを利用し、妥当と思われる条件を踏まえる。デリバティブの公正価値は、金融比率に大きく依拠する。財務比率は、資産及び債務の公正価値に大きな影響を及ぼす。財務比率の上昇が公正価値の上昇をもたらす反面、財務比率の低下は公正価値の低下に至る。

2014年度には、金融商品のレベル間移動はなかった。報告日現在、レベル3に分類されている金融商品の純損益への影響は、以下の表のとおりである。

観測不可能なインプット(レベル3)

(単位：百万ユーロ)

	2014年1月1日	利益及び損失 (損益で認識 済) ⁽¹⁾	利益及び損失 (OCIに認識済) (2)	追加	処分	2014年12月31 日
資産						
資本性金融商品	93	0	53	0	-14	132
負債						
負債性金融商品	0	0	0	0	0	0

デリバティブ						
株式デリバティブ	2	-1	0	0	0	1
	2013年1月1日	利益及び損失 (損益で認識 済) ⁽¹⁾	利益及び損失 (OCIに認識済) (2)	追加	処分	2013年12月31 日
資産						
資本性金融商品	28	0	41	24	0	93
負債						
負債性金融商品	1	-1	0	0	0	0
デリバティブ						
株式デリバティブ	48	-43	0	0	-3	2

(1) その他の財務費用で公正価値の減少は認識された。

(2) 未実現利益は、IAS第39号の再評価剰余金で認識された。

IAS第39号の各測定カテゴリーに従って分類された金融商品の純利益及び純損失は以下のとおりである。

算定に関するカテゴリー別純利益及び純損失

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
貸付金及び受取債権	-107	-114
損益を通じた金融資産及び負債の公正価値		
トレーディング	41	0
公正価値オプション	0	0
その他の金融負債	3	1

純利益及び純損失は、主に、金融商品の公正価値での算定、減損及び処分（処分益／損）の影響を含む。配当金及び利息は、損益を通して公正価値で算定される金融商品としては考慮されていない。売却可能金融資産に関する純利益及び純損失の開示は、注記40.2に記載されている。損益を通して公正価値で測定されない金融商品に関して取決められた利息及び手数料による収益及び費用については、開示された損益計算書に記載されている。

以下の表は、報告日現在、基本相殺契約又は金融資産及び金融負債に関する同様の契約に基づく相殺契約の影響を表している。

相殺 - 資産

(単位：百万ユーロ)

	貸借対照表で相殺されていない金融資産と金融負債					
	報告日現在認識 されている金融 資産の総額	相殺された金 融負債の総額	貸借対照表で相 殺された金融資 産の正味金額	相殺基準を満 たさない法的 に強制執行可 能な相殺契約 の対象の金融 負債	受領した担 保	合計
2014年12月31日時点の 資産						
金融資産デリバティブ (1)	153	0	153	145	0	8
売掛金	7,954	129	7,825	0	0	7,825

2013年12月31日時点の 資産 ⁽²⁾						
金融資産デリバティブ (1)	156	0	156	38	0	118
売掛金	7,189	167	7,022	0	0	7,022

(1) M&A取引に基づくデリバティブは、除く。

(2) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

相殺 - 負債

(単位：百万ユーロ)

	報告日現在認識 されている金融 負債の総額	相殺された金 融資産の総額	貸借対照表で相 殺された金融負 債の正味金額	貸借対照表で相殺さ れていない金融資産 と金融負債		合計
				相殺基準を満 たさない法的 に強制執行可 能な相殺契約 の対象の金融 資産	提供された 担保	
2014年12月31日時点の 負債						
金融負債デリバティブ (1)	145	0	145	145	0	0
買掛金	7,051	129	6,922	0	0	6,922
2013年12月31日時点の 負債 ⁽²⁾						
金融負債デリバティブ (1)	38	0	38	38	0	0
買掛金	6,525	167	6,358	0	0	6,358

(1) M&A取引に基づくデリバティブは、除く。

(2) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

法的強制力のある相殺権を有し、報告日時点で純額ベースでの決算を意図している場合に限り、金融資産及び金融負債は、相殺契約（基本相殺契約）に基づいて相殺される。

通常の営業過程で相殺権が執行可能でない場合、金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。基本相殺契約により、法的措置を取らなければ執行できない条件付き相殺権が付与される。

キャッシュ・フロー及び公正価値リスクをヘッジするためドイツポスト・アーゲーは、多数の金融サービス機関と金融デリバティブ取引を行った。これらの契約は、金融デリバティブ取引の標準基本契約の対象となる。この契約は、条件付き相殺権を付与しており、その結果、報告日時点の金融デリバティブ取引の総額が認識される。条件付き相殺権は、表のとおりである。

郵便配達関連のサービスから生じる決済プロセスは、万国郵便条約及びライムス条約の対象となる。これらの契約は、特に決済条件が、指定された契約の公的郵便事業者に対し法的拘束力を有する。契約の当事者間の年度内の輸入及び輸出は、年次決算報告書で要約され、最終年次報告書に純額ベースで記載される。万国郵便条約及びライムス条約の対象となる売掛金及び買掛金は、報告日に純額ベースで記載される。表は、相殺前及び相殺後の、売掛金及び買掛金を示す。

(51) 偶発債務

当グループの偶発債務の内訳は以下の表のとおりである。

偶発債務

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
保証債務	21	89
保証	84	80
訴訟リスクによる債務	124	183
その他の偶発債務	848	1,428
合計	1,077	1,780

その他の偶発債務には、正式な国庫補助金に関する調査（注記53を参照のこと。）に基づく義務及び税務関連の義務が含まれる。また、米国における和解金支払を行う義務の可能性（注記12を参照のこと。）も含まれる。

(52) その他の金融債務

引当金、負債及び偶発債務に加え、IAS第17号に定義される解約不能なオペレーティング・リースから生じるその他の金融債務7,155百万ユーロ（前年度：6,129百万ユーロ）が存在する。

当グループのリースから生じる将来の解約不能な支払債務は、以下の資産に関連する。

リース負債

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
土地及び建物	4,966	5,375
航空機	524	1,083
輸送用設備	512	576
技術設備及び機械	67	67
その他の設備、営業用及び事務用機器	47	43
IT設備	13	11
合計	6,129	7,155

リース負債が1,026百万ユーロ増加し、7,155百万ユーロになったのは、航空機リース負債の増加を伴った2014年初頭における米国の航空会社であるサザン・エアとの契約の拡張及び延長に一部起因する。また、新たなリースが、機械化された配達拠点につき締結された。

残存期間別最低リース支払額

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
1年未満	1,465	1,626
1年超2年以内	1,109	1,223
2年超3年以内	853	975
3年超4年以内	651	751
4年超5年以内	475	501
5年超	1,576	2,079
合計	6,129	7,155

リース支払料の最低額の割引現在価値は、割引率4.75パーセント（前年度から変更なし。）に基づく、5,827百万ユーロ（前年度：5,019百万ユーロ）である。全体として、2,588百万ユーロ（前年度、調

整後：2,518百万ユーロ)のレンタル及びリース支払額が生じ、そのうちの1,845百万ユーロ(前年度、調整後：1,708百万ユーロ)は解約不能なリースに関連する。解約不能なリースから生じた将来的なリース負債2,426百万ユーロ(前年度：2,092百万ユーロ)は、主にドイツポスト・イモビリエンGmbHに起因する。

非流動資産に対する投資に係る購入債務は、137百万ユーロ(前年度：134百万ユーロ)に及び。

(53) 訴訟

ドイツポスト・アーゲー及びその子会社が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法(Postgesetz)に従い、ドイツ連邦ネットワーク庁(Bundesnetzagentur)による特定業種の規制の対象となっている。規制当局として、ドイツ連邦ネットワーク庁は、当該料金に関する承認及び見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を設定し、また、市場濫用行為に対応するための特別監視権限を有する。これらの一般的な規制リスクは、当局により否定的な判断がなされた場合には、売上高及び利益の減少につながる可能性がある。

法的リスクとしては、特に、2003年度、2004年度及び2005年度の上限料金設定手続の下、ドイツポストに与えられた料金承認に対する組合からの係属中の行政裁判所に対する上訴、並びに2008年度及び2013年度の関連判決に対する組合からの上訴が挙げられる。2003年度から2005年度までの料金承認に対する上訴は、ミュンスター上級行政裁判所により棄却されたにも関わらず、上訴裁判所として、連邦行政裁判所に対して上訴された。ケルン行政裁判所は、2008年度及び2013年度の料金承認に対する上訴の判断を未だ下していない。

2011年6月14日に、ドイツ連邦ネットワーク庁は、ドイツポスト・アーゲーの子会社であるファースト・メール・デュッセルドルフGmbHとドイツポスト・アーゲーが、ドイツ郵便法上の割引及び差別に関する規制に違反したと判断した。両社は、指摘された違反事項を治癒するよう指導を受けた。両社は、当該決定に対して、不服を申立てた。加えて、ファースト・メール・デュッセルドルフGmbHは、裁判手続で結論が出るまでの間、上記ドイツ連邦ネットワーク庁の決定を差止めるよう申し立てた。ケルン行政裁判所及びミュンスター上級行政裁判所は、共に申立てを棄却した。ファースト・メール・デュッセルドルフGmbHは、2011年末に郵便配達の実業を停止し、2011年12月19日に上記申立てを取下げた。これに対して、ドイツポスト・アーゲーによるドイツ連邦ネットワーク庁の決定に対する不服申立ては、依然として継続している。

2012年4月30日の決定で、ドイツ連邦ネットワーク庁は、同一の送り状及び異なる量が入っている送り状の輸送に対し異なる料金を請求することにより、ドイツポスト・アーゲーがドイツ郵便法の差別規定に違反したと判断した。ドイツポスト・アーゲーは、当該決定に係る差別を直ちに、遅くとも2012年12月31日までに停止するように求められた。この決定は、2013年1月1日に実施された。ドイツポストは、ドイツ連邦ネットワーク庁の法的見解を共有しておらず、当該決定に対し不服申立てをした。

2012年1月25日に欧州委員会は、同委員会が2007年9月12日より開始した国庫補助金に関する正式調査の決定を発表した。同委員会は、ドイツポスト・アーゲーは、1989年から2007年の間に提供した全国均一のサービスに対する対価として、国家財源を使用して過剰に補償されていないと判断した。また、同委員会は、ドイツ連邦共和国による旧負債のための保証に関しても違法な点は見つからなかったとした。一方、公務員年金のための資金調達の一部に違法な国庫補助を受けたと判断した。すなわち、価格承認の過程でドイツ連邦ネットワーク庁によって年金控除が認められたことにより、ドイツポスト・アーゲーにレート管理されていないサービスに関して利益をもたらしたとされている。同委員会によれば、上記利益は、ドイツ政府により取り戻されなければならない、更に今後、国庫補助の付与により、レート管理されていないサービスに利益がもたらされないようにしなければならない(違法な国庫補助)。欧州委員会の計算により、正確な金額は、連邦共和国に返金されなければならない。しかし、プレスリリースで、欧州委員会は、500百万ユーロと10億ユーロの間の額に言及していた。

ドイツポスト・アーゲー及び連邦政府は、欧州委員会による2012年1月25日付の国庫補助金の決定は、法的検討に耐えうるものではないと考えており、それぞれルクセンブルグの欧州司法裁判所に対して不服申立てを行った。

国庫補助金の決定を履行するため、連邦政府は、2012年5月29日にドイツポスト・アーゲーに対し、298百万ユーロを利息も含めて支払うように求めた。ドイツポスト・アーゲーは、2012年6月1日にこの金額を受託者に支払い、当該回収命令に不服申立てを行政裁判所に対して行った。しかし、この不服申立ては一時的に中断しており、欧州裁判所の審理が係属中である。ドイツポスト・アーゲーは、2013年1月2日及び2014年1月2日にそれぞれ19.4百万ユーロと15.6百万ユーロ、及び、2015年1月2日に20.2百万ユーロの追加支払を行った。報告日以前の支払は、全て貸借対照表の非流動資産項目下に計上されており、収益項目には影響を与えない。

欧州委員会は、国庫補助金返金額の計算の最終承認を表明していない。2013年12月17日に同委員会は、ドイツ連邦共和国に対し、欧州裁判所がより高額な返金額を実行するよう手続を開始した。ドイツポスト・アーゲー及び連邦政府の意見では、2012年1月25日の欧州委員会の国庫補助金に関する判断は法的見直

しに耐えられないが、ドイツポスト・アーゲーが最終的に収益に悪影響を及ぼしかねない支払（さらに高額の可能性有り）をするよう義務付ける判断がなされる可能性は、否定できない。注記51を参照のこと。

2012年11月5日、ドイツ連邦カルテル局（Bundeskartellamt）は、主要顧客の郵便配達についての合意に関する不正行為の疑いで、ドイツポスト・アーゲーに対する手続を開始した。当局は、ドイツポスト・アーゲーの競合他社及び顧客の調査に基づく情報に基づき、当社がドイツ及び欧州の反トラスト法を違反したと疑っている。ドイツポスト・アーゲーは、この意見を共有していない。しかしながら、当局が疑いを確認した場合、ドイツポスト・アーゲーに対して、一定の行為の禁止を義務付け、又は、罰金を課す可能性がある。

2010年7月1日以降、該当する税額免除に関する規定の改正の結果、VATの免除は、個別に交渉された合意の対象ではない、又は、特別条件（割引等）が定められていないドイツ国内における特定のユニバーサル・サービスのみに対して適用されている。ドイツポスト・アーゲーは、法改正がEC法の該当規定を完全に遵守しているとは考えていない。新たな法律に起因する不確定性を受け、ドイツポスト・アーゲーは、重要な問題を税務当局と明確にしようと努めている。ドイツポスト・アーゲーは大部分において義務付けられている措置を実施しているものの、ドイツポスト・アーゲーと税務当局において異なる法律に関する意見は、司法において明確にされるであろう。注記51を参照のこと。

2014年6月30日、DHLエクスプレス・フランスは、フランス競争当局より、2010年6月に分社化された国内エクスプレス事業における反競争行為を主張する異議申立てを受領した。同社は、現在、異議申立てにおいて記載された問題につきフランス当局に協力している。

前述の係属中又は公表されている法的手続に鑑み、財務諸表においては、それらに関する詳細は示されていない。

(54) 株式報酬

ドイツポスト・アーゲーの株価の仮定及び従業員変動に関する仮定は、役員向け株式報酬の価値を測定する際に考慮される。各仮定は、四半期ごとに見直される。人件費は、権利付与期間中（売却禁止期間）に提供されたサービスの報酬として、按分計算で収益又は損失に認識される。

(54.1) 役員向け株式報酬（シェア・マッチング・スキーム）

役員向け株式報酬制度（シェア・マッチング・スキーム）に基づき、一定の役員は、本会計年度の変動報酬の一部として、ドイツポスト・アーゲー株式を翌年受け取ることになり（繰延インセンティブ株式）、全ての当グループの役員は個別に、会計年度の変動報酬を更に株式に転換することにより株式割合を増加させることができる（投資株式）。当該役員は、当グループに雇用されていなければならない4年間の売却禁止期間後、また同量のドイツポスト・アーゲー株式を受け取る（対応株式）。役員に関連のボーナス部分については、転換行動に対し想定がされている。株式報酬の手配は毎年行われ、当該年度の1月1日及び翌年の4月1日が毎年、トランシェの付与日に設定されている。インセンティブ株式及びマッチング株式が持分決済型の株式報酬に分類されているのに対して、投資株式は複合金融商品であり、負債及び資本部分は別々に測定されなければならない。しかし、IFRS第2号37項に基づき、負債部分のみが、シェア・マッチング・スキームの条項により測定される。そのため、投資株式は、現金決済型の株式報酬として取り扱われる。

シェア・マッチング・スキーム

	2009年 トランシェ	2010年 トランシェ	2011年 トランシェ	2012年 トランシェ	2013年 トランシェ	2014年 トランシェ
インセンティブ株式 及び関連マッチング 株式発行日	2009年 11月1日	2010年 1月1日	2011年 1月1日	2012年 1月1日	2013年 1月1日	2014年 1月1日
投資株式につき付与 されたマッチング株式 発効日	2010年 4月1日	2011年 4月1日	2012年 4月1日	2013年 4月1日	2014年 4月1日	2015年 4月1日
期間	53ヶ月	63ヶ月	63ヶ月	63ヶ月	63ヶ月	63ヶ月
満期	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
発行価格（公正価値）						

インセンティブ株式と関連するマッチング株式	11.48ユーロ	13.98ユーロ	12.90ユーロ	12.13ユーロ	17.02ユーロ	25.91ユーロ
投資株式に付与されるマッチング株式	13.03ユーロ	12.91ユーロ	14.83ユーロ	18.22ユーロ	27.18ユーロ	27.00ユーロ (1)
繰延インセンティブ株式の数	430千	638千	660千	479千	337千	268千 ⁽²⁾
マッチング株式の数(予想)						
繰延インセンティブ株式	336千	574千	594千	431千	303千	241千
投資株式	259千	932千	940千	709千	567千	439千
発行されたマッチング株式	654千	-	-	-	-	-

(1) 予想暫定価格(2015年4月1日に決定される。)

(2) 予想数

2009年トランシェに基づくマッチング株式に対する権利及び2013年トランシェに基づく投資株式及び繰延インセンティブ株式に対する権利は、2014年4月に決済された。決済を行うため、トランシェ株式が市場にて再購入された。注記38を参照のこと。

2014年12月31日現在の連結財務諸表において、65百万ユーロ(前年度:52百万ユーロ)が、当該制度における変動報酬部分の付与のために、資本剰余金として計上された。注記39を参照のこと。

(54.2) 取締役向け長期インセンティブ制度(2006年LTIP)

2006年7月1日以降、取締役は、2006年LTIPの下、株式評価益権(SAR)を受領した。2006年LTIPの下、各SARの所有者は、行使日直前の5取引日のドイツポスト株の平均終値とSARの発行価格の差額を現金で受領することができる。

各取締役は、毎年、個別財政投資として、固定年間給与(基本年間給与)の10パーセントを投資する。取締役に発行されるSARの数は、監査役会により決定される。付与日から起算して4年間の待機期間の満了時までには絶対的又は相対的な業績目標が達成された場合にのみ、固定期間満了後2年の間に、一部又は全部を行使することができる。この2年間に行使されないSARは、失効する。付与されたSAR(存在する場合)のうち、行使可能な数量を判断するために、基準期間中及び業績期間中の株式の平均価格又は平均指標値が比較される。基準期間とは、付与日直前の連続20取引日を行い、業績期間とは、待機期間終了前の60取引日を行う。平均(終値)価格は、ドイツ証券取引所のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の平均終値をいう。

絶対的な業績目標は、ドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る場合に達成されたとされる。相対的な業績目標は、STOXX欧州600指数(SXXP, ISIN EU 0009658202)に関連する株式の業績と相関関係にある。株価が業績指数と等しい場合又は指数を最低10パーセント上回った場合に達成されたものとされる。

各6個のSARのうち、絶対的な業績目標に基づき最大4つのSARを獲得することができ、相対的な業績目標に基づき最大2つのSARを獲得することができる。絶対的又は相対的な業績目標が待機期間満了日までに達成されなかった場合には、関連するトランシェに起因するSARは代替品や補償なしで失効する。

2006 LTIP

SAR	2009年 トランシェ	2010年 トランシェ	2011年 トランシェ	2012年 トランシェ	2013年 トランシェ	2014年 トランシェ
発効日	2009年 7月1日	2010年 7月1日	2011年 7月1日	2012年 7月1日	2013年 8月1日	2014年 9月1日
発行価格	9.52 ユーロ	12.27 ユーロ	12.67 ユーロ	13.26 ユーロ	20.49 ユーロ	24.14 ユーロ

待機期間満了日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2015年 6月30日	2016年 6月30日	2017年 7月31日	2018年 8月31日
---------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

取締役に対する株式報酬の詳細は、注記55.2に記載されている。

(54.3) 役員向け株式評価益権（SAR）制度

2006年7月から2013年8月まで、選ばれた役員が、SAR制度の下、SARの年次トランシェを受領した。これにより、要求された実績目標が達成された場合に、役員に対し、ドイツポスト株式の各株価と固定された発行価格との差額を一定期間内に現金で受け取る権利が与えられた（取締役に関しては、2006年LTIP開示を参照）。2006年及び2007年トランシェのSARは全て、それぞれの待機期間終了後に関連する目標が達成されなかったため、失効した。2011年6月30日に、2008年分の待機期間満了日が到来した後、SARの内6分の2が行使可能となった。これらのSARは、株価が好調で、発行価格の18.40ユーロを超えたため、行使期間が終了する直前に行使可能となった。これらのSARの行使期間は、2013年6月30日に満了となった。2009年トランシェの待機期間も、2013年6月30日に満了となった。2009年にSARが発行されて以来、株価が好調なため、SARの殆どが2013年に行使された。関連する業績目標も、2014年6月30日の2010年トランシェの待機期間満了時点で満たされた。2010年に付与された全てのSARは、行使可能であった。大半の役員は、最短で2014年に本トランシェに基づくSARを行使した。

2014年より、SARは、役員に対してSAR制度に基づき発行されなくなった。役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）がSAR制度に置き換わる。過去のSAR制度に基づき発行された全ての従前のSARトランシェは引き続き有効である。

SAR制度のトランシェに関する詳細は、以下の表に記載されている。

SAR 制度

SAR	2009年 トランシェ	2010年 トランシェ	2011年 トランシェ	2012年 トランシェ	2013 トランシェ
発行日	2009年7月1日	2010年7月1日	2011年7月1日	2012年7月1日	2013年8月1日
発行価格	9.52ユーロ	12.27ユーロ	12.67ユーロ	13.26ユーロ	20.49ユーロ
待機期間満了日	2013年6月30日	2014年6月30日	2015年6月30日	2016年6月30日	2017年7月31日

SAR制度及び2006年LTIPの公正価値は、確率的シミュレーション・モデルを使用して決定された。その結果、2014年度は、105百万ユーロ（前年度：202百万ユーロ）もの費用が計上された。

2006年LTIP及びSAR制度について、貸借対照表日に計上された引当金は、271百万ユーロ（前年度：278百万ユーロ）であり、そのうち、67百万ユーロ（前年度：64百万ユーロ）が取締役のものであった。引当金全体のうち6百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）が、報告日現在行使可能な権利に係るものであった。

(54.4) 役員向けパフォーマンス・シェア・プラン

2014年5月27日の定時株主総会は、役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）の導入を決議した。この制度は、従前の役員向けの株式報酬制度（SAR制度）に置き換わる。SAR制度が現金決済の株式報酬であったのに対し、PSPにおいては、待機期間満了後に参加者に対して株式が発行される。PSPにおいては、待機期間満了後における株式付与は、要求されている業績目標の達成に関連付けられている。PSPにおける業績目標は、取締役向けLTIPにおける業績目標と同一である。

パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）は、2014年9月1日、PSPに基づき、選ばれた役員に対して初めて発行された。取締役がPSPに参加することは計画されていない。取締役向けの長期インセンティブ制度（2006年LTIP）は、引き続き変更はない。

2014年12月31日付連結財務諸表においては、合計で3百万ユーロ（前年度：0百万ユーロ）が本制度のために資本剰余金に追加された。注記39を参照のこと。

PSPの価値は、オプション価格設定モデルに基づく保険数理法を用いて算出される（公正価値算出）。2014年度に関する費用は3百万ユーロとなり、人件費において認識された。

パフォーマンス・シェア・プラン

	2014年トランシェ
付与日	2014年9月1日
行使価格	24.14ユーロ

待機期間満了日	2018年8月31日
リスク無し金利	0.11%
ドイツポスト株式の当初配当率	3.50%
ドイツポスト株式の配当率の変動幅	23.46%
ダウ・ジョーンズEURO STOXX 600 Indexの配当率の変動幅	10.81%
ドイツポスト株式のダウ・ジョーンズEURO STOXX 600 Indexに対する共変性	1.74%
数量	
2014年1月1日時点での発行済み権利	0
付与権利	4,479,948
失効権利	3,000
2014年12月31日時点での発行済み権利	4,476,948

今後の配当金は、各算出期間における配当金分配の緩やかな増加に基づき考慮されている。
2014年12月31日時点での発行済みオプションの平均残余満期は44ヶ月であった。

(55) 関連当事者に関する開示

(55.1) 関連当事者に関する開示（会社及びドイツ連邦共和国）

当グループによって支配されているか、当グループが重要な影響力を行使でき、関連当事者として分類された全ての会社は、株式保有リスト（ウェブサイト上で閲覧可能である。www.dpdhl.com/en/investors.html）（訳注：(2)「個別財務諸表」の別紙5において、同内容を掲載している。）上に、地理的領域ごとに、所有持分、資本及び当期純利益又は損失に関する情報と共に掲載されている。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国及びドイツ連邦共和国が支配するその他の会社との間で、様々な関係を有している。

連邦共和国は、ドイツポスト・アーゲーの顧客であり、当社のサービスを利用している。ドイツポスト・アーゲーは、独立した個別の顧客として、国家当局及びその他の政府機関と直接事業関係を持つ。これらの顧客に提供されるサービスは、ドイツポスト・アーゲーの収益全体に対して重要でない。

ドイツ復興金融公庫との関係

KfWは、連邦共和国がドイツポスト・アーゲーやドイツテレコム・アーゲー等の会社を民営化し続ける支援を行っている。1997年に、KfWは、連邦政府とともに国有企業を民営化する手段として、「プレイスホルダー・モデル」を開発した。このモデルの下では、連邦政府は、これらの国有企業を完全に民営化する目的で、KfWに対し、自己の投資持分の全部又は一部を売却する。このモデルに基づき、KfWは、1997年以来、数回に渡りドイツポスト・アーゲー株式を連邦政府から購入し、これらの株式を用いて資本市場取引を行ってきた。KfWは、現在ドイツポスト・アーゲーの株式資本のうち21パーセントを保有している。したがって、ドイツポスト・アーゲーは、連邦政府の関連企業として見られている。

ドイツ連邦郵便通信省との関係

ドイツ連邦郵便通信庁（以下「同庁又はBAnstPT」という。）は、政府機関であり、技術的にも法的にもドイツ連邦財務省の監督下に置かれている。2005年12月1日施行の*Bundesanstalt-Reorganisationsgesetz*（ドイツ連邦機関更生法）の下、連邦政府は、ドイツ連邦財務省を通して、ドイツ・ブンデスポスト後継企業の保有に関する業務に直接取り組むこととなった。これにより、以後、同庁は、「保有に関連する業務」に取り組む必要がなくなった。さらに、同庁は、公的な住居供給に関する目標を設定するとともに、ドイツポスト・アーゲー、ドイツ・ポストバンク・アーゲー及びドイツテレコム・アーゲー向けの社会的施設・制度（郵便職員健康保険基金、保養プログラム、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金（VAP）及び福祉サービス等）の管理を行っている。2013年1月1日以降、BAnstPTは、郵送業の公務員の特別年金基金の仕事にも取り組んでいる。この基金は、ブンデスポストの後継会社に振り分けられた受益者及び遺族に年金及び援助金を支払う。郵送業の公務員の特別年金基金及びVAPに関する更なる開示は、注記7及び44を参

照のこと。これら業務は、代理契約に基づいて行われる。2014年度は、ドイツポスト・アーゲーは、同庁が提供したサービスに関連して、71百万ユーロ（前年度：65百万ユーロ）を分割払いで請求された。

ドイツ連邦財務省との関係

2001年度において、ドイツ連邦財務省及びドイツポスト・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーが付与した住宅手当に関連し、誤った住宅助成金の削減に係るドイツ法（*Gesetze über den Abbau der Fehlsubventionierung im Wohnungswesen*）に基づく清算金の徴収によりドイツポスト・アーゲーが受領した利益の移譲に関する条項を定めた契約を締結した。ドイツポスト・アーゲーは、連邦政府に対して、月単位で当該金額を移譲する。

また、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦財務省との間で、ドイツ連邦機関への公務員の転籍に関する契約を2004年1月30日付で締結した。この契約に基づき、公務員はまず転籍を前提として6ヶ月間派遣され、審査に通った場合は恒久的に転籍となる。恒久的な転籍時に、ドイツポスト・アーゲーは、連邦政府に発生した費用に対して、定額の手数料を支払う。2014年度において、この計画により、65名（前年度：26名）が恒久的に転籍し、87名（前年度：33名）が2015年における恒久的な転籍を目的として派遣されている。

ドイツ連邦職業紹介所との関係

ドイツポスト・アーゲー及びドイツ連邦職業紹介所との間で、ドイツ連邦職業紹介所へのドイツポスト・アーゲー公務員の転籍に関する契約を2009年10月12日付で締結した。前年と同様、本契約に基づき、2014年に転籍した者はいなかった。

ドイツテレコム・アーゲー及びその子会社との関係

連邦共和国は、直接的及び間接的（KfWを通し）にドイツテレコム・アーゲー株を約32パーセント保有している。過半数に満たない株主持分しか有しないにもかかわらず、連邦共和国は、定時株主総会への平均的出席率の高さにより安定的多数を占めているため、ドイツテレコム・アーゲーと連邦共和国は、支配関係にある。したがって、ドイツテレコム・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者であるといえる。2014年度において、ドイツポスト・DHLグループは、ドイツテレコム・アーゲーに対し、商品及びサービス（主に書簡及び小包の輸送サービス）を提供し、また、ドイツテレコム・アーゲーから、商品及びサービス（IT関連商品及びサービス等）を購入した。

ドイツバーン・アーゲー及びその子会社との関係

ドイツバーン・アーゲーは、連邦共和国により完全に保有されている。この支配関係により、ドイツバーン・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者である。ドイツポスト・DHLグループは、ドイツバーン・アーゲー・グループとの間に様々なビジネス関係を築いている。これらは、主に輸送サービス契約から成る。

ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.

ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.（BPS - PT）についての開示は、注記7を参照のこと。

年金ファンドとの関係

ドイツポスト企業年金サービスe.V.（DPRS）及び/又はドイツポスト年金トレウハンドGmbH & Co.KG、ドイツポスト企業年金サービスe.V. & Co. オブジェクト・グローナウ KG、及びドイツポスト・グルンドシュトゥックス・ファームトウングスゲゼルシャフト・ベーター mbH オブジェクト・ライプツィグ KGが法的所有者又は受益所有者であり、公正価値が1,106百万ユーロ（前年度：1,016百万ユーロ）の不動産は、ドイツポスト・インモビリエンGmbHにのみ賃貸されている。ドイツポスト・インモビリエンGmbHに対する2014年度の賃料は、69百万ユーロ（前年度：66百万ユーロ）であった。賃料は、常に支払期日どおりに支払われていた。ドイツポスト年金トレウハンドGmbH & Co.KGは、ドイツポスト年金ファンド・アーゲーの株式を100パーセント保有する。年金基金に関する更なる開示は、注記7及び44を参照のこと。

非連結会社、持分法が適用される投資及び共同事業との関係

当グループは、通常の事業活動の一環として、その連結子会社に加え、当グループの関連当事者とみなされる非連結会社、持分法が適用される投資及び共同事業と直接的及び間接的な関係を有している。これらの活動の一環として、非連結会社との間の商品及びサービスの提供に係る全ての取引は、独立企業間の取引として、市場における標準的な条件で行われた。

2014年度における主要な関連当事者との取引の結果は、連結財務諸表では以下の項目のとおりであった。

(単位：百万ユーロ)

	2013年 ⁽¹⁾	2014年
受取債権	4	2
持分法が適用される投資から	1	1
非連結会社から	3	1
貸付金	15	25
持分法が適用される投資に対する	0	0
非連結会社に対する	15	25
内部銀行業務による受取債権	4	2
持分法が適用される投資から	4	2
非連結会社から	0	0
金融負債	90	23
持分法が適用される投資に対する	9	12
非連結会社に対する	81	11
負債	7	10
持分法が適用される投資に対する	4	4
非連結会社に対する	3	6
売上	12	4
持分法が適用される投資から	11	3
非連結会社から	1	1
費用⁽²⁾	41	35
持分法が適用される投資に関する	19	14
非連結会社に関する	22	21

(1) 過年度調整後。注記4を参照のこと。

(2) 材料費及び人件費に関するもの。

ドイツポスト・アーゲーは、これらの会社に対して79百万ユーロ（前年度：81百万ユーロ）のコミットメントレターを発行した。このうち73百万ユーロ（前年度：76百万ユーロ）は持分法が適用される投資、2百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は共同事業、及び4百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）は非連結会社に対するものだった。

(55.2) 関連当事者に関する開示（個人）

IAS第24号に基づき、当グループは、当グループと関連当事者又はその家族との間の取引についても報告を行っている。関連当事者とは、取締役、監査役及びその家族であると定義されている。

2014年度において、報告対象の取引又は関連当事者との間の法的取引は、存在しなかった。

IAS第24号により開示が求められている当グループの主要な経営幹部の報酬は、現職の取締役及び監査役の報酬により構成されている。現職の取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
短期従業員給付(株式報酬を除く)	14	17
退職後給付	3	3
退職給付	0	1

株式報酬	47	30
合計	64	51

前述の、監査役会における業務の報酬以外にも、監査役会の一員となった従業員代表で、且つ当グループに雇用されている者は、会社における通常業務に対する従業員報酬も取得する。報酬額は、当該従業員の会社における職分又は職務に応じて決定される。

退職後給付は、現職の取締役における年金引当金により生じた勤務費用として認識される。かかる負債は、報告日現在、34百万ユーロ（前年度：23百万ユーロ）に及ぶ。

株式報酬の金額は、2013年度及び2014年度に認識された株式報酬費用に関係している。その詳細は、以下の表のとおりである。

株式報酬

（単位：千ユーロ）

	2013年	2014年
	SAR	SAR
フランク・アペル博士	12,894	6,331
ケン・アレン	7,322	3,280
ロジャー・クルーク	3,460	2,577
ブルース・エドワーズ ⁽¹⁾	7,610	6,722
ユルゲン・ゲルデス	7,428	3,523
ジョン・ギルバート ⁽²⁾	-	60
メラニー・クライス ⁽³⁾	-	-
ローレンス・ローゼン	7,311	3,304
アンジェラ・ティズラス ⁽⁴⁾	1,183	4,071
株式報酬	47,208	29,868

(1) 2014年3月10日まで。

(2) 2014年3月11日から。

(3) 2014年10月31日から。

(4) 2014年7月1日まで。

[次へ](#)

(55.3) ドイツ商法に基づく報酬に関する開示

取締役に対する報酬

2014会計年度の現職の取締役に対する報酬の総額は、長期インセンティブ効果も含め、20.9百万ユーロ（前年度：20.5百万ユーロ）となった。このうち、7.6百万ユーロ（前年度：7.8百万ユーロ）は、実績非連動部分（年間基本給与及び福利厚生給付）であり、6.0百万ユーロ（前年度：5.4百万ユーロ）は実績連動部分（変動部分）であり、また7.3百万ユーロ（前年度：7.3百万ユーロ）は長期インセンティブ効果（SAR）に関するものであった。SARの数は総計 1,591,332（前年度：1,984,818）であった。

退職した取締役

2013会計年度に退職した取締役又はその扶養家族への報酬の総額は、6.0百万ユーロ（前年度：4.4百万ユーロ）となった。IFRSに基づき算定された現在の年金のための確定給付債務（DB0）は、104百万ユーロ（前年度：72百万ユーロ）であった。増加は、前年度と比較した際のIAS割引率の大幅な削減、並びに、年金が満期となった退職者数の増加を主因とするものであった。その結果、追加義務は負担されなかった。もし、33.1百万ユーロになるこれらの臨時事項がなかった場合、確定給付債務は前年度比で約1百万ユーロ減少し、約71百万ユーロとなっていたであろう。

監査役に対する報酬

2014会計年度の監査役に対する報酬の総額は、約3.3百万ユーロ（前年度：1.4百万ユーロ。これに、2016年度に支払われる2013年度に関する変動額が加算される。）であった。このうち、2.4百万ユーロ（前年度：1.2百万ユーロ）は固定部分であり、0.3百万ユーロ（前年度：0.2百万ユーロ）は出席手当部分であり、0.6百万ユーロ（前年度：支払に関する条件が満たされなかったため、0百万ユーロ）が2012年度に関する変動報酬である。2012年度に関する変動報酬のうち、21千ユーロは当社を退職した監査役1名に対するものであり、残りの595千ユーロは現職の監査役に対するものである。

取締役及び監査役に対する報酬の内訳のさらなる詳細は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載されている。コーポレート・ガバナンス報告書に含まれる報酬報告書は、当グループの経営報告書の一部をも構成する。

取締役会及び監査役会による株式持分

2014年12月31日現在において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会によって保有されている株式は、ドイツポスト・アーゲーの資本金の1パーセントに満たなかった。

報告対象の取引

当社の有価証券に関し、ドイツの有価証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）の第15a条に基づいてドイツポスト・アーゲーに対し通知されている、取締役及び監査役の取引は、当社のウェブサイト www.dpdhl.com/en/investors.html で閲覧可能である。

(56) 会計監査人の報酬

連結財務諸表の会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・アクティエンゲゼルシャフト監査法人に対する手数料は、2014会計年度においては10百万ユーロとなり、費用として計上された。この金額のうち、6百万ユーロは、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する手数料等を含む財務諸表の監査を含む項目によるものであった。また、3百万ユーロは、その他の助言及び価値算定の業務の項目に関連する。それには、半期報告書の検討費用が主に含まれる。さらに、それには、内部統制制度の監査等、法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する手数料が含まれる。その他業務に関する手数料は1百万ユーロになり、前述の項目に振り分けることができない手数料に関連する。

(57) ドイツ商法及び地方の外国法に基づく免除

2014会計年度において、以下の子会社は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）第264条第3項又は同法第264条bに基づく簡略化オプションを行使した。

- ・ Adcloud GmbH
- ・ Agheera GmbH
- ・ アルバート・シャイド GmbH
- ・ CSG GmbH
- ・ CSG.TS GmbH
- ・ ダンツァス・ドイツランド・ホールディング GmbH
- ・ ダンツァス・Grundstücksverwaltung Groß-Gerau GmbH
- ・ ドイツポスト・アドレス・ベタイリグングスゲゼルシャフト mbH

- ・ドイツポスト・アゼクランツ・フェルミットルングスGmbH
- ・ドイツポスト・ベタイリゲンゲン・ホールディング GmbH
- ・ドイツポスト・コム GmbH
- ・ドイツポスト・コンサル GmbH
- ・ドイツポスト・カスタマー・サービス・センター GmbH
- ・ドイツポストDHL ベタイリゲンゲンGmbH
- ・ドイツポスト DHL コーポレート・リアルエステート・マネジメント GmbH
- ・ドイツポストDHLコーポレート・リアルエステート・マネジメントGmbH & Co. Logistikzentren KG
- ・ドイツポスト DHL インハウス・コンサルティング GmbH
- ・ドイツポスト DHLリサーチ・アンド・イノベーション GmbH
- ・ドイツポスト・ディレクト GmbH
- ・ドイツポスト・イーポスト・ディベロップメント GmbH
- ・ドイツポスト・イーポスト・ソリューションズ GmbH
- ・ドイツポスト・フリート GmbH
- ・ドイツポスト・インモビリエン GmbH
- ・ドイツポスト InHaus サービス GmbH
- ・ドイツポスト・インベストメンツ GmbH
- ・ドイツポスト ITブリーフ GmbH
- ・ドイツポスト IT サービス GmbH
- ・ドイツポスト・モビリティGmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・エッセン GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・ハノーバー GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH
- ・ドイツポスト・Signtrust und DMDA GmbH
- ・DHL エアウエイズ GmbH
- ・DHL オートモーティブ GmbH
- ・DHL オートモーティブ・オフエナウ GmbH
- ・DHLデリバリー GmbH
- ・DHLエクスプレス・カスタマー・サービスGmbH
- ・DHL エクスプレス・ジャーマニー GmbH
- ・DHLエクスプレス・ネットワーク・マネジメントGmbH
- ・DHL ファッション・リテイル・オペレーション GmbH
- ・DHL フードサービス GmbH
- ・DHL フレイト・ジャーマニー・ホールディング GmbH
- ・DHL フレイトGmbH
- ・DHL グローバル・フォワーディング GmbH
- ・DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント GmbH
- ・DHL グローバル・マネジメント GmbH
- ・DHL ホーム・デリバリー GmbH
- ・DHL ハブ・ライブチヒ GmbH
- ・DHL インターナショナル GmbH
- ・DHL ロジスティックス GmbH
- ・DHL ソリューションズ・ファッション GmbH
- ・DHL ソリューションズ GmbH
- ・DHL ソリューションズGroßgut GmbH
- ・DHL ソリューションズ・リテイル GmbH
- ・DHLソーティング・センターGmbH
- ・DHL サプライ・チェーン(ライブチヒ) GmbH
- ・DHL サプライ・チェーン・マネジメント GmbH
- ・DHL サプライ・チェーン VAS GmbH
- ・DHL トレード・フェアーズ・アンド・イベント GmbH
- ・DHL Vertriebs GmbH
- ・DHL フェルヴァルツングス GmbH
- ・エルスト・エンド・オブ・ランウェイ・デベロップメント・ライブチヒ GmbH
- ・エルスト・ロジスティック Entwicklungsgesellschaft MG GmbH
- ・ヨーロッパ・エア・トランスポート・ライブチヒ GmbH
- ・ファースト・メール・デュッセルドルフ GmbH

- ・ゲルラッハ・ツォルディエンシュト GmbH
- ・インターサブ・ゲゼルシャフト・フュア・ペルソナル・ウント・ベラテルディーンストライストゥンゲン mbH
- ・nugg.adアーゲー・プリディクティブ・ビヘイヴィオラル・ターゲティング
- ・ヴェルベアгентウア・ヤンセン GmbH
- ・ウィリアムズ・リー・アンド・タグ GmbH
- ・ツバイト・ロジスティック Entwicklungsgesellschaft MG GmbH

次の会社は、英国商法第479条Aに基づいて監査免除を利用している。

- ・ DHL エクセル・サプライ・チェーン・リミテッド
- ・ DHL フレイト・アンド・コントラクト・ロジスティックス (UK) リミテッド
- ・ エクセル・インベストメンツ・リミテッド
- ・ エクセル・オーバーシーズ・リミテッド
- ・ フレイト・インデムニティ・アンド・ギャランティ・カンパニー・リミテッド
- ・ ジョイント・リテイル・ロジスティックス・リミテッド
- ・ オーシャン・グループ・インベストメンツ・リミテッド
- ・ オーシャン・オーバーシーズ・ホールディングス・リミテッド
- ・ パワー・ヨーロッパ・デベロップメント・リミテッド
- ・ パワー・ヨーロッパ・デベロップメントNo 3 リミテッド
- ・ パワー・ヨーロッパ・オペレーティング・リミテッド
- ・ チベット・アンド・ブリテン・アプライド・リミテッド
- ・ トラックス・アンド・チャイルド・セイフティ・リミテッド

(58) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法第161条で要求されている、2014会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。この遵守宣言は、インターネット上のアドレスwww.corporate-governance-code.de及び当社のウェブサイトwww.dpdhl.com/en/investors.htmlからアクセスすることができる。

(59) 報告日後の重要な事象

小包事業における継続している継続的な成長の結果である労働力の需要の増加を確保するため、ドイツポストDHLグループは、DHLデリバリーGmbHの傘下に多数の地方会社を設立した。目標は、2020年までに最大で10,000の新規ポジションを創出することである。新会社にて勤務する従業員は、フォワーディング及びロジスティクス分野に関し地域毎に適用される共同の条件に沿って雇用される。

IFRS第5号に従って売却目的で保有されている資産を分類する要件は、サプライ・チェーン事業部が保有するキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラストUK及びキングス・クロス・セントラル・ジェネラル・パートナーLtd. (UK) の株式が予定どおり削減されるようにするため、貸借対照表日と取締役会による連結財務諸表の作成の間の期間に充足された。

その他、報告日後に重要な事象は特にない。

(2) 【個別財務諸表】

(イ) 貸借対照表

資産の部

	注記	2013年12月31日現在		2014年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 非流動資産					
無形固定資産	17	141	190	163	219
有形固定資産	18	2,373	3,193	2,391	3,217
長期金融資産	19	14,003	18,841	14,114	18,990
		16,517	22,224	16,668	22,427
B 流動資産					
棚卸資産	20	74	100	73	98
受取債権及びその他の資産	21	9,771	13,147	10,120	13,616
有価証券	22	628	845	229	308
現金及び現金等価物	23	2,305	3,101	1,795	2,415
		12,778	17,193	12,217	16,438
C 前払費用	33	232	312	219	295
		29,527	39,729	29,104	39,159

資本及び負債の部

	注記	2013年12月31日現在		2014年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 資本	24-28				
資本金	25	1,209	1,627	1,211	1,629
自己株式の計算値 資本金 (条件付資本金 190百万ユーロ)		0	0	-1	-1
		1,209	1,627	1,210	1,628
資本剰余金	26	3,433	4,619	3,491	4,697
利益剰余金	26	5,250	7,064	5,212	7,013
当期末処分利益	27	1,726	2,322	1,645	2,213
		11,618	15,632	11,558	15,551
B 引当金	29-31	4,904	6,598	4,940	6,647
C 負債	32	13,001	17,493	12,602	16,956
D 繰延収益	33	4	5	4	5
		29,527	39,729	29,104	39,159

(ロ) 損益計算書

	注記	1月1日から12月31日			
		2013年		2014年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
1 売上高	34	13,006	17,500	13,308	17,906
2 その他のサービス	35	36	48	28	38
3 その他の営業収益	36	1,372	1,846	1,311	1,764
		14,414	19,394	14,647	19,708
4 材料費	37				
a) 消耗品、貯蔵品及び 再販目的で購入した商品		285	383	276	371
b) サービス費用		4,010	5,395	4,158	5,595
		4,295	5,779	4,434	5,966
5 人件費	38				
a) 賃金、給料及び諸手当		5,683	7,646	5,791	7,792
b) 社会保険料、退職給付費用及び その他給付		1,499	2,017	1,569	2,111
		7,182	9,663	7,360	9,903
6 無形固定資産償却費及び有形固定資産の減価償却費	39	267	359	282	379
7 その他の営業費用	40	1,685	2,267	1,908	2,567
		13,429	18,069	13,984	18,815
8 財務損益純額	41	220	296	296	398
9 経常損益		1,205	1,621	959	1,290
10 特別損益	42	-34	-46	-34	-46
11 法人所得税費用	43	87	117	-38	-51
12 当期純利益		1,258	1,693	887	1,193
13 前期末処分利益の繰越	44	468	630	758	1,020
14 当期末処分利益	27	1,726	2,322	1,645	2,213

(八) ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記

表示の方針

(1) 会計方針

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第267条において定義されている大会社である。2014年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類は、ドイツ商法(第238条以下及び第264条以下)及び株式会社法の会計及び報告規則に準拠して作成されている。

ドイツポスト・DHLの親会社として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第315a条第1項に準拠して国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づき連結財務諸表を作成している。このため、連結財務諸表はドイツ商法の要件に準拠して作成されているものではない。

会計年度は暦年である。

(2) 貸借対照表及び損益計算書の表示形式

損益計算書は、総費用形式(費用種類別)で作成されている。金額は、百万ユーロ(€)単位で表されている。

表示の明瞭性を向上させるために、貸借対照表及び損益計算書の項目は、共に要約・表示されており、注記において区別・説明されている。

キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書は、財務書類の注記の別紙として添付している。

会計方針

以下に詳述されている会計方針の適用については、前年度から変更されていない。会計方針に関する項目において詳述されていない変更は、該当する項目に関連して詳述される。

(3) 無形固定資産

取得した無形固定資産は、取得に要した付随費用を含む原価で計上し、定額法による償却及び評価減により減価されている。これらの耐用年数は5年であるが、契約期間がそれよりも短い場合には、適宜短縮されている。

ドイツ商法第248条第2項に基づくオプションは、自社開発の無形固定資産のために行使されているため、2010年1月1日から原価(開発費用)で計上されている。

開発費用には、商品の消費及びサービスの利用に起因する直接帰属原価、並びに開発プロセスに起因する間接材料費、人件費及び減価償却費の関連部分が含まれている。

(4) 有形固定資産

1年を超えて営業活動に使用される有形固定資産は、購入又は製造に係る付随費用を含む取得原価又は製造原価で計上され、定額法により減価されている。

以下の耐用年数が適用される。

建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
その他の車輛	10年
ITシステム	4 - 5年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年
取得原価が150ユーロ～1,000ユーロの少額資産	5年

有形固定資産は、期間按分により減価償却を行っている。各資産の公正価値が帳簿価格に満たない場合には減損損失を計上しており、減損は、一時的なものではない見込みである。

受領した補助金は、繰延収益に計上され、当該有形固定資産の耐用年数にわたり戻入れられる。

原則として、非流動資産のうち、損耗の生ずる動産項目に係る費用であって、単独で使用することができるものは、その全額を、取得、製造又は寄贈が行われた税務上の会計年度の営業費用として計上している。但し、当該各資産の原価(当該金額に含まれる投入税を控除した金額)は150ユーロを上回らない。

ドイツ所得税法第6条第2a項において定義されているプール資産は、投入税控除後の取得原価が150ユーロ超1,000ユーロ以下の少額資産に関して計上される。年次プール資産は5年間にわたり減価償却され、収益から差し引かれる。かかる5年間の終了前に営業用資産を処分した場合、プール資産は減じない。

(5) 長期金融資産

関連会社株式及びその他の株式投資は、取得原価で計上されるか、又はこれらの価値が長期間損なわれる場合には、より低い公正価値で計上される。

外国の関連会社における外貨建ての株式及び投資は、取得日の為替レートで換算される。取得に係る為替リスクがヘッジされている場合、ヘッジ・レートで計上される。

低利息又は無利息の長期貸付金は、貸付日の現在価値で計上されている。その他の貸付金は、元本金額で計上されている。累積利息の金額は、貸付金に追加計上される。

(6) 棚卸資産

貨物郵送センターの郵便切手、及びコンベア・システム及び仕分けシステムに関するスペアパーツは、固定価格で棚卸資産に計上されている。その他の消耗品及び貯蔵品は、移動平均価格、加重平均価格、又はそれよりも低い貸借対照表日現在の時価で計上される。再販目的購入商品は、取得原価又は移動平均価格で評価される。必要に応じて、適切な評価引当金が計上されている。

(7) 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産は、個別の評価引当金を控除した後の元本金額で計上される。一般的な取引先の債務不履行リスクについては、一般的な貸倒引当金を考慮している。

(8) 有価証券

流動資産に分類される有価証券は、貸借対照表日において、取得原価又は公正価値のいずれか低い金額にて計上されている。

(9) 現金及び現金等価物

銀行預金、手許現金及び小切手は、想定元本で計上される。外貨建ての現金は、決算日の仲値で測定されている。

(10) 前払費用

貸借対照表日前の現金支出のうち、貸借対照表日後の期間の費用にあたるものは、前払費用として計上されている。

当社は、ドイツ商法第250条第3項に定めるオプションを行使し、割引額を資産として計上している。

負債の決済金額と発行金額の差額は、前払費用に含まれており、負債の期間をかけて、減額される。

(11) 資本

資本金は、想定元本で計上している。

(12) 引当金

引当金は、保守的な経営判断によって決定された決済金額にて計上されている。満期までの残存期間が1年を超える引当金は、各残存期間に応じて、直近の7会計年度の平均市場金利で割り引かれている。

年金及びこれに類する債務の引当金は、保険数理報告に基づいて設定されている。年金引当金は予測単位積立方式を用いて算定されている。クラウス・ヒューベック博士が発行した2005年度版生命表が、引当金の算出に適用されている。年金引当金は、直近7年の平均市場金利での割引を反映した決済金額にて計上されている。満期までの残存期間である15年は、ドイツ商法第253条第2項第2文に基づき推定されている。

ドイツ会計基準近代化法に基づく新しい算定基準(2010年1月1日から発効)により、年金引当金として加算される額に15年間の按分比例で割り当てるオプションが行使された。年間額は特別損益において計上される。

ドイツ商法第246条第2項第2文に従い、年金債務又は類似する長期債務から生じる負債のためにもみ使用される資産は、年金資産として関連する引当金と相殺される。

上記は、労働時間と給与の一部を変換する従業員によって出資される労働時間口座(Working Time Account)にも適用される。同口座は、証券ベースの債務であると考えられる。引当金の価値は、ドイツポスト・アーゲーが出資する年金資産の価値の変動に左右され、公正価値で算出される。

税金引当金及びその他の引当金は、信頼できる予測が可能であり、将来の経済的資源の流出を生じさせる、第三者に対する債務について計上されている。それらは、保守的な経営判断により決定された金額にて計上されている。

(13) 負債

負債は、決済価額で計上されている。償還価額が発行価額を上回る場合、差額は、資産計上の上、負債の期間にわたって配賦される。

(14) 繰延収益

貸借対照表日前に受領した現金支払のうち、貸借対照表日後の期間の収益にあたるものは、繰延収益として計上されている。

(15) 外貨為替換算

外貨建取引は、原則として、当初の計上日の約定為替レートで換算されている。単純化のため、外貨建取引は、本会計年度中、前月末日時点での仲値で換算されている。貸借対照表の項目は以下のとおり算定されている。

外貨建長期受取債権は、低価法の原則(減損原則)に従い、受取債権の計上時点でのオファーレート又は決算報告日時点での仲値いずれか低い方で計上されている。外貨建ての短期債権(1年以内の満期)及び現金資金又はその他の外貨建短期資産は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

外貨建長期負債は、決算報告日時点の仲値を用い(減損原則)、計上時のビッドレート又はこれより高い最終為替レートで計上されている。外貨建ての短期負債(1年以内の満期)は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

(16) 繰延税金

繰延税金は、資産、負債、前払費用及び繰延収益に関する、ドイツ商法に基づく財務書類上の計上金額と、税務会計上の計上金額との間の差異に起因するものである。ドイツポスト・アーゲーは、相殺の過程において、自己の貸借対照表項目に関する差異だけでなく、その連結納税グループの企業、及びドイツポスト・アーゲーが持分を有するパートナーシップに関する差異も計上している。税務上の繰越欠損金は一時差異に加えて考慮される。

繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺され純繰延税金資産となる。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文において規定された計上オプションを行使せず、その結果、純繰延税金資産は、貸借対照表において計上されていない。

(二) 貸借対照表の開示**資産の開示****(17) 無形固定資産**

無形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表(別紙1)に表示されている。開発が2010年1月1日以降に開始した場合には、自社開発のソフトウェアにかかる総開発費用を資産勘定に計上している。

合計で9百万ユーロとなる開発費用が、報告対象年度における自社開発の無形固有資産として資産計上された。自社開発のソフトウェアに関する18百万ユーロが、開発中の資産から組替えされた。この額は、主に配達に使用される携帯スキャナーの技術的な調整に関するものであった。

(18) 有形固定資産

有形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表(別紙1)に表示されている。土地及び建物への追加分の内、44百万ユーロは、スワップ・ボディ用駐車スペースに関連する。

160百万ユーロが開発中の資産に追加された。その内152百万ユーロが運搬及び仕分システムに関連する。

その他の機器、営業用及び事務用機器に対する投資額は、主としてコンピューター機器及び少額資産及びその他の資産に関するものである。

(19) 長期金融資産

長期金融資産の変化は別紙1(非流動資産変動表)に表示されている。株式持分リストは、別紙5に含まれている。

長期金融資産の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
関連会社に対する投資	6,947	6,940

関連会社に対する貸付金	6,718	6,820
その他の投資	0	7
その他の貸付金	338	347
	14,003	14,114

関連会社に対する投資の減少(7百万ユーロ)は、主にグルGmbH及びグル・プレッセサービス(Güll Presseservice)に関連するもので、これらは報告日にその他の株式投資として報告された。

2014年12月31日時点における関連会社に対する貸付金は、前年度同様、ドイツポスト・ベタイリゲンゲン・ホールディングGmbHに対する貸付金(6,403百万ユーロ)に主に関するものである。ドイツポスト・フリートGmbHに対する貸付金は、112百万ユーロ増加して、合計333百万ユーロとなった。

その他の貸付金の項目には、欧州委員会による国庫補助金に関する判決に関する利息を含むドイツ連邦政府に対する335百万ユーロ(前年度：318百万ユーロ)に上る損害賠償請求も含まれている。当社は、連邦政府との協議の上、この金額をドイツポスト・アーゲーの信託勘定に預託している。

住宅用建物のローンは、その他の貸付金として報告されている。

(20) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
消耗品及び貯蔵品	30	31
再販目的購入商品	44	42
	74	73

棚卸資産項目の消耗品及び貯蔵品は、事務用機器、貯蔵品、スペアパーツ及びその他のメンテナンス用機器から構成されている。

再販目的購入商品には、切手収集関連商品、及びその他の商品が含まれる。

(21) 受取債権及びその他の資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
売掛金	335	396
関連会社に対する受取債権 内、売掛金218百万ユーロ(前年度：185百万ユーロ)	8,858	9,148
その他の資本投資先に対する受取債権 内、売掛金0(前年度：0)	4	8
その他の資産	574	568
	9,771	10,120

関連会社に対する受取債権3,735百万ユーロ(前年度：3,475百万ユーロ)は、グループ内銀行業務による受取債権に、762百万ユーロ(前年度：663百万ユーロ)は利益譲渡契約に対する受取債権に関連している。

また、関連会社に対する短期貸付債権は、4,539百万ユーロ(前年度：4,524百万ユーロ)に増加した。

その他の資産には、住宅用建物のローンの売却に際して長期担保となる現金預金125百万ユーロ(前年度：102百万ユーロ)等がある。

(22) 有価証券

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
その他の有価証券	628	229

減少は、マネー・マーケット・ファンドの売却に起因した。

(23) 現金及び現金等価物

総額1,795百万ユーロ(前年度：2,305百万ユーロ)のうち、1,621百万ユーロ(前年度：2,046百万ユーロ)は、その他の銀行への短期金融市場投資に起因している。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書(注記の別紙3)は、当社のキャッシュ・フロー及び利用を開示する。キャッシュ・フロー計算書に表示される現金及び現金等価物は、貸借対照表の資金項目を全て含んでいる。

運転資本の増減考慮前の当期純利益/キャッシュ・フローI(営業活動によるキャッシュ・フロー)は、年間純利益の下落を受け420百万ユーロ減少し、1,105百万ユーロとなった。運転資本の上昇、引当金の増加並びに負債及び繰延収益の減少を考慮し、営業活動により生じた現金純額は会計年度では381百万ユーロ(前年度：274百万ユーロ)となった。

投資活動による現金純額の増加は、非流動資産を取得するために支払われる現金210百万ユーロの上昇、並びに、現金投資の短期財務管理関連の支払の減少(326百万ユーロ)を主因とする。

財務活動により生じたキャッシュ・フローは、2,186百万ユーロ減少し、そのため、財務活動に使用した現金純額が生じた。この減少の主因は、金融負債の発行の減少(1,836百万ユーロ)及び金融負債の返済に関する支出(245百万ユーロ)の増加にあった。配当金の分配は968百万ユーロ(前年度：846百万ユーロ)であった。

資本及び負債の開示

(24) 資本

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
資本金	1,209	1,211
自己株式	0	-1
資本金合計	1,209	1,210
資本剰余金	3,433	3,491
利益剰余金		
その他の利益剰余金	5,250	5,212
当期末処分利益	1,726	1,645
	11,618	11,558

2014年12月31日現在、資本は前年度と比較して60百万ユーロ減少した。変化は持分変動計算書(別紙4)に記載されている。資本の詳細は以下に記載されている。

(25) 発行済み資本金

株式資本

株式資本は、2014年12月31日現在、1,211,180,262株(前年度:1,209,015,874株)の記名式株式(無額面)で構成されていた。資本金の2,164,388ユーロの増加は、2014年3月の656,915株の新株発行及び2014年12月の1,507,473株の新株発行により実施された。その後、ドイツポスト・アーゲーは、シェア・マッチング・スキーム株式報酬システムを決済するため、同数の株式を市場で再度購入した。

2014年12月31日現在、自己株式は、株式資本の0.1パーセント未満の割合を占め、これは1,507,473株に相当した。

当社により未だ所有される自己株式は、株式資本から差し引かれた。

2014年12月31日現在、前年度:955,811,353株(79パーセント)の浮動株と比較し、株主の構成は、以下のとおりであった。KfWバンケングルッペ(KfW Bankgruppe)のドイツポスト・アーゲー持分は、253,861,436株(20.9パーセント)を維持し、ドイツポスト・アーゲーが所有する自己株式は、1,507,473株(0.1パーセント未満)であった。

2015会計年度におけるドイツ証券取引法第26条第1項に基づく議決権の変動に関する通知:

英国ロンドンのブラックロック・グループ・リミテッドは、ドイツ証券取引法(WpHG)第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2015年1月30日に3.003パーセント(議決権20,621,836個相当)になり、3パーセントの閾値を超過したことをここに示す。

2014会計年度におけるドイツ証券取引法第26条第1項に基づく議決権の変動に関する通知:

2014年9月30日付で、ドイツポスト・アーゲーは、以下の通知を受領した:

ブラックロックがドイツ法上の自らの議決権開示義務につき解釈した方法の検討が、連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))との密接な共同で行われた後、ブラックロック各社は、2014年9月25日の決済日時点での自らの持分を示す報告書を提出している。

報告書は、ブラックロックの現在の議決権持分の変更を反映するものではない。報告書は、単にブラックロックのドイツポスト・アーゲー持分に関する現在の市場情報を更新するのみである。さらに、報告書は、推進する投資戦略の変更を示すものではない。

加えて、ブラックロックは、<http://www.blackrock.com/corporate/en-gb/news-and-insights/press-releases>及びブルームバーグにて、ドイツポスト・アーゲー及びその他関連するドイツ発行者に適用されるブラックロック・グループ各社及びそれぞれの議決権を詳述したプレスリリースを発表している。

2014年の他の通知:

ブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド

第21条及び第22条

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年4月30日に4.98パーセント(議決権60,268,201個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を下回った。

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド

第21条及び第22条

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年1月20日に5.20パーセント(議決権62,926,776個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を超過した。

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年4月28日に4.99パーセント(議決権60,361,715個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を下回った。

BRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.

第21条及び第22条

チャンネル諸島ジャージー、セント・ヘラーのBRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.は、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014

年1月20日に5.20パーセント(議決権62,926,776個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を超過した。

チャンネル諸島ジャージー、セント・ヘラーのBRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.は、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年4月28日に4.99パーセント(議決権60,361,715個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を下回った。

ブラックロック・グループ・リミテッド

第21条及び第22条

英国ロンドンのダイ・ブラックロック・グループ・リミテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年1月20日に5.04パーセント(議決権60,921,221個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を超過した。

英国ロンドンのブラックロック・グループ・リミテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年4月14日に4.99パーセント(議決権60,471,892個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、5パーセントの閾値を下回った。

英国ロンドンのダイ・ブラックロック・グループ・リミテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2014年12月18日に2.97パーセント(議決権35,917,309個)になったことをここに示す。したがって、議決権数は、3パーセントの閾値を下回った。

ドイツ証券取引法第26条第1項に基づく、2013年の通知：

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年7月16日に5パーセントの閾値を超過し、同日に5.01パーセント(議決権60,512,289個)になったことを当社に通知した。2014年及び2015年の議決権持分変更についても追加通知を受けたが、いずれもドイツ証券取引法第26条第1項に基づく新しい閾値に達しなかった。

米国デラウェア州ウィルミントンのブラックロック・ホールドコ2・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年7月18日に5パーセントの閾値を超過し、同日に5.02パーセント(議決権60,678,117個)になったことをここに示す。2014年及び2015年の議決権持分変更についても追加通知を受けたが、いずれもドイツ証券取引法第26条第1項に基づく新しい閾値に達しなかった。

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年7月18日に5パーセントの閾値を超過し、同日に5.02パーセント(議決権60,678,117個)になったことをここに示す。2014年及び2015年の議決権持分変更についても追加通知を受けたが、いずれもドイツ証券取引法第26条第1項に基づく新しい閾値に達しなかった。

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年11月18日に5パーセントの閾値を超過し、同日に5.01パーセント(議決権60,574,232個)になったことをここに示す。

米国ニューヨーク州ニューヨークのブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年7月29日に3パーセントの閾値を超過し、3.06パーセント(議決権36,962,694個)になったことをここに示す。

チャンネル諸島ジャージー、セント・ヘラーのBRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.は、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年7月29日に3パーセントの閾値を超過し、3.06パーセント(議決権36,962,694個)になったことをここに示す。

英国ロンドンのブラックロック・グループ・リミテッドは、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年7月29日に3パーセントの閾値を超過し、3.02パーセント(議決権36,515,675個)になったことをここに示す。

ドイツ証券取引法第26条第1項に基づく、2013年4月10日付の通知：

ドイツ連邦共和国ベルリン市の財務省により代理されたドイツ連邦共和国は、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき、ドイツポスト・アーゲーの議決権の自らの持分が、2013年4月9日に25パーセントの閾値を下回り、同日に24.89パーセント(議決権300,894,984個)になったことを当社に通知した。

貸借対照表日(2014年12月31日)時点の自らの議決権割合は、20.9パーセントであった。

2013年授権資本

2013年5月29日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、現金払込及び/又は現物出資により240百万株を上限として記名式無額面株式を発行することにより、2018年5月28日までに当社の株式資本を増加させる権限を得た。原則として、株主は新株引受権を有する。但し、取締役会は、権限の対象となる場合、監査役会の同意を条件に、株主の新株引受権を適用しない権限を得ている。

ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、現金払込と引き換えに1株当たり1ユーロの資本への想定利益をもたらす記名式無額面株式の新株656,915株を発行することによりドイツポスト・アーゲーの資本を656,915.00ユーロ増加させる権限を部分的に使用する決議を、監査役会の同意を得た上で、可決した。この増資は、2014年3月12日にボン地方裁判所で商業登記された。かかる株式は、2013年の純利益の一部となった。

ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、現金払込と引き換えに1株当たり1ユーロの資本への想定利益をもたらす新記名式無額面株式の新株1,507,473株を発行することによりドイツポスト・アーゲーの資本を1,507,473.00ユーロ増加させる権限を更に部分的に使用する決議を、監査役会の同意を得た上で、可決した。この増資は、2014年12月11日にボン地方裁判所で商業登記された。かかる株式は、2014年の純利益の一部となった。

これらの変更は、持分変動計算書(別紙4)に記載されている。

2011年条件付資本

定時株主総会は、2011年5月25日付決議において、2016年5月24日まで、1回又は複数回にわたり、最大10億ユーロとなる元本総額の新株予約権付社債、転換社債及び/又は収益社債、並びに利益参加権証書、及びその組み合わせを発行することにつき、監査役会の同意を条件として取締役会に対して授権し、これにより、最大75百万株までオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本の総持分は、75百万ユーロを超えることはない。株式資本は、条件付であるが、最大で75百万ユーロ増額となる。

この権限に基づき、ドイツポスト・アーゲーは、2012年12月6日に10億ユーロの転換社債を発行し、保有者が社債を最大で48百万株のドイツポスト・アーゲー株式に転換することを可能にした。この社債発行により、当該権限は完全に使用された。

2013年条件付資本

定時株主総会は、2013年5月29日付決議において、2018年5月28日まで、1回又は複数回にわたり、最大15億ユーロとなる元本総額の新株予約権付社債、転換社債及び/又は収益社債、並びに利益参加権証書、及びその組み合わせを発行することにつき、監査役会の同意を条件として取締役会に対して授権し、これにより、最大75百万株までオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本の総持分は、75百万ユーロを超えることはない。株式資本は、条件付であるが、最大で75百万ユーロ増額となる。かかる権限は、報告対象年度においては行使されなかった。

2014年条件付資本

2014年5月27日にドイツポスト・アーゲーの定時株主総会の決議において、無額面記名式の新株40百万株を発行することにより株式資本を条件付で最大40百万ユーロ増額することを取締役会に対して授権した。条件付資本増加により、選ばれた当グループの役員に新株引受権が付与された。新株引受権は、前述の2014年5月27日付の定時株主総会の決議に基づいてのみ発行することができる。条件的資本増加は、付与された新株引受権に基づき発行された株式により実施され、当社は、新株引受権を現金による支払又は自己株式の交付により決済することはない。新株は、発行されたその会計年度の当初から利益として参加する。株式資本は、条件付であるが、最大で40百万ユーロ増額となる。かかる権限は、報告対象年度においては行使されなかった。

自己株式取得権限

2010年4月28日付の定時株主総会において、2015年4月27日までの期間、決議採択時に存在する資本の最大10パーセントまで、自己株式を取得する権限が当社に付与された。この権限により、取締役会は、法律にて許容されている如何なる目的のためにも、この権限を行使することができ、特に定時株主総会の決議において言及された目的を達成するために行うことができる。

報告対象年度において、この権限は、利用された。一方でシェア・マッチング・スキームに基づき2013年の年次ボーナスの一部が株式で支払われ、もう一方では、シェア・マッチング・スキームの2009年トランシェに基づきマッチング株式の権利を決済するために利用された。

2014年5月27日付の定時株主総会の決議において上述の権限を取り消すことが決議された。2014年5月27日付の定時株主総会において、2019年5月26日までの期間、決議採択時に存在する資本の最大10パーセントまで、自己株式を取得する権限が当社に付与された。この権限により、取締役会は、法律にて許容されている如何なる目的のためにも、この権限を行使することができ、特に、定時株主総会の決議において言及された目的を達成するために行使することができる。

この権限は、シェア・マッチング・スキームの2010年トランシェに基づきマッチング株式の権利を決済するために利用された。

株主の新株引受権が適用されない形で、この権限に基づき2014年5月27日付で取得された自己株式は、ドイツ国外の証券取引所における上場の目的のため使用され続ける可能性がある。

同様に、取締役会には、デリバティブを用いて自己株式を取得する権限が引き続き付与される。

(26) 剰余金

資本剰余金

2009年に導入されたシェア・マッチング・スキームに基づき、特定の役員の短期変動報酬の構成要素の一部(ボーナス)がドイツポスト・アーゲー株式の形で支払われている(インセンティブ株式)。また、当グループの資格のある全役員は、当該会計年度の自己の変動報酬の追加部分を転換することにより、個別に、より多い持分構成を指定することもできる(投資株式)。それに加え、特定の条件が充足された場合、役員は、4年にわたる売出禁止期間の満了後、同数のドイツポスト・アーゲーの株式を付与される(マッチング株式)。

現在の会計年度中に取得されたインセンティブ株式の権利に対応するため、資本剰余金が2百万ユーロ増加した。これらの権利は、翌年の4月に自己株式を交付することにより決済される。前年度の対応金額(2百万ユーロ)は、インセンティブ株式が決済された時点で、資本剰余金から控除された。

取得されたがまだ決済されていないマッチング株式に係る権利のため、合計4百万ユーロが資本剰余金に加えられた。

報告対象年度において、58百万ユーロが資本剰余金に移された。この金額の内、16百万ユーロ及び38百万ユーロは、増資のプレミアムに起因した。

利益剰余金

シェア・マッチング・スキームに従い、報告対象年度の支払分を決済するため、合計1,651,244株を取得し、ドイツポスト・アーゲーにより役員に譲渡した(かかる株式は、額面が1株当たり1ユーロである1,651,244株に対応して取得され、株式資本の0.1パーセント未満に相当する)。この目的を達成するために、656,915株が2014年の第一四半期に合計17百万ユーロで取得された。1株当たりの平均購入価格は、25.83ユーロであった。さらに、第二四半期及び第三四半期に990,269株が合計28百万ユーロで取得され、かかる株式の平均購入価格は、28.10ユーロであった。

2014年4月に、株式(インセンティブ株式及び/又は投資株式)として支払われることとなる2013年年次ボーナスの一部が役員に譲渡された。その価値は、シェア・マッチング・スキームの規則に従い、一株当たり27.18ユーロであった。

2009年トランシェに基づく、マッチング株式に対する権利行使を可能とする株式は、シェア・マッチング・スキームの規則に従い、1株当たりの価値27.15ユーロで2014年4月に役員に譲渡された。

合計1,507,473株の自己株式(1株当たり額面1ユーロである1,507,473株に対応し、株式資本の0.1パーセント未満に相当する)が市場で取得された。その目的は、2010年トランシェの下、マッチング株式に対する権利行使を可能とするためである。当該マッチング株式は、シェア・マッチング・スキームの規則に従い2015年4月に役員に発行されるであろう。合計40百万ユーロでかかる株式は買い戻された。1株当たりの平均購入価格は、26.59ユーロであった。

利益剰余金は、株式に支払われた平均取得価格及び役員への譲渡時の価値の算出誤差により38百万ユーロ減少した。

さらに、シェア・マッチング・スキームへの参加者一名により保有されていた仮想株式(ファントム株式)が、実際の株式に転換された。4,060株の自己株式(1株当たり額面1ユーロである4,060株に対応し、当社の株式資本の0.1パーセント未満に相当する)が追加で取得された。自己株式の1株当たりの平均購入価格は、25.08ユーロであった。かかる株式は、役員に1株当たり13.58ユーロの価値で譲渡された。利益剰余金は、株式に支払われた平均取得価格及び役員への譲渡時の価値の算出誤差により0.1百万ユーロ未満減少した。

(27) 当期末未処分利益

2014年5月27日付の定時株主総会において、純利益から2013会計年度について当期末処分利益の1,726百万ユーロのうち968百万ユーロの配当を行い、758百万ユーロを新規口座に繰り越すことが決議された。当該配当金は、2014会計年度において支払われた。

当会計年度の純利益、887百万ユーロを含め、2014年の未処分利益は、1,645百万ユーロとなる。

(28) 配当制限のある金額

2014年12月31日現在の資本金には、配当制限付の100百万ユーロ(前年度：64百万ユーロ)が含まれている。この金額のうち、38百万ユーロは社内で創出されたソフトウェアに関連している。62百万ユーロは、年金資産の公正価値とその費用の差異に関連する。

(29) 引当金

引当金は、年金引当金、税金引当金、及びその他の引当金に分類される。

(30) 年金及びこれに類する債務の引当金

2014年12月31日現在、直接又は間接給付債務の引当金は、3,162百万ユーロ(前年度：2,990百万ユーロ)であった。

年金引当金は、第1にドイツポスト・アーゲーに対して直接給付請求権を有する給与制従業員及び時給制労働者に対する直接給付債務、第2に労使協定の対象となる従業員に対する間接給付債務に関連している。

ドイツ会計基準近代化法導入に伴う再算定により、保険数理報告(ヒューベック2005年度版生命表、予測単位積立方式)に基づく2010年1月1日現在の年金引当金は、507百万ユーロの組入れとなった。このうち280百万ユーロは、直接給付債務に起因するものであり、227百万ユーロは間接給付債務に起因するものであった。ドイツ商法典施行法第67条第1項に従い、ドイツポスト・アーゲーは、この組入れを15年にわたり配賦している。1年当たりの組入れ額は34百万ユーロとなり、特別損益において計上されている。このうち19百万ユーロは直接給付債務に起因するものであり、15百万ユーロは間接給付債務に起因するものである。

間接給付債務は、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金(VAP)、ドイツポスト企業年金サービスe.V.(DPRS)、及びDPペンジオンフォング・アーゲーを通じて支給され、積立てが行われる。

2014年12月31日現在、間接給付債務は2,192百万ユーロであった。商法典施行法第67条第1項に従い2010年1月1日現在、組入れが必要で振当可能な227百万ユーロのうち、15百万ユーロが2010年度からの各年に組入れられた。総額152百万ユーロが組入れられるべき金額として残っている。したがって、間接給付債務引当金は2014年12月31日現在、2,040百万ユーロとなった(前年度：1,870百万ユーロ)。

給与制従業員及び時給制労働者に対する、VAP第2会計グループ、第3会計グループ及びDPRSを通じて積立てが行われる間接給付債務については、貸借対照表日現在、十分な引当金が計上された。DPペンジオンフォング・アーゲーを通じて積立てが行われる債務は、資産が負債を超過しているため、報告日において引当金を計上する必要がなかった。

2014年12月31日現在、直接給付債務は3,300百万ユーロであった。商法典施行法第67条第1項に従い2010年1月1日現在、組入れが必要で振当可能な280百万ユーロのうち、19百万ユーロが2010年度からの各年に組入れられた。186百万ユーロが組入れられるべき金額として残っている。

報告日現在、ドイツポスト・アーゲーは、それぞれの債務と相殺される必要があるドイツ商法第246条第2項にて定義される年金資産を保有していた。

総額1,992百万ユーロ(公正価値)の年金資産が、2014年12月31日付で関連する引当金と相殺された。

年金資産の費用は1,904百万ユーロであった。

貸借対照表の日付において、支払利息は281百万ユーロとなった。制度からの受入利息は80百万ユーロであった。

割引率の変更により生じた収益/費用は、財務損益純額で報告される。

直接給付債務引当金は2014年12月31日現在、その他の取崩し及び繰入額を含め、1,122百万ユーロとなった(前年度：1,120百万ユーロ)。

2014年12月31日付の引当金を測定するために、2014年10月31日に発行された金利情報に基づき、2014年12月31日の関連金利が推測される。金利は、4.54パーセント(前年度：4.87パーセント)で、ドイツ中央銀行が2014年12月31日付で発行した金利より0.01ポイント外れていた。年金引当金は以下の想定に基づいている。

- 賞金・給与の年次増加：1.45パーセント ～ 2.5パーセント
- 年金の年次増加：1.0パーセント ～ 2.0パーセント

社員の離職率平均値を1パーセントと想定して計算している。

団体賃金協約の範囲内である従業員向けデモグラフィック・ファンドは、2011年10月にドイツポスト・アーゲーと労働組合との間で締結されたジェネレーションズ協定に基づき創設された。目的は、従業員が、労働時間と自らの給与の一部を変換することによって労働時間口座への「時間資産」クレジットを積み立てることができるようにすることである。その後、従業員は、代わりに休暇を取得することができる(リリース段階)。デモグラフィック・ファンドは、実施された労働に関する年間人件費に含まれており、ドイツポスト・アーゲーが保有する。デモグラフィック・ファンドに対する義務及び労働時間口座内のクレジットに関する金額の支払は、年金債務保険に対して定期的に行われている。

退職給付債務の公正価値は、年金債務保険の公正価値に対応する。

対応する引当金と再保険証券からの受取債権は、証券がドイツ商法第246条第2項第2文前半の意味の範囲内である年金資産に相当するため、お互いに相殺される。

以下のまとめは、相殺の根拠を示している。

(単位：百万ユーロ)

	2013年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在
デモグラフィック・ファンド / 労働時間口座に基づく債務の決済額	-134	-220
保険の公正価値	134	220
年金資産の退職給付債務超過額	0	0

参加する従業員からの支払が保険に対して直接移転されるため、取得費用は負っていない。6百万ユーロの利益及び0.1百万ユーロ未満の費用が報告対象年度において計上された。

(31) 税金引当金及びその他の引当金

(単位：百万ユーロ)

	2013年 12月31日 現在	取崩し	戻入れ	振替	繰入額	2014年 12月31日 現在
1 税金引当金	227	36	34	47	0	204
2 その他の引当金						
a) 従業員関連引当金						
再編	373	126	12	21	14	270
ストックオプション	120	54	0	50	0	116
変動型の給与及び賃金	99	99	0	112	0	112
賞与	104	103	1	105	0	105
有給休暇	98	98	0	100	0	100
超過勤務	92	92	0	75	0	75
その他の有給休暇	39	39	0	32	0	32
記念給付	29	3	0	1	2	29
郵便職員健康保険基金 拠出金	30	10	0	0	2	22
社員福利厚生	17	17	0	16	0	16

補足保険	14	0	1	0	0	13
その他	27	18	3	10	0	16
b) その他の引当金						
郵便切手	400	400	0	350	0	350
デリバティブ	34	0	0	69	0	103
物件	67	14	8	13	2	60
未決済仕入先請求書	51	27	14	42	0	52
訴訟費用	14	1	8	3	0	8
その他	79	50	4	69	1	95
小計	1,687	1,151	51	1,068	21	1,574
引当金合計	1,914	1,187	85	1,115	21	1,778

税金引当金は、本年度中の税金支払及び継続中の外部税務監査により判明する可能性のある未払税金滞納（これらの滞納に起因する金利を含む。）に関するものである。

再編費用に対する引当金は、主に余剰人員に対する費用（部分退職等）を含んでいる。

2014年5月27日付の定時株主総会で、既存の役員向け株式報酬システム（SARプラン）を新しいパフォーマンス・シェア・プラン（PSプラン）に置き換える決議がされた。

有資格役員は、一定のパラメーターが満たされるまでの4年間が経過後、金銭による支払を受けることができる。ストックオプションは、二項モデルを使用して、発行時に一度測定される。

かかる4年間の売却禁止期間中は、比例した率で損益計算書に認識される。

旧SARプランの下、発行された以前のSARトランシュは、すべて効力をもち続ける。

取締役が、PSプランに参加することは予定されていない。

郵便切手に対する引当金は、報告日までに売却されたがサービスが提供されていない郵便切手に関連している。関連する計算は、顧客が保有する郵便切手についての市場調査会社による調査に基づいている。同引当金の400百万ユーロの利用が想定された。2014会計年度においては、専門家の報告及び当社による計算に基づき、350百万ユーロの振替が同引当金に対して行われた。

長期引当金は、ブンデスバンクが発表する割引率によりこれらの債務の平均満期について総額で割り引かれている。

(32) 負債

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
社債 内、転換社債1,000(前年度：1,000)	3,000	3,000
銀行に対する負債額	222	229
注文に対する前受金	0	1
買掛金	818	737
関連会社に対する債務 内、買掛金94(前年度：83)	8,272	8,024
その他の資本投資先に対する債務 内、買掛金0(前年度：0)	10	21
その他の負債 内、税金関連247(前年度：260) 内、社会保険料関連0(前年度：3)	679	590

	13,001	12,602
--	--------	--------

負債の満期日までの残存期間は、「負債の満期日までの残存期間」(別紙2)に表示されている。

注文に対する前受金の額は、初めて単独で表示されている。

2014年12月31日現在、その他の借入については、担保による保証がなされていない。

2013年10月、ドイツポスト・アーゲーは、2012年に設立された最大5,000百万ユーロの負債発行プログラムの下、総額1,000百万ユーロである2種類の長期社債を発行していた。

普通債はそれぞれの総額が500百万ユーロであり、償還期間はそれぞれ5年及び10年(償還期限:2018年及び2023年)であり、それぞれの利率は1.5パーセント及び2.75パーセントである。

発行価格と決済価格(割引額)の差額である8百万ユーロは、前払費用として計上される。

2012年に発行された転換社債は2019年12月6日に満期となり、2017年12月6日より、価格が継続して転換価格を30パーセント超上回ることを条件とし、ドイツポスト・アーゲーは、早期償還を行う権利を行使することができる。

2013年1月16日以降、社債権者は、社債(各元本金額100,000ユーロ)をドイツポスト・アーゲー株式に転換することができる。元の1株当たりの価格は20.74ユーロで、つまり各社債権者は、各社債当たり4,821.18株を得ることができた。

転換社債の諸条件及び算定機関であるコニー・エックス・アドバイザーズ・リミテッドによる算定に基づき、転換率は、4,821.1823から4,832.2386に調整され、転換価格は、20.74ユーロから20.69ユーロに調整された。これらは、2014年5月27日付の定時株主総会の決議により、ドイツポスト・アーゲーが、1株当たり0.80ユーロの現金配当を2014年5月28日付で支払うことにより2014年5月28日から効力を有する。四捨五入されていない転換価格は、元本金額(100,000ユーロ)を調整済みの転換率で割った値である。

発行された社債に関する詳細は、以下の表のとおりである。

社債		利率	金額(単位:百万ユーロ)	
独立普通債				
2012 / 2020		0.01875	300	
2012 / 2024		0.02875	700	
2013 / 2018		0.0150	500	
2013 / 2023		0.0275	500	
転換社債	利率	金額 (単位:百万ユーロ)	転換割増率	当初転換価格
2012 / 2019	0.6%	1,000	30%	20.69ユーロ

銀行に対する負債額は、住居用建物貸付による債務から主に構成されている。

ドイツポスト・アーゲーは、受託者としてこれらの債権を管理している。受け取られた支払は、確定利息及び元本支払スケジュールに従って、貸付の購入者に送金される。

借主が更に高額の予定されていない返済を既存の貸付について行っているため、いくらかの資金は、後日かかる貸付の購入者に対して送金されるため、確定利息及び元本支払スケジュールによってドイツポスト・アーゲーに当初は留保される。したがって、銀行に対する債務には、予定外の返済から149百万ユーロが含まれている。

関連会社に対する債務は主に、グループ内の社内銀行取引7,912百万ユーロ(前年度:8,173百万ユーロ)から構成される。

(33) 前払費用及び繰延収益

報告日における前払費用219百万ユーロは、主として公務員給与の前払114百万ユーロに関連するものである。前年度においては、本項目で前払費用は232百万ユーロと報告され、その内117百万ユーロが公務員給与の前払いであった。

この項目には、2013年に発行された社債の割引額が含まれる。元本総額1,000百万ユーロの普通債については、発行価格と決済価格の差額は、6百万ユーロである。

元本総額1,000百万ユーロで2012年に発行された社債の割引額は、報告日時点において4百万ユーロ(前年度:4百万ユーロ)であった。

元本総額1,000百万ユーロで2012年に発行された転換社債については、53百万ユーロの転換権(前年度：63百万ユーロ)が計上された。

繰延収益は、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの投資に係る補助金に関するものであり、これは各資産の予想耐用年数にわたって戻入れが行われる。

損益計算書の開示

(34) 売上高

ポスト-eコマース-パーセル事業部

郵便事業部は、当グループの継続的な戦略的発展の一環として、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)に改名された。

業務部別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
郵便業務部		
国内郵便		
メール・コミュニケーション	5,531	5,564
ダイアログ・マーケティング	2,192	2,206
プレス・サービス	700	693
その他サービス ⁽¹⁾	200	202
ドイツポスト・インターナショナル ⁽²⁾	967	954
年金サービス	74	75
eコマース・パーセル業務部		
DHL・パーセル・ジャーマニー	3,295	3,575
DHL・パーセル・ヨーロッパ ⁽²⁾	8	10
DHL・eコマース ⁽²⁾	39	29
(3)	13,006	13,308

(1)小売店舗を含む。過年度調整後。

(2)国際業務部は2014年に改名され、「ドイツポスト・インターナショナル」「DHL・パーセル・ヨーロッパ」及び「DHL・eコマース」に分割された。

(3)メール・コミュニケーション、DHL・パーセル及びドイツポスト・インターナショナルに割り当てられる、郵便切手引当金の50百万ユーロの減額が含まれる。

地域別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
ドイツ	12,545	12,822
EU(ドイツを除く)	380	397
ヨーロッパ(EUを除く)	24	26
アメリカ大陸	20	22
アジア/太平洋	31	36
その他の地域	6	5
	13,006	13,308

(35) 資産計上されるその他のサービス

資産計上されるその他のサービスは28百万ユーロ(前年度：36百万ユーロ)であった。これは主に自社開発の無形固定資産の計上に関連するサービスに関連するものである。計上は、2010年1月1日から認められている。

[次へ](#)

(36) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
為替差益	397	541
人件費の引当金	281	299
賃貸及びリース収益	96	95
サービス・レベル契約	70	78
デリバティブ収益	72	70
引当金の戻入益	236	65
過年度の請求より生じた利益	28	16
非流動資産処分益	54	9
評価減の戻入	11	8
その他	127	130
	1,372	1,311

その他の営業収益は主に為替差益（541百万ユーロ）によるものである。

2014年の引当金戻入は、主として、未決済仕入先請求書（14百万ユーロ）及び付加価値税（13百万ユーロ）に関するものである。前年度における戻入れの増加は、株式評価益権引当金の一部戻入に起因する。従前は、子会社が雇用した役員に起因する部分はドイツポスト・アーゲーに計上されていた。2013年の会計年度においては、それぞれの子会社が自らの役員に起因する債務を引き受けた。ドイツポスト・アーゲーが収益に対して戻入を行った金額は128百万ユーロであった。

その他には、損害賠償及び負債の計上取消しにより生じた収益も含まれている。

(37) 材料費

材料費は、消耗品、貯蔵品及び再販目的購入商品に係る費用、並びに購入サービス費から構成されている。

消耗品、貯蔵品及び再販目的で購入した商品

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
燃料及び電熱材料	119	115
事務用機器及びその他の業務用貯蔵品費	92	87
再販売目的購入商品	54	53
スペアパーツ及び修理材料	20	21
	285	276

購入サービス費用

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
交通費	1,609	1,718
追加不動産費用を含む賃借及びリース費用	559	562
手数料	440	452
小売店舗代理店契約	409	410
ITサービス費	213	226

修繕費	156	161
ソフトウェア開発サービス費	123	132
その他	501	497
	4,010	4,158

その他は、その殆どが関連会社との代理店契約の費用からなる。

(38) 人件費 / 従業員

人件費

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
賃金、給与及び諸手当	5,683	5,791
社会保険料、退職給付費用及びその他給付 内、退職給付費用624百万ユーロ(前年度：579百万ユーロ)	1,499	1,569
	7,182	7,360

人件費は前年度比で178百万ユーロ増加した。

2000年の会計年度以降、ドイツポスト・アーゲーは、現職公務員の年金給付対象となる報酬総額、及び休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセント相当額を郵便関連公務員のための特別年金基金に拠出する法的義務を負っている。

2013年1月1日より、連邦郵便通信庁ブンデスポスト(BAnst-PT)は、郵便関連公務員の年金に関する業務を引き受けた。2012年12月31日までは、ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.が、郵便関連の公務員向けの特別年金基金としての立場において、ドイツ郵便従業員保護法(Postpersonalrechtsgesetz)第15条第1項及び第16条第1項に従い、退職した公務員への年金及び給付金の支払に関する責任を負っていた。郵便関連公務員年金再編法及びその結果としてのドイツ郵便従業員保護法の改正の導入後、郵便関連の公務員向けの年金に関する業務は、連邦郵便通信庁ブンデスポストに移転された。

2014年において、連邦郵便通信庁ブンデスポストへの拠出金は531百万ユーロであった。前年度におけるドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.への拠出金は538百万ユーロであった。

特別年金基金が常に積立会社に対する債務を履行できる立場にあることに関する保証は、ドイツ連邦政府の責任である。

報告対象期間の従業員のグループ別に分類された平均従業員数は、以下のとおりである。

(単位：人)

	2013年	2014年
賃金労働者	132,046	133,721
公務員	40,321	37,963
	172,367	171,684

報告日現在、常勤従業員相当に換算した従業員数は、合計145,620名(前年度：144,388名)であった。給与制従業員及び時間給労働者の数は会計年度中1,675名増加し、公務員数は2,358名減少した。

1995年1月1日以降、新入社員は公務員という身分を与えられていない。報告日現在で公務員としての身分を有している従業員は、生涯を通じて公務員であり、公務員に対する諸規則の適用対象となっている。

(39) 無形固定資産の償却費及び有形固定資産の減価償却費

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
無形固定資産の償却費	39	40
有形固定資産の減価償却費		
土地及び建物	62	112

技術設備及び機械	81	52
その他の設備、営業用及び事務用機器	85	78
	267	282

報告対象年度において認識された減損損失のうち、78百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は、土地及び建物に起因し、4百万ユーロは自社開発のソフトウェアに起因した（前年度：0百万ユーロ）。

運搬・仕分機器及び特殊用途建物の耐用年数は2014年度に見直され、伸長されることとなった。かかる評価の見直しにより、報告対象年度において、運搬・仕分機器に関しては、10年ないし15年の耐用年数が20年に伸長され、小包・郵便センタービルに関しては、平均約30年の耐用年数が50年に伸長された。

その結果、減価償却費は減少した。なお、当該変更のもたらず、純資産、財政状態及び経営成績に対する影響は重大なものではなく、機器類に関して40百万ユーロ、建物に関して29百万ユーロであった。

(40) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
為替差損	439	554
ドイツポスト・フリートGmbHのサービス・レベル契約	260	263
広告宣伝費	211	229
交通費及び研修費用並びに交際費	101	103
連邦郵便通信庁費用	93	100
報酬支払	65	63
弁護士、コンサルティング及び監査費用	83	52
その他営業税	45	42
その他	388	502
	1,685	1,908

その他の営業費用の増加は、主として為替レートの差異及びデリバティブ金融商品の引当金の追加（69百万ユーロ）に関するものである。

その他には、保険料、通信費、資産処分損、及び福利厚生費等が含まれる。

その他の営業費用には、追加の前年度の費用6百万ユーロ（前年度：7百万ユーロ）が含まれている。

(41) 財務損益純額

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年
投資より生じた収益		
内、関連会社から0百万ユーロ(前年度：1百万ユーロ)	1	0
共同利益契約に基づく収益		
内、関連会社から762百万ユーロ(前年度：663百万ユーロ)	663	762
損失負担費用		
内、関連会社から23百万ユーロ(前年度：7百万ユーロ)	7	23
純投資収益	657	739
その他の受取利息及び類似収益		
内、関連会社から131百万ユーロ(前年度：143百万ユーロ)	231	160
長期貸付金より生じた収益		
内、関連会社から15百万ユーロ(前年度：8百万ユーロ)	9	16
支払利息及び類似費用		
内、関連会社へ38百万ユーロ(前年度：92百万ユーロ)	677	619
内、割引による472百万ユーロ(前年度：473百万ユーロ)		
利息収益純額	-437	-443

財務損益純額	220	296
--------	-----	-----

財務損益純額が変動したのは主に、共同利益契約に基づく収益が99百万ユーロ増加したことによる。これに対して、利息収入は71百万ユーロ減少しており、58百万ユーロ減少した利息費用によって部分的に相殺された。

(42) 特別損益

2014年12月31日現在、報告すべき特別収益はなかった。特別損失は、前年度同様、34百万ユーロであった。特別損益は、2010年1月1日にドイツ会計基準近代化法が導入されて以来義務付けられている年金引当金の追加額の按分割当額によるものである。

(43) 法人所得税費用

38百万ユーロの法人所得税費用が報告対象年度に報告された。本項目に該当する諸費用は、2014会計年度において、78百万ユーロであった。過年度においては、40百万ユーロの所得が認識された。過年度における正の金額は法人税及び市営業税に関する引当金の戻入である193百万ユーロによるものである。

繰延税金資産と繰延税金負債（純額表示法）の相殺は、貸借対照表日現在において、繰延税金資産純額をもたらした。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文に定める計上オプションを実施しておらず、したがって、貸借対照表上に繰延税金資産は計上されていない。

繰延税金資産は主に、財務書類上の年金引当金その他の引当金及び負債の帳簿価額とこれらの課税標準額の差額に起因するものである。繰延税金資産は、当社の予想で今後5年以内に反転すると見込まれている繰越欠損金についても計上された。繰延税金は税率約30パーセントで計算されている。

(44) 前期末処分利益の繰越

前期末処分利益の繰越は758百万ユーロであった。

(45) 利益処分

定時株主総会により決議された前年度の当期末処分利益に係る利益処分の概要は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2013年	2014年
前期末処分利益	1,314	1,726
配当金として分配	846	968
当期末処分利益の繰越	468	758

[次へ](#)

その他の開示

(46) オフ・バランスシート項目

信託活動

2014年12月31日現在における信託活動は、住宅建設促進貸付金の管理及びドイツ社会保険法(SGB)第6巻第119条に基づいて同意した年金保険基金(郵政年金サービス)による現金給付に係る責務に関連している。2014年12月31日現在における郵政年金サービスの信託資産は、63百万ユーロ(前年度:52百万ユーロ)であり、住宅建設促進のための信託資産は、167百万ユーロ(前年度:188百万ユーロ)である。

郵便代理分野における受取債権の売却に関するファクタリング契約は、2012年3月31日をもって解約された。この日以降、受取債権は売却されていない。

2014年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストが売却したライムスIIからの受取債権により、ポストバンク・ファクタリングGmbHの信託資産124百万ユーロ(前年度:127百万ユーロ)の管理を現在も行っている。

これらの取引は、将来においてドイツポスト・アーゲーに重大な利益又はリスクをもたらすものではない。

その他の金融債務

貸借対照表日現在、その他の金融債務は、2,011百万ユーロであった。この内、1,625百万ユーロに相当する債務は、関連会社に対するものである。前年度は、その他の金融債務は、2,190百万ユーロであり、その内、関連会社に対するものが1,674百万ユーロであった。

以下の概要は、その他の金融債務の満期までの期間を示している。

(単位:百万ユーロ)

その他の金融債務	総額	満期までの期間		
		1年以下	1年超5年以下	5年超
総額	2,011	930	693	388
うち関連会社に対するもの	1,626	632	632	362

その他の金融債務は、主に長期の賃貸借契約及びリース契約によるものである。当グループのリースモデルに基づき、ドイツポスト・アーゲーの不動産は、当グループの不動産のリースを集中的に扱っているドイツポスト・インモビリエンGmbHから全てリースしている。

(47) 偶発債務

ドイツポスト・アーゲーは、当グループの会社、関連企業及びジョイント・ベンチャーが締結する貸付、貸借、供給、納入及び業務委託に関する合意を担保するため、多くのコンフォート・レター、担保及び保証を引き受けている。これは、当グループが各地でより有利な契約条件を得ることを可能とした。

ドイツポスト・アーゲーは、過去の経験及び当社の流動性に関する状況の継続的な監視を受け、支払を要求されているコンフォート・レター、担保及び保証に関するリスクは極めて低いと考えられるという意見である。したがって、貸借対照表においてこれらの偶発債務に関する負債を認識する必要性はなかった。

ドイツ民法(BGB)第765条に基づいて生じた偶発債務は、全て関連会社によるものであるが、その金額は298百万ユーロ(前年度:225百万ユーロ)であった。

6,921百万ユーロ（前年度：6,318百万ユーロ）になる保証、及び、総額で334百万ユーロ（前年度：326百万ユーロ）になるコンフォート・レターが発行された。これらの金額のうち、総額で6,840百万ユーロ（前年度：6,235百万ユーロ）になる保証、及び、総額で329百万ユーロ（前年度：322百万ユーロ）になるコンフォート・レターが関連会社に対して発行された。

前述の偶発債務に加え、ドイツポスト・アーゲーは、財務諸表の開示免除を受けるため、オランダにおける25の子会社についての連帯責任に関する宣言（オランダ法Verklaringen第403条）を行った。当該宣言は、当該子会社の全ての法的取引を対象とするものである。

(48) ヘッジに関する方針及びデリバティブ

ドイツポスト・アーゲーは、国際的に活動する企業として、為替レート、金利及び市況商品価格の変動による金融リスクに必然的にさらされている。そこで、リスクの集中を回避する管理システムの一環として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストDHLのグループ内部における銀行の役割を引き受けた。この業務の一貫として、グループ会社のリスクをヘッジするために、諸銀行との間で外部ヘッジ取引を結び、その一部を内部でグループ会社に移行させた。一次金融商品及びデリバティブ金融商品は、為替レート、金利及び市況商品価格の変動から生じるリスクを減殺させるために利用されている。

2014年12月31日の時点における利用しているデリバティブ商品、並びにその想定元本及び公正価値の概要は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	想定元本			公正価値(正味残高)		
	関連会社	第三者	合計	関連会社	第三者	合計
金利関連商品						
金利スワップ	500	1,300	1,800	-49	69	20
うち、公正価値がプラスであるもの				0	69	69
うち、公正価値がマイナスであるもの				-49	0	-49
通貨取引						
為替予約	0	5,095	5,095	0	-54	-54
うち、公正価値がプラスであるもの				0	85	85
うち、公正価値がマイナスであるもの				0	-139	-139
為替取引						
為替スワップ	750	0	750	15	0	15
うち、公正価値がプラスであるもの				15	0	15
うち、公正価値がマイナスであるもの				0	0	0
商品価格取引						
商品価格スワップ	0	53	53	0	-7	-7
うち、公正価値がプラスであるもの				0	0	0
うち、公正価値がマイナスであるもの				0	-7	-7
合計			7,698	0		-26

想定元本は、各取引の絶対額合計をもって算出されている。グループ内取引（グループ内銀行機能）と銀行との対外的な取引は区別されている。

公正価値は、残高の評価により生じるデリバティブの種類毎の正味未実現損益をもって算出されている。

為替予約の公正価値は、先物プレミアム及びディスカウントを考慮に入れ、時価に基づき算定された。金利スワップ及び為替スワップの公正価値は、予想されるキャッシュ・フローの割引現在価値に基づき、累計未払利息を加味し、算出された。これらの商品の公正価値は、当グループで使用されている財務管理

システムを利用して算定された。商品価格スワップの公正価値に関する情報は、当初ヘッジ取引を行っていた銀行から提供された。

ドイツ商法の下では、原則として、デリバティブは、貸借対照表において認識されない未履行の契約を表す。未履行の契約は、ドイツ商法に基づき、不釣合いな原則に従って測定される。予想損失に対する引当金は、未履行契約による未実現損失を反映するために設定される。その一方で、未実現利益は認識されない。したがってデリバティブに関しては、通常、貸借対照表日現在の負の公正価値に係る予想損失に対する引当金が報告される。この基本原則の例外として、一定の条件の下では、デリバティブにヘッジ会計が用いられることがある。ヘッジ会計が用いられる場合、「総額ヘッジプレゼンテーション法」又は「純額ヘッジプレゼンテーション法」のいずれかが使用される。総額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、デリバティブの公正価値は、損益計算書において認識される。純額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、簿価については、有効なヘッジ関係がもたらす公正価値の変動を反映するための調整が行われない。

ドイツポスト・アーゲーは、報告日の時点において以下の場合、ヘッジ会計を用いるオプションを行使した。

500百万ユーロ（公正価値：34百万ユーロ、8百万ユーロの未払利息を含む。）の外部金利スワップ（ヘッジ手段）は、金利リスクをヘッジするため、純額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、500百万ユーロ（公正価値：-49百万ユーロ、-7百万ユーロの未払利息を含む。）のグループ内金利スワップ（ヘッジ対象項目）とのマイクロ・ヘッジに組み込まれた。ヘッジされたリスクは42百万ユーロであった。当該取引は2022年に満期を迎える。ヘッジの有効性は重要事項マッチ法を用いて判断される。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。未収利息を考慮し、マイナスの公正価値純額に関し、16百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

それに加え、500百万ユーロ（公正価値：15百万ユーロ、1百万ユーロの未払利息を含む。）の外部金利スワップ（ヘッジ手段）は、金利変動による公正価値に関するリスクをヘッジするため、純額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、500百万ユーロの外部金融負債とのマイクロ・ヘッジに組み込まれた。ヘッジされたリスクは14百万ユーロであった。当該取引は2018年に満期を迎える。ヘッジの有効性は重要事項マッチ法を用いて判断される。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

300百万ユーロ（公正価値：20百万ユーロ、0百万ユーロの未払利息を含む。）の外部金利スワップ（ヘッジ手段）は、金利変動による公正価値に関するリスクをヘッジするため、純額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、300百万ユーロの外部金融負債とのマイクロ・ヘッジに組み込まれた。ヘッジされたリスクは20百万ユーロであった。当該取引は2020年に満期を迎える。ヘッジの有効性は重要事項マッチ法を用いて判断される。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

さらには、純額2,653百万ユーロの外部の銀行残高、内部銀行残高、ローン及び内部通貨スワップからの通貨リスクによる外貨建金融債権及び負債（ヘッジ対象項目）は、通貨リスクをヘッジするために各通貨に関する均一なポートフォリオのヘッジを形成するため、総額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、純額が2,653百万ユーロの為替予約（ヘッジ手段）に組み込まれた。ヘッジされたリスクは35百万ユーロであった。プラス・マイナスにかかわらず、問題となるデリバティブの公正価値は、総額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、貸借対照表のその他資産/その他負債の項目として計上されている。

該当するポートフォリオは、継続的に調整されている。必要に応じて、満期を迎えるヘッジ手段は、新たなヘッジ手段により延長されている。ヘッジ対象項目とヘッジ手段の満期日が異なるため、貸借対照表

のヘッジ対象項目の簿価が55百万ユーロ増加しているが、これに対応する、純額で-35百万ユーロのマイナスの公正価値であるヘッジ手段と相殺されている。対応するその他の営業収益及び費用項目は、損益計算書において認識された。ヘッジの有効性は、重要事項マッチ法を用いて予め評価されるとともに、累積ドル相殺法を用いて遡及的に測定され、スポット価格に起因する価値の変動のみが計上されている。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

スポット価格による価値の変動に起因しないヘッジ手段の公正価値の一部につき、15百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上され、従ってヘッジ関係には含まれていない。

2016年に満期となる1,862百万ユーロ(公正価値純額：-18百万ユーロ。なお、プラスの公正価値(48百万ユーロ)及びマイナスの公正価値(-66百万ユーロ)を含む。)の外部通貨取引は、対象となるリスクがドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジ関係には含まれていない。これらの取引のマイナスの公正価値に関し、66百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

39百万ユーロ(公正価値：-3百万ユーロ)の外部商品スワップは、商品価格に関するリスクをヘッジするため、純額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、蓋然性が高い先物取引とのマクロ・ヘッジに組み込まれた。ヘッジされたリスクは3百万ユーロであった。当該先物取引は、2015年12月までの期間における39百万ユーロという想定元本に対応する計画済みのディーゼルの購入である。ヘッジの有効性は回帰分析を用いて判断される。リスク・パラメーターの高い相互関係により、ほぼ完全なヘッジの有効性が見込まれている。マクロ・ヘッジに関し、3百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

14百万ユーロ(公正価値：-3百万ユーロ)の外部商品価格取引については、関連するリスクが、ドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジ関係を認識していない。これらの取引について、3百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

2014年12月31日現在、予想損失に対する引当金としては、ヘッジ関係の有効な部分ではなかったデリバティブのマイナスの公正価値につき、103百万ユーロ(前年度：34百万ユーロ)が報告されている。

(49) 株式保有リスト

ドイツ商法第285条第1文第11号及び第11a号により作成が要求される株式保有リストは、別紙5に掲載されている。

(50) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法(Aktiengesetz(AktG))第161条により要求される2014年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。

遵守宣言には、インターネット上のアドレスwww.corporate-governance-code.de又は当社のホームページwww.dp-dhl.comからアクセスすることが可能である。

(51) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬に関する情報は、ドイツポスト・アーゲーの連結財務諸表において開示されていることからドイツ商法第285条第17号の免除規定により、ここでは開示していない。

(52) 関係当事者との取引

当該当事者との関係及び取引について種類別に記載した重要な関係当事者との取引は、ドイツ商法第285条第21号に基づき、以下に開示される。

(単位：百万ユーロ)

関係性	取引の種類			
	提供されたサービス		提供したサービス	
	2013	2014	2013	2014
子会社	15	5	7	8
関連会社	3	0	0	5
政府関連機関	201	194	218	221
重要な経営陣(各親族を含む。)	0	0	0	0

(53) 取締役会及び監査役会

取締役の報酬

2014年度において、取締役が受け取った報酬は、長期インセンティブ効果がある部分も含めると、総額18.91百万ユーロ（前年度：17.78百万ユーロ）であった。

このうち、6.58百万ユーロについては、業績非連動部分（年間基本給与6.16百万ユーロ、諸手当0.42百万ユーロ）であり、5.03百万ユーロについては、業績連動部分であった。2.90百万ユーロの追加業績連動部分が、持続可能性の指標である必要EACが達成されることを条件とした2017年における支払のため、中期部分へと移動された。前年度において、6.27百万ユーロについては、業績非連動部分（年間基本給与5.94百万ユーロ、諸手当0.33百万ユーロ）であり、4.21百万ユーロについては、業績連動部分であった。2.71百万ユーロの追加業績連動部分が、持続可能性の指標である必要EACが達成されることを条件とした2016年における支払のため、中期部分へと移動された。2014年度において、取締役は、2006年度長期インセンティブ制度に基づき、長期インセンティブ効果がある変動報酬部分として、発行日（2014年9月1日）価額の総額が7.30百万ユーロである1,591,332個の株式評価益請求権を追加で受け取った。前年度において、取締役には、発行日（2013年8月1日）価額の総額が7.30百万ユーロであった1,984,818個の株式評価益請求権が付与された。

各現取締役の報酬(2014年度)

(単位：ユーロ)

	年間基本給与	諸手当	年間賞与	2012年度中期部分の支払	2014年度中期部分へと移動された年間賞与部分 ⁽¹⁾	2014年9月1日に付与された株式評価益請求権の価値
フランク・アペル博士、会長	1,962,556	49,122	928,682	519,194	928,682	1,962,583
ケン・アレン	930,000	106,274	447,935	419,100	447,935	930,026
ロジャー・クルック ⁽²⁾	228,125	2,615	84,212	101,939	84,212	930,026
ブルース・エドワーズ ⁽²⁾ (2014年3月10日まで)	45,000	48,413	21,674	110,903	21,674	-
ユルゲン・ゲルデス	976,500	31,479	470,331	448,725	470,331	976,513

ジョン・ギルバート (2014年3月11日から)	576,613	75,044	277,726	-	277,726	715,021
メラニー・クレイス (2014年10月31日から)	121,089	3,849	58,056	-	58,056	-
ローレンス・ローゼン	930,000	29,476	434,264	295,350	434,264	930,026
アンジェラ・チツラス (2014年7月1日まで)	390,020	77,294	174,807	235,950	174,807	860,019

- (1) 持続可能性に関する指標が達成された場合、2017年に支払われる。
(2) ドイツポスト・アーゲーから支給された金額のみが表示されている。

各現取締役の報酬(2013年度)

(単位：ユーロ)

	年間基本給与	諸手当	年間賞与	2011年度中期 部分の支払	2013年度中期 部分へと移動 された年間賞 与部分 ⁽¹⁾	2013年8月1日に 付与された 株式評価益請求 権の価値
フランク・アペル博士、 会長	1,962,556	30,093	834,086	436,268	834,086	1,962,559
ケン・アレン	930,000	97,403	453,375	208,708	453,375	930,010
ロジャー・クルック ⁽²⁾	215,000	0	96,170	72,557	96,170	860,016
ブルース・エドワーズ (2)	232,500	102,120	111,623	105,329	111,623	930,010
ユルゲン・ゲルデス	953,250	23,858	457,274	465,000	457,274	976,510
ローレンス・ローゼン	930,000	20,220	453,375	215,000	453,375	930,010
アンジェラ・チツラス	715,000	61,234	303,875	-	303,875	715,017

- (1) 持続可能性に関する指標が達成された場合、2016年に支払われる。
(2) ドイツポスト・アーゲーから支給された金額のみが表示されている。

コードの勧告に基づく契約における退職金上限額に関する条項、支配権の変更条項、及び退職後の競業禁止条項

ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従って、取締役との委任契約においては、契約が早期に終了した場合には、退職金は、契約の残存期間の報酬を超過しないと定める規定がある。また、退職金は、諸手当を含めて、2年分の報酬額に制限される（退職金上限額）。退職金上限額は、特別報酬及び長期インセンティブ制度により割り当てられた権利なしで算出される。

支配権の変更がある場合には、取締役は、当該支配権の変更後の6ヶ月以内に、所定の月末までに満3ヶ月の事前通知を行い、正当に取締役を退任し、委任契約を解除することができる（中途解約権）。

当該契約条項は、以下の場合に、支配権の変更が存在すると定めている。まず、株主が、ドイツ有価証券購入及び引き受けに関する法律（Wertpapierwerbs- und Übernahmegesetz（WpUG））第29条第2項において定義されている支配権を、同法第30条において定められているとおり、他の株主と協調することにより当該株主に帰属する議決権を含め、最低30パーセントの議決権を保有することにより取得した場合が挙げられる。次に、ドイツ株式会社法（Aktiengesetz（AktG））第291条に従い、当社が従属会社となる旨の支配契約が締結され、当該契約の効力が生じた場合が挙げられる。さらに、当社が、ドイツ組織変更及び組織再編法（Umwandlungsgesetz）第2条に基づき、当グループ外の他の法人と合併した場合（但し、合意された換算率により決定される他方の法人の価値が、当社の価値の50パーセント未満である場合を除く。）が挙げられる。

早期解除権が行使されるか、支配権の変更から9ヶ月以内に取締役の委任契約が相互合意により解除される場合には、当該取締役は、その契約の残存期間について保証するための支払を受ける権利がある。

もつとも、当該支払は、前述のドイツ企業統治法の勧告に基づき、退職金の上限の150パーセントに制限されている。また、取締役が退職時に60歳に達していない場合には、退職金の金額は25パーセント減額される。なお、取締役の委任契約の残存期間が2年未満であり、取締役が退職時に62歳に達していない場合には、退職金の金額はその上限額と同額となる。支配権の変更時に、取締役の委任契約の残存期間が9ヶ月未満であり、当該契約が延長されなかったため、当該取締役が62歳に達する前に契約が終了する場合においても、同様とする。

取締役は、契約終了後有効である競業禁止条項の制限も受ける。1年間の競業が禁止される期間においては、元取締役は、最終的な契約で定められている基本年間基本給与の100パーセントを毎月の報酬として按分計算して受領する。競業禁止期間中におけるその他の勤労所得は、支払われる報酬から差引かれる。当該対価の支払額自体は、退職金又は年金の支払から差引かれる。取締役の委任契約の終了以前又は終了時において、当社は、取締役に競業禁止条項の遵守義務を課さないことを宣言することができる。かかる場合、当社は、当該宣言日の6ヶ月後から、競業を制限することによる対価の支払義務から免責される。

上記の取り決めを除き、いかなる取締役も、当社から退職後における追加の給付を約束されていない。

その他の条項

ブルース・エドワーズ氏は、2014年9月30日終了時に退職した。エドワーズ氏は、2014年3月10日に取締役を退いてから退職するまでの間、諮問的な立場で活動し、その間、当社から総額296,881ユーロの報酬を受け取った。アンジェラ・チツラス氏は、2014年7月2日に取締役を退き、2014年7月31日終了時に退職した。同氏は、雇用契約上生じた紛争の解決金として、1,392,589ユーロの支払を受けた。

旧制度下での年金契約

フランク・アベル氏及びユルゲン・ゲルデス氏は、取締役が永続的な障害、死亡又は退職の場合における給付について定めている各自の契約に基づく、年金に関する契約によって直接最終報酬を取得する。取締役の委託契約が取締役としての業務を最低5年務めた後に終了する場合、取得済みの権利が付与される。取締役は、最低5年間勤務することにより、永続的な障害を理由とする給付を受けることができる。退職を理由とする給付は、55歳（ユルゲン・ゲルデス氏の場合は62歳）以降に行われる。年金は、一般に年金支払の形で給付されるが、取締役は、年金支払の代わりに、一括払いを選択することができる。給付額は、年金給付対象となる報酬及び勤務年数から算出される年金水準による。

年金給付対象となる報酬は、契約期間の最後の12ヶ月間における平均給与に基づき算出される固定年間報酬（年間基本給与）により構成される。取締役は、取締役会での5年の勤務後に、25パーセントの年金水準を獲得する。最高の年金水準である50パーセントは、10年の勤務後に獲得される。今後の年金給付は、ドイツにおける消費者物価指数の変動を反映して、上方又は下方に調整される。

旧制度下の年金契約の内訳(2014年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約			
	2014年12月31日 現在の年金水準	最高年金水準	2014年度年金債務に 関する業務費用	2014年12月31日 現在の価値
フランク・アベル博士、 会長	50%	50%	560,366	10,347,275
ユルゲン・ゲルデス	25%	50%	-6,220	4,070,924

合計			554,146	14,418,199
----	--	--	---------	------------

旧制度下の年金契約の内訳(2013年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約			
	2013年12月31日 現在の年金水準	最高年金水準	2013年度年金債務に 関する業務費用	2013年12月31日 現在の価値
フランク・アベル博士、 会長	50%	50%	326,090	8,666,351
ユルゲン・ゲルデス	25%	50%	50,495	3,590,666
合計			376,585	12,257,017

新制度下での年金契約

2008年3月4日より、新たに任命された取締役は、従来の最終報酬に基づく契約ではなく、確定拠出制度に基づく年金契約を受領している。

確定拠出年金制度においては、当社は、該当する取締役の年間基本給与報酬の35パーセントとなる年額を仮想年金口座へ支払う。拠出支払の期間は、最長15年である。年金元本は、アイボックス コーポレイツ AA 10+ の年利に相当する年率又は、少なくとも2.25パーセントの年率で利息を発生しており、満期を迎えるまで、発生し続ける。年金給付は、年金勘定の累積価値の金額で一括支払されるものである。給付は、取締役が62歳に達した場合、任期中に就労不能となった場合、又は死亡した場合に満期となる。給付が満期となる場合、年金受給者は、一括支払ではなく、年金支払を受けることを選択することができる。このオプションが行使された場合、過去10年間のアイボックス コーポレイツ AA 10+ の年利のほか、扶養遺族に関する個別の情報及び将来の年金の年間上昇1パーセントを考慮に入れ、元本が年金として支払われる。

新制度下の年金契約の内訳(2014年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	2014年度拠出総額	2014年12月31日 現在の価値	2014年度年金債務に関する 業務費用
ケン・アレン	325,500	1,663,924	245,855
ロジャー・クルック	301,000	1,026,007	238,593
ブルース・エドワーズ (2014年3月10日まで)	54,250	1,884,885	3,102
ジョン・ギルバート (2014年3月11日から)	187,688	124,155	124,155
メラニー・クレイス (2014年10月31日から)	454,639 ⁽¹⁾	534,340	534,340
ローレンス・ローゼン	325,500	2,584,109	199,624
アンジェラ・チツラス (2014年7月1日まで)	250,250	909,511	460,953
合計	1,898,827	8,726,931	1,806,622

(1)前年の年金契約から生じた給付決済の額412,931ユーロを含む。傷病手当金及び扶養遺族手当金に関して、最低給付額は前年の年金契約に基づいている。

新制度下の年金契約の内訳(2013年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	2013年度拠出総額	2013年12月31日 現在の価値	2013年度年金債務に関する 業務費用
ケン・アレン	325,500	1,335,816	322,156
ロジャー・クルック	301,000	736,971	283,576
ブルース・エドワーズ	325,500	1,777,282	311,202
ローレンス・ローゼン	325,500	2,231,745	337,018
アンジェラ・チツラス	250,250	392,817	178,417
合計	1,527,750	6,474,631	1,432,369

個々の取締役報酬のさらなる詳細は、グループの経営報告書の一部をなす報酬報告書に記載されている。

旧取締役又はその扶養遺族に対する給付は、5.95百万ユーロ(前年度：4.38百万ユーロ)であった。現在の年金引当金としては、77.5百万ユーロ(前年度：63.0百万ユーロ)が計上されている。かかる変化は、受取年金が満期を迎え、その結果追加的義務を負わない年金受給者の数が増加したことに主として起因する。

監査役の報酬

2013年5月29日に開催された定時株主総会は、監査役に支払われる報酬を決定した。これは、当社の定款第17条に基づくものである。前年(固定報酬40,000ユーロ及び利益連動型変動報酬)とは異なり、監査役には固定年俸70,000ユーロだけが支払われる。

監査役会の会長及び監査役会の委員会の委員長は、報酬の100パーセントを追加で受領し、監査役会の副会長及び監査役会の委員会の委員は、50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた、又は会長又は副会長として務めた者は、比例按分した報酬を受領する。

2013年度同様、監査役は、監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた現金費用に関する弁済を受けることができる。監査役会の報酬及び立替費用に対して課せられた付加価値税も払い戻される。

2014年度の監査役報酬の合計は、約3.29百万ユーロ(前年度：1.47百万ユーロ及び2016年度に支払われる2013年度の変動額)であった。このうち2.42百万ユーロは固定部分(前年度：1.25百万ユーロ)に、0.26百万ユーロは会議出席手当(前年度：0.17百万ユーロ)に、0.62百万ユーロは2012年度の変動報酬部分(前年度：支払条件が合わなかったことから0百万ユーロ)に起因する。

以下の表は、各監査役に支払われた報酬の内容である。

2014年に監査役に対して支払われた報酬

(単位：ユーロ)

監査役	固定報酬	会議出席手当	合計
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士 (会長)	315,000	23,000	338,000
アンドレア・コシス (副会長)	245,000	19,000	264,000
ロルフ・パウワーマイスター	140,000	16,000	156,000
ヘロ・ブラームス (2014年5月27日まで)	52,500	4,000	56,500
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ (2014年11月30日再任)	64,167	7,000	71,167
ヨルグ・ヴォン・ドスキー (2014年12月9日から)	5,833	1,000	6,833
ヴェルナー・ガッツェー	140,000	19,000	159,000
ヘニング・カゲルマン教授 博士	105,000	8,000	113,000
トーマス・コチェルニク	175,000	21,000	196,000
アンケ・ケファルト	70,000	8,000	78,000
トーマス・クンツ	70,000	6,000	76,000
シモーヌ・メンヌ (2014年5月27日から)	65,625	9,000	74,625
ローランド・エトカー	140,000	18,000	158,000
アンドレアス・シャードラー	70,000	8,000	78,000
サビン・シールマン	70,000	8,000	78,000
ウルリヒ・シュローダー博士	105,000	9,000	114,000
シュテファン・ショルト博士	126,875	15,000	141,875
ステファン・トイシャー	105,000	15,000	120,000
ヘルガ・チエル	105,000	14,000	119,000
エルマー・トイム	70,000	8,000	78,000
シュテファニー・ヴェッケッセル	105,000	13,000	118,000
イング・カチャ・ヴィント教授 博士	70,000	7,000	77,000

以下の表は、各監査役に対する前年（2013年度）の報酬の内容である。

2013年に監査役に対して支払われた報酬

(単位：ユーロ)

監査役	固定報酬	会議出席手当	合計	変動報酬上限額 ⁽¹⁾
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士 (会長)	141,667	16,000	157,667	70,833
アンドレア・コシス (副会長)	120,833	13,000	133,833	60,416
ロルフ・パウワーマイスター	60,833	9,000	69,833	30,416

ヘロ・ブラームス (2014年5月27日まで)	80,000	12,000	92,000	40,000
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ (2014年11月30日まで)	40,000	4,000	44,000	20,000
ヴェルナー・ガッツェー	80,000	12,000	92,000	40,000
ヘニング・カゲルマン教授 博士	40,833	3,000	43,833	20,416
トーマス・コチェルニク	80,833	16,000	96,833	40,416
アンケ・ケファルト	40,000	5,000	45,000	20,000
トーマス・クンツ	40,000	4,000	44,000	20,000
ローランド・エトカー	80,000	14,000	94,000	40,000
アンドレアス・シャードラー	40,000	5,000	45,000	20,000
サビン・シールマン	40,000	5,000	45,000	20,000
ウルリヒ・シュローダー博士	40,833	4,000	44,833	20,416
シュテファン・ショルト博士	60,000	10,000	70,000	30,000
ステファン・トイシャー	60,000	12,000	72,000	30,000
ヘルガ・チエル	60,000	9,000	69,000	30,000
エルマー・トイム	40,000	5,000	45,000	20,000
シュテファニー・ヴェッケッセル	60,000	9,000	69,000	30,000
イング・カチャ・ヴィント教授 博士	40,000	4,000	44,000	20,000

(1) この変動報酬部分は、2015年度の1株当たりの当期連結純利益が確定した後の2016年度の定時株主総会終了時に支払われる。

2012年度の変動報酬は、2015年度の定時株主総会終了時に支払われる。その額は、2014年度における1株当たりの連結当期純利益が2011年度における1株当たりの連結当期純利益を0.02ユーロ超える毎に1,000ユーロとなる。報酬の上限は、2012年度に効力を生じ、変動報酬部分は固定報酬の50%に制限される。2012年度の変動報酬の総額は、616,250ユーロであった。そのうちの21,250ユーロは、当社を退職した1名の監査役に対するものであり、595,000ユーロは、現職の監査役に対するものであった。なお、各監査役の内訳は、以下の表のとおりである。

2012年に監査役に対して支払われた変動報酬

(単位：ユーロ)

	変動報酬(上限)
現役監査役	
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士 (会長)	70,000
アンドレア・コシス (副会長)	60,000
ロルフ・パウワーマイスター	30,000
ヘロ・ブラームス(2014年5月27日まで)	40,000
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ(2014年11月30日まで)	20,000
ヨルグ・ヴォン・ドスキー(2014年12月9日から) ⁽¹⁾	-
ヴェルナー・ガッツェー	40,000

ヘニング・カゲルマン教授 博士	20,000
トーマス・コチェルニク	40,000
アンケ・ケファルト	20,000
トーマス・クンツ	20,000
シモーヌ・メンヌ(2014年5月27日から) ⁽¹⁾	-
ローランド・エトカー	40,000
アンドレアス・シャードラー	20,000
サビン・シールマン	20,000
ウルリヒ・シュローダー博士	20,000
シュテファン・ショルト博士	30,000
ステファン・トイシャー	5,000
ヘルガ・チエル	30,000
エルマー・トイム	20,000
シュテファニー・ヴェッケッセル	30,000
イング・カチャ・ヴィント教授 博士	20,000

(1) 2012年度において監査役ではない。

2011年度の変動報酬は、要件が満たされなかったため前年(2013年度)は支払われていない。

別紙1

非流動資産変動表(2014年1月1日から2014年12月31日の期間)

(単位：百万ユーロ)

	取得原価及び製造原価				
	2014年1月1日 現在	取得	振替	処分	2014年12月31日 現在
1 無形固定資産					
自社開発無形固定資産	71	9	18	7	91
使用権、ソフトウェア	272	11	-9	10	264
前払い	1	38	6	1	44
無形固定資産計	344	58	15	18	399
2 有形固定資産					
土地及び建物	2,722	57	33	34	2,778
技術設備及び機械	1,819	7	239	26	2,039
その他の機器	1,077	69	-84	70	992
建設仮勘定	155	160	-203	5	107
有形固定資産計	5,773	293	-15	135	5,916
小計(無形固定資産及び有形固定資産)	6,117	351	0	153	6,315
3 長期金融資産					
関連会社に対する投資	7,348	0	-7	0	7,341
関連会社に対する貸付金	6,718	168	0	66	6,820
その他の資本投資	0	0	7	0	7
その他の資本投資先に対する 貸付金	0	0	0	0	0
住宅建設助成貸付金	20	1	0	9	12
その他貸付金	318	17	0	0	335
長期金融資産計	14,404	186	0	75	14,515
合計	20,521	537	0	228	20,830

別紙1(続き)

(単位:百万ユーロ)

	償却累計額及び減価償却累計額					帳簿価額		
	2014年1月 1日現在	償却費/ 減価償却 費	評価	振替	処分	2014年12月31 日現在	2014年12月 31日現在	2014年1月 1日現在
1 無形固定資産								
自社開発無形固定資産	12	19	0	10	4	37	54	59
使用権、ソフトウェア	191	21	0	-11	4	197	67	81
前払い	0	0	0	2	0	2	42	1
無形固定資産計	203	40	0	1	8	236	163	141
2 有形固定資産								
土地及び建物	1,274	112	0	0	25	1,361	1,417	1,448
技術設備及び機械	1,317	52	0	52	24	1,397	642	502
その他の機器	809	78	0	-53	67	767	225	268
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	107	155
有形固定資産計	3,400	242	0	-1	116	3,525	2,391	2,373
小計(無形固定資産及び有形 固定資産)	3,603	282	0	0	124	3,761	2,554	2,514
3 長期金融資産								
関連会社に対する投資	401	0	0	0	0	401	6,940	6,947
関連会社に対する貸付金	0	0	0	0	0	0	6,820	6,718
その他の資本投資	0	0	0	0	0	0	7	0
その他の資本投資先に対 する貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅建設助成貸付金	0	0	0	0	0	0	12	20
その他貸付金	0	0	0	0	0	0	335	318
長期金融資産計	401	0	0	0	0	401	14,114	14,003
合計	4,004	282	0	0	124	4,162	16,668	16,517

別紙2

負債の満期日までの残存期間(2014年12月31日現在)

(単位：百万ユーロ)

	2013年12月31日現在				2014年12月31日現在			
	内、 1年未満	内、 1年以上 5年以下	内、 5年超	合計	内、 1年未満	内、 1年以上 5年以下	内、 5年超	合計
社債 内、転換社債1,000百万ユーロ (2013年12月31日：1,000百万ユーロ)	0	500	2,500	3,000	0	1,500	1,500	3,000
銀行に対する負債額	102	0	120	222	80	0	149	229
前受金	0	0	0	0	1	0	0	1
買掛金	818	0	0	818	737	0	0	737
関連会社に対する債務	8,272	0	0	8,272	8,024	0	0	8,024
内、買掛金94百万ユーロ (2013年12月31日：83百万ユーロ)								
その他の資本投資先に対する債務	10	0	0	10	21	0	0	21
内、買掛金(0) (2013年12月31日：(0))								
その他の負債	535	119	25	679	483	103	4	590
内、税金関連247百万ユーロ (2013年12月31日：260百万ユーロ)								
内、社会保険料関連0百万ユーロ (2013年12月31日：3百万ユーロ)								
合計	9,737	619	2,645	13,001	9,346	1,603	1,653	12,602

[次へ](#)

別紙3

キャッシュ・フロー計算書

	2014年1月1日から同年12月31日までの事業年度					
	2013年12月31日		2014年12月31日		差異	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
当期純利益	1,258	1,693	887	1,193	-371	-499
非流動資産処分損益	-50	-67	0	0	50	67
非流動資産の償却費及び減価償却費	267	359	282	379	15	20
その他現金を伴わない収益及び費用	50	67	-64	-86	-114	-153
運転資本の増減考慮前の当期純利益/キャッシュ・フロー	1,525	2,052	1,105	1,487	-420	-565
流動資産(現金及び現金等価物を除く)及び前払費用の増減	-776	-1,044	-713	-959	63	85
引当金の増減	-384	-517	37	50	421	566
負債(金融負債を除く)及び繰延収益の増減	-91	-122	-48	-65	43	58
営業活動より生じた現金純額	274	369	381	513	107	144
非流動資産処分による収益	90	121	105	141	15	20
無形固定資産	1	1	3	4	2	3
有形固定資産	63	85	26	35	-37	-50
長期金融資産	26	35	76	102	50	67
非流動資産の取得による支出	-350	-471	-560	-753	-210	-283
無形固定資産	-57	-77	-58	-78	-1	-1
有形固定資産	-208	-280	-316	-425	-108	-145
長期金融資産	-85	-114	-186	-250	-101	-136
現金投資の短期財務管理に関する収入	1,467	1,974	1,688	2,271	221	297
現金投資の短期財務管理に関する支出	-1,238	-1,666	-912	-1,227	326	439
投資活動により生じた現金純額	-31	-42	321	432	352	474
配当金の支払	-846	-1,138	-968	-1,302	-122	-164
株主による支払	0	0	17	23	17	23
金融負債による収益	3,148	4,236	1,312	1,765	-1,836	-2,470
金融負債の返済	-1,328	-1,787	-1,573	-2,116	-245	-330
財務活動より生じた現金純額	974	1,311	-1,212	-1,631	-2,186	-2,941
現金及び現金等価物の増減純額	1,217	1,637	-510	-686	-1,727	-2,324
現金及び現金等価物、期首残高(1月1日付)	1,088	1,464	2,305	3,101	1,217	1,637
現金及び現金等価物、期末残高(12月31日付)	2,305	3,101	1,795	2,415	-510	-686

別紙4

株主資本変動計算書

(単位：百万ユーロ)

	2014年1月1日から同年12月31日までの事業年度						
	資本金	自己株式	資本金合計	資本剰余金	留保利益	未処分利益	資本合計
2014年1月1日現在	1,209	0	1,209	3,433	5,250	1,726	11,618
株主との資本取引	0		0	0	0	-968	-968
資本の増加	2		2	54			56
自己株式の取得		-3	-3	0	-82	0	-85
自己株式の処分		2	2	0	44		46
損益認識されない その他の資本の増減	0		0	0	0		0
損益認識される資本の増減	0		0	0	0	887	891
2014年12月31日現在	1,211	-1	1,210	3,491	5,212	1,645	11,558

[次へ](#)

別紙5

連結財務諸表に含まれる関連会社(アフィリエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千単位)	純収益 (千単位)
ヨーロッパ					
ABIS GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	1,846	1,134
Adcloud GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	-1	0
Agheera GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Albert Scheid GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	1,022	0
All you need GmbH	Germany, Berlin	99.03	EUR	-5,880	-9,752
AO DHL International	Russia, Moscow	100.00	EUR	11,611	41,937
Applied Distribution Group Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Cargus Express Curier S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	17,002	288
CSG GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	13,840	0
CSG.TS GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	4,012	0
DANMAR Lines AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	30,909	4,077
Danzas Deutschland Holding GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	4,025	0
DANZAS Fashion B.V.	Netherlands, Venlo	100.00	EUR	-27,608	-217
Danzas Fashion Service Centers B.V.	Netherlands, Waalwijk	100.00	EUR	636	1
Danzas Grundstücksverwaltung Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	23,508	-666
Danzas Grundstücksverwaltung Groß-Gerau GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	26	0
Danzas Holding AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	228,058	113,897
Danzas Kiev Ltd.	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	1,089	1,369
Danzas Verwaltungs GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	18,394	6,800
Danzas, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	697,499	28,425
Deutsche Post Adress Beteiligungsgesellschaft mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	416	0
Deutsche Post Adress Geschäftsführungs GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	59	0
Deutsche Post Adress GmbH & Co. KG	Germany, Bonn	51.00	EUR	19,776	17,425

Deutsche Post Assekuranz Vermittlungs GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post Beteiligungen Holding GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,655,052	0
Deutsche Post Com GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,126	0
Deutsche Post Consult GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,858	0
Deutsche Post Customer Service Center GmbH	Germany, Monheim	100.00	EUR	43	0
Deutsche Post DHL Beteiligungen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,507,025	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	73	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Logistikzentren KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,460	2,847
Deutsche Post DHL Inhouse Consulting GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post DHL Research and Innovation GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,500	0
Deutsche Post Direkt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	-61	0
Deutsche Post E-Post Development GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post E-POST Solutions GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,631	0
Deutsche Post Finance B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	72,027	61,314
Deutsche Post Fleet GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	511,115	0
Deutsche Post Global Mail (France) SAS	France, Issy-les- Moulineaux	100.00	EUR	4,042	676
Deutsche Post Global Mail (Netherlands) B. V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	1,577	-477
Deutsche Post Global Mail (Switzerland) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	-116	-18
Deutsche Post Global Mail (UK) Limited	United Kingdom, Croydon	100.00	EUR	20,981	960
Deutsche Post Immobilien GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post InHaus Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,534	0

Deutsche Post Insurance Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	7,549	-350
Deutsche Post International B.V.	Netherlands, Amsterdam	100.00	EUR	8,964,749	289,188
Deutsche Post Investments GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post IT BRIEF GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	11,160	0
Deutsche Post IT Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	39,229	0
Deutsche Post Mobility GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	100	0
Deutsche Post Reinsurance S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	16,203	0
Deutsche Post Shop Essen GmbH	Germany, Essen	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop Hannover GmbH	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop München GmbH	Germany, Munich	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Signtrust und DMDA GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	42	0
Deutsche Post Zahlungsdienste GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,152	89
DHL Supply Chain (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	4,149	80
DHL (Cyprus) Ltd.	Cyprus, Nikosia	100.00	EUR	2,711	159
DHL Air Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	18,254	-3,661
DHL AirWays GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	2,032	0
DHL Automotive GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	4,091	0
DHL Automotive Offenau GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	230	0
DHL Automotive s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	8,613	2,677
DHL Aviation (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	1,216	-231
DHL Aviation (Netherlands) B.V.	Netherlands, Amersfoort	100.00	EUR	3,404	272
DHL Aviation (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	11,889	1,689
DHL Aviation NV/SA	Belgium, Zaventem	100.00	EUR	23,368	504

DHL Beautiran SA	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	1,692	-903
DHL Beziers SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	-200	-122
DHL Delivery GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Distribution Holdings (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	35,662	-6
DHL Ekspres (Slovenija), d.o.o.	Slovenia, Trzin	100.00	EUR	-126	-152
DHL Elancourt SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	4,220	748
DHL Estonia AS	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	13,051	2,291
DHL Exel Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	5,246	2,856
DHL Exel Supply Chain (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	-19,370	469
DHL Exel Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-6,188	856
DHL Exel Supply Chain (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	10,535	2,354
DHL Exel Supply Chain Euskal-Log, S.L.U.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	6,375	113
DHL Supply Chain Hungary Limited	Hungary, Ulló	100.00	EUR	-482	-2,482
DHL Exel Supply Chain Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	415,601	-4,213
DHL Exel Supply Chain Portugal, S.A.	Portugal, Alverca	100.00	EUR	6,845	220
DHL Exel Supply Chain (Spain), S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	16,435	2,545
DHL Exel Supply Chain Trade (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	592	149
DHL Exel Supply Chain Trollhättan AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	2,959	35
DHL Express (Austria) GmbH	Austria, Guntramsdorf	100.00	EUR	14,609	2,750
DHL Express (Czech Republic) s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	12,276	2,172
DHL Express (Denmark) A/S	Denmark, Broendby	100.00	EUR	93,761	1,403
DHL Express (France) SAS	France, Roissy-en- France	100.00	EUR	-31,945	8,243
DHL Express (Hellas) S.A.	Greece, Athens	100.00	EUR	5,770	1,163

DHL Express (Iceland) EHF	Iceland, Reykjavik	100.00	EUR	1,069	294
DHL Express (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1,726	2,058
DHL Express (Italy) S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	73,243	12,385
DHL Express (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Contern	100.00	EUR	2,476	325
DHL Express (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	-3,534	9,570
DHL Express (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	51,950	21,273
DHL Express (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	2,949	7,021
DHL Express (Slovakia), spol. s r. o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	3,879	-234
DHL Express (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	8,633	4,335
DHL Express (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	-60,341	-6,567
DHL Express Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	2,365	1,330
DHL Express Customer Service GmbH	Germany, Monheim am Rhein	100.00	EUR	25	0
DHL Express Germany GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,618	0
DHL Express Hungary Forwarding and Services LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	2,480	89
DHL Express Iberia S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	178,311	26,227
DHL Express A Coruna Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Alacant Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Araba Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Barcelona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Bizkaia Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Cantabria Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Castello Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Ciudad Real Spain, S.L.	Spain, Ciudad Real	100.00	EUR	-	-
DHL Express Gipuzkoa Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Girona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-

DHL Express Huelva Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Illes Balears Spain, S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	-	-
DHL Express Jaén Spain S.L.	Spain, Ciudad Real	100.00	EUR	-	-
DHL Express Lugo, Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Madrid Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Malaga Spain S.L.	Spain, Malaga	100.00	EUR	-	-
DHL Express Navarra Spain, S.L.	Spain, Navarra	100.00	EUR	-	-
DHL Express Pontevedra Spain S.L.	Spain, Vigo	100.00	EUR	-	-
DHL Express Servicios S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Sevilla Spain S.L.	Spain, Sevilla	100.00	EUR	-	-
DHL Express Tarragona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Valencia Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Valladolid Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Express Zaragoza Spain, S.L.	Spain, Zaragoza	100.00	EUR	-	-
DHL Express Macedonia d.o.o.e.l.	Macedonia, Skopje	100.00	EUR	912	143
DHL Express Network Management GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Express Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	18,258	4,691
DHL Express Services (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	-1,509	33
DHL Fashion Retail Operations GmbH	Germany, Mönchengladbach	100.00	EUR	21,628	0
DHL Finance Services B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	3,324	-2
DHL FoodServices GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	258	0
DHL Freight (Belgium) NV	Belgium, Grimbergen	100.00	EUR	738	-3,888

DHL Freight (France) SAS	France, Marne-la-Vallée	100.00	EUR	3,262	-3,969
DHL Freight (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tiel	100.00	EUR	-15,776	-697
DHL Freight (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	28,455	7,369
DHL Freight and Contract Logistics (UK) Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	5,880
DHL Freight Finland Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	13,335	2,306
DHL Freight Germany Holding GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	301,204	0
DHL Freight GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	10,737	0
DHL Freight Hungary Forwarding and Logistics LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	2,853	1,001
DHL Freight Services (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tiel	100.00	EUR	5,359	0
DHL Freight Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	7,049	1,789
DHL GBS (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	14,301	1,898
DHL Gertner International GmbH	Germany, Altentreptow	51.00	EUR	208	124
DHL Global Forwarding - DGF Industrial Project (DGF IP) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	2,591	250
DHL Global Forwarding (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	22,633	2,953
DHL Global Forwarding (Belgium) NV	Belgium, Zaventem	100.00	EUR	10,330	1,093
DHL Global Forwarding (CZ) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	13,385	-5,569
DHL Global Forwarding (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	14,942	1,404
DHL Global Forwarding (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	3,870	-1,114
DHL Global Forwarding (France) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	59,263	6,822
DHL Global Forwarding (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	11,041	2,333
DHL Global Forwarding (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	40,817	15,681

DHL Global Forwarding (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	2,915	341
DHL Global Forwarding (Netherlands) B.V.	Netherlands, Hoofddorp	100.00	EUR	13,587	6,499
DHL Global Forwarding (Norway) AS	Norway, Gardermoen	100.00	EUR	-160	-4,051
DHL Global Forwarding (SWEDEN) AB	Sweden, Kista	100.00	EUR	20,268	1,691
DHL Global Forwarding (UK) Limited	United Kingdom, Staines	100.00	EUR	203,409	7,077
DHL Global Forwarding GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	7,242	0
DHL Global Forwarding Hellas S.A. of International Transportation and Logistics	Greece, Piraeus	100.00	EUR	5,576	-523
DHL Global Forwarding Hungary Kft.	Hungary, Budapest	100.00	EUR	9,409	2,544
DHL Global Forwarding LLC	Russia, Moscow	100.00	EUR	-60	-49
DHL Global Forwarding Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Global Forwarding Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	4,764	608
DHL Global Forwarding Sp. z o.o.	Poland, Lodz	100.00	EUR	10,177	5,434
DHL Global Forwarding Spain, S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	20,971	6,741
DHL Global Mail 000	Russia, Moscow	100.00	EUR	156	1,241
DHL Global Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,618,590	0
DHL Global Match (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-35,756	2,385
DHL Hauptvogel International GmbH	Germany, Klipphausen	51.00	EUR	370	174
DHL Holding (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	871,899	6,845
DHL Holding (Italy) S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	594,953	27,933
DHL Holdings (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	93	0
DHL Home Delivery GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	179	0
DHL Hub Leipzig GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	241	0
DHL Information Services (Europe) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	76,241	4,289

DHL International (Albania) Ltd.	Albania, Tirana	100.00	EUR	342	136
DHL International (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1,054	0
DHL International (Romania) S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	2,985	1,412
DHL International (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	76,125	15,226
DHL International B.V.	Netherlands, The Hague	100.00	EUR	19,776	6,308
DHL International d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	2,048	189
DHL International Express (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	39,967	9,869
DHL International GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,353,453	0
DHL International Ltd.	Malta, Luqa	100.00	EUR	588	-15
DHL International NV / SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	5,432	2,094
DHL International Ukraine JSC	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	1,647	31
DHL International-Sarajevo d.o.o.	Bosnia and Herzegovina, Sarajevo	100.00	EUR	476	130
DHL Investments Limited	United Kingdom, St. Helier	100.00	EUR	-37,141	-193
DHL Latvia SIA	Latvia, Riga	100.00	EUR	614	113
DHL Leupold International GmbH	Germany, Oberkotzau	51.00	EUR	804	228
DHL Lifestyle SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	-1,199	395
DHL Logistika D.O.O.	Slovenia, Brnik	100.00	EUR	1,692	336
DHL Logistics (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	18,020	622
DHL Logistics (Slovakia), spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	2,511	1,159
DHL Logistics (Ukraine) Ltd.	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	508	0
DHL Logistics GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	895	0
DHL Logistics 000	Russia, Chimki	100.00	EUR	15,029	4,478
DHL Logistics S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	2,791	1,652
DHL Logistik Service GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	-576	-984
DHL Management (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	30,644	15,261
DHL Management Services Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	289	891

DHL Medjunarodni Vazdusni Ekspres d.o.o.	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	3,960	494
DHL Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	69,136	-590
DHL Parcel (Belgium) NV	Belgium, Ternat	100.00	EUR	3,375	-5,149
DHL Parcel (e-Commerce) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	11,562	4,173
DHL Parcel (Netherlands) B.V.	Netherlands, Amersfoort	100.00	EUR	-37,787	10,707
DHL Parcel (Speedpack) NV	Belgium, Brussels	100.00	EUR	1,341	112
DHL Parcel Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	585	504
DHL Parcel Slovensko s.r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	905	-200
DHL Pipelife Logistik GmbH	Austria, Wiener Neudorf	100.00	EUR	81	25
DHL Rail AB	Sweden, Trelleborg	100.00	EUR	1,208	0
DHL Sandouville SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	11	-5
DHL SC Transport SASU	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	431	-737
DHL Service Central SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	-4,969	171
DHL Services Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	-68,036	72,438
DHL Services Logistiques SAS	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	3,086	931
DHL Shoe Logistics s. r. o.	Czech Republic, Pohořelice	100.00	EUR	2,482	386
DHL Solutions (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	31,587	498
DHL Solutions (France) SAS	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	-14,255	-14,917
DHL Solutions Fashion GmbH	Germany, Essen	100.00	EUR	49	0
DHL Solutions GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	9,240	0
DHL Solutions Großgut GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,051	0
DHL Solutions k.s.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	2,568	-80
DHL Solutions Retail GmbH	Germany, Unna	100.00	EUR	102	0
DHL Sorting Center GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Stock Express SAS	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	-11,234	-1,907
DHL Supply Chain Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	506,115	117,659

DHL Supply Chain (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	6,444	235
DHL Supply Chain (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	5,425	-2,452
DHL Supply Chain (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	43,953	2,562
DHL Supply Chain (Leipzig) GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tilburg	100.00	EUR	51,698	6,856
DHL Supply Chain (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	739	-3,010
DHL Supply Chain International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	251	-1,539
DHL Supply Chain Management B.V.	Netherlands, Tilburg	100.00	EUR	-41,461	5,223
DHL Supply Chain Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain VAS GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain, s.r.o.	Czech Republic, Pohořelice	100.00	EUR	15,888	3,385
DHL Systems Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	222	0
DHL Technical Distribution B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	-2,247	-39
DHL Trade Fairs & Events GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	607	0
DHL Trade Fairs and Events (UK) Limited	United Kingdom, Staines	85.00	EUR	731	284
DHL Vertriebs GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	45,000	0
DHL Verwaltungs GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	162	0
DHL Voigt International GmbH	Germany, Neumuenster	51.00	EUR	1,535	1,143
DHL Wahl International GmbH	Germany, Bielefeld	51.00	EUR	1,155	343
DHL Worldwide Express Logistics NV / SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	28,634	1,518
DHL Worldwide Network NV / SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	22,547	320
ELP 1 AB	Sweden, Eskilstuna	100.00	EUR	1,135	-1
Erste End of Runway Development Leipzig GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	25	0

Erste Logistik Entwicklungsgesellschaft MG GmbH	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Eurodifarm S.r.l.	Italy, Casalmiocco (Lodi)	100.00	EUR	16,004	3,950
European Air Transport Leipzig GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	1,798	0
Exel (European Services Centre) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	0	0
Exel (Wommelgem) NV	Belgium, Wommelgem	100.00	EUR	-4,535	120
Exel de Portugal Transitarios Lda.	Portugal, Lisbon	100.00	EUR	79	-2
Exel France SA	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	147,678	341
Exel Freight Management (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	12,313	677
Exel Group Holdings (Nederland) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	42,026	-794
Exel Holdings Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	665,894	22,808
Exel Insurance Limited	United Kingdom, St. Peter Port	100.00	EUR	9,451	-3
Exel International Holdings (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	88,521	-443
Exel International Holdings (Netherlands 1) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	686,851	-6,006
Exel International Holdings (Netherlands 2) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	1,125,984	13,359
Exel Investments Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	186,406	9
Exel Investments Netherlands B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	219	-6
Exel Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	1,257,216	-34,743
Exel Logistics Property Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	76,633	8,216
Exel Overseas Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	274,996	16,415
Exel UK Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	45,376	-12,111
F.X. Coughlin B.V.	Netherlands, Duiven	100.00	EUR	2,530	566

F.X. Coughlin (U.K.) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	4,472	409
FACT Denmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	1,135	144
First Mail Düsseldorf GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	-2,242	0
Formation E-Document Solutions Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	13	0
Freight Indemnity and Guarantee Company Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	21	0
Fusion Premedia Group Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	-13	0
Gerlach & Co Internationale Expeditours B.V.	Netherlands, Venlo	100.00	EUR	3,262	682
Gerlach & Co. NV	Belgium, Antwerp	100.00	EUR	5,919	407
Gerlach AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	6,118	7,329
Gerlach Customs Services EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	55	41
Gerlach Custom Services UK Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	261	104
Gerlach European Customs Services, spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	157	31
Gerlach European Services S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	75	23
Gerlach Sp. z o.o.	Poland, Gluchowo / Komorniki	100.00	EUR	1,064	591
Gerlach Spol s.r.o.	Czech Republic, Rudna u Prahy	100.00	EUR	3,090	2,270
Gerlach Zolldienste GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	102	0
Giorgio Gori S.r.l.	Italy, Collesalveti (Livorno)	100.00	EUR	19,807	7,981
Giorgio Gori (France) SAS	France, Châtenoy-le- Royal	100.00	EUR	1,985	172
Global Mail (Austria) Ges.m.b.H.	Austria, Vienna	100.00	EUR	2,409	1,056
GoodsandServices.tv Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	11,497	-243
Gori Iberia S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	2,107	1,035
Gori Iberia Transitaros, Limitada	Portugal, Matosinhos	60.00	EUR	825	313
Higgs International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	10,362	638

Historia Sp. z o.o.	Poland, Piaseczno	100.00	EUR	-149	0
Hull, Blyth (Angola) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	1,891	-165
Hyperion Properties Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	-5,753	0
IntelliAd Media GmbH	Germany, Munich	100.00	EUR	1,609	163
Interlanden B.V.	Netherlands, Apeldoorn	100.00	EUR	-112,823	434
interServ Gesellschaft für Personal- und Beraterdienstleistungen mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	76	0
Joint Retail Logistics Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	13,814	17
Karukera Transit SAS	France, Pointe-à- Pitre	100.00	EUR	1,088	12
Laible AG Speditionen	Switzerland, Schaffhausen	100.00	EUR	665	413
Lightbox Creative Services Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	-71	0
LLC DHL Express	Russia, Khimki	100.00	EUR	-618	989
LLC Gerlach Ukraine	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	185	30
LLC Williams Lea	Russia, Moscow	100.00	EUR	760	643
Luftfrachtsicherheit-Service GmbH	Germany, Frankfurt / Main	50.00	EUR	1,519	1,290
McGregor Cory Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	16,853	-207
Multimar Seefrachtenkontor Gesellschaft m.b.H.	Austria, Vienna	100.00	EUR	-22	-300
National Carriers Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	48	0
NFC International Holdings (Ireland)	Ireland, Dublin	100.00	EUR	39,466	0
nugg.ad AG predictive behavioral targeting	Germany, Berlin	100.00	EUR	2,746	0
Ocean Group Investments Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	827	1
Ocean Overseas Holdings Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	554,472	19,728
000 Customs Broker	Russia, Khimki	100.00	EUR	-87	-26
000 Customs Services	Russia, Khimki	100.00	EUR	4,537	6,011

optivo GmbH	Germany, Berlin	100.00	EUR	2,761	1,049
Orbital Secretaries Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	0	0
Pharma Logistics B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	692	197
Pharma Logistics NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	18,619	-333
Power Europe (Cannock) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	1,624	1,713
Power Europe (Doncaster) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	884	819
Power Europe Development Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Power Europe Development No. 3 Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	493	0
Power Europe Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-866	146
Power Europe Operating Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	9,168	2,467
PPL CZ s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	79,198	8,453
RISER ID Services GmbH	Germany, Berlin	100.00	EUR	2,288	891
Scherbauer Spedition GmbH	Germany, Neutraubling	50.00	EUR	4,769	725
Smoke and Mirrors Productions Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	11,795	200
Speedmail International Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	11,220	0
StarBroker AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	43,944	19,975
StreetScooter GmbH	Germany, Aachen	100.00	EUR	5,360	0
Tag @ Baker Street Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	0	0
Tag @ Ogilvy Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	0	0
Tag Acquisitions Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	19,297	39,912
Tag At RKCR / YR Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	0	0
Tag Belgium SA	Belgium, Brussels	100.00	EUR	2,629	521
Tag Creative Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	3,219	-402

Tag Europe Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	22,607	4,746
Tag Germany GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	797	-14
Tag Holdco Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	180	44,804
Tag NewCo Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	-251	46,184
Tag Pac Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	-157	358
Tag Print Services Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	-489	-250
Tag Response Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	11,300	-62
Tag Storage Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	53,645	3,707
Tag Topco Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	96,550	-2,662
Tag Worldwide France SARL	France, Paris	100.00	EUR	-371	-110
Tag Worldwide Group Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	3,505	5,344
Tag Worldwide Holdings Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	4,147	45,935
Tankfreight (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	0	0
The Admagic Group Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	1	0
The Stationery Office Group Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	21,424	0
The Stationery Office Holdings Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	24,563	-5,149
The Stationery Office Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	177,093	31,258
Tradeteam Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	43,671	8,427
Transflash McGregor (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	717	0
Trucks and Child Safety Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-2	0
TSO Holdings A Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	21,333	0
TSO Holdings B Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	38,792	0

TSO Property Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	0	0
UAB DHL Lietuva	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	3,748	754
Véron Grauer AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	2,425	2,705
Vetsch AG, Internationale Transporte	Switzerland, Buchs	100.00	EUR	937	759
Vetsch Internationale Transporte GbmH	Austria, Wolfurt	100.00	EUR	-	-
Werbeagentur Janssen GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	511	0
Williams Lea & Tag GmbH	Germany, Munich	100.00	EUR	25	0
Williams Lea (No. 1) Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	86,419	0
Williams Lea Belgium BVBA	Belgium, Ternat	100.00	EUR	0	0
Williams Lea Finnland Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	85	-91
Williams Lea France SAS	France, Paris	100.00	EUR	-661	-483
Williams Lea Group Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	127,724	-1,289
Williams Lea Group Management Services Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	157	-24
Williams Lea Holdings Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	544,285	-13
Williams Lea Hungary Kft.	Hungary, Budapest	100.00	EUR	-20	1
Williams Lea Ireland Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	2,810	140
Williams Lea Italia S.r.l.	Italy, Rome	100.00	EUR	8	1
Williams Lea Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	99,552	13,619
Williams Lea Netherlands B.V.	Netherlands, Amsterdam	100.00	EUR	-2,456	-116
Williams Lea S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	7	0
Williams Lea Sweden AB	Sweden, Nyköping	100.00	EUR	124	0
Williams Lea UK Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	390	-1
Williams Lea Ukraine	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	109	67
Williams Lea, s.r.o.	Czech Republic, Brno	100.00	EUR	1,204	-51
World Writers Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	19,593	1,903
Zweite Logistik Entwicklungsgesellschaft MG GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
アメリカ大陸					

Advance Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	2,452	769
AEI Drawback Services Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	7,526	1,118
Aero Express del Ecuador (TransAm) Ltda.	Ecuador, Guayaquil	100.00	EUR	65	-395
Aero Express del Ecuador TransAm Cia Ltd. (Colombian Branch)	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,364	1,485
Agencia de Aduanas DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,663	-30
AGENCIA DE ADUANAS DHL GLOBAL FORWARDING (COLOMBIA) S.A. NIVEL 1	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,005	-35
Air Express International USA, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	28,831	-6,722
Radix Group International, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	-	-
Circuit Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-89	42
Connect Logistics Services Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	1,697	5,031
Danzas Corporation	USA, Miami	100.00	EUR	-49,264	-13,656
DHL (Bahamas) Limited	Bahamas, Nassau	100.00	EUR	1,094	60
DHL (Barbados) Ltd.	Barbados, Christ Church	100.00	EUR	1,736	-119
DHL (Bolivia) SRL	Bolivia, Santa Cruz de la Sierra	100.00	EUR	2,898	766
DHL (BVI) Ltd.	British Virgin Islands , Tortola	100.00	EUR	239	15
DHL (Costa Rica) S.A.	Costa Rica , San José	100.00	EUR	16,219	-288
DHL (Honduras) S.A. de C.V.	Honduras, San Pedro Sula	100.00	EUR	4,166	-363
DHL (Jamaica) Ltd.	Jamaica , Kingston	100.00	EUR	184	-547
DHL (Paraguay) S.R.L.	Paraguay, Asunción	100.00	EUR	1,461	-352
DHL (Trinidad and Tobago) Limited	Trinidad and Tobago, Port of Spain	100.00	EUR	76	-283
DHL (Uruguay) S.R.L.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	3,501	405
DHL Arwest (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-3,618	-1,097
DHL Arwest de Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Ecatepec	100.00	EUR	-	-
DHL Arwest (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-

DHL Aviation SCR, S.A.	Costa Rica , San José	100.00	EUR	723	353
DHL Corporate Services SC México	Mexico, Tepetzotlán	100.00	EUR	4,500	1,197
DHL Customer Solutions & Innovations (USA) Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-914	0
DHL Customer Support (Costa Rica) S.A.	Costa Rica , San José	100.00	EUR	1,547	654
DHL Customs (Costa Rica) S.A.	Costa Rica , San José	100.00	EUR	-1,826	-604
DHL de Guatemala S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-1,665	-3,565
DHL Dominicana SA	Dominican Republic, Santo Domingo	100.00	EUR	1,758	11
DHL Exel Supply Chain (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	6,499	-1,789
DHL Express (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	9,642	869
DHL Express (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	5,222	-11,416
DHL Express (Canada) Ltd.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	-187,377	6,310
DHL Express (Chile) Ltda.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	15,249	572
DHL Express (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	1,248	74
DHL Express (El Salvador) S.A. de C.V.	El Salvador , San Salvador	100.00	EUR	1,231	555
DHL Express (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-49,123	54,687
DHL Express Aduanas Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	731	81
DHL Express Aduanas Venezuela C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	252	376
DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	4,839	-893
DHL Express México, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	42,793	21,785
DHL Express Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	7,761	470
DHL Fletes Aereos, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	1,132	-1,140
DHL Freight USA Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	16,174	941
DHL Global Forwarding (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	11,972	3,088
DHL Global Forwarding (Brazil) Logistics Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	14,374	147

DHL Global Forwarding (Canada) Inc.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	76,141	4,905
DHL Global Forwarding (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	21,290	497
DHL Global Forwarding (Colombia) Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,559	66
DHL Global Forwarding (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	5,139	7
DHL Global Forwarding (El Salvador) S.A.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	250	-1,018
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	8,210	988
Carga Aerea Internacional S.A. (CARINTER)	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Zona Franca (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
Transportes Expresos Internacionales (Interexpreso) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (Mexico) S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	17,139	5,159
DHL Global Forwarding (Nicaragua) S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	394	156
DHL Global Forwarding (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	6,985	-83
DHL Holding Panama Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (USA) 1, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
DHL Global Forwarding (USA) 2, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
DHL Global Forwarding (USA) 3, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
DHL Global Forwarding Aduanas Peru S.A.	Peru, Callao	100.00	EUR	234	0
DHL Global Forwarding Deposito Aduanero (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,416	560
DHL Global Forwarding Management Latin America Inc.	USA, Coral Gables	100.00	EUR	574	2

DHL Global Forwarding Peru S.A.	Peru, Lima	100.00	EUR	9,926	669
DHL Global Forwarding Venezuela, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	18,015	13,459
DHL Global Forwarding Zona Franca (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,788	202
DHL Guadeloupe SAS	Guadeloupe, Baie Mahault	100.00	EUR	250	0
DHL Holding Central America Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	52,810	159
DHL Information Services (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-1,315	-326
DHL International Antilles SARL	Martinique, Lamentin	100.00	EUR	-926	-482
DHL International Express Ltd.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	137,501	-104
DHL International Haiti SA	Haiti, Port-au-Prince	100.00	EUR	50	-70
DHL Logistics (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	93,260	19,687
DHL Management Cenam S. A.	Costa Rica , Heredia	100.00	EUR	5,425	909
DHL Metropolitan Logistics SC Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	31,667	12,891
DHL Network Operations (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	415,394	14,684
DHL Nicaragua, S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	284	-34
DHL of Curacao N.V.	Curaçao, Curaçao	100.00	EUR	306	-27
DHL Panama S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	1,033	-1,744
DHL Regional Services, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-6,407	-6,637
DHL S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	1,166	-165
DHL Sint Maarten N.V.	Sint Maarten, Philipsburg	100.00	EUR	-519	-151
DHL Supply Chain (Chile) S.A.	Chile, Colina	100.00	EUR	3,823	512
DHL Supply Chain Automotive Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	5,176	3,200
DHL Worldwide Express (Aruba) NV	Aruba, Oranjestad	100.00	EUR	5	0
DHL Zona Franca El Salvador S.A.	El Salvador , Antiguo Cuscatlan	100.00	EUR	503	0
Dimalsa Logistics Inc.	Puerto Rico, San Juan	100.00	EUR	2,628	454

DPWN Holdings (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	6,748,199	103,788
EC Logistica S.A.	Argentina, Buenos Aires	51.00	EUR	197	115
Exel Canada Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	13,811	9,081
Exel Freight Connect Inc.	USA, Wilmington	100.00	USD	248	-525
Exel Global Logistics do Brasil S.A.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	3,464	-67
Exel Global Logistics Inc.	USA, Palm City	100.00	EUR	-1,141	-415
Exel Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	243,590	56,993
Exel Logistics Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	334	21
Exel Logistics do Nordeste Ltda.	Brazil, Camacari	100.00	EUR	5,031	270
F.X. Coughlin do Brasil Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	-1,345	3,090
Freshlink Canada Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	1	0
Genesis Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	4,890	2,413
Giorgio Gori USA, Inc.	USA, Baltimore	100.00	EUR	7,224	2,665
Global Mail, Inc.	USA, Weston	100.00	EUR	176,419	25,230
Global Mail Terminal Operations (USA) LLC	USA, Weston	100.00	EUR	0	0
Gori Argentina S.A.	Argentina, Mendoza	96.76	EUR	1,564	222
GORI CHILE S.A.	Chile, Santiago de Chile	99.00	EUR	2,260	-31
Harmony Logistics Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	613	603
Heartland Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	866	423
Hyperion Inmobiliaria S.A. de C.V.	Mexico, Tepetzotlán	100.00	EUR	2,887	-536
Ibryl Inc.	Cayman Islands, George Town	100.00	EUR	321	33,004
Marias Falls Insurance Co., Ltd.	Bermuda, Hamilton	100.00	EUR	49,588	1,231
Matrix Logistics Services Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-8,385	-2,750
Polar Air Cargo Worldwide, Inc.	USA, Purchase	49.00	EUR	10,731	3
Relay Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	80	72
Saturn Integrated Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	297	281

SCM Supply Chain Management Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	43	-29
Sky Courier, Inc.	USA, Sterling	100.00	EUR	4,022	1,238
Standard Forwarding LLC	USA, East Moline	100.00	EUR	5,144	-2,530
Summit Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	1	0
Tag EquityCo Limited	Cayman Islands, Grand Cayman	100.00	EUR	3,166	-240
Tag Sao Paulo Servicos de Consultoria Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	661	260
Tag Worldwide (USA) Inc.	USA, New York	100.00	EUR	7,837	1,019
Tag Worldwide Canada Inc.	Canada, Halifax	100.00	EUR	0	0
Tafinor S.A.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	8	0
TEDI Translogic Express Dedicated Inc.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	111	43
Tibbett & Britten Group Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	17,236	10,572
Tibbett & Britten Group North America, LLC	USA, Westerville	100.00	EUR	714	23,632
Tracker Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	324	301
Transcare Supply Chain Management Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	15	14
Unidock's Assessoria e Logistica de Materiais Ltda.	Brazil, Barueri	100.00	EUR	8,591	5,029
Vensecar Internacional, C.A.	Venezuela, Maiquitia	100.00	EUR	20,218	-1,250
Vensecar International (Barbados) Inc.	Barbados, Belleville, St. Michael	100.00	EUR	18,852	0
Williams Lea (Brazil) Assessoria Em Solucoes Empresariais Ltda.	Brazil, Rio de Janeiro	100.00	EUR	-313	-445
Williams Lea (Canada), Inc.	Canada, Montréal	100.00	EUR	1,813	378
Williams Lea Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	25	204
Williams Lea Holdings, Inc.	USA, Chicago	100.00	EUR	45,926	-1
Williams Lea Inc.	USA, Chicago	100.00	EUR	142,443	8,413
Williams Lea México, S. de R.L. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	-431	-27
Wilmington Air Park, LLC	USA, Plantation	100.00	EUR	-688	-5
Zenith Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	565	61
アジア・太平洋					

Asia Overnight (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	99.40	EUR	1,266	154
Blue Dart Aviation Ltd.	India, Mumbai	49.00	EUR	5,417	622
Blue Dart Express Limited	India, Mumbai	75.00	EUR	49,092	4,104
Danzas (China) Ltd.	China, Hong Kong	100.00	EUR	3,136	3,543
Danzas AEI (HK) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-31	-14
Danzas AEI Logistics (Shanghai) Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	2,149	-18
DANZASMAL Domestic Logistics Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	1,280	1,166
Deutsche Post Global Mail (Australia) Pty Ltd.	Australia, Mascot	100.00	EUR	702	-457
DHL (Chengdu) Service Ltd.	China, Chengdu	100.00	EUR	913	282
DHL Air Freight Forwarder Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	2,617	260
DHL Asia Pacific Shared Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	-54	651
DHL Aviation (Hong Kong) Ltd.	China, Hong Kong	99.85	EUR	22,682	814
DHL Aviation (Philippines), Inc.	Philippines, Makati City	100.00	EUR	0	0
DHL Aviation Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	36,969	1,005
DHL Danzas Air & Ocean (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	29	0
DHL Consumer Dialog and Delivery (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	80.00	EUR	-248	-352
DHL Distribution (Thailand) Limited	Thailand, Nonthaburi	100.00	EUR	41,108	8,473
DHL eCommerce (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	3,082	2,038
DHL eCommerce (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	-3,519	-3,639
DHL Exel Logistics (Malaysia) Sdh. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	49.00	EUR	1,724	32
DHL Exel Supply Chain Management Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	416	156
DHL Exel Supply Chain Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	1,461	1,772

DHL Express (Australia) Pty Ltd.	Australia, Sydney	100.00	EUR	17,540	3,848
DHL Express (Brunei) Sdn. Bhd.	Brunei Darussalam, Bandar Seri Begawan	90.00	EUR	685	34
DHL Express (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	2,614	804
DHL Express (Fiji) Ltd.	Fiji, Suva	100.00	EUR	806	68
DHL Express (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	16,645	5,510
DHL Express (India) Pvt. Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	49,205	7,991
DHL Express (Macau) Ltd.	Macau, Macau	100.00	EUR	244	65
DHL Express (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	70.00	EUR	5,566	1,268
DHL Express (New Zealand) Limited	New Zealand , Auckland	100.00	EUR	5,469	1,085
DHL Express (Papua New Guinea) Ltd	Papua New Guinea, Port Moresby	100.00	EUR	698	-72
DHL Express (Philippines) Corp.	Philippines, Makati City	100.00	EUR	6,614	2,088
DHL Express (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	173,199	46,972
DHL Express (Taiwan) Corp.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	13,985	6,246
DHL Express (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	4,299	-99
DHL Express International (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	10,238	398
DHL Express Laos Sole Company Limited	Laos, Vientiane	100.00	EUR	1,833	404
DHL Express Lda	East Timor, Dili	100.00	EUR	432	3
DHL Express Nepal Pvt. Ltd.	Nepal, Kathmandu	100.00	EUR	3,223	1,104
DHL Global Forwarding (Australia) Pty Ltd.	Australia, Tullamarine	100.00	EUR	37,450	18,910
DHL Global Forwarding (Bangladesh) Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	1,479	870
DHL Global Forwarding (China) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	116,542	27,208
DHL Global Forwarding (Fiji) Limited	Fiji, Lautoka	100.00	EUR	1,835	271
DHL Global Forwarding (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	30,601	41,841

DHL Global Forwarding (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	9,624	4,873
DHL Global Forwarding (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	13,943	4,236
DHL Global Forwarding (New Zealand) Limited	New Zealand , Auckland	100.00	EUR	4,533	-8,855
DHL Global Forwarding (Philippines) Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	4,711	3,093
DHL Global Forwarding (PNG) Limited	Papua New Guinea, Port Moresby	74.00	EUR	1,404	-411
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	114,560	15,071
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd., Taiwan Branch	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	5,235	5,699
DHL Global Forwarding (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	14,961	-881
DHL Global Forwarding (Vietnam) Corporation	Vietnam, Ho Chi Minh City	49.00	EUR	3,745	2,097
DHL Global Forwarding Caledonie	New Caledonia, Noumea	100.00	EUR	3,998	510
DHL Global Forwarding Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	11,874	6,673
DHL Global Forwarding Lanka (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	70.00	EUR	-310	29
DHL Global Forwarding Management (Asia Pacific) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	245,034	38,957
DHL Global Forwarding Myanmar Limited	Myanmar, Yagon	100.00	EUR	102	2
DHL Global Forwarding Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	2,666	787
DHL Global Forwarding Polynesie S.A.R.L.	French Polynesia, Faaa	100.00	EUR	4,628	146
DHL Global Logistics (Chengdu) Co., Ltd.	China, Chengdu	100.00	EUR	271	-1
DHL Global Mail (Japan) K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	340	50
DHL Holdings (New Zealand) Limited	New Zealand , Auckland	100.00	EUR	3,459	5,722
DHL Incheon Hub Ltd.	South Korea, Incheon	100.00	EUR	8,000	897

DHL Information Services (Asia-Pacific) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	22,812	2,833
DHL International Kazakhstan, TOO	Kazakhstan, Almaty	100.00	EUR	2,196	1,757
DHL ISC (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	21,775	11,190
DHL Japan Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	45,125	6,005
DHL Keells (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	50.00	EUR	3,292	1,212
DHL Korea Limited	South Korea, Seoul	95.00	EUR	25,146	3,683
DHL Logistics (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	-8,582	5,341
DHL Logistics (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	2,034	830
DHL Logistics (China) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	72,092	1,781
DHL Logistics (Kazakhstan) TOO	Kazakhstan, Aksai	100.00	EUR	3,099	1,083
DHL Logistics (Shenzhen) Co., Ltd.	China, Shenzhen	100.00	EUR	4,997	-764
DHL Logistics Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	64,253	5,468
DHL Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	1,236	201
DHL Project & Chartering (China) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-8,941	4,732
DHL Properties (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Shah Alam	69.98	EUR	3,701	158
DHL SCM K.K.	Japan, Saitama	100.00	EUR	1,100	180
DHL Sinotrans Bonded Warehouse (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	3,880	147
DHL Sinotrans International Air Courier Ltd.	China, Beijing	50.00	EUR	286,922	193,862
DHL Supply Chain (Australia) Pty Limited	Australia, Mascot	100.00	EUR	42,539	16,323
DHL Supply Chain (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	53,258	5,198
DHL Supply Chain (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	1,000	-1,056
DHL Supply Chain (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	5,900	-1,093

DHL Supply Chain (New Zealand) Limited	New Zealand , Auckland	100.00	EUR	35,111	4,994
DHL Supply Chain (Taiwan) Co. Ltd.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	1,600	1,076
DHL Supply Chain (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	14,928	3,364
DHL Supply Chain (Vietnam) Limited	Vietnam, Ho Chi Minh City	100.00	EUR	1,613	1,071
DHL Supply Chain (Vietnam) Transportation JSC	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	71	-41
DHL Supply Chain India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	21,569	3,253
DHL Supply Chain K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	-2,523	3,054
DHL Supply Chain Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	28,763	2,936
DHL Worldwide Express (Bangladesh) Private Limited	Bangladesh, Dhaka	90.00	EUR	7,081	1,293
DHL-VNPT Express Ltd.	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	3,972	386
Dongguan DHL Supply Chain Co., Ltd.	China, Dongguan	100.00	EUR	2,798	933
Exel Consolidation Services Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	2,441	-2
Exel Japan (Finance) Ltd.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	9,674	39
Exel Logistics (China) Co. Ltd	China, Shanghai	100.00	EUR	-10,705	1,355
Exel Logistics Services Lanka (Private) Ltd.	Sri Lanka, Colombo	99.00	EUR	1,499	864
Gori Australia Pty Ltd.	Australia, Brighton-Le-Sands	100.00	EUR	5,305	2,243
MSAS Global Logistics (Far East) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	1,143	-3
PT. DANZAS SARANA PERKASA	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	764	46
PT. Birotika Semesta	Indonesia, Jakarta	0.00	EUR	5,510	852
PT. Cargotama Multi Servisindo	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	0	0
PT. DHL Supply Chain Indonesia	Indonesia, Jakarta	90.34	EUR	730	-1,146
PT. DHL Global Forwarding Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	13,667	5,500

Shanghai Danzas Freight Agency Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	3,559	1,901
Singha Sarn Co. Ltd	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	16	-9
Skyline Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.99	INR	1,561	408
StarBroker (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	40	-3
Tag India Private Limited	India, New Delhi	100.00	EUR	367	-280
Tag Worldwide (Shanghai) Co Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	806	170
Tag Worldwide (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	-1,163	-431
Tag Worldwide Australia PTY Ltd.	Australia, Parramatta	100.00	EUR	330	226
Trade Clippers Cargo Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	312	-268
Watthanothai Company Ltd.	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	711	3,282
Williams Lea (Beijing) Limited	China, Beijing	100.00	EUR	2,062	365
Williams Lea (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	2,704	-216
Williams Lea Asia Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	1,976	1,216
Williams Lea India Private Limited	India, New Delhi	100.00	EUR	6,899	611
Williams Lea Japan Limited	Japan, Tokyo	100.00	EUR	1,364	710
Williams Lea Private Limited	Singapore, Singapore	100.00	EUR	434	314
Williams Lea Pty Limited	Australia, Sydney	100.00	EUR	-3,432	70
その他の地域					
Air & Ocean General Transport Forwarding and Customs Clearance LLC	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	4,177	1,259
Buddingtrade 33 (Proprietary) Limited	South Africa, Benoni	100.00	EUR	1,757	0
DHL Global Forwarding Abu Dhabi LLC	United Arab Emirates (UAE), Abu Dhabi	49.00	EUR	12,617	3,273
Danzas Bahrain WLL	Bahrain, Manama	40.00	EUR	3,950	1,599
DHL (Israel) Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	9,165	-221
DHL (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	697	-139
DHL (Namibia) (Pty) Ltd.	Namibia, Windhoek	100.00	EUR	715	87
DHL (Tanzania) Ltd.	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	300	-153
DHL Aviation (Maroc) SA	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	4,166	1,231

DHL Aviation (Nigeria) Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	355	81
DHL Aviation (Pty) Limited	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	4,872	365
DHL Aviation EEMEA B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	980	0
DHL Aviation Kenya Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	16	0
DHL Egypt WLL	Egypt, Cairo	100.00	EUR	1,165	344
DHL Exel Supply Chain Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	5,368	-3,290
DHL Express Maroc S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	1,895	870
DHL FoodServices Egypt Limited	Egypt, Alexandria	97.20	EUR	230	48
DHL Ghana Limited	Ghana, Accra	100.00	EUR	1,738	693
DHL Global Forwarding & Co. LLC	Oman, Muscat	40.00	OMR	6,763	2,055
DHL Global Forwarding (Angola) - Comércio e Transitários, Limitada	Angola, Luanda	99.99	EUR	-8,187	-8,913
DHL Global Forwarding (Cameroon) PLC	Cameroon, Douala	62.00	EUR	415	-712
DHL Global Forwarding (Congo) SA	Republic of Congo, Pointe-Noire	100.00	EUR	-1,704	-1,642
DHL Global Forwarding (Gabon) SA	Gabon, Libreville	99.00	EUR	500	160
DHL Global Forwarding (JSC) - Libya for delivery of goods services	State of Libya, Tripoli	49.00	EUR	946	267
DHL Global Forwarding (Kenya) Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	863	-131
DHL Global Forwarding (Kuwait) Company WLL	Kuwait, Safat	49.00	EUR	5,253	2,308
DHL Global Forwarding (Senegal) S.A.	Senegal, Dakar	100.00	EUR	438	43
DHL Global Forwarding (Uganda) Limited	Uganda, Kampala	100.00	EUR	220	-329
DHL GLOBAL FORWARDING COTE D'IVOIRE SA	Ivory Coast , Abidjan	100.00	EUR	723	134
DHL Global Forwarding DR Congo SARL	The Democratic Republic of Congo, Kinshasa	100.00	EUR	-1,624	-3,380

DHL Global Forwarding Lebanon S.A.L.	Lebanon, Beirut	50.00	EUR	1,372	1,252
DHL Global Forwarding Nigeria Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-917	-1,690
DHL Global Forwarding Qatar LLC	Qatar, Doha	49.00	EUR	3,679	1,668
DHL Global Forwarding Egypt S.A.E.	Egypt, Cairo	100.00	EUR	-1,071	-2,535
DHL Global Forwarding SA (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	16,483	1,407
DHL Global Forwarding Tasimacilik A. S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	19,447	4,263
DHL International (Algerie) SARL	Algeria, Algiers	100.00	EUR	1,385	-373
DHL International (Angola) - Transportadores Rápidos Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	137	-87
DHL International (Bahrain) WLL	Bahrain, Manama	49.00	EUR	14	0
DHL International (Congo) SPRL	Democratic Republic of Congo, Kinshasa	100.00	EUR	-10,508	-3,081
DHL International (Gambia) Ltd.	Gambia, Kanifing	100.00	EUR	-53	-75
DHL International (Liberia) Ltd.	Liberia, Monrovia	100.00	EUR	-427	-183
DHL International (Pty) Ltd.	South Africa, Isando	74.99	EUR	13,235	2,150
DHL International (Pvt) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	2,039	200
DHL International (SL) Ltd.	Sierra Leone, Freetown	100.00	EUR	651	228
DHL International (Uganda) Ltd.	Uganda, Kampala	100.00	EUR	717	128
DHL International B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	941	133
DHL International Benin SARL	Benin, Cotonou	100.00	EUR	780	141
DHL International Botswana (Pty) Ltd.	Botswana, Gaborone	100.00	EUR	174	29
DHL International Burkina Faso SARL	Burkina Faso, Ouagadougou	100.00	EUR	-825	-194
DHL International Cameroon SARL	Cameroon, Douala	100.00	EUR	-1,487	-754

DHL International Centrafrique SARL	Central African Republic, Bangui	100.00	EUR	22	-71
DHL International Congo SARL	Republic of Congo, Brazzaville	100.00	EUR	-3,365	-3,985
DHL International Cote D'Ivoire SARL	Ivory Coast , Abidjan	100.00	EUR	-1,405	-378
DHL International Gabon SA	Gabon, Libreville	100.00	EUR	-436	-27
DHL Guinea Ecuatorial, S.L.	Republic of Equatorial Guinea, Malabo	100.00	EUR	-359	9
DHL International Guinee SARL	Guinea, Conakry	100.00	EUR	1,170	-291
DHL International Iran PJSC	Iran, Tehran	100.00	EUR	1,840	-545
DHL International Madagascar SA	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	60	-267
DHL International Malawi Ltd.	Malawi, Blantyre	100.00	EUR	-233	-158
DHL International Mali SARL	Mali, Bamako	100.00	EUR	123	-160
DHL International Mauritanie SARL	Mauretania, Nouakchott	100.00	EUR	784	390
DHL International Niger SARL	Niger, Niamey	100.00	EUR	280	-87
DHL International Nigeria Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	2,837	998
DHL International Reunion SARL	Réunion, Sainte Marie	100.00	EUR	176	11
DHL International Tchad SARL	Chad, Ndjamena	100.00	EUR	-260	145
DHL International Togo SARL	Togo, Lomé	100.00	EUR	-144	-74
DHL International Transportation Co WLL	Kuwait, Safat	0.00	EUR	417	0
DHL International Zambia Limited	Zambia, Lusaka	100.00	EUR	-1,532	-929
DHL Lesotho (Proprietary) Ltd.	Lesotho, Maseru	100.00	EUR	210	16
DHL Logistics Ghana Ltd.	Ghana, Tema	100.00	EUR	-6,535	-2,726
DHL Logistics Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	183	0
DHL Logistics Middle East DWC-LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	100.00	EUR	67	0
DHL Logistics Morocco S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-7,513	-5,584
DHL Logistics Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-394	-642

DHL Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	6,630	-5,985
DHL Mocambique Lda.	Mozambique, Maputo	100.00	EUR	2,313	7
DHL Operations BV Jordan Services with Limited Liability	Jordan, Amman	100.00	EUR	746	50
DHL Qatar Limited	Qatar, Doha	49.00	EUR	-671	110
DHL Regional Services (Indian Ocean) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	-6	-7
DHL Regional Services Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	102	0
DHL SA Foundation Trust	South Africa, Johannesburg	0.00	EUR	0	0
DHL Senegal SARL	Senegal, Dakar	100.00	EUR	2,292	117
DHL Supply Chain (South Africa) (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	100.00	EUR	6,166	-2,871
DHL Supply Chain Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	TZS	-48	-293
DHL Swaziland (Proprietary) Ltd.	Swaziland, Mbabane	100.00	EUR	323	46
DHL Worldwide Express & Company LLC	Oman, Ruwi	70.00	EUR	1,639	1,147
DHL Worldwide Express (Abu Dhabi) LLC	United Arab Emirates (UAE), Abu Dhabi	49.00	EUR	61	0
DHL Worldwide Express (Dubai) LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	49.00	EUR	-1,358	-104
DHL Worldwide Express (Sharjah) LLC	United Arab Emirates (UAE), Sharjah	49.00	EUR	112	0
DHL Worldwide Express Cargo LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	49.00	EUR	67	0
DHL Worldwide Express Ethiopia Private Limited Company	Ethiopia, Addis Ababa	73.00	EUR	710	-294
DHL Worldwide Express Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	1,205	93
DHL Worldwide Express Tasimacilik ve Ticaret A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	30,549	5,812
Document Handling (East Africa) Ltd.	Kenya, Nairobi	51.00	EUR	55	1,029
Durra al Hamra al Lamia'a co. Iraq	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	35	0

Exel Contract Logistics Nigeria Ltd.	Nigeria, Ikeja	100.00	EUR	-21,292	-4,024
Exel Saudia LLC	Saudi Arabia, Al Khobar	50.00	EUR	12,139	-4,971
Exel Supply Chain Services (South Africa) (Pty) Ltd.	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	256	-35
F.C. (Flying Cargo) International Transportation Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	57,047	8,240
Giorgio Gori International Freight Forwards (Pty) Ltd.	South Africa, Ferndale	100.00	EUR	16	-115
Hull, Blyth (Angola) Ltd. (Angolan branch)	Angola, Luanda	100.00	EUR	9,571	-721
Kinesis Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	100.00	EUR	-238	0
Rukwi Holdings Co. Ltd.	Tanzania, Dar es Salaam	0.00	EUR	-26	40
Sherkate Haml-oNaghl Sarie DHL Kish	Iran, Tehran	100.00	EUR	0	0
SNAS Lebanon SARL	Lebanon, Beirut	90.00	EUR	-2,492	-2,134
SNAS Trading and Contracting	Saudi Arabia, Riyadh	0.00	EUR	-18	0
SSA Regional Services (Pty) Ltd.	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	1,489	65
Tag MENA FZE	United Arab Emirates (UAE), Dubai	100.00	EUR	-113	0
Tag Worldwide JLT	United Arab Emirates (UAE), Dubai	100.00	EUR	-185	-197
Trans Care Fashion sarl (Morocco)	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-546	0
Ukhozi Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	77	0
Uniauto-Organizacoes Technicas e Industriasis SARL	Angola, Luanda	98.93	EUR	17	0

[次へ](#)

連結財務諸表に含まれない関連会社 (アフィリエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Alistair McIntosh Trustee Company Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	0	0
ASG Leasing Handelsbolag	Sweden, Stockholm	100.00	SEK	5	0
Beteiligungsgesellschaft Privatstraße GVZ Eifeltor GBR	Germany, Grafschaft-Holzweiler	53.54	EUR	-	-
Compass Point (St Ives) Management Company Limited	United Kingdom, Melton Mowbray	100.00	GBP	14	23
DEGEMOLTO Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Immobilien-Vermietungs KG	Germany, Eschborn	100.00	EUR	-	-
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Objekt Weißenhorn KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	26	0
Deutsche Post gemeinnützige Gesellschaft für sichere und vertrauliche Kommunikation im Internet mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Grundstücks-Vermietungsgesellschaft beta mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	17	0
DHL Employee Benefit Fund ASBL / VZW	Belgium, Diegem	100.00	EUR	2,117	457
DHL Pensions Investment Fund Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	GBP	0	0
DHL Trustees Limited	United Kingdom, Bedford	74.00	GBP	0	0
Eric Studio Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	1,792	0
Exel Finance Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	443	11
Exel Nominee No 2 Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
Exel Sand and Ballast Company Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	189	0
Exel Secretarial Services Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	-	-

Exel Share Scheme Trustees Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
Fashion Logistics Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	26
Fashionflow Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
forum gelb GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Higgs Air Espana S.A.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	-	-
Industrial & Marine Engineering Co of Nigeria Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	-	-
it4logistics AG	Germany, Potsdam	75.10	EUR	220	205
KXC (EXEL) GP INVESTMENT LIMITED	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	15	0
Mexicoblade Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	-19	0
Ocean Group Share Scheme Trustee Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
000 ASG Road Transport Russia	Russia, Moscow	100.00	RUB	-418	0
Pismo Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	13	0
Print to Post Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	10	0
RDC Properties Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Resure Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
Rosier Distribution Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	GBP	-	-
Ross House (AL) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	368	0
Siegfried Vögele Institut (SVI) - Internationale Gesellschaft für Dialogmarketing mbH	Germany, Königstein	100.00	EUR	50	0
StreetScooter AG	Switzerland, Oensingen	100.00	CHF	-	-
DZ Specialties B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-	-
Tag Studios Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	-166	0
Tankfreight Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	2	0

TBMM Holdings Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	42	0
The Stationery Office Pension Trustees Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	0	0
The Stationery Office Trustees Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	0	0
Tibbett & Britten (N.I.) Limited	United Kingdom, Ballyclare	100.00	GBP	0	0
Tibbett & Britten Applied Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	3,179	48
Tibbett & Britten Dairy Logistics Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	PLN	50	0
Tibbett & Britten Quest Trustees Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
UNITRANS Deutschland Gesellschaft für Terminverkehre mbH	Germany, Düsseldorf	65.38	EUR	327	8
Williams Lea (US Acquisitions) Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	1	-4,952
Williams Lea Group Quest Trustees Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	0	0
Williams Lea International Limited	United Kingdom, London	100.00	GBP	0	0
アメリカ大陸					
Deutsche Post World Net USA Inc.	USA, Washington	100.00	USD	41	-104
DHL Express (Belize) Limited	Belize, Belize City	100.00	EUR	20	0
DHL International (Antigua) Ltd.	Antigua and Barbuda, St. Johns	100.00	USD	-	-
DHL Servicios, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	MXN	-251	39
DHL St. Lucia Ltd.	St.Lucia, Castries	100.00	XCD	-	-
Hyperion Properties Inc.	USA, Westerville	100.00	USD	-	-
Inversiones 3340, C.A.	Venezuela, Caracas	49.00	VEF	47	0
Power Packaging, Inc.	USA, Westerville	100.00	USD	-	-
Safe Way Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	99.97	ARS	-	-
Skyhawk Transport Ltd.	Canada, Mississauga	100.00	CAD	105,000	0
アジア・太平洋					
Concorde Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.54	INR	-31,164	28,363
DHL Customs Brokerage Corp.	Philippines, Pasay City	100.00	PHP	464	-264
DHL Express LLP	Kazakhstan, Almaty	100.00	KZT	2,000	0

Exel Logistics Delbros Philippines Inc.	Philippines, Manila	60.00	PHP	-	-
Yamato Dialog & Media Co. Ltd.	Japan, Tokyo	49.00	JPY	-77,346	157,298
その他の地域					
Blue Funnel Angola Ltda.	Angola, Luanda	99.99	USD	61	0
Danzas AEI (private) Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	KES	-	-
Danzas AEI (Private) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	UZWL	-	-
Danzas AEI Intercontinental LTD	Malawi, Blantyre	100.00	MWK	-	-
DHL Air Freight Forwarder (Egypt) WLL	Egypt, Cairo	99.90	EGP	-	-
DHL Danzas Air & Ocean (Kenya) Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	KES	-	-
DHL Logistics Middle East FZE	United Arab Emirates (UAE), Dubai	100.00	EUR	668	301
Elder Dempster Ltda.	Angola, Luanda	99.99	USD	61	0
Exel Domestic Distribution (Pty) Ltd.	South Africa, Boksburg	100.00	ZAR	-	-
Exel Contract Logistics (SA) (Pty) Ltd.	South Africa, Elandsfontein	100.00	ZAR	-	-
Synergistic Alliance Investments (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	100.00	ZAR	-3,341	0
Tibbett & Britten Egypt Ltd.	Egypt, Cairo	50.00	EGP	-	-

ジョイント・ベンチャー (比例連結)					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Aerologic GmbH	Germany, Leipzig	50.00	EUR	34,130	6,295
アメリカ大陸					
EV Logistics	Canada, Vancouver	50.00	EUR	7,309	1,501

ジョイント・ベンチャー (資本連結)					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Defence Integrated Supply Chain Solutions Limited	United Kingdom, Bracknell	50.00	GBP	0	0
Discs Supplies Limited	United Kingdom, Bracknell	50.00	GBP	-	-

Danzas DV, LLC	Russia, Yuzhno-Sakhalinsk	50.00	RUB	-12,678	0
Güll GmbH	Germany, Lindau (Lake Constance)	51.00	EUR	1,419	-1,117
Presse-Service Güll GmbH	Switzerland, St. Gallen	51.00	CHF	992	364

関連会社 (アソシエーテッド・カンパニー) (持分法により連結財務諸表に計上)

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Cargo Center Sweden AB	Sweden, Stockholm	50.00	SEK	19,724	-444
アメリカ大陸					
DHL Aero Expreso S.A.	Panama, Panama City	49.80	EUR	28,772	1,802
Integracion Aduanera S. A.	Costa Rica, San José	51.00	CRC	325,953	0
アジア・太平洋					
Air Express International (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	49.00	MYR	12,512	305
Air Hong Kong Ltd.	China, Hong Kong	40.00	HKD	274,417	685,416
Danzas Intercontinental, Inc. (Philippines)	Philippines, Manila	39.98	PHP	-4,656	0
DHL Myanmar Ltd.	Myanmar, Rangoon	49.00	USD	2,867	1,467
Tasman Cargo Airlines Pty. Limited	Australia, Mascot	48.98	AUD	7,480	500
その他の地域					
Bahwan Exel LLC	Oman, Muscat	44.10	OMR	702	1,968
Danzas AEI Emirates LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	42.50	AED	247,667	85,354

非連結ジョイント・ベンチャー

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
MALTO Grundstücks-Verwaltungsgesellschaft mbH & Co. KG	Germany, Grünwald	50.00	EUR	38	552
Roster Worldwide Limited	United Kingdom, London	48.23	GBP	-	-

非連結関連会社 (アソシエーテッド・カンパニー)

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
----	-------	------	----	-----------------	---------------

ヨーロッパ					
Airmail Center Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt / Main	20.00	EUR	4,535	1,402
Compador Dienstleistungs GmbH	Germany, Berlin	26.00	EUR	0	-4,088
Deutsche Fonds Management GmbH & Co. DCM Renditefonds 18 KG	Germany, Munich	24.94	EUR	305	-3,167
Diorit Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG	Germany, Mainz	49.00	EUR	10	19
European EPC Competence Center GmbH	Germany, Cologne	30.00	EUR	422	68
Expo-Dan	Ukraine, Kiev	50.00	UAH	175	0
Gardermoen Perishable Center AS	Norway, Gardermoen	33.33	NOK	6,117	1,267
Jurte Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG	Germany, Mainz	24.00	EUR	0	3
profresh Systemlogistik GmbH	Germany, Hamburg	33.33	EUR	40	-17
アメリカ大陸					
BITS Limited	Bermuda, Hamilton	40.00	BMD	1,549	131
Consimex S.A.	Colombia, Medellin	29.22	COP	13,662,221	766,903
DHL International (Cayman) Ltd.	Cayman Islands, George Town	40.00	KYD	1,487	72
その他の地域					
Danzas AEI Intercontinental (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	35.00	MUR	-	-
DHL Projects-Angola, Limitada	Angola, Luanda	49.00	AOA	352,343	352,343
DHL Yemen Company Limited (Express Courier)	Yemen, Sanaa	49.00	YER	-40,544	-74,395
Drakensberg Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	50.00	ZAR	14,432	4,292

その他の投資					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Deutsche Post Pensionsfonds AG	Germany, Bonn	99.98	EUR	3,260	34
Deutsche Post Pensions- Treuhand GmbH & Co. KG	Germany, Bonn	99.98	EUR	10	0
アジア・太平洋					

Sinotrans Ltd.	China, Beijing	5.16	RMB	13,417,699	1,150,650
----------------	----------------	------	-----	------------	-----------

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、当年次財務書類は、ドイツポスト・アーゲーの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、経営報告書は、ドイツポスト・アーゲーで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、ドイツポスト・アーゲーの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2015年2月20日

ドイツポスト・アーゲー取締役会

フランク・アペル博士

ケン・アレン

ロジャー・クルーク

ユルゲン・ゲルデス

ジョーン・ギルバート

メラニー・クレイス

ローレンス・ローゼン

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

前記連結財務諸表及び個別財務諸表に対する注記を参照。

3 【その他】

(1) 【後発事象】

2014年12月31日以降に生じた重要な後発事象は以下のとおりである。

- ・2015年5月27日の定時株主総会において、1株当たりの配当金を0.85ユーロに増加する旨の決議が大多数の株主により承認された。

詳細については、以下を参照されたい。

http://www.dpdhl.com/content/dam/dpdhl/Investors/Events/Annual_General_Meeting/2015/DPDHL_Dividend_Announcement_AGM_2015.pdf

- ・前記「1 - (1) - (へ) 連結財務諸表に対する注記 - 注記(59)」を参照のこと。
- ・その他、報告日以降に当グループの純資産、財務状況及び業績に重大な影響を与える重要な事象はない。

(2) 【訴訟】

前記「第3 - 4 - (2)」の「未解決の法的手続に関するリスク」及び前記「1 - (1) - (へ) 連結財務諸表に対する注記 - 注記(53)」を参照のこと。

4 【日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

ドイツポスト・アーゲーは、国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類とは幾つかの相違点がある。その主要な相違点は以下のとおりである。

(1) 【財務書類】

国際財務報告基準に準拠して作成される財務書類は、貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記から構成されている。国際財務報告基準では連結財務諸表が主要財務書類と見なされている。

日本において、企業会計基準委員会から、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が公表され、包括利益及びその他の包括利益の表示が求められることとなった。この基準は2011年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用される。

(2) 【損益計算書の表示】

国際財務報告基準では、損益計算書上、売上高、営業損益、財務費用、持分法適用時の関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、税金費用、経常損益、異常及び非継続事業損益項目、非支配株主持分損益、会計方針の変更に伴う影響額及び当期純損益が記載される。

日本においては、売上高、売上原価、売上総利益、営業費用、営業外収益（費用）、経常損益、特別損益、税引前当期純利益、法人税等及び当期純利益が記載される。

(3) 【連結の範囲等】

国際財務報告基準では、ジョイント・ベンチャーは比例連結法を用いて連結される。但し、IFRS第11号「共同支配の取決め」が公表され、ジョイント・ベンチャーに対する比例連結法は認められないこととなる。IFRS第11号は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用される。

日本においては、比例連結法の適用は認められていない。

(4) 【リース】

国際財務報告基準では、IAS第17号「リース」に従って、リースはリース開始日にファイナンス・リース若しくはオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借主に移転するリースである。その他のリースは全てオペレーティング・リースになる。

日本においては、所有権を借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、一定の注記を財務諸表に開示することを条件にオペレーティング・リース取引として会計処理することが認められてきた。しかし、企業会計基準委員会から企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は廃止された。同基準は2008年4月1日以降開始事業年度から適用される。

(5) 【開発費用】

開発費用は、IAS第38号「無形資産」における基準を満たした時に資産計上が要求される。

日本においては、開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

(6) 【企業結合】

国際財務報告基準では、IFRS第3号「企業結合」に従って、全ての企業結合はパーチェス法を適用して会計処理される。企業結合で取得したのれんは償却されず、IAS第36号「資産の減損」に従って、毎年減損についてテストし、事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合はより頻繁に減損テストを実施する。

日本においては、企業結合にかかる会計処理について、2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、企業が特定の要件を満たした場合、企業結合を持分の結合とみなし、持分プーリング法の適用を要求している。特定の要件とは、(1)企業への対価が議決権のある株式である、(2)企業結合後の議決権比率がほぼ等しいこと、(3)議決権以外の支配関係を示す事実が存在しないこと、の3つの条件からなる。持分の結合要件を満たさない企業結合は取得とみなされ、パーチェス法が要求されることになる。当該基準の適用前では、連結会計については、基本的にパーチェス法で会計処理することが要求されていたが、個別財務諸表における合併会計については、取得した資産の受入れ価額が時価以下の範囲であれば、再調達原価若しくは帳簿価額のどちらかを選択できた。

また、のれんについても同じく2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用され、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却されている。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

「企業結合に係る会計基準」が改正され、上述の持分プーリング法が廃止されることとなった。同改正は、2010年4月1日以後実施される企業結合から適用される。

(7) 【減損会計】

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。回収可能価額を算定するために使用される見積りに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。

日本においては、長期性資産の減損会計について、2005年4月1日以後開始する事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

(8) 【投資不動産】

IAS第40号「投資不動産」に従って、投資不動産は当初取得原価で認識され、その後取得原価（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）若しくは公正価値で計上される。

日本においては、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理がされ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理が行われる。なお、国際会計基準で取得原価基準による会計処理を選択した場合に要求される時価情報の注記は、日本では要求されていない。

但し、日本においても、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、今後注記が必要となる。同基準は、2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

(9) 【少数株主持分】

国際財務報告基準では、少数株主持分は資本として表示される。

日本においては、2006年4月までは少数株主持分は負債と資本の間（負債の後）に表示されていた。「貸借対照表の純資産の部に関する会計基準」が2005年12月に公表され、会社法施行日（2006年5月1日）から適用されている。当該基準では「資本」として計上されていたものは「純資産」として計上される。「純資産」には株主資本、少数株主持分、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益が含まれる。なお、当該基準は、2013年9月に改訂され、「少数株主持分」は「非支配株主持分」に変更されることとなった。当該変更は、2015年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

(10) 【会計方針の変更に伴う財務書類の遡及修正】

国際財務報告基準では、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計方針の変更があった場合には、過年度の財務書類が遡及的に修正再表示される。

日本においては、遡及修正は要求されていない。

但し、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、今後遡及修正が必要となる。同基準は、2011年4月1日以後開始する事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用される。

(11) 【退職給付会計】

国際財務報告基準では、IAS第19号「従業員給付」に従って、未認識の保険数理差損益が給付債務の現在価値の10パーセント若しくは制度資産の公正価値の10パーセントのどちらか大きい方を超えない場合、当該未超過部分については償却する必要はなかった（コリドール・アプローチ）。しかし、2011年6月に

公表された改訂IAS第19号「従業員給付」により、2013年1月1日以後開始する事業年度より、保険数理差損益はすべてその他の包括利益で即時に認識されることとなる。

日本においては、すべての未認識の保険数理差損益は償却の対象となり、毎期一定額が損益として認識される。なお、2012年5月17日に「退職給付に関する会計基準」が公表された。当該基準により、オフバランスになっていた未認識過去勤務費用及び未認識保険数理差損益が連結貸借対照表で認識されることとなる。当該基準は2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務書類から適用される。

(12) 【有給休暇引当金】

国際財務報告基準では、IAS第19号に従って有給休暇引当金が計上される。

日本においては、有給休暇についての会計基準は設定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることは殆どない。

(13) 【ヘッジ会計】

国際財務報告基準では、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

(イ) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価する。ヘッジ対象項目については、当該項目のリスクに起因する公正価値の変動部分についてのみ、帳簿価額を修正する。公正価値ヘッジから生じる損益は、ヘッジ手段に関するものもヘッジ対象物に関するものも、損益計算書に計上する。

(ロ) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価し、有効なヘッジ部分に関する損益については当初資本に計上し、その後ヘッジ対象項目の損益認識のパターンと同様の方法で損益計算書に含める。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産又は負債として繰り延べる（「繰延ヘッジ」）。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる資産又は負債とほぼ同一である金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理すること（金利スワップの特例処理）が認められている。

(14) 【セグメント別報告】

国際財務報告基準では、IAS第14号「セグメント報告」に代わるものとして、2009年1月1日以後開始する事業年度からIFRS第8号「事業セグメント」が適用され、マネジメント・アプローチが採用された。

日本においては、セグメント情報について、事業の種類別セグメント情報、国又は地域別のセグメント情報、及び海外売上高が開示される。また、2009年3月27日に企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が改訂された。この基準は、2010年4月1日以後開始する事業年度から適用され、IFRS第8号と同様、マネジメント・アプローチを導入している。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に、最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【本邦における株式事務等の概要】

当社の株式（以下「当社株式」という。）を取得する者（本項において以下「実質株主」という。）については、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款に基づき、実質株主の名義で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。当社株式についての売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他当社株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社株式に関する事務手続の概要である（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがなされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

(1) 【名義書換取扱場所、株主名簿管理人及び実質株主明細表】

日本には、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。各窓口証券会社は、自社に取引口座を有する全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には、各実質株主の氏名及び各実質株主のために所有する株式数が記載される。

(2) 【株主に対する特典】

なし。

(3) 【株式の譲渡制限】

実質株主の行う株式譲渡については、「第1-2 外国為替管理制度」で述べた制約を除き、何ら制限はない。

(4) 【その他株式事務に関する事項】

(イ) 株式の登録

取引口座を通じて保有される当社株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で、当社の登録株主名簿に登録される。

(ロ) 事業年度の終了

当社の事業年度は、毎年12月末日に終了する。

(ハ) 実質株主明細表の基準日

当社の取締役会は、配当の支払又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常、当社が定めるドイツにおける上記基準日と同一の暦日となる。

(ニ) 公告

日本における公告は行われぬ。

(ホ) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設するときに、窓口証券会社の定めるところにより、口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

2 【日本における実質株主の権利行使方法】

(1) 【実質株主の議決権の行使に関する手続】

議決権の行使は、実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権を行使しない。

(2) 【配当請求等に関する手続】

(イ) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載されている実質株主に支払われる。

(ロ) 株式配当等の交付手続

株式分割の方法により割り当てられた当社株式は、原則として、現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、窓口証券会社は、かかる当社株式を取引口座を通じて処理する。但し、実質株主が特に要請した場合を除き、ドイツにおける取引単位未満の当社株式は売却され、その純手取金が窓口証券会社を通じて実質株主に支払われる。

株式配当により割り当てられた当社株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(ハ) 新株引受権

当社株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 【株式の移転に関する手続】

実質株主は、その所有する株式の振替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内の外貨による。

窓口証券会社の店頭における当社株式の譲渡は、口座間の振替を口座簿に記録することにより行われ、日本における当社株式の取引が行われた結果として、現地保管機関の株式口座に変更が生じた際に、現地保管機関の定める手続に従い、当該当社株式を振り替えるための口座簿の記録が行われる。

(4) 【本邦における課税】

(イ) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツ又はその地方公共団体の源泉課税があるときは、この額をドイツにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、()個人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税及び5パーセントの地方税が、()法人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税が源泉徴収される。かかる配当所得について個人は確定申告を要しないが、個人は申告分離課税若しくは総合課税という方法のいずれかにおいて確定申告を行うことを選択できる。

実質株主に支払われた配当につき源泉徴収されたドイツの所得税額については確定申告により外国税額控除が利用できる場合がある。

(ロ) 譲渡損益

当社株式の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

(ハ) 相続税

(a) 当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

(b) 日本国の居住者が相続した当社株式が同時にドイツの相続税の対象となることがあるが、ドイツで徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が受けられる。

ドイツにおける課税上の取扱いについては、「第1-3 課税上の取扱い」を参照されたい。

(5) 【実質株主に対する諸通知】

当社が株主に対して行う通知及び通信は、当社株式の名義上の株主である現地保管機関又はその名義人に対し行われる。現地保管機関は、同通知及び通信を窓口証券会社に転送し、窓口証券会社は更に実質株主に対して転送する責任を負う。実費は当該実質株主に請求される。しかし、実質株主がかかる通知及び通信の転送を希望しない場合、又はかかる通知及び通信の内容が重要でない場合、かかる通知及び通信はかかる実質株主に転送されず、窓口証券会社が保管し、実質株主の閲覧に供される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2 【その他の参考情報】

当社は、2014年1月1日から本有価証券報告書提出日までの期間において、金融商品取引法第25条1項各号に掲げる次の書類を提出している。

有価証券報告書及びその添付書類	事業年度	自 2013年1月1日 至 2013年12月31日	2014年6月27日、関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 2014年1月1日 至 2014年6月30日	2014年9月29日、関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Gewinn-und-Verlust-Rechnung und Gesamtergebnisrechnung, Bilanz, Kapitalflussrechnung, Eigenkapitalveränderungsrechnung und Anhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2014 – geprüft.

Verantwortung des Vorstands für den Konzernabschluss

Der Vorstand der Deutsche Post AG, Bonn, ist verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Der Vorstand ist auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von dem Vorstand ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2014 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2014 geprüft. Der Vorstand der Deutsche Post AG, Bonn, ist verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 20. Februar 2015

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann
Wirtschaftsprüfer

Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer

[次へ](#)

(訳文) 監 査 報 告 書

私どもは、ドイツポスト・アーゲー(ボン)及びその子会社により作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務書類に対する注記で構成される2014年1月1日より12月31日までの事業年度の連結財務書類についての監査を行った。

取締役会の連結財務書類に対する責任

本連結財務書類の作成は、ドイツポスト・アーゲー(ボン)の取締役会の責任にある。その責任は、EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に準拠したドイツ法の追加規定に基づいて本連結財務書類が作成され、その規定に従って実際のグループの資産及び財政状態並びに経営成績に関する状況を反映することを含む。取締役会も実質的な過誤表示(故意の有無を問わず)を含まない財務書類の作成に必要と判断した内部管理の実施に関する責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて連結財務書類について判断を表明することにある。

私どもは私どもの監査をドイツ商法第317条及び公認会計士協会(IDW)が公布した、財務書類監査に関するドイツにおける一般に公正妥当と認められた監査基準に従って、さらに国際監査基準(ISA)に従って連結財務書類の監査を行った。これらの基準に従って、私どもは職業義務を守り、監査を財務書類に実質的な過誤表示を含まないように十分確認できるよう監査を計画又は実施しなければならない。監査は、財務書類における価格の算定方法等その他の表示について、監査証拠を得るための監査行為の実施を含む。監査行為の選択は、監査人が羈束裁量に基づいて行う。それは財務書類の実質的な過誤表示(行為の有無を問わず)のリスクを含む。そのリスクを評価するために、監査人は実況を反映する財務書類の作成に関連性がある内部管理体制を参考にする。目的は、現状において監査行為を計画及び実施することであるが、グループ内の管理体制の効力を判断することではない。財務書類の監査は適用された決算方式の妥当性及び取締役会が決算の際査定した価格の正当性並びに連結財務書類の全体的な表示に関する評価を含む。私どもは、私どもの取得した監査証拠は監査判断の十分かつ適切な基礎であるという意見をもっている。

監査判断

ドイツ商法第322条第3項1に従って、私どもの監査の結果、いかなる異議も生じていないと表示する。

私どもの監査の結果に基づく私どもの意見では、連結財務書類は、すべての実質的事項に関して、EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(HGB)第315a条第1項に準拠したドイツ法の規定に従っており、これらの規定に従ってグループの2014年12月31日付の純資産及び財政状態並びにその日に満了する営業年度の経営成績の真実かつ公正な概観を与えている。

グループ経営報告書

私どもは、2014年1月1日より12月31日までの事業年度に対するドイツポスト・アーゲー(ボン)のグループ経営報告書の監査を行った。ドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に準拠するドイツ法の追加規定に基づくグループ経営報告書を作成する責任はドイツポスト・アーゲー(ボン)の取締役会にある。

私どもは私どもの監査をドイツ商法第317条及び公認会計士協会(IDW)が連結決算に関して公布した、財務書類監査に関するドイツにおける一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査を行った。これらの基準に従って、グループ経営報告書の監査を計画かつ実施する際、その報告書が連結財務書類及び監査によっ

て取得した知識に適合し、全体として、グループの状態の適切な概観を表し、将来の事業展開における機会及びリスクを適切に表示することが十分確実でなければならない。

ドイツ商法第322条第3項1に従って、私どもの監査の結果、いかなる異議も生じていないと表示する。

私どもの連結財務書類及びグループの経営に関する報告書の監査の結果に基づく私どもの意見では、グループの経営に関する報告書は連結財務書類と一致し、連結の状況を正確に反映し、将来の発展の見込み及びリスクを正確に説明している。

デュッセルドルフ、2015年2月20日

ブライスウォーターハウスクーパース

アクティエンゲゼルシャフト

監査法人

(ゲアド・エッグマン)
(経済監査士)

(ディートマー・プリュム)
(経済監査士)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Gewinn-und-Verlust-Rechnung und Gesamtergebnisrechnung, Bilanz, Kapitalflussrechnung, Eigenkapitalveränderungsrechnung und Anhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2013 – geprüft.

Verantwortung des Vorstands für den Konzernabschluss

Der Vorstand der Deutsche Post AG, Bonn, ist verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Der Vorstand ist auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten

Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von dem Vorstand ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2013 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2013 geprüft. Der Vorstand der Deutsche Post AG, Bonn, ist verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 20. Februar 2014

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann
Wirtschaftsprüfer

Dietmar Prumm
Wirtschaftsprüfer

[次へ](#)

(訳文) 監 査 報 告 書

私どもは、ドイツポスト・アーゲー(ボン)及びその子会社により作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務書類に対する注記で構成される2013年1月1日より12月31日までの事業年度の連結財務書類についての監査を行った。

取締役会の連結財務書類に対する責任

本連結財務書類の作成は、ドイツポスト・アーゲー(ボン)の取締役会の責任にある。その責任は、EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に準拠したドイツ法の追加規定に基づいて本連結財務書類が作成され、その規定に従って実際のグループの資産及び財政状態並びに経営成績に関する状況を反映することを含む。取締役会も実質的な過誤表示(故意の有無を問わず)を含まない財務書類の作成に必要と判断した内部管理の実施に関する責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて連結財務書類について判断を表明することにある。

私どもは私どもの監査をドイツ商法第317条及び公認会計士協会(IDW)が公布した、財務書類監査に関するドイツにおける一般に公正妥当と認められた監査基準に従って、さらに国際監査基準(ISA)に従って連結財務書類の監査を行った。これらの基準に従って、私どもは職業義務を守り、監査を財務書類に実質的な過誤表示を含まないように十分確認できるよう監査を計画又は実施しなければならない。監査は、財務書類における価格の算定方法等その他の表示について、監査証拠を得るための監査行為の実施を含む。監査行為の選択は、監査人が羈束裁量に基づいて行う。それは財務書類の実質的な過誤表示(行為の有無を問わず)のリスクを含む。そのリスクを評価するために、監査人は実況を反映する財務書類の作成に関連性がある内部管理体制を参考にする。目的は、現状において監査行為を計画及び実施することであるが、グループ内の管理体制の効力を判断することではない。財務書類の監査は適用された決算方式の妥当性及び取締役会が決算の際査定した価格の正当性並びに連結財務書類の全体的な表示に関する評価を含む。私どもは、私どもの取得した監査証拠は監査判断の十分かつ適切な基礎であるという意見をもっている。

監査判断

ドイツ商法第322条第3項1に従って、私どもの監査の結果、いかなる異議も生じていないと表示する。

私どもの監査の結果に基づく私どもの意見では、連結財務書類は、すべての実質的事項に関して、EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(HGB)第315a条第1項に準拠したドイツ法の規定に従っており、これらの規定に従ってグループの2013年12月31日付の純資産及び財政状態並びにその日に満了する営業年度の経営成績の真実かつ公正な概観を与えている。

グループ経営報告書

私どもは、2013年1月1日より12月31日までの事業年度に対するドイツポスト・アーゲー(ボン)のグループ経営報告書の監査を行った。ドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に準拠するドイツ法の追加規定に基づくグループ経営報告書を作成する責任はドイツポスト・アーゲー(ボン)の取締役会にある。

私どもは私どもの監査をドイツ商法第317条及び公認会計士協会(IDW)が連結決算に関して公布した、財務書類監査に関するドイツにおける一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査を行った。これらの基準に従って、グループ経営報告書の監査を計画かつ実施する際、その報告書が連結財務書類及び監査によっ

て取得した知識に適合し、全体として、グループの状態の適切な概観を表し、将来の事業展開における機会及びリスクを適切に表示することが十分確実でなければならない。

ドイツ商法第322条第3項1に従って、私どもの監査の結果、いかなる異議も生じていないと表示する。

私どもの連結財務書類及びグループの経営に関する報告書の監査の結果に基づく私どもの意見では、グループの経営に関する報告書は連結財務書類と一致し、連結の状況を正確に反映し、将来の発展の見込み及びリスクを正確に説明している。

デュッセルドルフ、2014年2月20日

ブライスウォーターハウスクーパース
アクティエンゲゼルシャフト
監査法人

(ゲアド・エッグマン) (ディートマー・プリュム)
(経済監査士) (経済監査士)

Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2014 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach §317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichtes. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht im Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 20. Februar 2015

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer Wirtschaftsprüfer

[次へ](#)

(訳文)
監 査 報 告 書

監査報告書

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)の2014年1月1日より2014年12月31日までの事業年度の会計帳簿及び経営報告書を含む、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から構成される年次財務書類の監査を行った。会計帳簿の記録並びに年次財務書類及び経営報告書の作成は、ドイツ商法に準拠し作成されており、会社経営陣の責任によるものである。私ども監査人の責任は、私どもの監査に基づいてこれらの会計帳簿を含む年次財務書類及び経営報告書について意見を表明することである。

私どもは、ドイツ商法第317条及び、ドイツ公認会計士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に従った年次財務書類及び経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があるかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査計画手続の決定にあたっては、会社の事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性を考慮に入れている。監査には、会計処理に係る内部統制の有効性、並びに会計帳簿、年次財務書類及び経営報告書に記載されている開示についての証拠を主に試査により検証することが含まれている。監査はまた、適用された会計原則及び経営陣による重要な見積り、更に年次財務書類及び経営報告書の全体的な表示の評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に対する合理的な根拠を与えているものと確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査に基づく私どもの意見では、年次財務書類は、法的要件に従っており、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて、会社の純資産、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示している。経営報告書は年次財務書類とともに、全体として、会社の状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開におけるリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2015年2月20日

ブライスウォーターハウスクーパース

アクティエンゲゼルシャフト

監査法人

(グアド・エッグマン)
(経済監査士)

(ディートマー・プリュム)
(経済監査士)

Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung, sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2013 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichtes. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht im Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 20. Februar 2014

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann
Wirtschaftsprüfer

Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer

[次へ](#)

(訳文)
監 査 報 告 書

監査報告書

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)の2013年1月1日より2013年12月31日までの事業年度の会計帳簿及び経営報告書を含む、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から構成される年次財務書類の監査を行った。会計帳簿の記録並びに年次財務書類及び経営報告書の作成は、ドイツ商法に準拠し作成されており、会社経営陣の責任によるものである。私ども監査人の責任は、私どもの監査に基づいてこれらの会計帳簿を含む年次財務書類及び経営報告書について意見を表明することである。

私どもは、ドイツ商法第317条及び、ドイツ公認会計士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に従った年次財務書類及び経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があるかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査計画手続の決定にあたっては、会社の事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性を考慮に入れている。監査には、会計処理に係る内部統制の有効性、並びに会計帳簿、年次財務書類及び経営報告書に記載されている開示についての証拠を主に試査により検証することが含まれている。監査はまた、適用された会計原則及び経営陣による重要な見積り、更に年次財務書類及び経営報告書の全体的な表示の評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に対する合理的な根拠を与えているものと確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査に基づく私どもの意見では、年次財務書類は、法的要件に従っており、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて、会社の純資産、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示している。経営報告書は年次財務書類とともに、全体として、会社の状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開におけるリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2014年2月20日

ブライスウォーターハウスクーパース

アクティエンゲゼルシャフト

監査法人

(グアド・エッグマン)
(経済監査士)

(ディートマー・プリュム)
(経済監査士)